

決算審査特別委員会

8月31日（月）午後3時10分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 その他

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	松本	美子	委員
11番	渋谷	登美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局	長	村	田	泰	夫		
主	席	主	査	岡	野	富	春
主		査	久	保	か	おり	

○青柳賢治議長 それでは、皆さんどうもお疲れさまでございます。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定によりまして、年長の安藤欣男委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔臨時委員長、委員長席に着席〕

◎開会の宣告

○安藤欣男臨時委員長 それでは、年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 3時10分)

◎委員長の互選

○安藤欣男臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。いかがでしょうか。

〔「指名推選でお願いします」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 指名推選の声がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は、指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員 松本美子委員を指名します。

○安藤欣男臨時委員長 ただいま松本美子委員が委員長に指名されました。

ただいま指名されました松本美子委員を委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○安藤欣男臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、松本美子委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました松本美子委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、ただいま指名推選いただきました松本美子でございますけれども、ふつつかですが一生懸命やらさせていただきますので、ご協力のほどよろしくどうぞお願いいたします。

○安藤欣男臨時委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長を交代いたします。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○松本美子委員長 それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

◎座席の指定

○松本美子委員長 座席指定を行います。

座席ですけれども、議席番号順に1番から11番といたしたいと思います。

なお、最終番席につきましては、委員長、私、松本美子とさせていただきます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、座席は議席番号順に1番から11番とし、委員長席は最終番席とすることに決定をいたしました。

それでは、指定をさせていただきます。

1番席、森委員、2番席、大野委員、3番席、佐久間委員、4番席、長島委員、5番席、畠山委員、6番席、吉場委員、7番席、河井委員、8番席、川口委員、9番席、安藤委員、10番席、渋谷委員、11番席、最終番席、松本でございますけれども、座席指定をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎副委員長の互選

○松本美子委員長 それでは、副委員長の選挙に移らせていただきますけれども、よろしく願いをいたします。

どのような方法により行いますか、お諮りをいたします。どうぞ。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、お声が出ませんので、暫時休憩とさせていただきますけれども、よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時16分

再 開 午後 3時20分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○森 一人委員 立候補させていただきます。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、立候補をしていただきました森さんに副ということでよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と言う人あり〕

○松本美子委員長 では、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいま森委員が副委員長に指名されましたので、副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、副委員長の森さんにご挨拶をお願いいたします。

○森 一人副委員長 委員長をバックアップできるよう最善を尽くします。よろしく願いいたします。

◎決算審査の順番について

○松本美子委員長 それでは、決算審査の順番でございますけれども、お諮りをいたします。

お手元に決算審査特別委員会平成27年度決算審査予定表をお配りいたしております。

審査の順序は、配付した表のとおりでご異議ございませんか。

○渋谷登美子委員 ちょっと待ってください。これは前にも言った。課の関係でというのがあったのですけれども、それは何も聞いていらっしゃるんですか。課のほうで時間を動かしてくださいというのがあったのだけれども。

○村田泰夫事務局長 一応案であれなので、これで流して、もし課のほうの予定があればちょっとまた変更させていただきます。

○松本美子委員長 それでは、ご異議なしと認めます。

また課のほうでの流れにつきましては、課のほうと調整ということでよろしく願います。

◎決算事業現地調査について

○松本美子委員長 続きまして、決算事業現地調査ということでございますが、平成26年度事業現地調査の件についてお諮りいたします。平成26年度事業において、現地を確認することが必要な事業等がございましたら、ご意見をお願いいたします。どうぞ。

それでは、事務局のほうから案を出させていただきますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○松本美子委員長 では、事務局お願いいたします。

○村田泰夫事務局長 では、私のほうから26年度の決算審査の現地調査準備資料ということで一応用意させていただいておりまして、大きな事業を挙げさせていただきました。

今8件ほどあるのですけれども、まず1点目、菅谷小学校普通教室等空調設備工事、契約金額が5,063万5,800円、請負業者が埼玉設備工業で、担当課はこども課でございます。

2点目が川のまるごと再生事業整備工事、金額が972万5,400円、請負業者が株式会社小宮工業で、担当事業課がまちづくり整備課でございます。

3点目ですけれども、送配水管布設替え工事、請負工事金額は8,576万7,120円、請負業者が新埼玉環境センター（株）、上下水道課でございます。

4点目が舗装修繕工事、町道1-25号線、これは場所的にはB&Gから学校橋……すみません、2つにかかっている橋のところの舗装修繕工事でございます、金額が3,864万240円で、株式会社NIPPON熊谷出張所で、これもまちづくり整備課でございます。

5点目なのですけれども、町道1-3号線、配水管布設替え工事（その3）ということで、請負金額が2,944万7,280円、請負業者が新埼玉環境センターで、上下水道課

でございます。

最後になりますけれども、6点目、志賀小学校下水道整備工事、請負金額が2,045万3,040円、請負業者が新埼玉環境センターということで、これは学務課でございます。

以上6カ所を一応案として挙げさせていただいております。よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

○松本美子委員長 現地調査につきまして、事務局のほうから提案がございましたけれども、この中で何点かに絞らせていただきましょうか。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○松本美子委員長 どうぞ、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 北部のふれあい交流センター、今工事が始まっているのだけれども、契約というか設計なんかは26年度ではなかったですか。そうすると、今工事やっている最中なのだけれども、北部のふれあい交流センターは工事中でも行っても構わないかなと思うのだけれども。私は一遍、町立幼稚園のときに、文教厚生委員会の人たちが行ったけれども、私たちは全然行かなかったけれども、そのときに階段のことに全然気づかなかったということがあって、階段が、子供相手の階段なのに、上から全く見えない状況だということに気づかなかったというのがあったので、1度だけやっばり工事中でも見せてもらうようなことがあったほうがいいのかと思ったのですけれども、北部ふれあい交流センターに関しては、ちょこっとだけでも、説明を受けながら、終わった工事ではなくても、入っても構わないのかなと思うのですけれども。

○長島邦夫委員 こう見ていると、学校の関係と道路の修繕だとか、またはまちづくり整備課の川のまるごと、分割されて6カ所でもいいような気がするけれども、何カ所ぐらいが理想だというふうに思うわけですか。

○松本美子委員長 それを今ここで審議しているわけですが。

○長島邦夫委員 私は6カ所でもいいのではないかなと思いますし、1つ聞きたいのですけれども、あれは年度が違うのかもしれないけれども、今言った北部交流センターの脇にあるやすらぎ、やすらぎのお風呂の関係は年度は違いますか。

○村田泰夫事務局長 いえ、今年度です。

○長島邦夫委員 今年度ですか。できればそこに行くのであれば、見に行ったほうがいいのか、いろいろお話が出るので。

○安藤欣男委員 ただ、基本的には決算の状況を見に行こうということだから、決算審

査特別委員会の仕事だからね。

- 渋谷登美子委員 私はやったほうが良いような気がするのです。
- 安藤欣男委員 それはそれでどこかでまたやれば良いのだ。
- 渋谷登美子委員 どっかでと云って、今回の、今議会ではこれしかできないということ、そう考えると北部は入ってもいいのかなと思うのですけれども、やっている最中なのです。真っ最中で車もとめることが難しいような感じではあるのだけれども、でも議員が入らないということは、今まで全然工事中のことに関して何もやったことないのですけれども、少なくとも契約に関しては、昨年であるならば、入っても構わないのかなと思うのですけれども。
- 大野敏行委員 工事施工中の工事箇所については、責任範囲が工事受け入れの工事業者なので、その認可がとれないと入っていけないと思いますよ。
- 渋谷登美子委員 いいですか。それは、でも基本的に嵐山町の議会が議決したことであって、それに関しての責任というのは嵐山町の議会に、議決の責任があるわけです。そうすると、相手方が入ってはいけないというふうにする権利はないと思います。
- 大野敏行委員 安全面ですね。
- 渋谷登美子委員 安全確認するのをやれば別に問題ないと思いますけれども。
- 大野敏行委員 だから、工事業者が、それは、ではわかりましたという回答をもらえば行けるとは思います。
- 渋谷登美子委員 いいのではないですか。申請してみたって。たまには。
- 川口浩史委員 前にも工事の途中で見てはいるのです。もちろん向こうの了解を得て。
- 青柳賢治議長 ちょっとどうなのですか、ちょっと私が発言しては申しわけないですけれども。
- 松本美子委員長 どうぞ、議長。
- 青柳賢治議長 時間も限られていることですから、執行も待っているのですよ。それで、今局長のほうから大体出してもらったのは、金額と、ちょっと偏っているところもあるかもしれませんが、今渋谷さんがおっしゃったことを執行部のほうに直接尋ねてみて、実際にやっぱりちょっと工事が急でいろいろ展開しているようであれば、その話だけ聞かせてもらうとか、行けるのだったら行けるのもいいかもしれませんが、その辺皆さんの総意で動いてもらっていいと思うのです。その1点で審議していると、時間かかりますよ、これ。

○渋谷登美子委員 そうですね、それでやってもらって。

○青柳賢治議長 それで状況が行けるのであれば。

○松本美子委員長 聞いてもらって。

○村田泰夫事務局長 わかりました。

○青柳賢治議長 局長のほうからでも。

○村田泰夫事務局長 はい。

○渋谷登美子委員 それは正副に任せるという形にして。

○松本美子委員長 では、そうさせていただきます。

〔「あとは6カ所でいいや」と言う人あり〕

○村田泰夫事務局長 はい、わかりました。

○青柳賢治議長 あと、さっき長島さんの。

○松本美子委員長 やすらぎも入りますから、そこまでということになればね。

では、事務局のほうで、私と副委員長のほうで話し合いをさせていただきながら決定させていただき、決算の26年度の現地調査ということになりますけれども、お願いをいたしたいと思います。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 それでは、これにて委員会を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時31分)

決算審査特別委員会

9月7日（月）午前9時30分開議

議題1 「平成26年度決算事業現地調査」

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主席主査	岡野富春

○説明のための出席者

岩澤勝町長	
小久保錦一	教育長

◎委員長挨拶

○松本美子委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、決算審査特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

現地調査及び審査を本日から行います。よろしく願いをいたします。

(午前 9時31分)

◎議長挨拶

○松本美子委員長 それでは、ここで、議長に出席をいただいておりますので、青柳議長からご挨拶をいただきたいと思います。

議長、お願いいたします。

○青柳賢治議長 皆さん、おはようございます。きょうは現地調査ということでございますが、足下も悪いのですけれども、皆さん気をつけていただいております。

いずれにいたしましても、きょうから審査が始まります。既にもう何度か決算審査も受けておりますけれども、予算が議決の趣旨と目的に従って適正に、そして効率的に執行されているかどうか、さらにはどのように行政効果が発揮できたか、また今後このような行政運営に対しましてどのような改善になるのかというようなことを着眼点にいただいて審査のほうをお願いできればと思います。きょうから4日間になりますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

◎町長挨拶

○松本美子委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。一般質問が終了いたしまして、皆様方からいろんなご意見を頂戴いたしました。そういう中で道路のところの木がという話がされました。地域力の低下と言ってしまうとそれまでなのですけれども、けさもときがわ町の方からお電話いただきまして、遠山からヤオコーに出るほうの道路の歩道が草が

大変ひどくて、その草にからまって中学生が転んだとかというところを見たと、そして地域の人が何かやってくれて、この歩道のところをきれいにしてくれた。職員にけさ早速問い合わせたらきれいになっているという話を言っていました。教育長にも話したのですけれども、全町のその通学路というものを何らかの形でもう一回緊急に見ていただいて、どうにもしようがないところというのをどうにかしないと、きのうも一般質問で言ったように、どうにかしないところはどうにかしなければいけないわけですけれども、ときがわの方も「シルバーにでもちょっと頼んだらどうですか」とこういうふうに言われたのですけれども、シルバーから仕事の依頼の伝票が回ってくるのですけれども、時々シルバーにその都度行ってあれなのですが、今たまるばかりなのです。処理ができないと、たまるばかりだという話をきょう、シルバー力も落ちてきてしまっているような状況で、だけれども、決して慌てないでください。慌てて事故が起きたり脚立から落ちたり、入院から退院された方もいるのですが、そんなようなことが起きてしまうと余計に大変ですから、健康とその事故にはいろいろ気をつけていただいて、できる限りの努力をお願いしますというふうにお願いだけはしていますけれども、シルバーもそういうような状況ですので、ほかのところその草なんかはできないものだろうかということで、営農なんかにもお話をかけたりして、草刈りで行ってもらえるところをお願いをしたりとか、八方手を尽くすといいますか、いろんな形でやっているわけですけれども、今も話しましたけれども、草刈り、シルバーにでも頼めばというような状況というのは、そういう状況ですので、民間の造園業者等々もお願いをするようなことを考えていかないと、これから先どうなのだろうというようなこともありますので、そうなってくると予算も今までのような状況にはこれいなくなってきましたし、大変煩わしい問題なのですが、けさそんな電話もいただきましたので、ちょっと余計なことを話させていただきました。

きょうからまた決算審査なので、大変お世話になります。課長のほうにも、課長会でも先日お話をいたしまして、答弁のほうはしっかりわかりやすく、簡単にわかりやすく大きな声でやるようにということで話をお願いもしてありますので、どうかよろしくご審議のほういただきまして、いろいろご指導もまたいただけるようお願いをしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。

○松本美子委員長 大変ありがとうございました。

◎開会の宣告

○松本美子委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、よって決算審査特別委員会は成立いたしました。これより開会をいたします。

(午前 9時36分)

◎開議の宣告

○松本美子委員長 直ちに本日の会議を開きます。

委員会開会日の決定でございますけれども、委員会の開会日につきましてはお諮りをいたします。

本委員会の開会は、本日9月7日、8日、9日、10日及び11日の5日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の開催は、本日9月7日、8日、9日、10日、11日の5日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○松本美子委員長 諸般の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から、認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件まで、及び議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上、決算審査6件及び議案第48号の1件ですので、ご了承願いたいと思っております。

次に、本委員会の決算審査予定表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたのでご了承ください。

最後に、今委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、説明員中の安藤副町長におきましては、所用のため欠席ということになって

届け出がございましたので、ご了承願います。

諸般の報告を終わらせていただきます。

◎審査の方法

○松本美子委員長 審査の方法について、お諮りをいたします。

申し合わせのとおり、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査は、歳出を基本に、歳入、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類を含め、決算審査予定表に基づき、課、局ごとに議会事務局から順に行い、最後に総括質疑といたしたいと思えます。

また、認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件までの審査は、歳入歳出を一括して行いたいと思えます。その後、議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号まで、議案第48号については先ほど申し上げたとおり審査することに決定をいたします。

なお、認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の6議案につきまして、総括質疑をする委員は、9月9日午後1時まで委員長に届け出をお願いいたします。

◎現地調査

○松本美子委員長 それでは、これより決算審査特別委員会現地調査を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、資料等を持っていただきまして、直ちに出発をさせていただき、現地のほうで各担当の課長さんや係長さんをお待ちですので、説明を受けてもらいたいと思えます。よろしく願いいたします。

現地調査 午前 9時41分

現地調査箇所：川のまると再生事業整備工事

舗装修繕工事（町道1-25号線）

送配水管布設替工事

志賀小学校普通教室等空調設備工事

生き生きふれあいプラザやすらぎ浴室等改修工事

嵐山町北部交流センター改修事業に関する業務委託

現地調査終了 午前11時56分

◎散会の宣告

○松本美子委員長 それでは、散会とさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

(午前11時56分)

決算審査特別委員会

9月8日（火）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番 森 一人 委員	2番 大野 敏行 委員
3番 佐久間 孝光 委員	4番 長島 邦夫 委員
5番 畠山 美幸 委員	6番 吉場 道雄 委員
7番 河井 勝久 委員	8番 川口 浩史 委員
9番 安藤 欣男 委員	10番 渋谷 登美子 委員
11番 松本 美子 委員	

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳 賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	村田 泰夫
主席 主査	岡野 富春

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 総 務 課 長	
村 田 朗 総務課庶務・人事担当副課長	
内 田 恒 雄 総務課財政契約担当副課長	
青 木 務 地 域 支 援 課 長	
伊 藤 恵 一 郎 地 域 支 援 課 政 策 創 生 担 当 副 課 長	
根 岸 隆 行 地 域 支 援 課 人 権 ・ 安 全 心 担 当 副 課 長	
山 岸 堅 護 税 務 課 長	
田 畑 修 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
大 島 真 弓 税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	
金 井 敏 明 町 民 課 長	

贄	田	秀	男	町民課戸籍・住民担当副課長	
太	田	淑	江	町民課保険・年金担当副課長	
村	上	伸	二	文化スポーツ課長	
萩	原	政	則	文化スポーツ課生涯学習担当副課長	
強	瀬	明	良	文化スポーツ課交流センター所長	
船	戸	豊	彦	文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長	
内	田		勝	会 計 課 長	
今	井	良	樹	会計課会計用度担当副課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
柳		勝	次	代表監査委員	
清	水	正	之	監 査 委 員	

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆様、おはようございます。

ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時27分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 諸般の報告をさせていただきます。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日より4日間、柳代表監査委員、清水監査委員にご出席をいただくことになっております。

次に、説明員中の小久保教育長につきましては、所用のため、おくれて出席をいたしますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

初めに、質疑について申し上げます。質疑を行う場合は、会議規則第54条第3項、「議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることはない」と規定されております。このことを遵守していただきますよう委員の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

また、質問の回数は1問につき3回までといたしますので、ご了承願います。

次に、説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 日程第1号の質疑、討論、採決でございますけれども、認定第1号平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議におきまして提案説明及び細部説明が、また監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いをいたします。それでは、どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前 9時29分

再 開 午前 9時30分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭なる答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

大野委員どうぞ。

○大野敏行委員 2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、1点目が本冊の5ページ、固定資産税が前年よりかも300万近く増収となっております。この要因と、それから嵐山町では土地区画整理を2カ所やっておりますが、その区画整理の中の固定資産税の収入といいますか、増収といいますか、それがどのような傾向になっているのか、お尋ねしたいと思います。平沢土地区画整理組合と東原土地区画整理組合、この2つ。

それから、主な施策の説明書62ページ、還付金ですけれども、町県民税還付金、前年は282万9,255円、件数89件ということでした。本年度1,283万1,753円、109件ということで、大分伸びておるのですけれども、この要因は何であったのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 それでは、初めに決算書の5ページ、固定資産税の増額の関係についてお答えをさせていただきます。

固定資産税につきましては、前年度と比較いたしまして516万3,400円、率にいたしますと0.4%の増額となっております。主要な施策等には出てまいりませんが、議員の皆様ご案内のとおり宅地の価格は毎年下落しておりますが、今、大野委員ご質問い

ただきました平沢土地区画整理事業による仮換地、こちらが主要収益開始になりました、その評価の見直しを行っております。

また、家屋については、前年度に引き続きまして、専用住宅が97棟、これは区画整理地内だけではなくて、嵐山の全域で専用住宅が97棟、面積にしますと1万964平米、アパートが7棟、面積が2,395平方メートル、こういったものが新築となりまして、家屋については固定資産税が増額しております。このような要因から固定資産税全体も増額しているという状況でございます。

もう一つ、固定資産税に関してご質問をいただきました区画整理の関係でございます。

平沢の土地区画整理につきましては、先ほども申し上げましたとおり仮換地の指定が進んでおりまして、その仮換地の課税分、こちらの税金のもととなる土地の課税標準額でございますけれども、これが平成26年度34億9,083万5,993円でございます。25年度は、これが仮換地指定した分が31億7,639万4,009円ということで、この差が3億1,444万1,984円となっております。この課税標準額に税率の1.4%を単純に掛けますと、その差が約440万円でございます。

それから、東原の区画整理地内、こちらでございますけれども、こちらは平成26年度の仮換地の土地の課税標準額です。これが1億7,532万3,468円、25年度が1億8,871万1,827円ということで、前年度と比較いたしますと、マイナスの1,338万8,359円でございます。これ1.4%を掛けますと約19万円の減額という状況でございます。これは、土地の価格が毎年下がっておりまして、毎年その調整をさせていただいておりますので、そういった関係から税額が下がっているという状況でございます。

続いて、2点目、ご質問いただきました主要な施策の説明書62ページ、こちらの町民税の還付事業でございます。

この中で委員ご指摘いただきましたとおり、町県民税の還付金が、前年度と比較いたしますと約1,000万円増額になっております。こちらの理由でございますが、所得更正による還付が多かったということが原因の一つでございます。

内容を申し上げますと、この更正による還付、平成25年度が144万700円ございました。平成26年度につきましては、こちらが997万5,672円ということで、前年度と比較いたしますと6.2倍になっております。

この内容ですけれども、この申告で、23年度に所得があったのですけれども、この

23年度に申告すべきところを24年度で申告してしまったという方がいらっしゃいまして、この年度を更正されました。これは、26年度中に修正申告をされまして、この23年度分について872万6,000円ほど還付という形になっております。

ただ、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり本来23年度で申告すべきところを24年度で申告しているということで、この還付金のうち、同じように約800万円を23年度に充当しているという状況でございます。そういった関係から、こちらの町県民税の還付金が約1,000万円増加しているという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 最初の1番目の質問の1点だけ再質問させていただきたいと思えます。

区画整理をしたところの評価がえと新築等を建てて仮換地の評価が大分上がってきたというようなことで、増収につながっているということがわかりました。

東原土地改良のところ下がっているということなのですが、お話を聞きますと、仮換地の時点でなくて、本換地になってから売り出すというような話も聞いているわけですが、そうすると税収は確実に家が建つようになってくれば上がってくるということは考えられますでしょうか。その点だけ、お聞きしたいと思います。2つ目のところは結構です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えを申し上げます。

当然、土地が売買されて、そこに建築物が建てば、それには課税がされますので、税額は上がっていくというようなことは考えられます。

参考までに申し上げますけれども、先ほど土地の関係でお答えを申し上げました。平沢の区画整理地内、当然建築物が建っております、こういったものを全て含めますと、平沢の区画整理地内だけで、土地と家屋、これ年税額が8,222万6,000円となります。そのほかに区画整理地内に会社がございまして、そういったところから法人町民税が収入として入ってまいります。こちらが2,421万2,000円。トータルいたしますと約1億643万8,000円、こちらが収入として入ってくるような形に26年度でもなっていたということです。

なお、こちらには償却資産の税額が入っておりません。償却資産は、大変申しわけありませんが、償却資産の数も多いということで、集計が大変難しい状況でございます。そういったことで、今申し上げました約1億600万円プラス償却資産に係る税も、収入として入ってくるというような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書のほうで質問を。

○松本美子委員長 ページ数をお願いします。

○川口浩史委員 14、15、16のページに関連するのですが、初めに個人町民税の平均所得、個人町民税というか、町民の平均所得を伺いたいと思います。

それから、差し押さえの件数を伺いたいと思うのです。その差し押さえは、どんなことで差し押さえたのか、またその差し押さえられた方の所得がどのくらいなのか、伺いたいと思います。

それから、16ページの法人町民税の件なのですが、均等割が408社と、昨年407社でしたから1社ふえたわけです。ふえたのは、誘致の関係でふえたのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、法人税割が昨年150社、今年は181社で大幅にふえているわけです。景気がよいというふうに言われていますので、その辺が反映されているのかと思うのですが、ちょっとどのように捉えているのか伺いたいのと、均等割が1社ふえているにもかかわらず、均等割額は逆に減っているのです。それはなぜなのかを伺いたいと思います。

それから、固定資産税の件なのですが、今、大野委員からもご質問があったわけですけれども、もしわかったら参考までに聞きたいのですが、菅小あたりの坪当たりの単価というのは、わかったら伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 それでは、お答えを申し上げます。

1点目、町民税に関しての平均所得についてご質問をいただきました。所得の中に

給与所得あるいは譲渡所得、それから株式の譲渡所得といろいろございます。こういったものを合計して1人当たりの平均所得を出しますと、これが287万6,000円でございます。ちなみに、給与所得者のみの平均所得につきましては300万円でございます。

続いて、差し押さえの件数でございます。差し押さえの件数でございますが、合計で28件でございます。金額については67万6,018円です。

内訳を申し上げますと、東松山税務署長から還付を受け入れるべき還付金ということで、これは所得税の還付金になるかと思いますが、こちらが43万6,968円。それから、預金等、こちらが……失礼しました。先ほどの件数申し上げます。所得税の還付等の関係です。件数は8件でございます。それから、預金等の差し押さえでございます。こちらは15件で23万9,050円でございます。それから、不動産、土地、建物でございますけれども、件数は5件。ただ、こちらは換価ということで、お金にかえられたものというのにはございません。差し押さえをさせていただいたという状況です。こちらについては、不動産の関係については、高額の滞納されている方が対象になっております。5件ということで、差し押さえということでさせていただきましたが、完納していただいたというか、差し押さえに関する税に関しては完納していただいたということで、この中で平成26年に1件、平成27年1件差し押さえを解除しているという状況でございます。

差し押さえさせていただいた方の平均の所得なのですけれども、こちらについては、まことに申しわけございません、把握しておりません。

続いて、主要な施策の16ページ、法人町民税の関係でございます。均等割が、25年度に比較して1社増加しております。これは誘致によるものかということでございますが、大変申しわけないのですが、確実に把握していないのですが、例えば、この会社については廃止したり、新しく起こしたりという、この入れかえがありますので、その新しく起こした中に誘致のものが入っているかどうかというのは、ちょっと確認ができておりません。

それから、法人税割を納めていただいている企業が25年度150社だったものが26年度は181社ということで31社増加しております。この法人税割を納めていただいている企業がふえたことと、法人税割額の関係、どのように考えているかというご質問でございます。単純に、これ1社当たりの納税額の平均出しますと、平成25年度は152万1,540円、26年度が132万163円という状況でございます。法人税割を納めていただい

ている会社はふえておりますけれども、法人税割額自体は、1社あたりは減っているという状況でございます。

これは、恐らく法人税割額は、法人税額が課税標準になって、それに対して税率が掛けられますので、法人税に関して制度の改正があると、法人税額自体が減るということも考えられます。どういう改正があったかというのは、私のほうでは把握してなくて申しわけないのですが、そういったことも影響するというふうに考えられます。もちろん景気の動向というのは大きな要因にはなるかと思いますが、そういった法人税法上の制度改正というのも、こういったものに響いてくるかなというふうには考えております。

それから、均等割の納めていただいている企業が1社ふえたにもかかわらず、均等割額が減っているというご指摘をいただきました。先ほど申し上げましたとおり、企業、嵐山の中でも会社をおやめになる、あるいは新しくするという入れかえですか、そういったことが起こっているかと思えます。均等割については、ご案内のとおり、資本金ですとか、従業員によって均等割額が違ってまいりますので、規模の大きな会社がやめて、規模の小さな会社が新しく嵐山に事業所等を起せば、当然均等割額がその分減ってくるというような状況でございます。

細かくこれを分析しているわけではございませんので、はっきりこうですというお答えができないのですが、そういったことが内容的には考えられるかと思えます。

以上でございます。

もう一点、すみません。菅谷小学校付近の土地の価格についてご質問いただきました。平成27年度ベースで数字がございますので、こちらを申し上げます。鑑定額が4万5,700円です。その7割が評価額ということになりますので、菅谷小学校の付近の1つの地点でございますけれども、4万5,700円に対して70%ということで、1平方メートル当たり3万1,900円でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 差し押さえの所得がわかってないというお話なのですが、囑託員が払っていない人に電話をしたり、訪問したりするわけですよね。その範囲では、わかっているのではないですか。そうですよね。それは、課長のほうではつかみ切れてないということなのですか。こちらでつかめている。

ちょっと件数が、28件全部言うのも大変でしょうけれども、多分、普通徴収分、不

納欠損のところを見ましても、多いですから、ここが多いのだろうとは想像がつかの
ですけれども、でも悪い人は、むしろ特徴のほうですから、ちょっとその辺を見てお
きたいなと思って質問しました。わかるようでしたら、もう一度お願いしたいと思います。

○松本美子委員長 1点でよろしいでしょうか、再質問は。

○川口浩史委員 いいです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 大変失礼しました。当然、差し押さえをさせていただくには、財
産ですとか資力ですとか、そういった調査をさせていただきます。そういったことで、
当然お一人お一人の所得は把握した上で差し押さえという形になるわけでございま
す。

今、その差し押さえさせていただいた方々の平均の所得、こちらについては今数字
を持っておりませんので、お答えができないというような状況でございます。

当然、お一人お一人に関しては調査を十分させていただいた上で、そういった差し
押さえの処分ということをさせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。それでは、後で結構ですけれども、所得200万円以下の
方が差し押さえの対象になっているのかどうか、後でお答えいただければと思います。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、そのほかに質疑のある方、どうぞ。

お答えいただけますか。後でと言ってますけれども、よろしいですか。

そのほかの委員の中には、質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 所得税の還付金で差し押さえるという感じで聞いていいのですか。

そうすると、私が思っていたのは、所得税は、給与所得の人は特別徴収される。だけ
けれども、地方税は、住民税は自己申告というか、特別徴収されないということの差か
ら来ているのかとったりするのです。結構そういった方も多いのではないかなと思
うのですけれども、大体、地方税、そこの差というのはどのくらいあるのか。

それで、今回のあれですと、特別徴収で所得税が払われて、住民税も払われる、特別徴収でお金が払われるというのは、ある程度企業というか、大企業、中小でもしっかりしたところですよ。ところが、特別徴収で住民税を払うことができないというのは、かなり状況的には企業としても厳しい状況のところが多いのかなと思うのですけれども、そこら辺の調査と、あと今回もう一件なのですけれども、これは、私が勝手にではないけれども、ある程度は先にいただいたのでわかっているのですけれども、コンビニ徴収でどの程度そこら辺がカバーできるようになってきているのか。

例えば、住民税は、特別徴収というのは楽なのです。それで、住民税が自分で負担しなくてはいけないので、だんだん、だんだん価格が、滞納分が多くなってきて、つらい思いをするという形での、それで26年度から利息が下がりました。その分、楽になってきているのかとは思いますが、その点についての考え方をお伺いしたいと思うのですけれども。

あと、63ページの賦課徴収税があります。主要な施策の63ページの中で、申告受付システムというのがありますけれども、これにかかわって、私は、どのような基準でこれを組み入れているか、もう市町村で同じようなものをやらなくてはいけないので、嵐山町独自のものはできないというふうな形になっているのか伺いたいと思うのです。

申告受付システムで、e-Taxを使うと、地方税は結構、市町村県民税もかなり楽になるのではないかと思います。逆に使われないような、若い方たちが使われないというか、そういう方たちもいるのかと思うのです。そこら辺は、どのように分析してらっしゃるか伺いたいと思います。

○松本美子委員長　それでは、答弁をお願いをいたします。

山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長　1点目の所得税の差し押さえによる充当ということでございます。

所得税については、渋谷委員が今おっしゃったとおり、給与の場合、特別徴収というのが徹底されております。住民税に関しては、法的に、あるいは条例からいきますと、所得税と同じように特別徴収をしていただかないといけないという内容になっております。そういったことから、埼玉県と市町村で協力をいたしまして、24年度から特別徴収の一斉指定の取り組みというのを始めました。本年度、平成27年度、実は今

まで特別徴収をされていなかった企業に対しても、一斉指定ということで特別徴収義務者ということで指定をさせていただきました。そちらの新たに指定した会社が、今ちょっと手持ちに数字がないので申しわけないのですが、470社程度だったと思います。その結果、課税というか、その特別徴収の対象になる方で課税されている嵐山町にお住まいの社員、そういった方がいらっしゃる企業が2,500社ぐらいになったかと思えます。2,500社から、今、特別徴収をしていただいて、税を納めていただいているという状況です。

新たに470社を指定させていただきましたので、そちらの企業の方は初めて嵐山町に住民税を特別徴収で納めていただくという状況になりましたので、ご理解いただけなくて納めていただかなかったらというようなことで大変心配しておりました。最初の特別徴収の納期が6月から始まりますので、6月に社員の皆さんから天引きをしていただいて、7月10日までに納めていただくというのが最初の納期でございました。

結果的に、新たに指定した会社のうち、これもちょっと数字的に今手持ちにないので正確に申し上げられないかもしれないのですが、納めていただけなかった会社が5社ぐらいだったと記憶しております。こういったことから、企業側の皆様にも大変ご理解をいただいて納めていただいたということで、今そういった意味ではちょっと一安心しているような状況でございます。

当然、普通徴収と特別徴収とを比べますと、徴収率は特別徴収のほうがよくなりますので、全体的な徴収率にもこのことが反映していくのではないかとというふうには考えております。そういったことで、今後は国税と同様に、住民税についても基本的に特別徴収をしていただくというような形になってまいります。

続いて、コンビニの徴収の関係でございます。コンビニ収納に関しては、年々件数も金額も増加の傾向でございます。現年度分の本税だけで申し上げますと、窓口で納めていただいている方というのは、件数でいいますと33.9%、コンビニが21.7%、口座振替が44.4%でございます。これ、いろんな捉え方がありますので、若干数字も違ってまいります。

今申し上げたのは、例えば町県民税等について県税も入っているような状況で、本税だけに関して率を申し上げます。件数についてはそのような割合になっております。

コンビニ収納に関しては、24時間ほとんどどこでも納めていただけるという本当に

便利さがありますので、滞納されている方などについても、ご連絡をいただいて、この分をお支払いしますというようお願いをいただいた際には、必ずと言っていいほど、コンビニの納付書を同封させていただいて、そちらで納めていただくというような対応をとらせていただいております。

次にご質問いただきました延滞金の関係でございます。延滞金については、従来は、従来というか、1カ月間が7.4%、それ以降は14.6%という大変高い率で本則では定められておりますけれども、金融機関等での貸出利率ですとか、そういったことに関しても利率が大変抑えられているというような状況がございまして、平成23年ぐらいからでしょうか、利率について見直しがされてきたところでございます。

27年の1月1日からは、延滞金については0.1%前年より下がりました、1カ月以内は2.8%、それ以降は9.1%の率となっております。なお、還付加算金については1.8%の率となっております。

それから、63ページの申告の受付の支援システムの関係でございます。渋谷委員おっしゃったのは、機械器具借上料の関係でおっしゃったのでしょうか。こちらについては、個々のパソコン上に、申告を受け付けるためのパソコンのハードですので、そのリース料というような形でございます。

それから、その上の業務委託料の中のe L T A X、こちらの関係でございます。このe L T A X、利用が大変進んでおりまして、状況を申し上げますと、給与支払い報告書、これは企業から来ますけれども、こちらが平成26年度の状況で1万425件中2,931件、28.1%がe L T A Xで送られてくるということです。それから、公的年金支払い報告書、これは日本年金機構から来るものかと思っておりますけれども、8,958件中8,775件、98.0%です。それから、法人町民税の申告、こちらが612件中311件、50.8%。固定資産税の中の償却資産の申告、こちらが526件中117件、22.2%。利用については、このような形になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかにもございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結をいたします。

暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時18分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔明瞭な答弁、説明をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑のある方どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 長島です。2点ほど質問させていただきますが、最初に21ページの使用料及び手数料のところ南部交流センターの使用料というのがございます。予算のほうでは30件、それが55件、約倍近く伸びているわけですけども……

〔何事か言う人あり〕

○長島邦夫委員 文化スポーツ、総務課です。ごめんなさい。文化スポーツになってしまった。ごめんなさい。では、これ取り消しで結構です。すみません。

では、35ページの、これも違うなんていうことになってしまうとあれだ。総務課でいいのですね。一番下の寄附金のところに、教育費寄附金で何人かの方が寄附をなされていますが、上から2番目に匿名で100万円の寄附をいただいているように見えます。匿名ですからお話することはできないのだというふうに思いますが、スポーツの振興のことに限られて寄附ということでございますので、企業だか個人だか、また企業であればどんなところの企業さんなのか、教えていただけるものでしたら教えていただきたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えいたします。

委員お尋ねの匿名の方でございますが、個人の方でございます。お名前については控えさせていただきます。目的につきましては、今回の寄附についてはマレットゴルフ場の建設整備に関してということでのご希望の寄附でございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 指定に関して、特にマレットということであったということに了解い

たしました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 1点ほどお尋ねしたいと思います。

説明の55ページの提案型団体補助事業でございます。町は、行政から一方通行の発信をするのではなくて、町民のほうから提案型のこういった事業を揺り起こすのが一番大事なことだということをおっしゃっております。この2団体で提案型団体補助事業をされたわけですけれども、どのように評価されているのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えいたします。

委員今お尋ねをいただいたとおりでございます。町の補助金といたしましてこの提案型の団体補助金を設定いたしました理由というのは、町民みずからこういった形で行動を起こしていただくということが一番の目的でございます。ここに、決算の中にも掲げられておりますが、デザイン嵐山さんについては子育て支援、高齢者福祉、文化振興事業等に対する活動、そしてらんざんハムネットさんにつきましては防災、防犯、防火、交通安全に関する事業ということでの町との協働のまちづくりを進めていくという意味で大変ありがたいというふうに思っております。効果としてはあるというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 再質問させていただきます。

1団体に10万円を限度とする助成金を出すということで、2団体でございます。それぞれ一生懸命して、結果がこのような金額だと思っておりますけれども、100%の助成金を使い切らなかったのですけれども、今後とも、この事業に対しては真剣に取り組んでいかれたり、そういう、例えば多少なりのご指導もしていくよというような考えがあるかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

補助金の内容につきましては、10万円が限度ということで実施をしていただいております。デザイン嵐山さんにつきましても、らんざんハムネットさんにつきましても、その事業の、これ事業費補助になっておりますので、こういったものに使用する場合、その補助対象となりますよというものでございます。その趣旨に沿ってお使いをいただいているということで、収支報告も出していただいているというものでございます。

改めて町のほうから今の段階でこの2団体に指導するかということでございますが、非常に自主的な活動をしていただいておりますので、この活動を継続して実施していただければありがたいなど。さらに、逆に言えば、町としてご協力ができるようなことがあれば、この補助金の交付以外で、町との協働のまちづくりでございますので、町として協働してやっていける、そういった姿勢で臨んでいければいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 3回目になると思います。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 私の尋ね方が、ちょっと悪かったのかというふうに思います。この2団体以外にも、そういった形で、町の中で自分たちでいろんな動きをしていきたいよと、そういう団体がほかにもあらわれてきた場合に、当然それは受け入れ態勢があるということであるかどうか、それだけ最後にお尋ねします。

○松本美子委員長 中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 26年度の事業対象になりましたのは、この2団体でございましたが、27年度になりますと、団体数が、申請団体は多くなっております。ただ、事業の趣旨、内容につきまして、適正化委員会の中で判断をさせていただいて、採択、不採択を決めているというものでございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 説明書の34ページの土地建物貸付収入ですけれども、ここに10件以上あるのですか、この収入を得る基準の考え方は、どういう考え方でお金をいただいているのかを伺いたいと思います。

それから、次のページの寄附の件なのですが、今年は寄附がなかったのですねとい

う聞き方も変なのですけれども、観光協会から昨年は170万円という大変大きなお金を寄附していただいたわけですが、観光協会自身が何か事業をしたので寄附までお金が回らなかったのか、その辺のちょっと事情がわかりましたら伺えればと思います。

それから、次のページの36ページの中ほどの減債基金繰入金、これ何か条件がたしかあったと思うのですけれども、繰り入れる場合。なかったですか。ここに繰り入れた考え方をちょっと伺いたいと思います。

それから、40ページの臨時対策債ですが、これニュースで、使用というか、使い道ですか、使い道が何か適法でないというのが多くの自治体であるというニュースがあったと思うのですけれども、この金額は、何かそういうところは返してもらうのだというような政府側の説明のニュースだったと思うのですけれども、この金額がそのまま生きる金額なのかをちょっと確認したいと思います。

それから、60ページの入札、契約のところですが、町内外の状況をお聞きしたいと思います。

それから、67ページ、ポスターの掲示板設置と撤去の委託料、上と下、県議選と補欠選、これ金額が違うのです。年度で分かれるからなのでしょうけれども、年度で分かれていながら、期間が短い上のほうが高く、下のほうが安いというのは、これどういふことでこういう金額になったのか、伺いたいと思います。

それから、下の表の電算委託料、ポスターの今の表の下です。これ9,400枚ということで、これは上も同じなのですが、ちょっと細かい質問なのですが、次のページでは9,500枚をTKCにお願いしているわけですよね。この違いが、ちょっと私わからないので、教えていただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、随時答弁をよろしく願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 私のほうからは、まず財産の貸付収入の考え方につきましてお答えさせていただきたいと思います。

貸し付けにつきましては、町の他の部門の貸し付けと、そういったところとの均衡を図りながらという形の貸付金額の設定を行っております。また、行政財産等の貸し付けの基準等もございますので、均衡を図りながらという形の貸付金額の設定というふうな考え方に沿って行っているものでございます。

次の寄附の関係でございます。観光協会からの寄附金収入が平成25年度末にございましたが、こちらは観光協会さんの事業の収益の状況ですとか、観光協会自身の事業に充てる経費等の余剰金を寄附していただいたというようなこれまでの経緯がございます。平成26年度におきまして、こちらで把握している範囲でのお話になりますが、ごみ処理の関係で新しいシステムを導入する経費ということで、余剰金等、観光協会のほうでは充てたというようなことで、26年度の寄附はいただけなかったというようなことで伺っておるところでございます。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 それでは、村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 私のほうから、67ページの選挙のポスター掲示板的関係につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

ポスター掲示板的の設置・撤去委託料、上の段が96万5,367円、下が69万9,030円ということで、金額の差があるということなのですけれども、まず掲示板的につきましては、どちらも2段の4区画と、その選挙の表示をしてございます。町内81カ所ということで同じですけれども、まず上のところですが、こちらにつきましては通常の県議会議員の選挙、27年4月3日告示、下のところにつきましては県議会議員補欠選挙、26年6月20日告示ということになっております。

委員さんのおっしゃるとおり、時期的な問題もあるかとは思いますが、設計を組む段階では、ほとんど同額に設計を組んでおります。

あとは、補欠選挙ということで、時期、範囲がありますけれども、通常の選挙以外、補欠選挙、範囲がありますけれども、それぞれの業者がこちら入札をしておるわけなのですけれども、その範囲によって業者の取り組み、受注が違って来るかと思えます。それでこの差額が出ていると思えます。

次に、電算委託料の件ですが、こちらにつきましては、投票所入場券の作成の委託です。9,400枚、これにつきましては県議会議員の選挙に関するものであります。当然、有権者数がそれぞれ違ってきます。衆議院議員選挙では9,500枚ということで、入場券の作成委託をしてございますが、有権者数の違いにより枚数が変わってきているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、私のほうからもお答えをさせていただきます。

まず、減債基金の関係でございます。減債基金につきましては、今回繰り入れを行いましたのは、平沢土地地区画整理事業の貸し付けの償還金に充当するために取り崩しを行ったものでございます。

川口委員、この減債基金の取り崩しに一定の条件があるのではないかというご質問でございました。この減債基金の設置目的自体が平沢土地地区画整理事業の貸付事業、これに充当するというので基金を設定しておりますので、平成26年度につきましては、土地地区画整理事業から貸付金の返済金を町のほうに入れてもらうことになっておりますが、その部分の、いわゆる半年分、3月分の返済が、予定どおり保留地の販売ができなくて、町のほうに返せないということで、その部分を、延滞といいましょうか、延期をさせていただいて、町のほうでそれを補填するために、この減債基金を取り崩して返済金に充当したというものでございます。

それから、臨時財政特例債、臨財債の関係でございます。臨財債につきましては、ちょっと会計検査院の云々というのは、大変申しわけございません、承知しておりますが、臨財債の目的自体が、いわゆる交付税の補填、本来であれば地方交付税として町のほうに入ってくる部分を、その不足分といいましょうか、そういった部分を臨時財政特例債という形で町が借り入れて、その元金利子償還額の100%を基準財政収入額、いわゆる交付税の歳入に入れるというものでございます。

財源的には一般財源として扱うものでございまして、それを不正に使用云々というのは、ちょっと、大変申しわけございませんが、そういった指摘があったというのは承知しておりませんで、そのような不正な使い方をしているということは本町にあってはないということでございます。

それから、続きまして、入札関係の町内外の実施状況でございます。まず、工事関係申し上げますと、26年度入札30万円以上の契約のものでございますが、実施をいたしました件数が全体で町内が44件、金額にして2億9,165万4,000円。それから、町外が35件、金額にしますと3億5,631万5,000円。合計で、町内、町外で79件、金額が6億4,796万9,000円という内容でございます。これは工事でございます。

このほか業務委託について申し上げますと、町内で実施をいたしました30万円以上78件、町内です。金額が5,712万3,000円。それから、町外に発注をいたしましたものが123件、金額にいたしまして3億1,717万5,000円。合計で201件、3億7,429万8,000円。これ

が委託の内容でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ、質疑を。

○川口浩史委員 34ページの財産の貸し付けの件なのですが、私が聞きたいのは松義土建さんが132平方メートルのところを貸して3,318円だと、その上にソフトバンクが鎌形字馬場というところに貸し付けていて、こちらは38平方メートルなのに3万6,000円と。ちょっと先ほど、均衡を図り貸し付けているという説明だったのですが、均衡が図られているのでしょうか。そこをご説明いただければと思います。

それから、観光協会の寄附の件なのですが、ごみ処理システム、担当でないとはよくわからないのかな。わからなければいいのですけれども、ちょっと中身まで伺えればありがたいなと思っています。

それから、選挙の関係なのですが、67ページ。そうすると、これ一斉のようなときには金額がぐんと高くなってしまいます。こういう理解でよろしいのでしょうか。中間選挙、補欠選挙だと安くなるというそういう理解で。

それから、9,500枚、これ衆議院選挙で、半年後の県議選で9,400枚、半年間に100人くらい有権者がいなくなった。ぴったりでないでしょうから、それはいいのですけれども、半年間で有権者のことを考慮して100枚というのも、あんまり理解できないのです。衆議院の選挙の段階で9,400枚でもよかったということはないのでしょうか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 貸付金の収入の関係で、ソフトバンクモバイル、それから松義土建さん、こちらの違いについて説明させていただきます。

ソフトバンクモバイルさんにつきましては、場所が鎌形地内、電波塔の敷地ということで、年間を通じての貸し付けというものでございまして、一方、松義土建さんにつきましては、菅谷地内で、本当数日なのですけれども、工事に伴う資材置き場としての貸し付け、貸し付けの日数について大分差があるということが1点。

それから、単価の設定でございますけれども、近隣の宅地の評価額、こちらのほうを基準とした単価設定をしております関係上、市街化調整区域の鎌形と市街化区域での菅谷地内ということでの差もございます。そういったことが、貸し付けの日数です

とか単価の違い等で、こういった差が出ているというものでございます。

それから、観光協会の関係につきましては……。

私のほうからは以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは、選挙の関係でお答えいたします。

ポスター掲示板の件ですけれども、やはり通常選挙の場合と補欠選挙の場合、業者の忙しさ等違ってくるかと思えます。通常選挙のほうは、そのために金額のほうが高くなっていると思われま。

続いて、投票場入場券の作成の関係ですけれども、入場券は2名連記のはがきとなっております。

県議会議員の選挙の場合、選挙権がある方、こちら県内の方です。県外に転出されてしまいますと、選挙権がなくなってしまう。衆議院の選挙の場合ですと、県外に転出された方も選挙権がございますので、その県内、県外の分の差になってくるかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 続きまして、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 観光協会の補助金の関係でございます。

聞いている範囲ということでご理解いただければと思いますが、観光協会につきましては、平成26年度までは、ごみを各自持ち帰っていただくという方式でお願いしていたところ、それに対する苦情、要望等がございましたことから、27年度からは観光協会に預かる方式をとるということで、バーベキュー場のごみということでございますが、そういった方式に改めるということで、袋を用意したり、集積場所の準備を行ったり、その他の準備作業があるということで、経費的にも厳しい状況になったというようにお聞きをしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、3回目ですけれども、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 土地の貸し付けの件なのですが、そうするとソフトバンクの鎌形も、宅地の評価でここも貸し付けているという、そういうことでよろしいのでしょうか。

それから、ちょっと、では具体的にお答えいただきたいのですが、松義土建さんの

場合、何日の日数で、幾ら掛けて3,318円というふうになったのか、お答えをいただければと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

土地、建物の貸し付けの関係でございますが、お答えをさせていただいたとおり、日数ですとか評価、そういったものを基準として貸し付けの金額を決めているということでございます。

大変申しわけございません。松義土建の関係について、今ちょっと手元に幾日で単価が幾らという資料はここに持参しておりませんので、ここでの答弁は、申しわけございませんが、ご容赦いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 後ほどということを質疑のほうでは言っていますので、お出しただけであればというふうに思っております。お願いいたします。

それでは、そのほかに。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 1点だけ、お伺いします。

説明書の19ページの一番下の自動車取得税交付金ですけれども、当初予算では3,800万を見込んでいらっちゃって、去年は3,781万3,000円が交付されたわけですが、やはりこれはエコ減税のための減だと思いたしますが、一応内容をお伺いしたいと思いたします。見込みが大分、ちょっと外れてしまったかと思いたしますので。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 自動車取得税交付金の減ということで、こちらの要因として考えられますこと、あくまでも推測の域に近いものだと思うのですが、平成26年4月1日の消費税の引き上げに伴いまして、景気の買い控えを考慮して政策的配慮がされました。自家用自動車につきましては5%から3%に引き下げられまして、営業自動車、また軽自動車につきましても3%から2%に引き下げということになっております。

プラス、委員おっしゃられたエコカー減税、こういったものも継続しておりますの

で、こういった影響というのがこの結果に結びついたのではないかというふうに考えております。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 そうしますと、本当に昨年は3,781万3,000円も入っていたのが今回は1,787万ということで、また来年も減ってしまうのかと思うのですけれども、でもどうしようもないですよ。今さら見込みを立てているというわけにもいかないですし、わかりました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○松本美子委員長 質疑の途中ですけれども、暫時休憩させていただきます。再開は11時とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前10時59分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの川口委員の質疑に対しまして、内田副課長より答弁漏れということで、よろしく答弁をお願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 先ほどは大変失礼いたしました。

松義土建さんに26年度中に貸し付けました金額の算定の細かい部分についてお答えさせていただきます。

日数としましては6日間でございます、単価が553円ということで3,318円という金額でございます。よろしくお願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は、挙手をどうぞ。

河井委員さん、どうぞ。

○河井勝久委員 1点、お聞きいたします。

説明書の52ページ、行政バスの運行の関係ですけれども、今、武蔵観光さんに委託しているという形で、お聞きしたいのは、数年前に関越自動車道で1人運転手で大変大きな事故が起きて、多くの人たちが、観光客の人が亡くなったと。その後、国交省の運輸関係の中で、この1人運転手のいわゆる走行距離の問題が規制されて、休憩時間を何分入れなければならないとか、さまざまなものが規制対象になってきて、既にもうそれが法制化されて、それぞれ観光バスや何かについても遵守されているわけ

でありますけれども、そこのところで1つお聞きしておきたいのは、この規定は、行政バスは1人運転手で相当の距離も走ることもあるのだらうと思いますので、そこら辺の規制や何かについては、全て武蔵観光さんのほうで責任を持っているんでしょうか。あるいは町のほうから、それに対しての規制や何かについての交渉はしているのでしょうか。それが1点。

それから、交通保険、これは損害保険の関係なのですけれども、利用者は嵐山町の人ほとんど、バスの利用者人数からすると、42人乗りということですから、ある程度満杯になることもあるのだらうと思います。そういう中では、それぞれ損害保険に入っている人と入っていない人もいるというふうにも考えるわけですけれども、そこら辺は全ての利用料金や何かについては、武蔵観光さんのほうの規定の中の利用料金で取られているのでしょうか。あるいは、それぞれこちらで利用する人たちが保険に入るとか入らないとかの問題については考えて入ってきているのでしょうか。そこら辺のところ、保険の関係についても、どうなっているのか、その2点をお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

行政バスの運行に関する関係でございます。まず、この契約でございますけれども、運行委託ということで、バス、それから運転手、そして運行に関しては、町の所有するバスを運転手だけ頼んでいるということだけではなくて、運行全体を武蔵観光さんに委託しているというのが基本的な契約内容でございます。

その中で、運行距離につきましては、町の行政バスの運行規定によりまして、1日の運行距離というのが定まっております。また、基本的な時間も定まっております。

そして、その最終的な判断といいたしめようか、その内容については、必ず行政バスに関しては、運行の予定表を出していただいて、それを武蔵観光さんにこちらから送って、内容を確認していただいているということで、その中で、いわゆる車両、運転手のそういった休憩時間の確保、そういったものが図られているかどうかというのは、武蔵観光さんの中でもチェックをしていただいて、無理のない行程になっているか、その規定の中での範囲内の運行になっているかということは判断をしていただいているというものでございます。

それから、保険の関係でございますけれども、保険に関しましては、その車両を有する武蔵観光のほうで、バスの搭乗者保険に入っただいておりまして、その中で対象になるというものになっているところでございます。

こちらから改めて、それ以外の保険として、旅行保険ですとか、そういったものに入っただくというような指導は、改めてはしておりません。

ただ、規定の中で、その保険は、バスの入っている保険の範囲内の賠償ですということではお伝えをしているというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、全て国交省の交通の関係で、いろんな今度改正がされた、それについては全て満たされているということによろしいですね。

もう一つは保険の関係なのですけれども、これについては全て、武蔵観光さんの中の規定の範囲内で保険は入れられていると。そうすると、そういう形になると、それぞれの嵐山町の人たちが利用する問題については、改めてそのことについて、料金の中に入れるとか入れないとかという問題はないということですね。そのことだけ確認しておきたいと思います。

○松本美子委員長 中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 河井委員、おっしゃられるとおりでございます。そのバス会社として入っている保険、これが対象になるものでございまして、それ以上のものを望まれるということになれば、それぞれの団体、利用される方々に保険を考えていただくというような形になるかと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、20ページになるのですけれども、それから最後のほう、147ページとかのほうなのですが、基準財政需要額と基準財政収入額が出てきていて、そして交付税と臨時財政対策債が入っています。地方交付税のうちに臨時財政対策債にかかわる元利償還金、それから地方交付税のうちに投資的経費にかかわる元利償還金について、何件あって、どのくらいのものか、伺いたいと思います。

それと、45ページになると思うのですけれども、公務災害補償事業というのがあつ

て、私、何か公務災害に遭われた方がいらしたのだなと思っていて、具体的にどのような内容なのか、そして、休業補償的なものはどういうふうな形で進んだのか、公務災害の場合は全額という形になるのか、それを伺いたいと思います。

それと、もう一つ、総務が全部、人件費といいますか、職員の管理をしているわけですけれども、26年度に関して言えば、育休が何人でどのくらい日数があった、産休が何人でどのくらい日数があった、病休というのはどのくらいあったか、それについて伺いたいと思います。

もう一つ。ごめんね。いいですか。

○松本美子委員長 どうぞ、続けてください。

○渋谷登美子委員 すみません。52ページなのですが、普通財産管理事業の中でマレットゴルフの整備事業というのがある、ここに100万円の寄附が入っていったんだと思うのですが、これはどういうふうに見たらいいのかわからないのですが、文化スポーツ課になっていくのかどうかかわからないのだけれども、具体的にマレットゴルフというのは、どのくらいの方が参加されているのか、嵐山町の普及人口というのですか、それはどのくらいになるのか、それと又エックの草原広場では、どうも嵐山町ではない方がたくさん入ってきていらっしゃるみたいなので、そこの兼ね合いというのですか、町外の団体が町のほうを使っているということもあると思うのですが、そういった把握については、どのようなものなのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 大変申しわけございません。細かい数字まで持ってなくて答えられない部分がありまして、あれなのですが、ご質問の答えになっていないかもしれませんが、交付税に算入されている公債費という部分の数字になってきますが、一般会計の公債費の額が6億4,361万円のうち交付税算入されている部分としましては3億9,818万1,000円という数字、今、ちょっとこちらのほうに持っている数字がそういった数字しか持っておりませんで、大変申しわけございません。そんな形の答えになってしまいます。よろしくをお願いいたします。

○松本美子委員長 続けて答弁をお願いをいたします。

村田副課長、お願いいたします。

○村田 朗総務課庶務・人事担当副課長 私のほうからは公務災害の関係でお答えいたします。

公務災害の見舞金を条例に基づき、26年度中に支払った人数ですけれども、6名の方に支払いをいたしました。26年度中に治癒した人数です。中には、24年の6月くらいから継続で病院にかかっていた方等ございます。

内容といたしましては、共催のスポーツ大会で骨折、勤務中、視察中でございますけれども、右肩関節の捻挫、あるいは朝の出勤中、庁舎内において、滑って頭部をけがをした方、あるいは給食準備中、右膝の半月板を損傷してしまった、あるいは外へ出たの現場作業中に肋骨を骨折、または指を切ってしまったというような職員、以上6名の方の見舞金を支払いました。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁を、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、職員の管理についてでございます。育児休暇あるいは産前・産後の休暇、病気休暇、そういったものの把握をしているかということでございますが、総務課で全て把握しております。年休の取得日数もそうですし、そういった職員の休暇の状況というものは毎年もちろん把握をしております、ただ、大変申しわけございません。26年度どうだったというちょっと細かい資料は手元に持っておりませんので、一つ一つがお答えできないのですが、把握をしているということでございます。

それに基づいて、例えば、臨時職員の採用ですとか、そういったものも予定を含めて計画をしているというのが実情でございます。

それから、マレットゴルフの関係でございますけれども、先ほどご質問もいただきましたが、マレットゴルフに関しましては、寄附金をいただいております。匿名の方が100万円という事例が先ほどございました。このほかにも、実は26年度にこのスポーツ振興に対する指定寄附金としてお受けいたしましたもの、これは全て内容的にはマレットゴルフ場の整備にぜひお使いくださいというものでございまして、総額とすると121万円の寄附があったと。それも使わせていただきながら、普通財産であります町有地を有効に活用していただくということで、このマレットゴルフ場の整備を行ったというものでございます。

現実的には、マレットゴルフクラブという会のほうで、この整備を実施していただ

いているということでございまして、この会員さんが、ちょっと手元にその総会資料がないのであれなのですが、会員の名簿上は100人近くだったと思います。実質で活動されているのが70人ぐらいというふうにお伺いしたというふうに思っています。

町のほうで行いましたこの事業のほかに、その会員さんが中心になっていろいろと整備をしたり、今、芝生を植えたり、そのような形で整備を進めているというものでございます。

将来的な関係でございますけれども、一応、町といたしますと、町有地に関して、普通財産でございますけれども、ここに一つの管理を、マレットゴルフクラブさんのほうに一応、無償の貸借契約を行って、二、三年は管理をしながら整備を進めて団体に利用していただくと。団体さんとする、自分たちの団体だけで独占的に使うのではなくて、町民の皆様方にもぜひ普及という意味で使っていただけるような形で、そこを管理したいという考え方を持っているようでございます。

その後につきましては、今、渋谷委員おっしゃいましたように、これが町のマレットゴルフ場という形で整備がされ、開放されるかということについては、また文化スポーツのほうと、その進展を見ながら検討していくような形になろうかというふうに思います。

現在のところでは、その維持管理の委託を含めて無償で管理をお願いすると、そして整備を進めていただくという方向でございます。

お尋ねをいただきました、大変申しわけないのですが、町内でマレットゴルフに親しまれている方がどのくらいいらっしゃるか、あるいは草原運動場の女性会館のところ町外の方が利用がどうなっているかということについては、ちょっと総務課のほうでは把握しておりません、ここではお答えできません。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地方交付税の関係なのでございますけれども、今のお話で伺いますと、地方債にかかわる関係のものが3億9,800万ぐらい入っていて、6億5,000万円のうちの3億9,000万ぐらいが地方交付税のうちの元利償還金になってしまうというふうに考えるべきなのですか。それとも、そうではなくて、元利償還金のうち3億9,800万円分ぐらいがその対象になって、そのうちの幾ら、そういうのでもなさそうな気がするし、

ちょっとそこの計算がよくわからなくて、これ、ほとんど毎年質問しているのですけれども、この点についてもう少ししっかりした資料を出していただければと思うのです。

あと、職員の方を当然把握していらっしゃるのは総務課なので、当たり前のことですよね、それは。26年度は、育休とか有休、そういうふうな形でどのぐらいというのがわからなくて、そしてそれに対応する臨時職員は幾らという。今の現状でわからなければ結構でございます。

そして、マレットゴルフの関係なのですけれども、マレットゴルフは将来的にはマレットゴルフ場の全てを、マレットゴルフクラブという形で管理をしていただくということになると、ちょっと気になったのですけれども、草原広場というのはバッティングしちゃうのです。あそこは全然自分たちで届け出もないので、これは全く、草原広場に関していうと、文化スポーツ課の対応になってきて、こちらの管理にはなっていないので、どうしたものかなと、そういうふうな形のイメージでやっていいものなのかなというのがあったのですけれども、将来的にはマレットゴルフというのは、まだまだ普及して行って、そしてそれが嵐山町でも広がっていくようなイメージで寄附金もいただいているので、そういうイメージで26年度の決算を見てよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

内田副課長、お願いいたします。

○内田恒雄総務課財政契約担当副課長 先ほどの説明が不十分で大変申しわけございませんでした。

先ほどの説明につきましては、一般会計の公債費という形でお話をさせていただきました。すみません。交付税の基準財政需要額に算入されている公債費相当分としましては、全体で5億2,883万6,000円というような額になります。

大変失礼いたしました。よろしくをお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、続きまして、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 まず、交付税の算入の関係でございます。金額についてちょっと訂正させていただきました、申しわけございませんでした。

渋谷委員のご質問は、交付税算入が公債費どの程度あって、そしてそれがどう交付税に反映されているのかということとわかりづらいということだと思います。この辺

に関しては、基準財政需要額、交付税制度を改めて申し上げるまでもないのですが、人口ですとか面積ですとか、そういった規模、それから例えば公債費のそういったものを財源、いわゆるどのぐらい嵐山町として運営をしていくのにかかるだろうというものを出すのが基準財政需要額でございまして、その中に起債の臨時財政対策債に関しては100%償還額が算入される。それ以外の普通債に関しては、例えば75%ですよとか、こういったものは50%ですよと、国の施策によって、その都度、起債の償還について返済される、算入される額が変わってくるというものもございまして。それが需要額が出て、そして収入額、いわゆる税収がどのぐらいあるかというようなものとの差額、本来であれば、収入額と需要額を比較して足りない部分が交付税として町のほうに出てくると、いただけるというのが交付税制度でございましてけれども、非常に細かい内容になっておりますので、またその辺は渋谷委員、お話をいただきましたので、こういった資料も少し考えて、目に見えていただけるような形で考えてみたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、人件費関係につきましては、大変申しわけございません。当たり前というところで、ちょっと26年度のもんが出せなくて申しわけないのですけれども、申し上げましたように、育児休暇ですとか、そういったものを前提とした臨時職員の採用あるいは職員の確保ということについて検討しているというのが事実でございまして。

この辺も何らかの資料を、今後、例えばこういった主要な施策の説明書の中に少し記載をさせていただくと。そういうことで考えさせていただきたいというふうに思っています。

それから、最後にマレットゴルフ場の関係でございまして。マレットゴルフ場の関係については、むしろ将来的にマレットゴルフ会のほうに全面的に管理を委託するという方向づけはまだできておりません。むしろ、マレットゴルフの会の関係の皆さんは、町の施設としてぜひ運営してもらいたいというのが希望でございまして。しかしながら、今のマレットゴルフ場を町が公設で運営をしていくというその辺のところまで、町では施設整備をしようという計画までは至っておりませんで、それが委員のご質問のようにマレットゴルフをやる方がふえて、そして公設の施設としてつくって普及をというところまで機運が盛り上がり、その後、効果的にそういった健康づくりにつながるというものが判断できるようになれば、公営ということも考えられるのかと思うのですが、現在ではまだそこまで至っていないのではないかとこのように考えてお

ります。

それから、芝生広場の関係でございますけれども、そういった状況でございますので、町でマレットゴルフ場を、現在、運営・管理して、そして町民の方という同じ位置づけというふうにはなっておりません。そういったことでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 5億二千幾らという地方債にかかわる部分というのは、基準財政需要額の中に入っているということでのいいのですか。それで、私、これだと、こんな話だと、交付税の中に五億幾らも入っていたら、1億3,000万しかないではないかという感じで、臨時財政対策債が入ってくるような感じになってくるのではないですか。臨時財政対策債なのですけれども、臨時財政対策債なくなると言いつつも、ずっとだんだん、だんだんふえてきているわけですね、実際には。そうすると、私は、今の国のあり方というのはとても問題が多いなというふうに見ておまして、実は。このところで、決算なので、ここで批判しても仕方がないのですけれども、この状況だと国も自治体も潰れるわねという感じで見ているのですけれども。

そうすると、この臨時財政対策債は、一応、先ほどの川口委員の話というのは、こういう話だと思うのです、多分。臨時財政対策債で一般財源に入らなくてはいけないものを、もう既に地方債を支払うことができなくなってしまったので、それで地方債を払っているというふうな感じで見ているのではということが一部報道されたのではないかなというふうに思っているのですが、その部分でいうと、嵐山町は、それは一応5億2,883万円が需要額の中に入っているとして、実際にはどの程度入ってきているかというのは全く分からないというふうに考えていいのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長。

○中嶋秀雄総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、臨時財政対策債の考え方でございますけれども、渋谷委員がおっしゃったのが、ある意味では正解ということなのでございまして、本来であれば、基準財政需要額、町が本来、普通の行政を行っていくと、このぐらいのお金がかかるよというものをを出して、それが基準財政需要額でございまして、基準財政収入額は、それに対して

町はどのくらいの収入が確保できるかというのが収入額、その差額分を交付税としていただくというのが交付税制度なわけですが、その差額分を十分に国のほうで支出ができないということで、その分については、町のほうで臨時財政対策債として借り入れをしていただいてもいいですよ。借り入れた場合には、それを、元利償還金を、また全額需要額に見ますという、ある意味では自転車操業的な、そういうお話でございます。本来であれば、その臨時財政対策債を町が借りなくて済めば、それにこしたことはない。

今、委員がおっしゃるように、その元利償還金、需要額には100%も見ますけれども、実際それがどれだけ100%交付税に反映されているかというのは、委員がおっしゃるとおりで、これはわからないところがございます。また、交付税の制度が今後変わっていけば、その見方もまた変わっていきだろうという不安もございます。そういったことで、なかなか国の交付税制度というものも、今の段階ではそう言っているけれども、今後は国の財政が逼迫してくると、その辺が見直されてしまうと、今確保されている財源もどうなるかわからないという不安な面がございます。できれば、町としてそういったものに頼らないでやっていければ一番いいのかなというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午前11時28分

再 開 午前11時30分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 2点ほどお尋ねしたいと思います。

主要の説明の55ページ、子育て世帯等転入奨励金180万円、何件ぐらいの方が入ってこられて、これを利用されたのかということと、もう一つは、117ページで一番下のほうに防火水槽設置等謝礼70人、17万500円というふうになっておるのですけれども、この謝礼の70人というのはどういう対象者であったのか。この2点お尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 それでは、1番目の子育て世帯等転入奨励金につきましてお答えさせていただきたいと思います。

平成26年度の実績は7世帯、転入者数は22人、夫婦7組、子供8名でございます。以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして、根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

防火水槽設置等謝礼につきましては、防火水槽を設置させていただいている土地等の所有者に対して謝礼をお支払いしております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 子育て世帯等は7世帯、22名、7組の8名ということでお尋ねしました。これはこれで結構でございます。

防火水槽の土地の所有者が70人いるということは、それは共同のその地域の土地か何かなのでしょう。防火水槽の大きさがとんでもない大きさではないと思うのですが、ここら辺のところ、もうちょっと詳しく教えてもらいたいと思うのですが。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど副課長のほうでご答弁申し上げましたとおり、防火水槽につきましては官地に設置してあるものと民地に設置をしてあるものと2種類ございます。

このうち民地に設置をさせていただいている防火水槽の土地所有者に対して、少額

でございますが、謝礼としてお出しをしているところでございます。

種類としますと、20トン、40トン、60トン、こういった種類の防火水槽がございまして、20トンの場合には年間2,000円、40トンのものについては3,000円、60トンのものについては4,500円を謝礼としてお支払いをしているところでございます。70人に対しまして72基分、こういった積算で謝礼をお支払いさせていただいているというような内容でございます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 この規定に基づいてお支払いをしたということによろしいわけですね。

○松本美子委員長 青木地域支援課長、お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

あくまでも内容が謝礼ということでございますので、町のほうで金額を設定をいたしまして、お支払いをさせていただいているものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お聞きをします。

3点ほどお聞きをするのですが、最初に69ページ、各種統計調査のことなのですが、予算のときに統計調査員の人数は19名と聞いています。今回、いろんな統計調査やっています、報酬が出されたのが3カ所あるかというふうに思います。工業統計、または経済の関係、商業統計、それと農業センサス。農業センサスは別として、19名いる中の方のうち工業と商業に13名の方が入っているのではないかなと思うのですが、統計調査員、仕事は大変複雑で、また大変な仕事で、最近、もう長年やっているので、そろそろというふうなことを言っている方もおります。そういう中で、19名というのは適正な人数なのかどうか、足りているのかどうか、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

次に、61ページ中ほどに各種相談事業ということで、迷惑相談員の報酬が載っております。お一人で121件のご相談に乗ったというふうに書かれておりますが、非常に、これについても、いろいろな悩み事を持っている方がいらっしゃいます。それで、お

一人で足りているかどうかというところから、121件というのが多いのか少ないのか、お一人に対して。大体このような週に、こんなところで、こういうふうな相談会を実施していますというそういう説明からでも結構ですからお願いしたいというふうに思います。

次に、59ページの一番下のほうに駐輪場の管理事業がございます。私の見方がおかしいのかもしれませんが、管理というふうに書かれておりますので、賃借料と消耗費のほかに、管理料というのがどこかにあるのかなというふうによく見たのですが、どこにも載っていないものですから、管理はどこでやっているのかなと。管理をやっているという人も大方うろ覚えでわかるのはわかるのですが、その方が無報酬でやっているのかどうなのか。その3点だけお聞きできればというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

青木地域支援課長、お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1番目のご質問でございます69ページの統計調査の関係でございます。先ほど委員、19名ということでお話をいただきました。この19名につきましては、嵐山町統計研究会と、そういった町の中に組織がございまして、その会員さんの人数ということでございます。この方たちを中心に重立った統計調査を行っていただいているところでございます。

実情を申し上げますと、やはり多くの方が長年携わってきてくださっていて、なかなか新たに加入をされる方が少ないような状況がございまして、こういったことから考えますと、何とか会員さんをふやしていくような試みが今後必要なのではないかというふうに思っております。これまでも広報等で、「調査員を募集します」ということでご案内をさせていただいたこともございます。こういった地道な募集活動を通しまして、今後、会員さんをふやしていけたらというふうに思っている状況でございます。

2点目の迷惑相談員の関係でございます。現在、迷惑相談員さんにつきましては、週3日の勤務と、非常勤職員ということでお願いをしているところでございます。年々、相談件数もふえてきている状況でございまして、前年は、参考までに申し上げますと、平成25年は92件ご相談がございました。こういった中で、平成26年は相談件数がふえているという状況でございます。

質問の内容といたしましては、現状の人数、あるいは勤務日数、こういったもので

適正かどうかというご質問でございますが、件数がふえている状況ではございますが、現状であれば、現在の勤務体制、人数、こういった形で対応はできていると、妥当な内容となっているというふうに考えておるところでございます。

では、3点目につきましては副課長のほうからご答弁申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、駐輪場の管理についてご説明させていただきます。

駐輪場の管理につきまして、主に安全安心グループの職員3名で、年に2回、あくまで駐輪場の中の放置車両について撤去を行っております。

それから、それに合わせて駐輪場の中の雑草が伸びてきておりますので、それに合わせて草刈りも実施しております。

参考までに、去年は2回実施いたしまして、撤去台数が82台、うち警察へ防犯登録している関係で盗難届が出たものについては、小川警察のほうに引き渡しをしまして、警察のほうから所有者に引き渡しという形になりますので、警察へ移送したものが2台、それから実際に持ち主が、こちらの地域支援課のほうに引き取りに来たものが1台、残りの79台については小川地区衛生組合のほうに廃棄処分ということが内訳でございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、再質問させていただきます。

○松本美子委員長 お願いします。

○長島邦夫委員 一番最初、69ページからでしたか、統計調査員の関係ですけれども、調査員会の方が19名ということで、このほかにもその年によっていろいろな統計調査があるのを私もわかってます。その方が、いろんな調査が重なると全部出てしまうような話も聞きました。年に何回も違うものを重なってやることもあるのだというような話も聞いたことがあるものですから、やはりベテランの方から若い方からいろいろいるというふうに思いますので、やはり統計調査は、いろんな事業やるものになるわけですから、もう少し充実していただいたほうがいいのではないかなというふうなことを思います。ご提言申し上げます。

次に、各種相談員の迷惑相談の関係でございますけれども、そうですか、十分対応できているということではいろんな難問もあるかというふうには思いますが、月に3日と言いましたっけ。

〔「週に3日」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 週に3日ですよ。ごめんなさい。

週に3日で対応していただけると。予算額が216万で、それと支出も同じだったものですから、本当に足りているのかな思ったところがあったものですから、お聞きをいたしました。

もし、余り相談がふえるようでしたら、お二人にふやしてもいいのではないかとこのように思いますので、そんなふうになります。

それと、3点目の駐輪場のことでございますけれども、よくというか、私どももいつだったか、議会だよりの写真を撮りに行ったときに、「どなたが見ているのですか」と、私わからなかったものですから、それきりになってしまっていました。ですけれども、職員の方が見ているのだと。やはり自転車の並べ方も人それぞれですから、乱暴にとめておく方、そして丁寧に鍵をかけてとめる方、いろいろだと思います。ですけれども、やはりその頻度というのが3人の方が見ているのであれば、もうちょっと頻度を上げたほうがいいのではないかなというふうになります。管理をしていないように一般の住民の方は見ますので、草が生えていけば、それを刈るなり抜くなりすれば、しているなというふうに思うのでしょうけれども、自転車のとめ方が散雑だとしていないように思われますので、ぜひそのところもご注意をいただきたいというふうになります。

答弁は結構ですから、よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方どうぞ。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 では、1点ほどお聞きします。

先ほど大野委員の言った説明書の55ページの子育て世帯等転入奨励事業の関係なのですけれども、この事業なのですけれども、パンフレットを1,000部作り、子育て世帯等の転入の増加促進を図り、人口減少を抑える事業でありまして、先ほど実績が7件で22人、うち大人が14人、子供が8人で、7世帯、対象ということで聞きまして、7世帯の対象の中古、新築ですか、これがどういう内訳と、この予算なのですけれども

も、予算は当初予算で1,000万あったわけなのですけれども、今回の実績は180万ですか、これ多いか少ないか、町はどういうふうに見ているかどうか、お聞きします。

○松本美子委員長 それでは、伊藤副課長、答弁をお願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 子育て世帯転入奨励事業の内訳でございますけれども、7世帯全て新築でございます。当初予算1,000万あって180万というのはどうかということでございますけれども、まだどこの市町村もそうかもしれませんけれども、始まってなかなかすぐに広がらないのが実情でございます。今年度は多少実績がふえておりますので、徐々に広がっていけばいいなというふうに思っています。

パンフレットのほうも作成して、今現在、残りも少なくなるほど配布させていただいております。特に、バーベキュー場では、かなりの枚数がはけているところでございますので、そういうのが広がっていけば、転入もふえて、これも使っていただける方もふえてくるのかといったところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 パンフレットの効果が今出ているようなのですけれども、このパンフレットなのですけれども、1,000部つくって、子育て世帯の転入の増進促進のほかに、町のPRもあったわけなのですけれども、このパンフレットは、いつつくって、どのように活用し、一番聞きたいのはどのように効果があったかということなのですけれども、26年度のベースでお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、答弁をお願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 定住促進のパンフレットにつきましては、当初9月1日の契約で始めて、最初は10月末までに終わらせるという予定でございましたが、内容の多少の校正等がありまして、ちょっとそれが大変おくれてしましまして、3月13日に完成したというものでございます。大変遅くなってまことに申しわけなかったというふうに思っております。

ただ、配布につきましては、今年度を含めて、もちろん先ほど言いましたとおりバーベキュー場等々、あと森林公園の南口、あと川越のイーグルバスの観光案内所、嵐山のパーキングエリア、あと池袋駅の北口、あと熊谷図書館等々、町外にも広く配布

するようにさせていただいておりますので、その点のPRはさせていただいているというふうに思っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 人口減少の問題なのですけれども、この問題は嵐山町にとっても最重要課題だと思っております。町長の施政方針の中にも、これは目玉の一つだったわけです。しかし、ある程度パンフレットをつくって、その事業に進むというのが一番いいやり方なのですけれども、パンフレットができたというのが3月の13日ですか。そんなやり方だと、私はちょっとおかしいのではないかと思いますけれども。

あと、町の方向性がこれできたわけだから、4月1日から始めてもいいわけなのですよね。それをどうして、そんな9月とか3月にやったのか。それと、ほかの事業も、そういうふうに行っているのかどうか。町の方向性どうなっているのか、ちょっと伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 ご指摘のとおり、こちら平成26年の最も重要な事業でございましたので、早目にさせていただければよかったのですけれども、なかなか校正をよくしようというふうにさせていただいたところ、ちょっと校正と、こちらのほうの手作業、手間というか、かかってしまいまして、当初の10月末までのという期間を守れなくて、まことに申しわけなかったというふうに思っています。

やっぱり、職員のほうも、いいものをつくりたいというふうに思っていましたので、ちょっとその校正がかかってしまいましたということでございます。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 2点ほどお聞きいたします。

説明書の49ページ下段のほうで、広報紙の発行事業の関係ですけれども、この中で広報紙の中に広告を取り入れるようになってもう久しいわけでありましてけれども、この収入がどのくらいの割合になってきているのでしょうか。さらには、その広報発行

に広告料の収入がどのように反映されてきているのか、その割合なんかも含めてお聞きしておきたいと思います。

それから、その下の広聴事業の関係で、モニターさんを6人で、年2回開催されているということでもありますけれども、この関係でどのような意見が出るようになっていのでしょうか。それが、例えばその意見の中には要望だとか等も出ているのだと思いますけれども、広報事業にどのように反映されてきているのか、お聞きしておきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 それでは、広報の広告につきましてご説明させていただきたいと思います。

収入につきましては、37ページの20款諸収入、5項雑入、3目雑入の真ん中あたりに地域支援課広告料、嵐山広報ホームページバナー広告67万6,000円というのがございます。そのうち広告料につきましては、平成26年度は51万円ございました。よって、収入については51万だったということになっておるところでございます。平成25年度は13万でしたので、25年度よりは大幅にふえているかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、答弁お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 私からは、2点目の町政モニターの関係でお答えをさせていただきます。

町政モニターさんにつきましては、平成26年度10月及び2月の2回会議のほう、意見交換会を行っております。モニターさん自身は、総勢で7名いらっしゃるわけですが、欠席の方もいらっしゃいまして、それぞれ10月が5名、2月が6名の方にご出席をいただきました。

このモニター会議につきましては、本当に町民目線で、行政に対しまして、さまざまご意見を毎回いただいているところでございます。

参考までに幾つか申し上げますと、例えば町道の雑草刈り取りについてご意見をいただいたり、あるいはむさし嵐丸の活用、どのように知名度を上げていくか、そのよ

うなこと、あるいは地方創生の関係でもご意見をいただいていると。この意見交換会の中でいただいた意見等々につきましては、それぞれ主管をする担当課のほうには、このようなご意見をいただきましたということでお伝えを申し上げ、今後の町政の参考にしていただくというようなことで努めているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、広告、これの関係につきましては、全て広報の発行のほうに組み込まれて使われているわけなのではないでしょうか。それとも別会計のほうで、その会計のほうの収入になっているのでしょうか。そこのところを一つお聞きしておきたいと思います。

それから、モニターの関係でいろんなご意見があるということですが、一つは広報紙の関係で、これについては、町民要望も最近はカラー化の要望が出てきているのですが、この辺の提言はあるのでしょうか。ちょっと予算に絡むことだけでも。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 広告料の収入につきましては、先ほど申し上げましたとおり歳入で受けていただいて、広報の財源充当というか、充当をさせていただいているところでございまして、別会計というわけではなくて、その収入の財源として一般会計上で使っているというものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、町政モニターの関係でお答えをさせていただきま。広報のカラー化についての町政モニターさんからのご意見があったかというようなことですが、平成26年度の意見交換会の中におきましては、そのようなご要望はいただいております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩をさせていただき、午後1時30分から再開をさせていただきますので、お願いをいたします。

暫時休憩をとらせていただきます。

休 憩 午前 11時59分

再 開 午後 1時26分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたしますので、質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、49ページの広報紙発行事業の中の消耗品なのですけれども、昨年は、金額は少ないのですけれども、1万1,960円ということで、今回2,840円ということで大分下がったのですけれども、この消耗品費というのは、そもそも何の費用なのか伺いたいと思います。

それと、46ページの19目の13節委託料なのですけれども、今回、拡大で共同化が、これで18町村の共同化が、これで全部システムが改修ができたのか、お伺いしたいと思います。

それと、48ページの一番上のところ、19節の負担金補助及び交付金、中間サーバープラットフォーム利用負担金98万1,000円ということで、これ予算には入っていなかったと思うのですけれども、これが何で入ってきたのか伺いたいと思います。

それと、49ページの一番上の使用料及び賃借料が843万2,553円ということで、予算も大体一千幾らかの予算で、1,423万か、少し安くはできているのですけれども、このときに、たしかパソコン20台ということで、PC機器借上料600万ちょっとありますけれども、これで20台借り上げられているのか、確認しておきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を、青木地域支援課長、お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、順次、お答えをさせていただきます。

まず1点目の49ページの広報紙発行事業の需用費消耗品でございますが、こちらにつきましては、広報紙にいろいろ写真のほうを掲載をさせていただいておりますけれども、その写真を必要な方に差し上げるようなことをやっております。その写真の台紙を購入した費用になっております。

2点目、46ページの委託料の関係でございます。共同化につきましては、18町村がこの共同化を実施をするということになっておりまして、平成27年度から18町村全て

稼働が始まったというふうになっております。

次の48ページの負担金補助及び交付金の中間サーバープラットフォーム利用負担金でございますが、こちらにつきましては、ご案内のとおりマイナンバーの関係で必要なものということになっております。当初予算のほうには計上しておらなかったのですけれども、12月補正、一般会計の第5号補正で98万1,000円を計上させていただきまして、予算どおりの執行ということになっております。

4番目については、副課長のほうからご答弁申し上げます。

- 松本美子委員長 それでは、伊藤副課長、お願いいたします。
- 伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 49ページのPC機器借上料でございますが、全体では179台分の借上げでございます。そのうち平成26年度から新たにレンタルした台数が20台ということでございます。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。
- 畠山美幸委員 そうしますと、49ページの広報紙のほうは写真の台紙ということなので、去年は差し上げるのが少なかったわけですね。やっぱり年度によってさまざまだと思いますけれども、少なかった要因とございますか、一応教えていただきたいと思っております。

それと、46から47ページかけてのこのシステム改修は、共同化で、1年分で、予算書持ってきてないので、27年度覚えてないのですけれども、これでとりあえずシステムは初年度に入れてしまったので、これで、もうこれ以上かかることはないでしょうけれども、一応確認させていただきたいと思っております。

それと、先ほどのパソコンの関係ですけれども、OSは何になるのですか。教えていただきたいと思っております。

- 松本美子委員長 それでは答弁を、青木地域支援課長、お願いいたします。
- 青木 務地域支援課長 それでは、私から1点目の広報の関係でお答えをさせていただきます。

昨年に比べまして、金額的にはかなり少なくなっているわけでございます。少なかった要因というご質問でございますが、申しわけございません、例えば何枚お渡しをしたかというところまでは、ちょっと手元に資料がないのですが、考えられるのは、かなり金額的にも少なくなっておりますので、昨年、前年の在庫等も活用しながら使

ったものというふうに思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、伊藤副課長、答弁お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 46ページから47ページの改修と共同化につきましてお答えさせていただきたいと思ます。

改修事業につきましては、マイナンバーや介護保険の制度とか国保会計の制度が変わった関係の改修でございますので、これは共同化とは別に考えていただきたいと思います。

共同化は、あくまでも47ページの委託料の最後の枠の2つ、長期継続契約と単年度契約の2本で契約しているのですけれども、こちらが共同化ということでございまして、18市町村全部終わったから、この金額というわけではなくて、もう既に嵐山町が、平成25年度からこの金額で共同化をやっていくということでございまして、他の市町村云々かんぬんではなくて、嵐山町がこの共同化のクラウドシステムを使うに当たり、契約させていただいた金額ということでございます。

また、パソコンのOSにつきましては、ウインドウズ7ということで今使用させていただいているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 では、質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 55ページの広域路線バスの件なのですが、これアンケート、この年度というか、決算の年度でやったわけですね。それ一般質問だったか、幾つか答えを言っていたと思うのですけれども、改めて伺いたいと思ます。アンケート結果についてです。

それから、60ページの一番下の防犯対策事業なのですが、防犯というか、事件というか、減少というか、ふえているかどうか。昨年、今年という推移を伺いたいと思ます。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員長 もう一度、ページを。

○川口浩史委員 60ページ。

○松本美子委員長 川口委員に申し上げます。しっかりとページ数をお願いをし、質疑

をしていただきたいと思います。どうぞ、最初から。

○川口浩史委員 最初は、55ページの広域路線バスです。

〔「最初は防犯対策で、ここ、一番下のやつですね」
と言う人あり〕

○川口浩史委員 そうです。

では、次なのですが、それから118ページの自主防災組織の関係ですが、補助金がふえているわけです。これは内容がふえたのか、団体数がふえたのかを。

ちょっと、内容であれば、どんなことだったのか伺いたと思います。

それと、もう一つ何かあったのだよな。2回目でも構わないですか。

○松本美子委員長 1回目ですべてみてください。

○川口浩史委員 だめなの。

○松本美子委員長 はい。

○川口浩史委員 それで許してくれないのだ。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。

それでは、答弁をお願いいたします。

伊藤副課長、お願いいたします。

○伊藤恵一郎地域支援課政策創生担当副課長 55ページの広域路線バスのアンケートの関係でございます。

広域路線バスにつきましては、平成27年3月で終わる際、アンケートをとらせていただきました。ただ、こちら平成27年度に入りまして、生活交通の関係でバスを含めたアンケートをとらせていただいておりますので、そちらに含めてアンケートの結果も分析しようということで進んでおりまして、ちょっと26年度のアンケートの集計は、まだ出ておらず、26のアンケートと今回やっているアンケートともに分析をして、対策等々の検討をしていくという資料にさせていただこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務地域支援課長 私からは、60ページの防犯の関係でお答えをさせていただきます。

刑法犯の認知件数ということで申し上げたいと思いますが、25年と26年を比較をい

たしますと、26年が139件でございます。25年が148件ということでございますので、9件の減、マイナス6.1%ということで、若干ではございますが、犯罪が減ったというような状況になっております。

では、どんな犯罪が多かったのかということで若干申し上げさせていただきますと、一番多いのは自転車盗、自転車を盗む、これが26年は19件ございました。次に多いのが侵入、窃盗です。これが13件。次が車上狙いが8件。こういったものが主な犯罪の件数というようなことでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、根岸副課長、答弁お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、自主防災組織の活動事業ということでお答えさせていただきます。

こちらに関しましては、12の団体、12の自主防災組織が組織されておまして、その中で、まず活動費として補助率10分の10で、上限2万円ということで、これに関しては、例えば防災訓練の実施、それから会議の開催等に関しまして補助させていただいております。

もう一つは、資機材の整備事業ということで、補助率3分の2以内ということで、上限5万円となっております。これに関しましては、各防災組織が持っております防災倉庫等に備蓄しております資機材に対しての補助をさせていただいております。

主なものは、ここのところ多いのは、大雪等の関係もありまして、雪を運搬できるようなアルミ製のリヤカー、もしくは一輪車、それからスコップ、それからこれは雪とは関係ないのですが、油圧ジャッキなんか買われているところもございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、質疑どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。広域路線バスのアンケートは、そうですか。今のと一緒に分析をしているということですか。わかりました。

防犯の関係は、着実に減少になっているということで、気を緩めずに対策事業は進めていかなければなりませんので、より一層頑張ってもらいたいというか、我々自身も、そういうことで啓発活動にも努めていただきたいと思います。

自主防災組織なのですが、そうしますと、昨年からふえている分というのは、リヤカーや一輪車、スコップ、ジャッキ、こういうものを買う団体がふえたので、この金

額がふえたというそういう理解でよろしいのですか。ちょっと確認です。

それから、先ほども話のもとがニュースだったのですが、これもニュースなのですが、自主防災組織の倉庫が狙われて発電機などを持っていかれるという、これはもうご存じですか、こういうことがあるというのは、何か気をつけなさいということでは、皆さんに話はしてあるのでしょうか。ちょっと確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えさせていただきます。

事業費のほうにふえておるのは、先ほど申し上げましたように、大雪の関係もございまして、その後の各防災組織の備蓄品の充実といいますか、リヤカー等を買って足した分がふえておるという状況でございます。

もう一つは、備蓄倉庫の盗難等ですか、それに関しましては、特に町から注意を促してはならないのですが、今後、防災会長会議等で呼びかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○川口浩史委員 ご存じはご存じなのですか。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 はい。

○松本美子委員長 よろしいでしょうか。よろしいですか。

○川口浩史委員 ご存じかというのだけご確認させてください。

○松本美子委員長 青木地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務地域支援課長 お答えをさせていただきます。

内容につきましては、ただいま副課長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございます。

たしか、昨日、おとといぐらいでしょうか、報道されたというのは私もニュースで見ましたので、ああ、こんなことがあるのかというのを本当に改めて知ったわけでございます。今後、注意喚起をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 60ページになります。補助金45万円、部落解放同盟埼玉県連合会嵐

山支部、26年度はどのような活動をしているのか。

それと、その上にあります職員研修会講師謝礼はわかるのです。企業研修会講師謝礼では、どのようなことをなさっていて、今もなおかつ嵐山町では各種研修会の負担金とか、そういったものは部落解放同盟関係のものにほとんど使っているのかどうか伺いたいと思います。

それと次に、各種相談事業がありますが、嵐山町は交通事故死亡がないということですが、1,000日以上続いたということですが、自殺者についてはかなり多いですね。その点について、迷惑相談員報償とか、そういったところで把握できているのかどうか。行政相談員、顧問弁護士報償で把握できているのかどうか、伺いたいと思います。

たしか、思い出しているのは、6つの条件が重なったとき人は自殺に行くというふうな形になっていて、その1つでも省くことができたなら、それは人は自殺に行かないだろうというふうに使われているのだけれども、すみません。6つだったか、ちょっと。たしかそうだったと思うのですが、その点についての把握で、これはとても一つのポイントとしては大きいのだろと思うのですが、その点についてはどの程度把握されているのか。地域支援課になると思うのです。健康いきいき課になるのかな、どちらかなと思いつつも聞いてみます。

次、嵐山パトロールセンター管理事業、これ日中どのように利用されているか。大体どんな感じで皆さん、とてもいい場所にあって、いい場所なのですから、どんな感じで利用されているか。時々、何か3時ぐらいに通ると、そこに集まっていってしまうこともあるし、という形で伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

根岸副課長、お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、部落解放同盟埼玉県連合会の嵐山支部の補助金の関係、お答えさせていただきます。

この中での支出としましては、まず研修等に参加した旅費が約7万円、それから県及び郡等の負担金が10万6,000円、それから研修会等の参加活動費、参加費として15万1,600円、それから主なものは、その他書籍とか新聞等、それから研修等の資料代として7万6,400円。主なものは、以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を。

青木地域支援課長、答弁お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、私から、まず61ページの各種相談事業、迷惑相談につきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

この迷惑相談につきましては、寄せられる相談の多くは、法律に関することというのでしょうか、そういった相談が半数程度ございます。それ以外は、近隣のトラブルであったり、騒音であったり、はたまた犬猫のふんのそういった相談であったり、そのようなちょっとした困り事相談というのでしょうか、そういったものがほとんどということになっておりまして、今、委員のご質問のような自殺に関する、例えば家族の中にそういった心配となる方がいるだとか、そういった相談については迷惑相談のほうには寄せられていないのが現状でございます。

町の対応といたしましては、主には健康いきいき課を主管として、実際の相談は県、保健所であったり、県のほうでいろんな相談の機会、こういったものを設けているというふうに承知をしているところでございます。

2点目のパトロールセンターの利用状況でございますが、このパトロールセンターにつきましては、開所以来、地域の皆様方に活発にご利用いただいている現状がございまして、昨年1年間、小学校の下校の見回りにお使いをいただいた日数が119日、ナイトパトロール、これは月に1回行っているものですが、これが雨による中止もございまして1年間で10回、それと地域自治会だとか地域の皆様方の集まりにご利用いただいたのが8日間、計137日間ご利用いただいたという現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、根岸副課長、答弁お願いいたします。

○根岸隆行地域支援課人権・安全安心担当副課長 それでは、企業研修会の講師謝礼の関係、お答えさせていただきます。

こちらに関しましては、例年、花見台管理センターのほうで2月に開催しておりますが、例年、講師に関しましては埼玉人権企業連絡会の代表幹事の企業の担当の方に来ていただきまして、講演いただいております。

昨年は、NTT東日本の関さんという方に来ていただきました。今年度は、東洋製罐の久喜工場が代表幹事となっておりますので、そこの担当の方に来ていただく予定になっております。

参加については、昨年度、24名参加でございます。

○松本美子委員長 それでは青木地域支援課長、答弁お願いいたします。

○青木 務地域支援課長 申しわけありません。1件目の60ページの負担金補助及び交付金の各種研修会につきましては、私のほうから答弁申し上げたいと思います。

委員のご質問では、部落解放同盟に関する研修会がほとんどかというようなご質問でございましたが、こういった人権に関する活動されている団体さんは複数ございまして、実際に19万円の内訳といたしましては、主に3つの団体、そちらへの研修会に参加するに要した費用です。3団体ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、60ページの部落解放同盟埼玉県連合会支部のことなのですが、これは、もうほかの団体に比べて異常に金額多いです。そして、研修旅費7万円ですけれども、普通だったら個人負担のところですよ。そして、県への、上部団体への負担金10万6,000円です。これは、もういい加減にやめてほしいなというところなのですが、69万円から45万円に減額になったのだけれども、それと研修参加費が15万1,600円、これはあれですか、相変わらず費用弁償があるということですか。それは、一応なくなったと思っているのですけれども、これだとやっぱり同じような感じで、そして書籍も7万6,000円と、新聞と各種雑誌、大体何を購入されたかわかるのですけれども、これというのはもうほとんどの団体で個人負担の問題です。その部分が、まだ続いているということはどういうことなのか、伺いたいと思います。

それと、先ほどの3団体というのは、大体、名前が今ぽっと出てこないのですけれども、わかるのですけれども、人権問題というのは、今、外国人籍の子供の問題とか、それから非常にシビアな問題というのは、嵐山町でもいっぱいあると思うのです。私、見てて、すごくシビアな環境にいる人が結構あるなと思いつつ、こういったところにお金を出していくということの問題点の大きさというのがあるのではないかなと思うのですが、そこら辺は、相も変わらず、かつての団体と同じような関係性を保っていかなくてはいけない行政の姿があるのかどうか、伺いたいと思います。

各種相談事業のことなのですが、これは6つの要因があるとすると、少なくとも法律相談にかかわる問題というのは、消費者金融とかいう問題、結構ありますよね。そういったものは、かかっていると思うのだけれども、やっぱりちょっとこの状況だと、今の迷惑相談員の状況だと、難しいということになってくるのですか。そ

こら辺がわからないのですけれども。近隣トラブルも、それなりにやっぱり一つの自殺に結びつくような状況で、それが何年か前に私はこれ一般質問していて、一度だけ自殺事業にかかわるものが予算が組まれたのですけれども、その後どこに行ってしまったのかと知っているのですけれども、それが健康いきいき課に行ってしまったということなのか、ちょっとよくわからないのです。それについて伺いたいと思います。

パトロールセンターですけれども、パトロールセンターは、下校とあれとで使っちゃるといことなのですが、日中もちょっと、例えば私なんかは思ってしまうのですけれども、元気のいい方たちがあそこで将棋か何か指してくれると、とてもいいとか、そういうふうな使い方というのは、なかなかしにくいものでしょうか。そういうふうな場につくっていないからできないということなのか、子供を見守りながら、何となくそこにいるということがあってもいいのかと思うのです。今、ほとんど皆さんふれあい交流センターに行ってますよね。そうではない形の地域との場所というのは、位置づけがそうされていないためにそうなっていないのかどうか、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、答弁をお願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目の部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部の補助金でございます。これは、委員ご案内のとおり平成25年度から事業費補助に移りまして、25、26で2年目ということでございます。この補助金につきましては、補助金の交付要綱を設け、その中で補助金の対象となる経費、申し上げますと、講演会・研修会等の開催に要する経費、講演会・研修会等への参加に要する経費、啓発資料の作成に要する経費、団体運営費、この4つを補助対象事業と規定をいたしまして、補助金のほうを支出しておるものがございます。補助金の使途につきましては、適正だというふうに思っておるところでございます。

また、今、人権問題、委員のほうから、いろんな、例えば外国籍の問題だとか、さまざまな人権問題が今ありますということでお話をいただきました。まさに、私どももそのように捉えております。外国籍であったり、例えば、それに関してヘイトスピーチがどうだとか、いろいろ全国的には話題になっております。あるいは、女性の人権だとか、子供、高齢者、いろんな問題があろうかと思えます。町のほうでは、今、

例えば人権研修会を定期的に行っているわけでございますが、そういった中においても、例えば昨年であれば、昨年、何だっけ。

〔何事か言う人あり〕

○青木 務地域支援課長 昨年は、職員向けの研修会では、児童虐待、これをテーマにしまして、研修会を行ったところでございます。

今後におきましても、ただいま申し上げました児童であったり、高齢者、外国人、いろんな人権全般に関して職員が知識を高めていくような研修に取り組んでいきたいというふうに考えております。

次の相談事業でございますが、寄せられる相談というのは、多種にわたる相談が寄せられているというふうに思っているところでございます。現実問題としまして、例えば法律の知識が必要な相談、こういったものについて、では今の相談員さんが十分な知識を持ち合わせているかといいますと、それはなかなか、そうは申し上げられないところがございます。そういった相談につきましては、町の顧問弁護士さんがおりますので、顧問弁護士の先生にその相談内容を引き継いで、解決に向けてご尽力いただくというようなことで対処しております。

その顧問弁護士だけでなく、相談にはいろいろなものがあり、それに対応するような専門の相談機関というものも埼玉県内に種々あろうかと思えます。そういった専門の相談機関にいかにかちんとつなぐことができるか、こういったことも相談員の一つの業務になっているというふうに理解をしています。

3番目のパトロールセンターにつきましては、これは嵐山町パトロールセンター条例という設置条例を設けていまして、その中に使用者の範囲ということで3点ほど掲げております。パトロールセンターを使用することができる者は次に掲げる者とする。1つ目が防犯に関する活動を行う者。2番目が交通安全に関する活動を行う者。3番目がその他公益的活動を行う者として町長が認めた者というようなことがあります。

今、委員のほうで、地域の元気な、例えば高齢者の方たちが、そこに日中寄って、何か自分の好きなことをしながら子供たちを見守る、どうでしょうというお話をいただきました。これは、私は立派な公益的活動の一つになるのではないかなというふうに思いますので、今後そういった活動も視野に入れて、このパトロールセンターのあり方を考えていけたらいいなというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。3回目です。

○渋谷登美子委員 監査委員に伺います。

補助金団体というのがありますけれども、各種団体に公平性・公正性というのが必要で、今回事業費補助になって2年目ということになったわけですが、やっぱり私は補助の内容に余りに差があり過ぎると思うのです。その点について、監査委員としてはどのようにお考えになったのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

柳代表監査委員、お願いいたします。

○柳 勝次代表監査委員 補助金に関しては、今、課長のほうからもお話がありましたように、そういった公平・公正性の面から見ても、特に偏っているとは思いません。

従来から、これはずっと引き続いてきた、そういう制度であって、人権制度になってからも、いろんな講習とか研修とか、そういうことをやっておるので、それに関しては、特にそういった不公平性というのは考えておりません。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑がありましたら、どうぞ。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、地域支援課に関する部分の質疑を終結をいたします。

暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時10分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして、簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いをしたいと思います。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 64ページで、1点だけお尋ねしたいのですが、一番下、旅券事務委託料東松山市となっております。パスポートが東松山でもとれるようになったの

かと。私、知りませんでしたけれども、何名ぐらいの方が、ここでそういう申請をされているのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

パスポートの申請ということでございますが、昨年、26年4月から27年3月の間につきまして、嵐山町で252名の方の申請があったということで記憶がございます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 パスポートは、大宮のパスポートセンターですとか、熊谷のパスポートセンターとか行ってとってきますよね。結構とっている人もいます。この252人の中にそういう方もいらっしゃると思うし、東松山でとれた方もいらっしゃるのかなと思うのですが、東松山でとる場合には費用がかかるので、その費用分の負担を嵐山町の分としては負担しているよということの理解でよろしいのでしょうか。その点だけ、お尋ねします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を、金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 パスポートの費用に関しましては、東松山に事務の委託をしてございまして、東松山市のほうに入ってきたお金をそのまま同じ金額を歳出するような形になってございます。

それで、その事務の費用につきましては、去年の割合で申し上げますと、均等割で35万円、それと人口割で50万2,000円をいただいております。合計、こちらにございますように、85万2,000円ということで、これをそのまま東松山のほうへ納めてございます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 理解が、私、なかなか遅いものですから、そうすると、パスポートは、どこでとろうとも、パスポートをとるための費用はかかっているのだよという理解でよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、賛田副課長、お願いいたします。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 お答えいたします。

入ってくると課長が言いました85万2,000円というのは、県のほうから交付される金額でございまして、それを東松山のほうに嵐山町は権限移譲するということで、そのまま支払うということで、1件に幾らとか、そういうのではなくて、均等割と人口割で県のほうから計算された金額をそのまま払うという形になります。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございましたら、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 65ページの住民基本台帳の事業で、嵐山町には、今、外国人はどのくらいの人数がいるのでしょうか。

言葉の問題で、きちんと担当課として窓口で対応できているかもあわせて伺いたいと思います。

それから、23ページに、戸籍謄本や住民票の発行数が出ているわけですが、これはどうなのでしょう。役場本庁舎と菅谷の出張所との比率では、何対幾つぐらいの割合でこれになっているのかをちょっと伺えればと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、2点ですけれども、答弁をお願いをいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、まず最初に、65ページの外国人の関係でございますが、7月だったか、ちょっと手元に資料がないので、おおむねの数字で申しわけございませんが、7月末の時点で外国人の方が全部で270名だったかと思えます。

それで、窓口での対応状況ということでございますが、大方、こちらで話をさせていただく日本語でご理解いただける場合と、あとは通訳の方が、転入とか、そういったときには一緒に来ていただいて、何とか対応は用件が済むように対応させていただいておるところでございます。

それと、23ページの部分の証明発行等の交流センターと本庁での割合ということでございますが、ここの資料の中には両方まとめてしまっておりますので、ちょっと割合のほうは出してございません。

以上です。

○松本美子委員長 いいですか。

それでは、答弁を、贄田副課長、お願いいたします。

○贄田秀男町民課戸籍・住民担当副課長 お答えいたします。

全てを出しているわけではないのですけれども、今、例えば住民票で計算してみたのですけれども、大体、出張所が全体の15%になります。

また、自動車臨時運行許可申請とって、仮ナンバーもやっているのですけれども、それは出張所のほうで27%になります。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方は、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 婚姻届というのは、嵐山町、これどこで見るとか、諸証明のところに入るのかはわからないのですけれども、26年度は何件ぐらいあったのか、お伺いします。

それと、住基カードのほうで、来年からマイナンバーが始まるわけなのですが、今回、大分、20枚以上、24枚ぐらいふえています。26年度、住基カードの交付が。これは、どういった方が、おとりになっているのか、お伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、まず初めに、婚姻届の件数ということですが、こちらに出ているのは、証明書等の写しということなのですから、届け書そのものというのが、申しわけございません、今、手元に届け書の数は資料がございません。

それと、もう一つ、住基カードの発行ですが、昨年76件ほどございまして、このほかに無料交付分を含めると、全部で87枚ほどございました。主に、どのような方がというと、やはり住基カード、写真つきのもので写真つきでない2種類のカードがございまして、主に写真つきのものでカードをつくられる方が多くて、それにつきましては、高齢者等の免許証ですとかパスポートとか、写真つきの公的な証明等を必要な場合のときに持っていないということで、そういったことでつくりたいということでお申し出されて、つくれる方が多かったように思います。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 婚姻届のことを聞いたのですけれども、また後で、数がわかれば教え

ていただきたいと思うのですけれども、この間、婚姻届の裏面とか、何かすごく今、絵が入ったものが人気があるということで、ぜひ嵐山町もそれをやっていただくとなおハッピーな気持ちになるということで、今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、そのように、よろしくどうぞお願いいたします。要望でよろしいですね。

そのほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩させていただきます。それでは、再開を2時35分とさせていただきますので、休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 2時21分

再 開 午後 2時33分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、文化スポーツ課に関する部分の質疑を行います。説明員に申し上げます。説明員の皆様には質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。それでは、質疑のある方どうぞ。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 144ページの使用料及び賃借料の土地の借上料237万6,866円、どちらの土地を借り上げているのか教えてください。

○松本美子委員長 それでは答弁をお願いいたします。

村上文化スポーツ課長、お願いいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 お答えさせていただきます。

土地の借上料でございますが、鎌形野球場、こちら8筆7名の方で1万556平米、131万9,500円及び総合運動公園、こちらの方が10筆でございますけれども、7,718平米で105万7,366円、以上の土地の借り上げとなっております。

○松本美子委員長 どうぞ、大野委員。

○大野敏行委員 毎年こうして土地の借り上げをされていて、お金を払っているわけな

のですけれども、購入もしできるとしたら購入してしまったほうが長期で見ると安いのかなという気もするのですけれども、なかなか地権者とのことですからそうもいえないと思うのですけれども、そのような動きというのはされたことはあるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは答弁を村上文化スポーツ課長、お願いいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 土地の借上料につきましては、議員ご指摘のとおり、かなり年数もたっておりますので、できれば公有地化したいというふうに町としても考えておまして、地権者の方と契約の更新等のたびをお願いをしているところであります。また、賃借料のほうも更新のたびに1割ずつ減額して契約を結んでいただいているという状況であります。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、少しお聞きします。最初に、21ページです。ちょっと先ほど違う課と間違えてしまって少しお話ししたのですが、21ページの中ほどに南部交流センターの使用料ということで、55件載っています。年々ふえてきているように思いますし、いい傾向だなと思っているわけですが、30件の予算に対して約倍になるわけですが、どんなものがふえているのか、傾向としてはどんなことなのか、お聞きをしたいと思いますというふうに思います。

次に、全部南部交流センター、たまたまなってしまったのですけれども、57ページ上のほうに、役務費の中に楽器の調律の手数料、その中に南部としまして南部1台と書いてあるのは南部交流センターのことだというふうに思うのですが、楽器の調律というとピアノあたりになるのかなというふうに思うのですが、ピアノがあったかどうか、私が思っているのはそこにはなくて違うところにあるわけですが、あれは南部交流センターのものなのかどうか、それをお聞きいたします。

それと、その下のほうに工事請負費が載っておりますが、これは予算化されたものではなくてどっか補正か何かで入ってきたのだと思うのですが、前のものが壊れて新規に南部交流センター消防設備設置工事ということになったのかどうか、そこら辺のいきさつをお聞きをしたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは答弁をお願いいたします。

強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、21ページの南部交流センター使用料でございますが、55件ということで、昨年よりも若干利用がふえている状況です。ふえた内容は、何といたっても環境のいい場所ですので、南部の調理室の脇の会議室のほうなのですが、体を動かすような簡単な運動というか、スポーツというか、そんな種目でのご利用が非常にふえております。

それから次に、57ページ、楽器調律手数料でございますが、こちらにつきましては、ふれあい交流センターに4台、南部に1台とピアノが設置してございます。南部の場合、部屋の隅っこに寄せてあるものですから、利用する方ではないと気がつかない部分もあろうかというふうに思います。ピアノが1台あります。その調律をいたしました。

それから、下のほうにございます工事請負費、こちらにつきましては、以前は鎌形小学校の施設として南部交流センターが一体的な施設として扱われておったわけですが、昨年、消防署のほうの点検確認ということで幼稚園のほうに来たときに、フェンスで区切ってある別の施設ということになりまして、非常用の火災警報装置を設置させていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 順次質問させていただきますが、南部交流センターの使用の関係ですけれども、会議室等で運動をなさる方がいらっしゃると、涼しいだとかエアコンの設備までしていただいたので、非常に環境的にはいいのではないかとそういうことだと思うのですが、子供さんですか、大人の方が多いのですか、そこら辺を再質問ですから後でお答えいただければというふうに思います。

それと次に、調律の関係ですけれども、ピアノということで、グランドピアノが学校の設備というふうに思ったものですから、それが幼稚園に移って、今、日赤社屋のほうに立派なのがあるのですが、そのことではないのですね。また、お答えください。

それと、南部交流センターのほうの非常用の警報装置、別な管理のもとということでも了解いたしました。最初の2問だけお願いいたします。

○松本美子委員長 それでは再質問ですけれども、強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 お答えいたします。

南部交流センターのご利用でございますが、全体的には子供さんの利用もあります。昨年の数字ですから子供さんよりも大人のほうが利用は多いかなと、今年度につきましては、これ去年のことであれなのですが、参考に申し上げますと、現在北部交流センターのほうが工事中で夏休み期間使えなかったものですから、学童さん等々南部の利用がふえております。

それから、ピアノにつきましては、いろいろご寄附いただいたピアノ等がかなりありまして、そんなにグランドピアノとか立派なものではないのですが、箱形の小さいピアノが部屋の隅に設置してございます。そのピアノでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

畠山委員どうぞ。

○畠山美幸委員 まず最初は、22ページのところなのですけれども、13款の使用料及び手数料の中の夜間照明施設使用料135件、前回25年に比べてふえておりまして、私も一般質問していますからなのですけれども、でもこの場で確認しておきたいと思えますから、何団体の方がご利用になられて稼働率は何%だったのか、お聞きをしたいと思えます。

それと、海洋センターなのですけれども、25年以前になって無料デーを設けていただいて、3,000人余りの方々に来ていただいたという結果が25年がありましたけれども、26年度も無料デーをたしかつুক্তと思えますけれども、何日間おつくりになって、ちょっと人数が大分減ったのですけれども、昨年はちょっと涼しかったからかなと思えますが、要因についてお伺いしたいと思えます。

それと、鶴巻運動公園使用料と菅谷テニスコート使用料がこちら側の、若干ですけれども減っているのですけれども、テニスをされる人口が少し減ったのか確認させていただきたいと思えます。

そして57ページのふれあい交流センターに包丁の殺菌庫を買っておりますけれども、何か事故というか、包丁の管理が悪くて何かがあったのでこれを買うことにしたのかどうなのか、経緯について教えていただきたいと思えます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは答弁をお願いをいたします。

村上文化スポーツ課長、お願いをいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 初めに、ナイターの利用状況ですけれども、利用団体が9団体ということで、利用率につきましては、すみません、細かい数字を今手元にないのですけれども、76%程度だったと思われまます。

それと、鶴巻と菅谷のテニスコートの利用率、若干件数が減っております。鶴巻が25年よりも25件、菅谷テニスコートが39件減っておりますけれども、利用者数自体は確かに減っていると、そうふえている、錦織圭選手等の影響でふえているかと思うのですけれども、やはり全体的には少し減って、なおかつ人工芝でやりたいということでやはり菅谷のテニスコートのほうが人気があるのですけれども、鶴巻なんかは割とあいている状況でございます。

○松本美子委員長 それでは答弁をお願いをいたします。

強瀬交流センター所長。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、57ページの備品購入費、包丁まないた殺菌庫の関係でございますが、こちらは調理室に設置してございまして、包丁が26本、そしてまないたが20枚殺菌できる器でございます。

これを購入した経緯は、子供さんの簡単なお菓子づくりあるいは高齢者への愛情弁当等配達皆さんがいただいているわけですので、病気が一番怖いですから、備品購入費として購入させていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは萩原副課長、お願いをいたします。

○萩原政則文化スポーツ課生涯学習担当副課長 海洋センターの利用について、回答させていただきます。

プールの無料開放ですが、毎年海の日2日前の金曜日の午後からプール開きが始まっております。金曜日、土曜日、そして海の日と3日間無料開放をここ何年か続けて行っております。

利用状況について、大分減ったということですが、ここに書いてある2,323名という人数につきましては、使用料をいただいている方の人数になっております。26年度につきましては、有料の数がその数字ですが、無料を含めると3,360人の方に利用していただいております。その前の年から比べると人数は減っておりますが、多分それほど影響は、天気によって人数が大分変わってまいりますので、それほど減

ったというふうには感じておりません。

以上でございます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 内容につきましてはわかりました。

海洋センターのほうはこれ、前回のはこれは無料の人も入れていた人数ではないのだった、無料の人も入っていた人数だったのかなと思いますけれども、いいです、わかりました。

鶴巻運動公園なのですが、あそこは大変場所がよくて、テニスコートとしてはちょっと人気がないというお話しでしたけれども、あそこがちょっと使えればなという中学生の方々のお声も前も言ったと思うのですけれども、バスケットゴールとかをつけて使用できるようにすると、ちょっと使い道がまた違ってくるのかなということで、中学生をお持ちのお母さん方からちょっと言われていたものですから、今後、何か別の利用方法も考えていっていただけたらなと思います。これ要望です。

包丁とまないたの殺菌庫は、私も使わせていただいて大変よかったなと思っていましたので、どういう経緯があってつけたのか確認をしたかったので、承知しました。ありがとうございました。

鶴巻公園は答弁もらえないですよ、要望ですから。

○松本美子委員長 よろしいですか。

○畠山美幸委員 いいです。

○松本美子委員長 それでは、そのほかに質疑のある方、どうぞ。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 お聞きしたいのは、説明書の139ページの図書購入事業なのですが、こここのところで図書館の図書を購入する場合に、図書館流通センターでほとんど購入されているのかなというふうに思っているのですけれども、それで、ここでその他図書館購入費の関係出てきているのですけれども、例えばこここのところで買えない本というのは具体的にはどんな本になっているのでしょうか。それから、それは他の本屋さんとかそういうところでしか買えないのか、あるいは専門書で特別に発注しなければ買えない本になっているのか、その辺はどうなのでしょう。

それから、消費税が上がってきて、予算それなりにつけられてくるのだと思うのですけれども、その中では買えなくなってくる本の数というのは減ってきているのでし

ようか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

船戸図書館長、お願いいたします。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 139ページの図書購入費の件についてお答えいたします。

図書購入費につきましては、ほとんどが図書館流通センターを經由して購入しております。なお、一部民間の会社、細かく言いますと「いぬのきもち」とか「ねこのきもち」というベネッセコーポレーションという会社があります。これは年間を通して先払いで購入している。一部特殊な本については文林堂さんという本屋があるのですが、そちらのほうから購入している部分もあります。

実は、お客様でよく本を汚損あるいは破損するお客様がおります。そのお客様については弁償という形、事故届というものを書類を提出していただきまして、お客様のご承認をいただいて弁償していただく本があります。そちらについても文林堂さんを通して購入しております。

いろいろな本があるのですけれども、買えなくなった本というか、ちょっと古い本で、先ほど申したとおりお客様が汚損あるいは破損して弁償した本で、もうすでに廃版になっている本がございまして、そういった本については購入不可ですから、それ相応の対価の代金をいただいて、改めて、全く同じ本買えませんから、同じような本を購入しているというような経緯がございまして。

あと、専門書的なものもあるのですが、要するに1巻から10巻までとかそういった専門書の本については、お客様の要望等もいろいろあるのですけれども、買えるそれにお答えできるような本もございまして、ないものはどうしても買えないものですから、一応ご希望等に沿えない部分もあります。

消費税等の関係なのですけれども、一応購入する本については消費税全て含まれた購入になっているのですけれども、物によっては図書館流通センターもそうですけれども、若干割り引いてくれるというような状況もございまして、一応毎年予算内の範囲で購入いたしております。

○松本美子委員長 それでは、河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 例えば、それぞれ本を読む人の要望で、特別な本やなんかになってくる形ですと、今の本屋さんにはないようなもの等の形では先ほど館長答えたようなの

ですけれども、古本屋さんやなんかを探してという形もあるのでしょうか。

それから、大学なんかの専門書なんかは、そうするとその大学で発行しているところに専門的というか、専門書については直接本屋さんを通さずに購入するということもあるのでしょうか、そこら辺はどうなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは答弁を、船戸図書館長、お願いいたします。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 専門書等なのですけれども、なかなか実際、お客様の要望等あったときに特殊なそういった本が、どうしようかと、買おうかという話になるのですけれども、今のところなかなかそういった専門書的なものはご希望はないです。ですから、そういった専門的な本を購入したという経緯は今のところないです。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず最初に、56ページ、57ページでふれあい交流センターが定着してきたと思うのですけれども、大体今の利用者の傾向というのですか、なんか団塊の世代が多くて、高齢者の人がすごくふえてきているなというイメージが私の中にあるのですけれども、どんなふうな雰囲気として捉えられているか。

そして、きのう北部交流センターの建築状況を見に行ったときに、やはり身体を動かす方が多いので、鏡張りにした、部屋を2つつくったとかいうのはとても今までにないような使い方のおもしろいなというふうに思ったのですけれども、そういうふうな状況を伺います。

それともう一つ、これ先にちょっとページ飛ぶのですけれども、やはり138ページで、図書館の利用者の変化、それについてもやっぱり行ってみると、随分高齢の方で退職なさったような方がふえているなというふうな感じが見受けられます。そうすると例えば今後の話になってきますけれども、ふれあい交流センターの中にも図書館的なフリースペース的な部分があったほうがいいのかとか、全然今雑誌は子供向けのものしかないではないですか、そういったご要望とかそういったものはふれあい交流センターの利用者の中にはないのかどうか、伺いたいと思います。

ですから、図書館とふれあい交流センターの人の利用の変化があると思うのです、このところで。そのことについてどのように把握されているかを伺いたいと思います。

その次に、123ページで、これは地域支援課のほうにもお尋ねした内容とほとんど同じなのですけれども、人権教育推進協議会運営事業です。ふれあい塾の講師の謝礼、それからふれあい講座の講師の謝礼、これ今も同じように七郷小の子供たちを対象にふれあい塾をやっていて、ふれあい講座は北部地区になってくるのかな、大体そんな感じになっていて、どのような感じでなさっていて、参加者はどんな感じだったのか、伺いたいと思います。

それで、次ですけれども、消耗品費は、これは吉田集会所はもうこの26年度はやっていないわけです。それで、消耗品費とか賄い材料とかあるわけですが、具体的にどのようなことに使われたのか。

それから、サマーキャンプはわかります。各種研修会はどのようなことに行かれていますのかです。そして、人権教育研究事業30万円、毎年、毎年30万円なのですけれども、これはDVDを買ったりいろいろなさっていたと思うのですけれども、DVDの金額自体はとても高いものだなというふうに私は見ていて、何に使われているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは強瀬交流センター所長、お願いいたします。

○強瀬明良文化スポーツ課交流センター所長 それでは、ふれあい交流センターのご利用の状況について説明をさせていただきたいと思います。

まず、年間ご利用いただいております人数でございますが、午前、午後、夜間というふうに区分をしまして人数を集計をとってございます。午前が1万8,015人、午後につきましては1万8,150人、夜間につきましては9,691人と、利用者の一番多い部屋が2階にございます206という一番大きな2階の多目的室になります。それから、2番目にご利用の多いのは1階の103、部屋の面積が大きいものですから、人数的には大きい部屋が利用者が多いと、そして3番目に多いのが2階の鏡のある部屋、205という多目的室になります。それから、利用回数で拾ってみますと、年間4,367回の利用がございます。一番多いのが1階の101という一番隅の明るい部屋です、あそこが一番利用の回数が多いです。次に、利用回数が多いのが多目的室205、2階の鏡の部屋です。3番目に多いのが2階の206、やっぱり多目的室になっております。利用状況はそんな内容です。

それから、年齢あるいは内容でございますが、そういった部分では統計はとっておりません。私のほうで見た感じで申し上げますと、圧倒的に委員おっしゃるようにご

高齢の方が多いわけですが、楽器の練習あるいは踊り、さまざまな利用があるわけです。そしてまた、夜間は子供さんの踊りですか、非常に最近多くなっております。利用状況につきましては以上です。

○松本美子委員長 それでは、船戸図書館長、答弁をお願いをいたします。

○船戸豊彦文化スポーツ課知識の森嵐山町立図書館長 図書館の利用者、前にもこちらで答弁したかと思いますが、大変利用者の変化というか、近年大変ご高齢の方が多くということで、なかなか子供、ご高齢に比べるとどうしてもご高齢が多いというのが現実でございます。そういったことで、高齢向けのなかなか本というのになると、図書館には児童書、あるいはアダルト、要するに青年、中学生から30歳、40歳ぐらいまで、それから高齢ということで分けるのですけれども、なかなか蔵書に関係しても、やはりそういったご老人向けというのは少ないです。

ただ、なぜ高齢の方が利用が多いかということ、やはり一つの社交場的なものに近年この図書館というのは変化しております。ですから、毎日見受けられるご老人が確かに多数おります。そういった方の要するに蔵書ですか、本をこれからいかにふやしていくかというのは確かに委員のおっしゃるとおりで、検討していかななくてはならないかと思っております。それについては、結局ふれあい交流センターとの兼ね合い等もあるかと思うのですが、本についてはまた図書館というものがあるので、今後についてはふれあい交流センターとどのような形でやっていくかというのは、また検討材料ということでやっていきたいと思っております。

○松本美子委員長 それでは、村上文化スポーツ文化課長、答弁をお願いをいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 初めに、人権教育推進事業ということで、ふれあい塾、ふれあい講座の内容等でございますが、議員ご指摘のようにふれあい塾は七郷小学校の全校生徒対象に、ふれあい講座は北部地区の方々全員対象にということで募集しております。まず、ふれあい塾ですが、年度当初申し込みを学校のほうを通してお願いしまして、平成26年度につきましては32人の子供たちがこのふれあい塾に参加していただきました。内容につきましては、放課後の学習等も10回ぐらいありますし、その他パソコン教室、サマーキャンプもこの中に入ります。おやつづくりですとか、グラウンドゴルフ教室、また親子の餅つき大会、書き初め等がございます。全部で23回、年間通して行ってございまして、小学生の延べ参加が501名ということで、1回当たりの平均は21.8人という形になっております。

次に、ふれあい講座、大人のほうの講座ですけれども、こちらの内容は健康ダンス教室、手芸教室、グラウンドゴルフ教室、これは大人だけでやるのと、先ほどふれあい塾の子供たちとの交流のものもございます。その他ウオーキング教室、そば打ち教室、また小川警察の方々に来ていただいた我が身を守る研修、その他探訪研修、おやつづくり等々でございます。

消耗品、需用費の中の消耗品の内訳ですが、これらふれあい塾、ふれあい講座の中で使うものとしていろいろございます。手芸教室の材料ですとか、また書き初めの画仙紙、人権問題研修会、これを開いたときの名入れのタオル、その他月刊「部落解放」等々の新聞と雑誌、それと研修等で使用します資料代等でございます。

それと、各種研修会の内訳ということで、こちらの研修会いろいろございます。部落解放同盟埼玉県連合会の夏期講座、部落解放同盟比企郡の協議会の総会、部落解放同盟東日本研究集会、正統派の2014年度研修会、愛する会の比企入間郡市協議会部落解放研究第48回全国集会、正統派第25回部落問題啓発研修会等々がございます。

次に、人権教育研究事業、中学校2校で30万円の補助金の内容でございますけれども、菅谷中学校、26年度につきましてはまず人権教育のDVDを1本購入しております。これが1本8万4,240円ということで、「ほんとの空」というDVDでございますけれども、やはりどうしても商業ベースになる生産量ではないので、1本当たりの単価というのはどうしても高くなってしまいうようでございます。その他、菅中では全国人権同和教育研究大会の参加費、また人権標語整理用のファイル、消耗品等で15万円、玉ノ岡中学校につきましては同じく全国人権同和教育研究大会の参加費、月刊「同和教育であい」の購読料、その他音響機器等、学校で生徒たちの人権教育で行う際の機器等の購入、また校内研修資料印刷用紙の購入等で15万円となっております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません、それぞれ図書館とふれあい交流センター、住民の方から要望とかそういった形で、ここの部分はちょっと使いにくいとかそういった部分というのは出ていないのか、伺いたいと思うのです。それを伺います。

そして、これは今後の問題になってしまうから決算でやってもしょうがない、ここでやってもしょうがないのですけれども、こういったふれあい交流センター、生涯学習にかかわる問題で、例えば図書館とふれあい交流センター、そこのところをうまく

適合するような計画を立てようというふうなプランというのは出てこなかったのかどうか伺いたいと思います。これ一番、これからの高齢化社会を生き抜くために必要だったと思うのですけれども、こういったプランというのは全然、国が言わないと町は立てないものなのですか、その点伺いたいと思います。

それと、次に、この人権教育推進協議会なのですけれども、人権教育にかかわる問題ですけれども、監査委員さんに伺います。これ、公平性という意味でどうなのですか、ほかの市町村の例えば七小の子供はこれだけの放課後の参加があって、32人の子供が参加しているという、30%まではいかないかもしれないけれども、かなりの割合でこういったところに無料で入っていて、そして全てのものがどうやら無償ですね、教材費みたいなものも。それと、ほかのふれあい塾に関してもほとんど全てのものが無償です。一方、ふれあい交流センターで行う事業というのは全部多分手持ちというか、ほとんど最低限の負担を出していると思うのです。講師の金額だけは町が払っていくという形になっていると思うのです。ここでの負担の公平性というのはそろそろ考えていかななくてはいけない時期に来ていると思うのですが、その点については監査するときどのように考えられていたのか、伺いたいと思います。

人権教育研究事業なのですけれども、確かになかなか高い金額のものでDVD 1本、これはなかなか高いわねとか思って聞いてました。これがどれだけの効果があったかという評価というのは、人権にかかわる評価、子供たちの評価はどのようにしているのか伺いたいと思います。

ただ単純にDVD見たわねというのでいいのか、それとも実際に進んでこういうふうなところで人権意識が高揚しているよというふうなものが出てこないとお金は出せないですよ。30万、毎年毎年出していますけれども、それで音響器具を買ったりとかいろんな形にはやっぺらっぺらみたいだけれども、多分、いろんな形に流用することで学校にとっては少しでもいい備品になったりしていくのだと思うのですけれども、効果というのはどのようにして評価しているのか伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

村上文化スポーツ課長、お願いいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 交流センターと図書館の適合というような考え方というか、そういう方向性というお話いただきました。具体的なもの、計画的というような形のものはないのですけれども、例えば健康いきいき課のほうで子供たちが健診等、

赤ちゃんたちが健診等をしたときに、図書館のほうの初めて子供たちが接する読み聞かせですとかそういったものに図書館の職員が、例えばこの健康増進センターのほうに来て、親御さんたちと一緒にそういう交流をしたりとか少し図書館のほうで廃棄前の絵本とか、ちょっと余っている開架できないようなものを少し増進センターに置いてみたりとか、そういうことはできる、いろんな役場の中の事業がございまして、その中で、お互いに活用できるものは考えてこれからもやっていきたいと考えております。

それと、人権教育研究事業の効果の測定、なかなかこれを見たからこうなったというものを数値的なはかり方はできないかと思うのですが、同じく人権標語等学校のほうでもやっていただいております。そういった中で、子供たちの中に人権というものの意識をを考えてもらえる一つのきっかけとしてこの事業が続けていくのであれば、人権教育を進めるという意味で効果があるものではないかと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、柳代表監査、答弁をお願いいたします。

○柳 勝次代表監査委員 それでは、お答えします。

質問は、ふれあい塾、ふれあい講座、講師謝礼に関してふれあいセンターとのいろんな講座に対しての公平さから見て不公平ではないかと、そういう質問だとは思ったのですが、そうではないのですか。

○渋谷登美子委員 ふれあい塾も、ふれあい講座も……

○松本美子委員長 私語はやめてください。

○渋谷登美子委員 いいですか。

○松本美子委員長 2回目になりますけれども、よろしいですか。

○渋谷登美子委員 2回目ではなくて、わからないですね、言っていることが。

○柳 勝次代表監査委員 わかりました、わかりました。

○渋谷登美子委員 講師のお金ではないです。教材費ですよ。

○松本美子委員長 委員長通してからやっていただきたいと思います。、だめです、そういうやり方は。

○渋谷登美子委員 それは失礼いたしました。

○松本美子委員長 当たり前です。

続けて、では代表監査、答弁をお願いいたします。

○柳 勝次代表監査委員 部落解放同盟に関するいろんな講座とか塾だとかということに関しての質問だと思うのですが、これはご存じのように日本古来からずっと引き続いた制度であって、それを何とか開放していくということでいろんな塾を開いていることでもあります。ですから、そういう点から見てこの塾に対して公平、不公平ということはなかったと、そういうふうに判断しております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 例えば人権問題でも貧困の子供たちというのは一番大きい問題です。私が見ている限りでは七郷小と菅谷小では圧倒的に、かなり違うなというふうな状況になっていて、七郷小のほうは貧困の子供は余りいないです。そして、菅谷小のほうがうんと多いです。その中で七小に関しては無償のこういった放課後の授業が行われる。だけれども、菅谷小では何も行われない。そういったこの人権という問題から離れていますよね。人権というのは、部落解放同盟だけの問題でないというふうにもう人権教育推進協議会で全ての問題にかかわるというふうになってきていました。ところが、ふれあい塾とふれあい講座に関しては、部落解放同盟というふうな形で同和に限定するということが問題ではないかなと思うのです。そのところの問題で、これでは余りに差があり過ぎて逆差別になっているというふうに思うのですが、そのような観点というのは嵐山町も監査委員もお持ちになっていないようですけれども、その点について伺います。

○松本美子委員長 それでは答弁を、柳代表監査、お願いいたします。

○柳 勝次代表監査委員 従来から渋谷委員のお話を聞いていると、どちらかと言えば渋谷委員の部落解放同盟を見る目が既にもう差別化して見ていると、そんなふうに感じるのです。だから、そういったことをなくすためにいろんな事業をやっておるわけですから、決してそういったことを増すために子供たちへの教育をしておるわけですから、決して不公平さはないと考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、文化スポーツ課に関する部分の質疑を終結をいたします。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時18分)

決算審査特別委員会

9月9日（水）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番 森 一人 委員	2番 大野敏行 委員
3番 佐久間孝光 委員	4番 長島邦夫 委員
5番 畠山美幸 委員	6番 吉場道雄 委員
7番 河井勝久 委員	8番 川口浩史 委員
9番 安藤欣男 委員	10番 渋谷登美子 委員
11番 松本美子 委員	

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	村田泰夫
主席 主査	岡野富春

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
石井彰	健康いきいき課長
高橋喜代美	健康いきいき課社会福祉担当副課長
馬橋透	健康いきいき課健康管理担当副課長
山下次男	長寿生きがい課長
太田直人	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤久代	長寿いきがい課包括支援担当副課長
植木弘	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
青木正志	環境農政課みどり環境担当副課長
杉田哲男	環境農政課農業振興担当副課長

山	下	隆	志	企業支援課長	
小	輪	瀬	一	哉	企業支援課企業支援担当主席主査
菅	原	浩	行	まちづくり整備課長	
中	村		寧	まちづくり整備課管理建設担当副課長	
金	子	政	己	まちづくり整備課区画整理担当副課長	
新	井	益	男	上下水道課長	
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長	
小	久	保	錦	一	教 育 長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長	
藤	永	政	昭	教育委員会こども課学校教育担当副課長	
大	野	陽	康	教育委員会こども課学校教育担当副課長 兼主任指導主事	
前	田	宗	利	教育委員会こども課こども担当副課長	
奥	田	定	男	教育委員会こども課嵐山幼稚園長	
中	西	敏	雄	教育委員会こども課学校給食センター所長	
新	井	孝	行	農業委員会事務次長	
柳		勝	次	代表監査委員	
清	水	正	之	監 査 委 員	

◎開議の宣告

- 松本美子委員長 開会宣言を行います。皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時27分)

◎諸般の報告

- 松本美子委員長 ここで報告をいたします。
本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑

- 松本美子委員長 認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に文化スポーツ課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

畠山委員。

- 畠山美幸委員 3点お伺いいたします。

まず、75ページの2、介護保険関連施設やすらぎ管理事業の中の光熱水費なのですが、こちらこの26年度で終わっていくわけですが、209万6,410円ということで、大変光熱水費が25年度と比べまして倍以上かかっておりました。これは、どうしてこのような金額がかかってしまったのか、確認をさせていただきます。

それと、77ページのデマンド交通事業です。こちらが、委託料が672万3,900円ということで、25年度から比べまして100万以上、100万程度、前の年が576万2,720円でしたので、100万程度上がっているということは利用度が伸びたと思うのですが、内容のほうをお伺いします。

それと、78ページの地域介護・福祉空間等施設整備事業168万円、これ当初予算にはのっていなかったもので、恐らく補正で入っていると思うのですが、この内容についてお伺いいたします。3点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 こちら3点ばかりご質問ですが、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、75ページのやすらぎの関係の光熱水費ということでございますけれども、この内訳といたしますと、電気料金が141万509円、それから水道料金が31万3,726円、それから灯油代が37万2,175円ということで、こちらの金額になってございます。

続きまして、77ページのデマンド交通の関係でございます。それでは、お答えさせていただきます。26年度におきます申請でございますけれども、助成券の交付対象者が1,253人、これは免許証の所持者を除く75歳以上の方でございますけれども、おりました。そのうち515人の申請がございまして、申請率は41.1%ということでございます。昨年の25年度は、交付対象者が1,257人に対しまして453人の申請がございまして、36%でございました。25年度と比較して、対象者では4人減、それから申請者が62人の増でございまして、申請率につきましては14.2%の増というような状況でございました。

全交付枚数ですけれども、1万5,252枚が25年度でございまして、26年度は1万6,974枚ということでございました。ただ、1人当たりの平均交付枚数にしますと、25年度が33.7枚から、26年度は33枚ということで減少をしている状況でございます。26年度の状況ですが、442人で9,250枚の助成券の利用がございました。前年度、25年度397人で8,555枚でございましたので、比較しますと利用者で45人の増、11.3%増、それから利用枚数で1,095枚の増、13.4%増でございました。1人当たりの平均利用枚数も20.9枚、25年度が20.5枚ということで、若干0.4枚ぐらいの増ですけれども、ございました。利用者の使った状況ですと、市街化在住の方の利用が83%程度ということで多くなってございます。それから利用の状況では、通院とかで利用される方が40%ぐらいということで、そちらが多くなってございます。デマンドにつきましては、以上のような状況でございます。

それから、78ページの地域介護・福祉空間等施設整備事業の関係でございますけれども、これにつきましては補正予算で対応させていただいたわけでございますけれども、こちらの対象が既存の施設にスプリンクラーの整備を実施した補助というようなことでございまして、地域生活サポートホームたんぼぼさんがございますけれども、そちらのほうに補助をしたものでございます。そちらのほうの総事業費が305万6,400円に対象施設に対する補助率といいたしめようか、を掛けたものといいたしまして、この168万円が補助をしたものでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 75ページですけれども、今お伺いした中では電気代が141万何千円かということで、ほとんど電気代が占めているわけですけれども、25年度は90万だったのですよね。99万4,042円だったのですよ、光熱水費が。私、もしかしたらお水を大分使ってしまったのかなと思っていたのですけれども、電気代もちょっと高くなったということもありますけれども、この金額は相当使っているのですけれども、どうしてこんなに上がってしまったのか、確認をさせてください。

それと、77ページのデマンドタクシーのほうですけれども、先ほどお伺いしましたら、中部のほうが83%の利用率ということでご答弁ございましたけれども、前年では北部、中部、南部と分けると、中部が88.7%でしたというご答弁をいただいていた。南部のほうは2.6%、北部は8.6%ということでご答弁いただいていたのですけれども、今回中部が83%ということであるのであれば、北部と南部が若干ふえて利用率がふえたのかなと確認するのですが、ちなみに北部と南部の利用率を教えてくださいたいと思います。

それと、78ページのスプリンクラーのほうは、確かにたんぼぼさんに設置するということでお伺いしましたけれども、何基ぐらいおつけになったのか、わかれば。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしくお願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それではお答えさせていただきます。

まず、やすらぎの関係の光熱水費の関係でございますが、ちょっと私のメモでは、全体では25年度は340万ほどの光熱水費になっていたのかなというふうに思います。

26年度につきましては209万6,410円ということでございますので、全体では下がっているのではないかというふうに思います。ですから、全体としますと光熱水費は下がっている状況だということでご理解いただければというふうに思います。

それから、77ページ、デマンドの関係でございますが、先ほど83%が市街化在住の方が使用したということでお話をさせていただきました。全体の13%ということでございますので、当然南部、北部の方の利用がふえていて、若干ではございますが、市街化区域の利用が下がっているような状況でございますが、北部のほうが9.8%、それから南部が2.5%というような状況でございます。

それから、78ページのたんぼぼの設置基数につきましては、ちょっと太田副課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしくお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

実際の設置数につきましては、ちょっと手元に資料がないのですが、今回のこの地域福祉空間整備の補助金なのですが、既存施設1階がデイサービス、2階が有料老人ホームということで、こちらの部屋数が5室あります。5室の部分に設置をしているものと、それからデイサービスの部分も含めて、共有の部分も含めて設置をしている中で、補助金としては有料老人ホームの部分と共有する部分に対して出されたというものなのですが、設置数についてはちょっとすみません、手元に資料がございませんので、よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 75ページの件につきましては、失礼いたしました。私、なごみのほうを見ておりまして、去年は300何万かかっておりましたから、今回は大分下がっているということで承知しました。

それで、デマンドタクシーなのですけども、今のご答弁ですと昨年とほぼ変わらないのですよ、北部と南部が。前回ですと、北部が39名利用で704枚で8.6%で、人数にすると9.8%でしたよ、南部は10名のご利用で2.5%で、枚数で利率を出すと2.6%でしたよということだったので、今のご答弁だと中部が前回は利用者数は87.7%で利用枚数は88.7%でしたということだったので、5%ぐらい違うので、2%、3%ぐら

いの北部、南部に振り分けられたのかなと思ったのですが、ちょっと今のご答弁ですと数値が、南部、北部が変わっていないと確認したのですけれども、もう一度そこを確認させていただきたいと思います。

たんぼぼの件は承知しました。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えします。

昨年、北部につきましては39名ということですかね、26年度末でいきますと42名になります。実利用者数ですね。それから、南部につきましては昨年10名だったのですけれども、こちらにつきましては11名という形になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 21ページの生き生きふれあいプラザの使用料、これが大幅に低くなったのは、これはなごみが12月で終わったという理由で理解してよろしいのでしょうか。カラオケもそうなのですが、このところの数字が昨年から大幅に減っていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先ほどのやすらぎの光熱水費のことなのですが、灯油が37万円かかったと。ちょっとこれで、今度はガスになったわけですね。ここで質問するのはおかしいのですけれども、この間のガスと昨年の灯油とでの比較というのが出ていたら、どっちが得なのかを伺いたいと思います。

それから、デマンドで今もご質問あって、私も見ていて昨年とそんなには変わっていないというのが、このデータから見た数字です。わずかには北部、南部、今答弁ありましたようにふえてはいますけれども、やっぱり市街地が中心の事業になっているということですね。課として、全体に利用してもらうための努力というのは、ちょっとどういうことをしたのかをここで伺いたいと思います。

それから、一番上に鎌形ゲートボール場の仮設トイレが撤去されたということですが、これはゲートボール場そのものがもうやめたので撤去したのか、かわりのものができたからなのか、ちょっとその理由を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、21ページのふれあいプラザの使用料の関係でございますが、低くなった大きな理由としましては、今委員さんおっしゃられましたように、なごみの関係が大きいのかなと思います。プラザの利用料としまして、なごみが21万9,664円で、25年度が35万8,800円でございます。逆にやすらぎのほうは118万5,400円で、25年度が176万6,600円。ああ、やすらぎが大きかったのですね。すみません、やすらぎのほうが大きかったということでございます。

あと、カラオケの状況でございますけれども、なごみのほうが22万600円、25年度が41万9,700円ということで、回数としますと1,991回分減っていると。やすらぎのほうは9万6,500円、25年度が24万3,900円ということで、1,474回分減っているという状況でございます。これを見ますと両方がある程度減になっているのかなということでございます。

それから、やすらぎの関係で、今回浴室等の工事をさせていただいたわけですが、今度はガスが燃料ということになったわけですが、灯油との比較ということですが、ちょっと単純にまだ比較ができないのかなと思います。やすらぎのほうの26年度と、ガスのほうは27年度から始まったわけでございますので、その単純な比較はできないかもしれませんが、それぞれの1カ月当たりの料金でちょっと比較をさせていただければというふうに思いますが、まず26年度のほうは灯油でございまして、使用料が3,670リッターで、料金といたしますと37万2,175円でございます。こちら去年、お風呂等もちょっと休んでいたときもございまして、フルに稼働していたわけではございませんが、このような状況でございまして、4月から12月までの利用ということで、1カ月当たりになりますと3万7,218円ぐらいになるということでございます。それで、今度ガスのほうになったのですけれども、4月からの利用料、使用料が、4月から7月までなのですが、一応106立法使ってございまして、金額としますと4万6,720円でございます。こちらは4カ月で割ってみますと、1万1,680円というような形になります。それで、先ほど申し上げました3万7,218円から、この1万1,680円を引きますと2万5,538円安くなっているのかな、単純な比較はできませんけれども、そういうような状況でございます。

それから、デマンドの関係でございますが、利用者が市街地の方が多くなっている。

全体に利用してもらうような努力は考えているかというようなご質問かというふうに思いますけれども、こちらのほうの事業につきましては、対象が75歳以上の免許をお持ちでない方が対象になるわけですが、いろいろな理由はあるかと思うのですが、調整区域のほうですと、本人自体が結構年をとられても免許証をお持ちの方が多いのかな、そういうのもあるのかなと。それから、実際2世代、3世代等で住んでいまして、どこか行くときにそういったお子さんですとか、お孫さんに乗せていってもらったりとか、それからあと在のほうでは、やっぱり調整区域のほうでは地域のコミュニティーといいましょうか、隣近所とのおつき合い等もあって、どこか行くとき一緒に乗せていってもらうとか、そういうようなことが市街化区域よりはあるのかなということで、利用のほうも少なくなっているのかなというも感じているわけですが、こういった事業がございますので、全体的に対象の方にはご利用していただくというのが一番だと思いますので、今年度から一応周知をもう少し強化といいましょうか、努めまして、保険料等の通知を出した中に、この事業のご案内も一緒に同封をしてお知らせをさせていただいているということでございます。

続きまして、ゲートボール場のトイレの撤去の関係でございますが、これにつきましては鎌形北部集会所の下に、県道の脇にあったゲートボール場でございますけれども、そちらのほうはもう使用しなくなったということで、土地を返却をするということで、トイレのほうも撤去ということでしたものでございますので、もうそのゲートボール場は使わないということでの撤去ということになってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。まず最初なのですが、職員の関係なのですが、地域包括支援センターでは時間外勤務手当も出ていますよね。そして、介護保険総務事業でも時間外勤務手当というのが出ていて、この地域包括支援センターと、それから介護保険事業との関係をどのようにしてすみ分けしたのか。

それと、地域包括支援センターではどの程度の案件を扱っているのか、問題点というのは何かあるのか、あったのか伺いたと思います。

もう一つ、お助け券というのがあって、シルバー人材センターの77ページの兼ね合いなのですが、790万円のこれ補助ですけれども、これで大体の事務費として

補助があって、その中でシルバー人材センターの仕事があるわけなのですが、お助け券というのがあって、そのお助け券とシルバー人材センターの事業とがどうもうまく利用がされているのかなと思うのですけれども、だんだん何かお助け券のほうが金額的には安いのかなと思っていて、お助け券の利用の方のほうがふえているのかなという感じはあるのですけれども、全く事業が違う部分もあると思うのですけれども、木を切るとか草を切るとかいうのは、あとごみを出すとかいうのはお助け券のほうでなさったりしていらっしゃる方があると思うのですが、そこら辺の、ここではわかりませんか。社協になってくるのかな。社協になってくると、長寿生きがい課ではなくて、どうも健康いきいきみたいな感じで、ちょっとそこら辺のすみ分けというのですか、どういうふうになるかわかりますでしょうか。

ということと、あともう一つなのですが、ごめんなさい、もう一つ。その前に、シルバー人材センターの仕事の状況というのはどうだったのか伺いたいと思うのです。

あと、78ページになりますけれども、介護保険の利用料助成金なのですが、今回の介護保険の給付費が落ちているのだけれども、65歳人口がふえていて、そして認定者もふえているわけですよ。だから、助成件数は当然ふえたわけなのだけれども、扶助費というのは逆に言えば少なく、若干なのですけれども、扶助費もふえてはいるのですけれども、状況的には介護保険利用料の助成というのはどのような形で使われたのか伺いたいと思います。すみません、言葉がはっきりしなくて。

○松本美子委員長 それでは、質疑が終わりましたので、答弁をお願いをいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、職員の時間外手当なのですけれども、地域包括支援センターにつきましては、地域支援事業を実施するに係る業務になっております。また、介護保険事業につきましては、保険者が行う事業という形で分けられております。それで、地域包括支援センターの事業の案件なのですけれども、件数的にはいろいろな事業をやっておりまして、まず介護予防教室を実施しております。介護予防事業教室につきましては、元気はつらつ体操教室、元気はつらつ口腔教室、シニアいきいき講座、ステップアップ講座ということで4事業行っておりまして、それ以外にもふれあいの会、脳の健康教室、リハビリ相談等を実施しております。その教室に加えまして、総合相談事業というのを実施しております。総合相談事業につきましては、高齢者に係る相談を窓口で

行いまして、相談件数が平成26年は延べ1,840件となっております。近年、困難事例が多く発生しておりまして、時間外にご自宅に訪問して相談を受けたりとか、時間外に来所していただいて相談を受けていただいたりとかいう形で、かなり時間外を利用することが多くなってございます。

続きまして、シルバー人材センターとお助け券との兼ね合いということなのでございますが、嵐山お助けサービスにつきましては、ボランティアの方が中心となって簡単な家事等のお手伝いを行ってございます。その中には、買い物代行、あとお庭の手入れ、それからお部屋の片づけ等となっております、シルバー人材センターではやはり庭の手入れとかございますが、社会福祉協議会さんのほうでその辺ちょっとお話をお聞きしたところ、シルバーさんをお願いする部分というのは高い木の手入れだとか、草刈り機を使って除草をする必要があるとか、そういうある程度専門的な技術を必要とする業務を行っていただいているということでお聞きしてございます。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして、山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからは、シルバーの仕事の状況ということに関しましてのお答えをさせていただきたいと思っております。

シルバー人材センターの790万円の補助の関係でございますけれども、会員さんの状況ですけれども、26年の3月末では268名、それが27年の3月末では257名ということでございまして、9人減になっているような状況でございます。年齢別で見ますと、70から74歳の方が107人ということで42.1%ぐらいということで、一番多く占めているような状況でございます。男性、女性の内訳として、全体では男が194人、それから女性が63人の会員となっております。平均年齢で見ますと、男性が71.4歳、女性が72歳、平均で71.5歳というような形になってございまして、この中で最高年齢の方につきましては、男性が85歳の方、それから女性は80歳の方が入会をしているというような状況でございます。それから、契約の状況でございますけれども、1億6,366万円の金額となっております。25年に比べますと98.4%というような状況でございます。

それから、就業の関係でございますが、会員が257名で、就業の実人員といたしますと237名の方が何らかの仕事をされていると。延べ人数としますと3万1,092人、就業率が92.2%ということになってございまして、25年度が95.5%ということで、3.3%

ほどの減というような状況になっているものでございます。こういったものに対しての補助ということでございます。

以上でございますが、次の関係につきましては、太田副課長からお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

太田副課長、お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 それでは、利用料助成に関しましてお答えいたします。

利用料助成、こちらにつきましては介護保険特別会計と深く関連があります。介護保険の利用に関しましては、1割の自己負担をしていただくということなのですが、利用料助成につきましては、施設サービス、在宅サービス含めてご利用いただいた分の段階がございまして、そこで助成をさせていただいています。参考までに申し上げますと、1段階が生活保護または老齢福祉年金受給者ということで、こちらは100%、それから2段階のほうが世帯、本人ともに非課税で、課税年金収入額と所得の合計額が80万円以下の方、こちらが2段階、助成率につきましては30%、そして世帯非課税で合計所得金額の金額が80万円を超える方につきましては3段階という形で、この方々につきましては10%をそれぞれ助成をさせていただくということになっております。

こちらにつきましては、若干ではございますが、毎年度課税状況が変わる方がいらっしゃると思います。例えば、特別養護老人ホームに入所をされますと、それまで世帯が課税であった方で入所されるご本人が非課税だった方につきましては課税世帯扱いになりますので、この利用料助成の段階からは外れておるのですが、特別養護老人ホーム等住所を移されてご自分だけの単独世帯になりますと非課税になりますので、その段階で3段階か2段階かということにシフトしていきます。そういった兼ね合いもございまして、年度の変動というのがある程度あるのかなということで解釈しております。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 地域包括支援センターですけれども、だんだん困難事例がふえてきて、1,840件というのは驚きました、実は。案件があるということで、困難事例というのはどんなことがあるのか。町内の方、家族が町外の方、町内の方とあると思うの

ですけれども、そういった状況的なものは、嵐山では町外の方もそろそろふえてきているのかなと思ったりするのですけれども、あとひとり暮らしの方もふえてきたりしていると思うのですけれども、それで当然時間外もふえてくるというのはわかるような気もするのですけれども、状況的には地域包括支援センターの中での相談事例というのは、町外の方、家族が町外の方、町内の方、ご本人の方いろいろあると思うのですけれども、どんな状況になっているか伺いたいと思います。

それと、もう一つです。シルバー人材センターなのですけれども、シルバー人材センターの中でも高齢化が進んでいるというふうに考えていいのかどうか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしく願いをいたします。

近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、総合相談の件数の中でどのような状況になっているかということなのですが、細かい数字は手元に資料がございませんので、ちょっとお答えすることができませんが、やはり困難なケースにつきましてはひとり暮らしの方が多く、なおかつ身内の方が遠方であったり、いらっしゃらなかつたりということで、それに加えて認知症等、ひとり暮らしがちょっと困難な状況にもかかわらず在宅で生活されているというケースが最近は多くなっております。それによりまして、体調が悪くなったときの医療機関の受診だったりとか、介護保険サービスを利用するときの手続等を、本来であればご家族にやっていただく部分がございますが、緊急を有する場合などがありますと、町の職員が対応したり、もしくは家族の方に連絡をとって対応していただくようにしたりということで、1件について時間のかかるケースがふえてきているような状況です。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして、山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 シルバー人材センターの関係でお答えをさせていただきます。

シルバーさんのほうも高齢化が進んでいるのかというようなご質問だと思いますが、去年のちょっと状況がないのでわからないのですが、今年状況で見ますと、先ほどもちょっと申し上げましたが、シルバーさんには60歳からが大体原則だと思うの

ですが、ちょっと5歳刻みで26年度の状況といいたいでしょうか、3月末の状況で人数をお答えさせていただきますが、60歳から64歳の方が12名、構成比としますと10.45%、それから65歳から69歳が85名、26.87%、70から74歳、先ほど申し上げましたが107人で42.16%、75から79歳が46人で18.28%、80歳以上が7人で2.24%というような状況になってございます。

当然シルバーさんのほうも、これは私の想像ですけれども、だんだん構成の年齢の割合というのは高くなっているのかなというふうなことで思っておりますが、こちらのシルバーさんのほうにも新たな新しい会員を入れるべく、いろいろな事業所とか回っているようなこともちょっとお聞きして、事業所といいたいでしょうか、そういった募集をしているというような状況もお伺いをしているという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 77ページのデマンド交通の関係で、もうちょっと詳しく聞きたいのですが、対象者、それから申込者等々の人数は出されておりますが、今説明する中では利用が全体がどうのこうのということなのですね。もっと分析が、数字の分析をされているのかどうかお聞きをしておきたいのですが、というのは26年が1,253人だと、前年よりか減っていますと。申請は515人で、前年よりかふえていますということなのですが、その後、北部、中部、南部の利用の状況がパーセントで示されました。このパーセントは、利用者の全体の中での利用者のパーセントなのだと思うのですが、今の数字だと実態がちょっと見えないのです。と申しますのは、北部と中部と南部に分けた場合に、利用者が何人ずついて、申請者が何人で、そういう分析はされているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、通院が40%だということなのですが、そのほか買い物に使っている方がどのくらいいるのか。あるいは親戚に行くのに使っているとか、そういう分析はされているのかどうか。もしくは分析していませんということであればやむを得ませんが、されているようでしたら、できれば表か何かでみんなに、口頭だけでなくわかりやすく出していただくと、なおありがたいのですが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしく願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 デマンドタクシーの関係で回答させていただきたいと思
います。

先ほどは全体的な関係のご答弁させていただきましたが、確かに実績といたしま
して大字ごとの対象者ですとか申請者、利用者、利用枚数等々表にまとめたものがご
ざいます。先ほど安藤委員の質疑の中でそういったものを配れないかということでご
ざいますので、これから今後そういったものをお配りをさせていただきたいというふ
うに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、再質問をいたしますか。

〔「すみません、修正した数字を」と言う人あ
り〕

○松本美子委員長 それでは、暫時休憩させていただきます。その間、資料をよろしく
お願いします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時21分

○松本美子委員長 それでは、開会をさせていただきます。

質疑の途中でございますけれども、資料が届きましたので、安藤委員さんの質疑に
対しましてのご答弁をお願いしたいと思います。

山下次男長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 大変貴重な時間をロスしてしまいまして、申しわけござ
いませんでした。

今、お手元のほうに平成26年度の高齢者外出支援事業実績、ちょっと手書きで入っ
ていて見づらくて申しわけございませんが、こういったものをつくって実績を出して
いるわけでございますが、一番下のほうに各地区の合計を出しました数字が入ってい
るのでございますが、一番左から言いますと、対象者数が2,016人で、3月末の申請
者が515人、申請率が25.5%というような状況でございます。その次が、26年度の利
用者実数ということで442人、利用率が85.8%。次が、申請者のうち券を使用しな
かった人の人数でございます。これが73人、未使用率が14.2%。年度の総利用枚数が
9,250枚で、利用者1人当たりの枚数としますと、実数ですけれども、20.9%。利用

者中、券を全て使い切った人の人数が次でございまして74人、その割合としますと16.7%です。利用者中、券が余った人の人数が次でございまして、368人で83.3%というような状況でございます。

その右からは、どういった理由でタクシーを使ったかというような理由が書いてございます。こちらはアンケートをもとに調べたものでございますが、通院が3,265枚、買い物が926枚、娯楽で207枚、その他が2,061枚、記載がなかったものが1,709というような状況で、総計で8,100……これは件ということで、8,168件ということで、件と枚数とちょっとわかりづらいのですけども、2枚利用ですとか、1回に送迎なんかありますと2枚利用しているような場合もございますので、そういった場合。あと…

〔何事か言う人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長 というような状況になってございますので、そういうふうに見ていただければというふうに思います。

説明のほうは以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 それでは、安藤委員、どうぞ質疑を。

○安藤欣男委員 貴重な資料を出していただきまして、ありがとうございます。嵐山町のデマンド交通の利用の実態というものが、極めて把握をすることは大事なことでございます。

この中で1点聞きたいのですが、今ちょっと課長からもありましたが、件数が8,168件で、2枚使った方が何人ぐらいいるかというのはおわかりになっているのでしょうか。あるいは、グループでも使えますよということもあります。その件についてはいかがなのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 それでは、お答えいたします。

昨年度、2枚利用につきましては2キロを超えて迎車をした場合という形になっておりますが、件数といたしましては539件でございます。ですから、実際の枚数としてはこれの2倍になるということですよ、件数ですので。あと乗り合わせの件数ですが、4件ございまして、ご利用いただいたチケットの枚数は10枚でした。

以上でございます。

○安藤欣男委員 ありがとうございます。

以上で終わります。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を結びたいします。

暫時休憩とさせていただきます、それでは再開を35分とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時35分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員をお願いをいたします。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

大野委員。

○大野敏行委員 4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず初めに、93ページの委託料、アライグマの捕獲の委託料です。2回に分けてやられております。捕獲運搬年40回というのと、年25回と。運搬が1頭ずつの運搬かどうかわかりませんが、ここで何頭ぐらい捕獲できたのか。

関連しまして、98ページの有害鳥獣捕獲委託料、カラス、スズメ、イノシシ等銃器及びわなによる捕獲ということ。これで、どの程度の効果が上がったのかを教えてください。

それから、94ページ、一番下に廃プラスチック類分別実態調査委託料とあります。この分類を、どこに出たごみを分類されたのかを教えてください。

それから、97ページの地産地消事業の中の農業体験学習の件でございます。小学生の田植えの体験か何かだと思うのですが、この内容について教えてください。

以上4点です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、93ページのアライグマの委託料でございますが、アライグマの捕獲につきましては委託で行う部分と、それから職員が行う部分がございます。ここに上げさせていただきますのは、委託で行うものでございます。第1回の委託につきましては、5月12日から10月2日にかけてでございます。22匹の捕獲を行っております。第2回につきましては、10月6日から12月11日で18頭の捕獲を行っております。そのほかにも委託以外で145頭とれておりまして、合計しますと185頭のアライグマを捕獲しております。

それから、98ページの有害鳥獣についてでございますけれども、これにつきましてはカラスが56羽、スズメが34羽、ハトが12羽でございます。

それから、94ページの廃プラスチック、これにつきましては、後で青木副課長のほうからお答えをさせていただきます。

97ページの農業体験でございますけれども、こちらにつきましては町内の小学校の5年生の田植えと稲刈りの体験でございます。小学校5年生3校で132名、菅谷小学校が68名、志賀小学校が44名、七郷小学校が20名でございます。田植えと稲刈りを体験をしていただいております。

○松本美子委員長 それでは、続けて青木副課長、答弁をお願いいたします。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 それでは、お答えをさせていただきます。

94ページの廃プラスチック類の分別の実態調査なのですが、今年の3月4日にエコ計画で廃プラスチックを収集しているときに火災が起きまして、その火災の原因の実態調査ということで、3月の20日、廃プラスチックの日に、廃プラスチックを収集運搬しております新埼玉環境センター、あとウェイストのほうの会社の敷地内で、1回廃プラスチックを回収したものを、袋を破いて中に危険物がないかどうかを調べさせていただきました。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 再質問を幾つかさせていただきたいと思います。

アライグマを委託したので40匹、それからそのほかに145匹と。145匹の中には、捕獲の講習を受けて個人の方々が捕獲したものも含まれているのかどうか。

それから、次の有害鳥獣についてイノシシの被害が、特に平沢、遠山地区、千手堂

も含めてその地区でかなりの被害がありまして、イノシシをどうにかならないのかということ私の方にも随分言ってきている農業者がおります。イノシシに対する捕獲と申しますか、今の町が持っている捕獲器だとイノシシは対応できないのかなと思うのですが、その辺のところをどのようにお考えになっているのか、それをお尋ねしたいと思います。

廃プラスチックについては、これ本来分別をしてごみは出しなさいというところなのですが、まだまだ使用済みのライターを入れてしまったりだとか、そういう方が大変いらっしゃるようにお見受けするのです。その辺のところをもっとわかりやすく、ごみステーションや何かに掲示されることとかお考えになる方向ではあるかどうか、そこらをお尋ねします。

それから、農業体験学習ですけれども、ずっと毎年小学校5年生が田植えと稲刈りをされております。それはそれで、田植えと稲刈りをしていることはすごく、主食を自分たちで育てたり刈り取ったりするということが大変重要だと思うのですが、田んぼづくりという稲を植えるまでの間が大変な労力がかかっているのです。そこらのところまで体験させるようなお考えがあるかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 それでは、お答えを申し上げます。

アライグマの委託以外のものにつきましては、個人の捕獲によるものでございます。役場の職員も含めてですね。かごのわなを使用しておりますけれども、このわなを取り扱うには講習を受ける、ライセンスと申しますか、その許可を必要といたします。全てそうした許可を受けて、わなを取り扱った者が捕獲をしているということでございます。

続きまして、有害鳥獣の捕獲でございますけれども、近年イノシシの被害が非常に大きくなってきております。イノシシのわなにつきましては、幾つか問題がございまして、いわゆる冬期の狩猟の禁止されている地域につきましては、わなを今仕掛けていない、仕掛けることができないという状況がございまして、これは捕獲したイノシシをとめ刺しておいて殺すわけですけれども、そのときに銃が使用できないということもございまして、主に市街地ですとか、民家から100メートル以内というようなと

ころでは、なかなかわなが仕掛けられないということがございます。

それから、そういう以外の箇所では農業被害が発生するのが、やはり夏期から秋期にかけてでございまして、イノシシの隠れる場所が多くて、有効な捕獲の手段がなかなか見つからないと。一般的にけもの狩猟は冬期でございまして、やっぱり冬期葉っぱが落ちて木が枯れて、動物が見つかりやすい時期に狩猟も行われるということでございまして、夏期の場合ですとなかなか見つけづらいと。やはりイノシシがふえております。最近は鹿も出てきているというような状況もありますが、根本的な方法としましては、やはり彼らのすむ場所をなくすと。

基本的には人が住む里地と、それから人が出入りをする里山と、さらに昔ですと、その奥に奥山というのがあって、本来野生動物は奥山にすんでいたものなのですが、今はその奥山と里地の間の里山というものがなくなって荒廃してしまっていますので、里地からじかに奥山というようなことで、動物たちのすむ環境も変わってきているということがあります。別の事業で、里山平地林再生事業等で、その荒廃した山林の下草刈りや竹の伐開とか、そういうことも行ってございまして、少しずつ野生動物のすみかを減らしていこうというような努力も行ってございます。それから、そうは言っても銃以外のわな、くくりわなですとか、その他のわなについても、今後は銃が使えない地域でも町の権限で実施できるものでございまして、猟友会ですとか警察署とうまく連携をとりながら、調整を図って実施できないものかどうか検討させていただきたいと思っております。

それから、廃プラスチックの分別でございましてけれども、これはライターですとかそういったものは廃プラスチックではなくて危険物等になってくるわけなのでけれども、一般の方がなかなか細かい分類の中に当てはまらないものを、廃プラスチックの中に紛れ込ませてしまうということがまだまだあるようです。今年度になりますけれども、広報でたびたび廃プラスチックの分別を徹底していただきますようにということで、周知を行っているところでございまして、事故が起らないように、どのように今後分別収集をしていくかということにつきましては、衛生組合のほうでも担当レベルで今検討を進めているところでございまして。

それから、農業体験についてでございましてけれども、こちらについてはやはり今現在行われている体験は、もう整えられた水田に稲を植える、そして刈り取りをするというそれだけでございまして、本来ですと農業の成り立ちが全てわかるというもので

はありません。ほんの一部の体験です。ただ、これは学校のほうの総合的学習の時間等との連携で行っておりますので、さらに田んぼづくりや、その他いろいろ一般によく言われます88の手間がかかるお米づくりということですが、そうした農業の深い部分についての体験については、学校のほうと調整をさせていただきながら、できることはお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 イノシシの件だけ、最後にもう一回お願いしたいと思います。

課長がおっしゃっていたように、イノシシだけではなくて鹿もふえてきました。鹿のほうが、イノシシよりも大きな被害を起こすのです。まだまだ嵐山町には、鹿はそんなにはいませんけれども、時々見かける程度です。それにしても、イノシシが大変悪さをしているということなので、町にも被害をするイノシシに対しては、町として強権力が発揮できるのであれば、いろいろ町民のしている目があって、動物虐待とかそういったことをおっしゃる方もいらっしゃってなかなか難しいのでしょうけれども、実際にほっておくと恐らく農業をしていくのが困難な状況になっていくのかなということは想定されますので、ぜひその辺のところもしっかりと対策を立てていただきたいと思います。その点については、もう一回ちょっと方向性だけお答え願いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしく願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

イノシシにつきましては、先ほど申し上げましたようになかなか捕獲が難しいという状況がございますが、そうも言っていただけませんので、わなの数をふやす、それから取り扱える人間をふやす。それから、町の権限で猟友会に実施をしていただいているわけですが、猟友会や警察署と連携を図りながら、もう少しわなの仕掛ける範囲を広げていくということも、今後検討していきたいと思います。

それから、あと農家の立場で取り組みということになりますと、耕地の周辺にイノシシよけの柵を設けるということも、フォローアップ事業等で町のほうから支援をさせていただければと思いますが、これも全ての耕地を囲むということはなかなか難しいと思うのです。それも含めて、できる対策は全てやるようにして、効果が出る対策

を検討してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 4点お伺いいたします。

まず、94ページの上段に不法投棄物処理事業ということで、昨年に比べましてこちら金額のほうは減っておりますけれども、不法投棄どのようなものがあったのか教えていただきたいと思います。

そして、その同じページの、今大野委員さんが質問されました廃プラスチック類分別実態調査の件ですけれども、3月20日の日に中身を確認したのだというお話でしたが、どういったものが入っていたのか教えていただきたいと思います。

そして、96ページ、中段に女性農業委員視察研修会負担金1万500円とございます。こちらは、何人の方がどこへ何をお勉強されに行ったのか教えていただきたいと思います。

あと、98ページの下段の6款のところに報償費としまして、養鶏業者指導に対する謝礼というものが2万5,000円入っております。これはどういう指導、指導に対するですから、内容についてお伺いしたいと思います。

以上4点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしくお願いをいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、不法投棄のどのようなものということでございますが、後ほど青木副課長のほうからお答え申し上げます。

続いて、廃プラスチックでございますけれども、こちらにつきましては事故の原因となりましたのは使い捨てのライターでございます、そのほかにも小型家電品ですとか、そういったものが含まれていたということでございます。

それから、96ページの農業委員の女性農業者の研修でございますけれども、こちらにつきましては3名が群馬県の前橋市になるかと思っておりますけれども、絹の里というところで研修をさせていただきました。3名が参加しております。

それから、98ページの畜産環境アドバイザーで、養鶏指導に対する謝礼ということ

ですけれども、こちらにつきましては清明養鶏に対して本多勝男氏という畜産環境アドバイザーの方、神奈川県藤沢市に在住の方でございますけれども、この方が専門家ということで、臭気対策のためのアドバイスをいただくということで招聘をいたしました。

私からは以上です。続いて、青木副課長。

○松本美子委員長 それでは、青木副課長、お願いいたします。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 お答えいたします。

不法投棄なのですが、物としてはテレビ、エアコン、冷蔵庫、あと古タイヤですとか廃プラスチック類がありました。

以上であります。

○松本美子委員長 畠山委員、2回目どうぞ。

○畠山美幸委員 今の不法投棄は、テレビ、エアコン、電化製品と古タイヤ、廃プラということでしたけれども、例えば自転車、きのうはあれは総務課だったか地域支援課だったか、課を忘れましたが、自転車も相当数いつも処分しているというきのう説明がありまして、不法投棄の中に自転車などもたまにはあるのかな。今、テレビとかエアコンとかというお話もありましたけれども、そういうものは回収したら、多分小川衛生組合にお持ちになっていらっしゃるのだろうなと思うのですが、今企業さんでリサイクルを専門にしているような企業さんがあると思うのです。職員の方が、手間をかけてそういう不法投棄を回収されて小川衛生組合に持って行って、小川衛生組合の手間をかけてごみの分類をして、鉄くずは鉄くずで売ったりはしているとは思いますが、例えば町としてそういう回収したものを民間企業さんに直接売りに行ってしまう、嵐山町のほうに収入も入るので、そういうお考えはないのかどうなのか確認をしたいと思います。

それと、今の廃プラ類の分別の内容は、先ほどもありましたけれども、ライターとか小型電気が入っていたということなので、やっぱり周知が足りていないというか、そういう人たちに目にとどまっていないのかなというのがありますので、例えば集積所ですとかに看板を立てて、こういうものは廃プラにはならないのですよというような、集積所にそういう看板を、目立つようにこういうものは入れないでくださいと多分やってくださっているのかもしれないのですけれども、うちの文化村の中ではちょっと確認していないので、そういう方向もちょっと考えてみたらどうなのかなと思う

ので、ちょっとその辺についてお伺いしたいと思います。

あと、96ページの女性農業委員の視察の件ですけれども、絹の里に行かれたと。私ちょっとここは行ったことがないので、どういうところだかわからないのですが、何を目的にこちらを視察に行かれたのか。何か嵐山町でこういうものを取り入れるためにというもので視察に行ったと思われるのですけれども、何を目的に行かれたのか教えていただきたいと思います。

そして、98ページの養鶏業者指導の件ですけれども、今お話のあったとおりに本多勝男さんという畜産環境整備機構の方が専門家であるということでお見えになっているということですが、これは今後も続けていく事業なのか確認をしていきたいと思っています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、植木環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

まず、自転車についてでございますけれども、こちらについては一般的には、自転車については個人で登録をしていただくわけですが、ですから、持ち主を示すものが表示されているわけですが、本来ですとその持ち主の方にお返しをするということになるのかと思うのです。あくまでも不法投棄等のごみとして扱うものについては、小川地区衛生組合で資源としてのリサイクルを行うということでございます。民間企業へという、そのまま自転車としてリサイクルするというのは、これはごみの行政の中の仕事ではなく、別の観点からの取り組みということになろうかと思っています。

それから、続きまして、廃プラスチックのライター等の混入でございます。分別でございますけれども、こちらにつきましては看板等は設置させていただいているのですけれども、細かいところまでは表示ができていない部分がございます。先ほども大野委員さんにもお答えしましたけれども、今頻繁に広報を使いまして、こちらの分別を徹底していただくようにということで、住民の方への周知を行っているところでございます。トラブルが起きない、分別が徹底されるように、回収の仕方等については、先ほども申し上げましたが、今その方法を検討中ということでございます。

それから、女性農業委員の研修でございますが、こちらについては比企地域の女性農業委員研修会というのがございまして、東松山農林振興センターのほうで主催する研修会に参加をさせていただいたということでございます。内容につきましては、今

農業組合で課題の一つとなっている6次産業化、そちらのほうの開発ということで、その先進地の事例を検証させていただいたということでございます。

それから、98ページの養鶏の関係です。本多氏の指導ということでございますが、こちらにつきましては長年の懸案となっております清明養鶏の悪臭問題で、昨年度はなかなか改善が進まないということでいろんな方法を試していただいているところなのですけれども、その効果がなかなか上がらないということで、地域住民の方との話し合い等も持たせていただく中で、27年の1月22日に悪臭防止法に基づく、2度目になりますけれども、改善勧告を町のほうから業者のほうにさせていただきました。それに基づいて、セイメイファームからは2月の18日に環境改善計画書というものが町のほうに提出されまして、その対策をしっかりとやっていただくためにということで、町のほうで今回については畜産アドバイザーの本多氏を指導者としてお招きをして、具体的なアドバイスをいただいたということでございます。その後、今現段階では、ある程度の効果が出てきているという状況がありますので、セイメイファームについては、今後は町がでなくセイメイファームが独自にといいますか、本多氏から継続的に指導をいただくという方向で、今現在では進んでおります。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。3回目です。

○畠山美幸委員 不法投棄の件ですけれども、小川衛生組合のほうに直接お持ちになるということで、自転車も子供たちが乗っているような、中学生ぐらいの子が乗っているようなものと、個人登録番号というのがシールとかが張ってあったり、あと個人で買っているものも500円だったかな、何かお金を払って登録をすれば、登録がある自転車もあると思いますけれども、中にはないものもあつたりもする。トラブルの原因になりますので、登録のあるものは直ちにやっぱり小川衛生組合でいいと思うのですけれども、例えば明らかにさっきのテレビだ、エアコンだとかというものとか、登録のないような自転車が、町の予算の金額からしたら微々たるものかもしれないのですけれども、何か民間のところを持っていったほうが幾らかでも収入があるのかなと思われましたので、再度確認をしたいと思えます。

それと、廃プラの件ですけれども、本当に今スプレー缶なども穴をあけて出さなくてはいけないとか、そういうこともありますし、よく周知を今後はやっぱりしていただきたいなと思えます。

不法投棄の件ですけれども、深嵐線にこのごろ、よくペットボトルとかビニール袋に入れたごみを、明らかに車から投げ捨てたのか、多分同じ方だと思いますけれども、嫌がらせなのか、よく見るのです。でも、町の職員の方が恐らく気がついてくださって管理して、あのときはあったのにもうないという、近所の方も回収はしてくださっていると思いますけれども、職員の方々が本当に前も月に1回とか2回とか見回りをしているというお話も、以前不法投棄のときに聞いておりますけれども、やはり今職員の方も朝来るときとか、やっている姿もちょっと見たりもしていますので、ありがたいなと思っております。月何回ぐらいそれをまたやっているのか、確認しておきたいと思います。

それと、96ページの女性農業委員さんの視察の件は、比企で東松山のほうで行っているということなので、こちらが選んで行っているわけではなく、もう決まったところに行っているということで、6次産業の開発ということだったので、群馬県はいろいろな面でやはり勉強になるところが多いなと私も確認しておりますので、大変いいことではないかなと思いますので、この件は結構です。

98ページの養鶏場の件ですけれども、本当にこれは長年の懸案で、悪臭に関しましては本当に広野のほうまで、窓をあけていると風向きによってはやはりにおいが来ます。そういう中で、今民間企業さんのところで、ちょっと企業名は申し上げませんが、100年以上の歴史を持つ企業さんが、全く新しい悪臭の対処法を見つけました。これは、業者が香料の成分を何十種類もブレンドしてつくる香水……

- 松本美子委員長 畠山委員に申し上げます。決算ですので、それは決算以外になると思いますから、差し控えていただければと思います。
- 畠山美幸委員 では、後でこれは担当課にお渡ししたいと思いますけれども、悪臭をチョコレートのおいとか、バニラのおいとか、そういうものについて変えるものができたということなので、これ後で資料をお渡ししますので、今後これをちょっと検討していただきたいなと思いますので、不法投棄の件だけ。
- 松本美子委員長 それでは、植木環境農政課長、答弁をお願いいたします。
- 植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

不法投棄につきましては、おっしゃるとおり職員が気がつけばその都度回収に向かわせていただいております。それから、町内の地区を定めて職員が清掃活動を行っているのは月に1回で、今でも実施をしております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 先ほど大野委員が、98ページの有害鳥獣ですか、ちょっと確認の意味で質疑させていただきます。

この有害鳥獣の関係なのですけれども、期間が26年の9月6日から10月6日、あと9月20日から10月19日と2回に分かれて、同じ……ダブっていますけれども、これは鳥の関係とかイノシシの関係と分けて捕獲しているのか、ちょっとお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 お答え申し上げます。

これにつきましては、有害鳥獣ということで、農業被害の鳥獣ということで、特に分けているということではありません。年に2回実施ができるということでございます。2回実施したのが、鳥とけものを分けるとか、そういうことではございません。

○松本美子委員長 よろしいですか、再質問なさいますか。

○吉場道雄委員 すみません。今勘違いして、ダブってはいません。多分、猟器でやると思うのですけれども、猟器等イノシシのわなですか、わなの免許はまた違うと思うのですけれども、これ嵐山町においてはわなを使える人がどのくらい猟友会の中でののか、ちょっとお聞きします。

○松本美子委員長 植木環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 現在は3名でございます。

○松本美子委員長 最後の質疑になります。吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 やはり3名でこの期間でやるということは、非常に厳しいところがあると思いますけれども、1つはちょっと3名でやって幾つぐらいの機械を持っているのかということと、やはりこれ今はうちのほうの古里地区では、もう県道のほうまで出てきているわけなのです。ある程度山間部に囲まれて畑している人も、耕作している人もいますし、これは本当に山間部の芋だとか、そういう耕作しているところはイノシシの被害が結構拡大しておりまして、これは今年につくらないということになってきておりまして、本当耕作放棄地に行く方向になっております。これ今3人でやっているということなのですけれども、この3人ということをどう町のほうで考えてい

ますか、教えてください。

○松本美子委員長 それでは、答弁を植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 わなにつきましては、取り扱える人間が現在は3人しかいないということで、今後これは確実にふやしていかなければいけないというふうに考えております。

1人の人間が扱えるわなの数が30までということでございます。それにしても、例えばイノシシが捕獲された場合には、1人の人間が銃を使用しないでとめ刺しをするというのが、ちょっと実質には不可能に近いものがありますので、やはり猟友会ですとか大勢の協力を必要とするということでございますので、それも含めて取り扱える人間をふやしていかなければいけないというのは喫緊の課題かというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 環境農政の関係を3点ほどお聞きをいたします。

最初に、93ページの下段になりますが、環境騒音測定及び社会反応調査業務委託ということで、3カ所載っております。昨年、予算のほうを見ると拡大分ということで、何か新たに出てきたこういうものではないかなというふうに思うのですが、1カ所だというふうに思っていたのですが、3カ所ということなので、どこがどういうことなのか。社会反応ということになりますと、相当ご迷惑をかけているというふうなことで社会反応ということが出ていると思うのですが、その関係のことを教えていただきたいと思えます。

次に、94ページ、隣のページですが、ごみ減量化の推進事業ということで、生ごみの処理器の設置ということで9件ということでございます。予算上はもっと大きな数字が、30何万というふうなのが載っておりますが、これは減量ということでございますので、なるべくこの予算は使っていただいて、ごみが出ないようにしてもらうのが理想なのだというふうに思うので、何でこんなに少なくなってしまったのか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

それと、次に100ページですが、川のまるごと再生でございます。槻川の周辺樹木の環境保全業務委託ということですが、伐採量が334本、367万2,000円業者に

お支払いしているということですが、考えてみれば1本1万円ぐらいということですね。木々にもよるとは思うのですが、どのような木々で、ある程度売却益も出ているのかどうか。どういうふうな処理をしたのか。ただそこに置いていくのか、それとも全部処理業者に持って行って処理をしたのか、そこら辺を教えていただきたいと思い、今後こういう経費は多く出てくると思うので、お聞きをしたいというふうに思います。

以上3点ですが。

○大野敏行委員 それでは、随時答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 それでは、93ページの環境騒音測定、社会反応調査委託でございますが、こちらにつきましては川島地内で30件、千手堂地内で1件、広野地内で20件でございます。1カ所ごとに24時間連続で測定をいたしまして、そのほか戸別訪問して騒音測定、それからアンケート等を実施しております。結果につきましては、広野地区で関越自動車道の側道の部分で行った結果が若干基準をオーバーしておりますけれども、要請限度というのがございまして、その範囲の中であったということでございました。

それから、2番目のお答えは、後ほど青木副課長のほうから申し上げます。

それから、100ページの川のまるごと再生の槻川周辺の樹木の伐採でございますが、主には杉やヒノキ、ケヤキ、クヌギですね、ケヤキ、エノキ、そういった雑木類でございます。それから、単価につきましては、大体1本当たり1万2,000円ほどかかっております。こちらについては、去年は処分をせずに現地に置かせていただきまして、今年度の予算で処理をするということになっております。この売却等ということでございますけれども、はっきり申し上げまして、コストを上回る利益は売却しても上がらないということで、全て処分をさせていただくものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木副課長、答弁をお願いいたします。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 生ごみ処理器の関係ですが、こちら9件と、前年度より確かに数としては減少しております。これは、やはり原因といたしまして、広報等の周知が少なかったということが原因かと思われまますので、今後はその辺はふやしていきたいと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ、質疑を。

○長島邦夫委員 それでは、順次最初から質問しますが、3カ所ということであって、3カ所の中でも場所によって何件もあるということで、今お聞きをしました。広野といえば、多分関越の関係ではないかなというふうに私も思いますが、私が気にしていたのは千手堂ということで、今まで千手堂あたりでそういうことは出たことがなかったものですから、そここのところをもうちょっと詳しくお話できるのであれば、していただきたいというふうに思います。

次に、生ごみの関係ですけれども、今もごみ処理場の話がいろいろ出ていまして、遠くまで運ばなくてはならないと経費的に非常に大変だと、重いものを運ぶというのは当然出てきます。昔であれば、ほとんど自分の家で処理してきたものなのです。それを可燃をすることで経費がかかっているわけなので、なるべく経費がかからない方法に考えていかないと、ごみの減量化にはならないというふうに思うのですが、啓発が足りないということであれば、幾らかそのようなことを考えているのでしょうか、何かお考えがあったらお話をしていただきたいと思います。

それと、最後のまるごと再生の関係ですが、去年切ったものをその場に置いておいて、処分については今年度、私も今年度の予算ちょっとよくわからないのですが、処理をします。ですから、もっと経費が、同じものについて経費がかかるというふうなことなのかなというふうに受け取ったのですが、その価値がなければ、市場価格ですからどうにもならないのですけれども、前にも一般質問で言ったことがある。欲しいという方がいたら、そこで引き取っていただくようなことをしてもらったほうが、なるべく処分しないで済むわけですから、ほかのところでは何か自然に、自然ということはないが、何か持って帰っている人がいるというような話も聞きますので、そこら辺のところの進め方をどういうふうに行っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をよろしくお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 まず、千手堂のどこかということでございますが、これは平成楼からの騒音でございます。

それから、ごみの減量化、経費の削減のための減量化については、これも有効な対

策としては、やはり広報で周知をさせていただくという方法をとらせていただいておりますし、今後もさらに住民の方に周知されますように進めていきたいというふうに考えております。

それから、川のまるごとの伐採したものの処分の仕方でございますけれども、場所が簡単に外から入ってこられてすぐに持ち帰れるような状態であれば、差し上げることは全く問題ないかと思うのですけれども、こちらにつきましてはちょっと気軽に来て持ち帰るといような大きさでもありませんし、あとは場所的に道路や車で乗りつけられるような場所でもございませんので、危険が伴いますので、今回についてはそういったサービスといいますか、それは控えさせていただいているということでございます。条件が整う場所であれば、まきストーブ等も大分ふえてきておりますし、ご利用いただくこともできるかというふうに考えます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。3回目です。

○長島邦夫委員 では、3回目になりますので最後ですが、千手堂のところは騒音ということですから、いい方向に解決に向かったのかどうか、それだけでもお聞きをできればというふうに思います。

それと、生ごみの件ですけれども、お考えのように進んでいただければというふうに思います。

まるごと再生の木の伐採の関係ですが、私もこここのところに見積もりもとったことがあります、非常にいいお値段がします。何か自分で、町で有効利用を考えていかないと大変な金額がかかります。それで、危険ですから業者でないと切れないです。そういうことを考えると、町でいい方法を考えたほうが良いというふうに思いますので、お考えしてください。

以上です。

○松本美子委員長 答弁いただいたほうがよろしいですね。

それでは、答弁を植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 平成楼につきましては、騒音対策のフェンス等を設置する等の対策を講じていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員のほうから答弁漏れがあったということなので

すけれども。

○畠山美幸委員 先ほど1点だけと最後締めくくったから勘違いしたと思うのですが、最初に民間企業さんの考えはというのが答弁漏れです。

○松本美子委員長 それでは、答弁いただけますか。

植木環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 申しわけありませんでした。基本的に使えるものであれば、これはごみではないというふうに考えますので、私どもで扱うのは、やはり衛生組合に持って行って資源化できる粗大ごみということでございます。現役で使えるものであれば、それは多分、扱いにもよりますけれども、ごみというよりは拾得物というような関係になると思いますし、警察の確認も必要になるかと思ひますし、所有者の確認という作業も必要になるかと思ひますので、簡単にそれを町でリサイクルができるかどうかという、そういう問題があるかと思うのです。ですから、その辺の問題がクリアできれば、もちろん使えるものは有効に使うのがよろしいかなというふうに考えます。現状ではなかなか難しいということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ありがとうございます。

そのほかに質疑ございますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 多分36ページになると思うのですけれども、資源物売却代金が今年度は738万6,785円、そして災害廃棄物売却代金が3万8,566円、災害廃棄物等処理事業が301万7,236円で支出になっています。この資源物売却代金の中に災害廃棄物も含まれるような状況があったのかどうか。多分災害廃棄物売却代金というのは、アルミか鉄ですよ。その部分がこっちに入ってきているのかなと思って、ちょっと何か150万ぐらい去年より多いし、こんなに多いのは珍しい状況かなと思っているのですが、私は多分そういうふうに入れたと思うのですけれども、違っていたら申しわけないのですけれども、36ページ、ちょっと珍しいので、これだけ入ってくるのはなかなかないなと思ったので、ということが1点。

それと、82ページの太陽光の補助金なのですけれども、再生可能エネルギーで原発15基分ですか、12基分、ちょっとすぐぱっと出てこないのですが、分の電力量が出たというふうなことになっています。すばらしいことなのですけれども、では嵐山町で

の補助金は、それにどのくらい貢献したのかなというのがちょっと知りたいものから、どのくらい発電量があるか。嵐山町全体の発電量というのは、ここではカウントできないのでとても残念なのですが、ストップ温暖化対策基本計画があるので、そろそろそういったことも可能になってくるか、あるいはと思うのですが、これは全体的に無理ですよ、ということを1つ。嵐山町の補助関係での発電量というのはわかるわけですから、その点について伺いたいと思います。

それから、94ページの埼玉中部清掃協議会の負担金が72万2,819円となりました。これなのですけれども、協議会は解散したわけで、結局その協議会の決算状況というのはどこにも出てこないわけなのですけれども、それはどういうふうな形で出しているのか伺いたいと思います。

それから、113ページに新田沼都市下水路水質調査委託というのがあるわけですが、これ都市下水路で水質調査をするのはなかなかないかなと思ったのですが、この結果についてはどのような結果だったのか伺いたいと思います。

それと、ここには出ていないわけなのですけれども、環境農政の関係になると思うのですが、犬猫の殺処分件数というのですか、それはどのくらいあったのか伺いたいと思います。死体ではなくて実際に持っていった件数というのですか、それはあるわけですよ。アライグマとは違いますが、それを伺います。

〔1点目は38ページじゃないの〕という人あり〕

○渋谷登美子委員 ああ、38ページでした。

〔「ページはちょっとはっきり言ってもらったほうがいいですよ」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 36と書いてあるから、ごめん、こっちが勘違い。失礼。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 お答えいたします。

まず、38ページの資源物の売却でございまして、その中の災害廃棄物につきましては、昨年の雪害で処分をするパイプハウス等の分ということでございます。

それから、太陽光の発電量等につきましては、これにつきましては現在数値をこちらでは持っておりません、お答えできる数値についてはデータが出されてお

るので、申しわけありません。

それから、中部資源循環組合のほうの決算については、後ほど青木のほうからお答え申し上げます。

それから、犬猫の殺処分でございますけれども、こちらにつきましては町のほうで行っているのは死体の処理でございます、殺処分になるものは県のほうの事務ということでございまして、これも町のほうでは数字を持っておりません。個人の方がお持ちになる、あるいは保健所が引き取るということになるかと思えます。こちらでは道路にひかれている猫ですとか犬ですとか、そういったものを回収して処分する、これが環境のほうの行っている事務でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、青木副課長、答弁をお願いいたします。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 埼玉中部広域清掃協議会の解散なのですが、この金額というのは、実際にかかった経費を各町村で負担割で案分させていただいたものとして計算をさせてもらった数字になっております。細かい内容が確認できないのですが、大体協議会費と事務費として23%程度この中の、あと事業費として76%程度がこちらの費用になっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答えさせていただきます。

113ページの新田沼都市下水路水質検査につきましてお答えさせていただきます。都市下水路なのですが、嵐山町には大沼排水都市下水路、新田沼都市下水路、あと山王沼都市下水路の3本がございます。その都市下水路というのは、主に雨水と浄化槽で浄化された家庭からの浄化槽の排水が流れております。こちらの新田沼都市下水路なのですが、末端で川島川に流入してございまして、その川島川から市野川へ流入してございます。

それで、環境農政課が毎年4回やっております河川の水質検査におきまして、その川島川からの流入水の数値が基準値よりもかなり高いということで、その上流であります新田沼都市下水路の水路の水質検査をさせていただいた次第でございます。結果なのですが、新田沼都市下水路が5つのルートから川島川へ集まっております。5つのルートが、旧国道254から以北の5本のルートで川島川に最終的には達してござい

す。この5本のルートを全て10カ所合流地点で12検体を採取いたしまして、菅谷で5検体、むさし台で7検体、合わせて12検体を採水いたしまして、環境管理センターのほうに分析依頼を委託いたしました。

結果なのですが、菅谷地内のファミリーフーズさん、梅寿司のそばのファミリーフーズさんのあたりから、ヒロノ時計店さんを抜けて、駅の西側のトイレのあたりが一番水質基準よりかなり超えた数値が検知されまして、浄化槽からの排出基準なのですが、大腸菌群数が100ミリリットル中に30万個が基準なのですけれども、それをかなり上回る数値が検知されました。また、最終実施日が1月9日ということでしたので、渇水期でもありますので水がよく流れておりませんので、採水検体が、たまった水を検体として採取したものですから、今年度、今回の補正の議決をいただきまして、環境農政課が10月に河川の水質検査をするとき、時期に合わせましてもう一度、かなり一番高かった部分を再検査、再採取して検査にかけてみたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。嵐山町の補助の関係で、太陽光による発電量がわからないというのは、今までのご答弁ではなかったと思うのです。補助金の部分で、全体の発電量はわかりませんよということだったと思うのです。補助金取るときには、何キロワットというので5万円以下とか、そういうような形になっていませんでしたか、補助金の申請は。だと思っていて、そうでなければ嵐山町で太陽光発電に補助金を出して、嵐山町はどれだけここに貢献しているのというのがわからないではないですか。それは、やっぱりある程度調査なさったほうがいいかと思うのですけれども、多分出ているはずだと思うのです。

私、今までの質疑の中では、嵐山町全体での太陽光発電による電力量は幾らですかというふうな形は聞いていて、補助金による太陽光発電によるものは幾らですかというのはまだ聞いたことなかったのですけれども、その点どうなのでしょう。多分わかるのではないかな。今までだってわかっていたのではないかなと思うのですけれども、太陽光発電の補助金、補助額、補助した件数というのは、全体で今年度は39件ですけれども、前年度は53件で、その前は43件で、ちょっとすぐぱっと計算ができないのですけれども、ある程度のものは出るはずなのではないかなと思うのですけれども、

その点伺いたいと思います。

それから、資源物売却代金についてなのですが、私の質問の仕方が悪かったです。災害廃棄物売却代金というのは3万8,556円、これはどのような内容なのか。資源物売却代金は738万6,785円で、今までよりも100万以上も上がっています。内容的にはどのような変化があったのか伺いたいと思います。

それと、94ページです。埼玉中部清掃協議会、これは決算監査していますよね。決算監査などがしていなければ、こういった負担金は出てきません。その決算の内容についてしっかりしたものがなければ、監査も、監査委員もこれ出せないはずですよ。そこについての監査の状況についてはどのようになっているのか、監査委員に伺います。

それと、決算について私は出してもらわないと、ある程度の状況としては必要であると思いますので、その点について伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 申しわけありませんでした。お答え申し上げます。

太陽光の補助金での発電量でございますが、184.115キロワットが26年度の補助金分の発電量でございます。

それから、資源の売却代金でございますけれども、災害廃棄物につきましては先ほど申し上げましたようにパイプハウス等の金属の部分の売却代金でございます、3万8,556円です。それから、資源物の売却代金につきましては738万6,785円ということで、約150万ほど前年より増になっております。内訳見ますと、アルミ缶が1万8,590キログラムでして、こちらは昨年よりも若干キロ数は減っておりますけれども、単価が高くなっておりまして、この金額の増がございます。それから、紙や衣類につきましては約120キロ分ほど増となっております、こちらの分が金額的にふえております。総額で150万前後、増額となっております。

それから、中部広域清掃協議会の構成市町村の負担金の返還についてということで、協議会の会長から各構成市町村宛てに文書が来ておりまして、返還金の精算書ということで、計算書ということで一覧が示されております。手元でございます資料が、今のところ、この資料に基づいて決算額を出ささせていただいたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、柳代表監査、答弁をお願いいたします。

○柳 勝次代表監査委員 それでは、声を大きくして、ちょっとお答えさせていただきます。

この負担金については、それぞれの負担先で監査を終えております。おっしゃるとおりです。ですから、そういった形で我々監査委員としては、特に監査はしておりません。負担金を全てこういった我々が監査するということは、ちょっとご存じのように負担先はいっぱいありますので、そこまではとても監査はされていません。

ただ、昨年において、町から出た補助金についてもそれぞれの監査やっていたいのですけれども、大きな補助金に関しては我々として監査いたしました。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 埼玉中部清掃協議会は任意の協議会ということで、システム的には何か非常になかなかないようなもの、なかなかというか、しっかりした法的な根拠がないようなものらしいのですけれども、一体監査はどなたがなさったのか伺いたいと思います。

〔後でちょっと調査させていただいて〕と言
う人あり〕

○渋谷登美子委員 町長が監査したのではないの。

○松本美子委員長 それでは、植木環境農政課長、答弁をお願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 申しわけございません。後刻調査をさせていただきます、お答え申し上げたいと思います。お願いいたします。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 92ページの上に計量器検査手数料、これ放射線測定器とあるのですが、測定器を検査したということなののでしょうか。定期的な検査が必要ということで検査したのか、ちょっとそこら辺伺いたいと思います。

それから、その下の平沢地内境界復元測量ということですが、どういうことで復元をすることになったのか。平沢とありますが、場所についてももう少し詳しく伺いたいと思います。

それから、地球温暖化防止事業、今もちょっとよくわからなかったのですが、確認

なのですが、184.5キロワットということだったのでしょうか。ちょっともう一度確認です。

私と同じような質問なのですが、ここで補助金、太陽光もヒートポンプも潜熱回収云々も出ておりますが、これによってCO₂の削減はどの程度削減されたのかということを知りたいと思います。

それから、水質調査の件で、先ほど川島、千手堂、広野ということでありました。川島、千手堂は基準値内という、そういう理解で、結果であったということなのでしょうか。広野は基準超だが限度内という、ちょっとわかりにくい答弁だったのです。これどういう意味なのですか。基準をオーバーしていながら、なぜ限度内になるのかわからないのですが、ちょっとその説明と、この調査が平成26年度関越のこれに当たるのかを知りたいと思います。

それから、94ページの廃プラの実態調査ですが、事件というか、事故が発生したのが3月4日で、3月20日に調査をしたわけですよね。このときは別段問題はなかったということなのでしょうか、これも確認です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 放射線の放射能の測定器でございますが、これにつきましては今までは地域支援課のほうで行っていたものでございますが、環境農政課のほうへ機械が移管されたために、こちらのほうで実施したものでございます。年に1回の検査が義務づけられているものでございます。

それから、先ほどの太陽光につきましては、後ほどお答えさせていただきます。

騒音の調査でございますけれども、こちらのほうが基準より上回っているけれども、基準の範囲というわかりづらい説明を申し上げて申しわけありません。こちらにつきましては、環境基準というのは環境基本法16条に基づきまして、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準ということでございまして、環境騒音測定及び社会反応調査で改善をしなければならぬ要望を出す限度というのがございまして、その限度を超えていなかったということでございます。

ですから、市町村長は指定区域における自動車の騒音が環境省で定める限度、要請限度を超えること、生活環境が著しく損なわれると認めるときは、公安委員会にその

措置を要請することができるということでございますが、この基準に照らしては、その基準を超えていなかったということでございます。

あと、残りの分については、青木副課長のほうからお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、青木副課長、答弁をお願いいたします。

○青木正志環境農政課みどり環境担当副課長 平沢の地内の境界復元の測量なのですが、これが場所的には遠山道を抜ける直売所の脇の道を上りまして、遠山道を上っていくのですが、その途中に右側に1軒家がございまして、その脇に土砂の埋め立ての申請が平成15年にされました。実際、土砂の埋め立てをされたのですが、その土砂の埋め立てが、隣地のほうにちょっと土砂が出てしましまして、その改善を命令をしたわけなのですが、どのくらい土砂が出て、どのくらい民地のほうに入っているかというのわからないため復元をするということで、今回復元をさせていただきました。

あと、CO₂の関係なのですが、申しわけないのですが、今のところ数字は出ておりません。

また、廃プラスチックの問題なのですが、実際3月20日に廃プラスチックを袋をあけてみて、やはり廃プラではない乾電池とライター、缶のスプレー等が入っております。それにつきましては、今年度も引き続き調査をしております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようなので、環境農政課の質疑の部分を終結をいたします。

〔「並びに上下水道課もあります」と言う人あり〕

○松本美子委員長 大変失礼いたしました。質疑がないようですので、環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を終結をいたします。

暫時休憩とさせていただきます。午後の再開を1時30分とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時25分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの環境農政課に関する部分の質疑につきまして答弁漏れがございましたので、答弁をお願いしたいと思います。

植木環境農政課長、お願いいたします。

○植木 弘環境農政課長 大変失礼いたしました。答弁漏れ及び不備な箇所につきまして説明をさせていただきたいと存じます。

まず、中部広域清掃協議会の決算の関係でございますが、こちらにつきましては5月25日に組合のほうで作成をいたしました決算書及び6月18日の監査報告、この監査につきましては、小川町の町長、嵐山町長の2名が監査委員として監査を実施しております。この決算報告を7月9日付の文書で、報告を市町村長宛てに送付を受けております。返還金につきましては、この決算書に基づくものでございまして、なお現在は埼玉中部資源循環組合のほうにこの文書等は引き継がれております。

続きまして、92ページのCO₂の削減、太陽光パネルの関係でございますけれども、太陽光パネルの種類につきましては何種類かございまして、発電量に微妙なばらつきがございます。その平均値をとりましたところ、CO₂につきましては1キロワット当たり516.6グラムという数値が出されました。26年度の184.115キロワットにつきましてこの数値を当てはめると、CO₂の量としましては、約95キログラムという計算が算出されました。

それから、もう一点です。失礼いたしました。環境騒音測定の関係でございますけれども、こちらにつきましては若干説明に不備がございました。補足をさせていただきますと、環境騒音測定につきましては3カ所実施をいたしました。この中で広野の関越道の側道の部分につきましては、基準値を上回る数値が出たということでございまして、もう一度要請限度に基づく再検査といえますか、再測定を実施をいたしました。その結果、この広野ともう一カ所要望がありまして、同じく関越道の越畑地内の2カ所を実施させていただきましたけれども、こちらにつきましては要請限度を、公安委員会に対する措置の要請の限度ですけれども、その限度を超える数値ではなかったということでございます。

以上説明とさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

○松本美子委員長 ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時29分

再 開 午後 1時30分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員にお願いをいたします。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 102ページの一番上のプレミアム商品券についてですが、7月12日に販売をしたわけですけれども、その販売の結果、町内と町外の人がどのくらいの人数で購入をされたのか。また、役場職員の購入はあったのか、議員の購入はあったのか伺わせていただきたいと思います。

それから、観光協会を駅前に移転をするという話の中で、あそこが大変お金がかかってしまうということで、あそこを断念したということでしたよね。それで、どのくらいちょっとかかってしまうのか。私は、場所が大変大事だなと思うようになったのです。少々の金額であれば、やっぱりあそこが最適地でありますので、そこをもう一度考えていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっとその金額がどのくらいかかったのかを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、100ページのプレミアム商品券の関係でございます。

○松本美子委員長 102ページです。

○山下隆志企業支援課長 102ですか、失礼しました。102ページのプレミアム商品券発行事業の関係でございます。商品券を購入された方の人数、町内、町外、そして役場の職員がいたかという内容かと思えます。恐れ入ります。数字につきましては、大変申しわけないのですが、後ほどお答えをさせていただければと思います。

それと、観光協会の移転の関係でございます。26年度に観光協会のほうと、これは空き店舗利用というふうなことで入っていったわけなのですが、観光協会さん

と協議をしながら進めていったわけでございます。その中で、実際にどのくらいかかるかという見積もりのほうもとらせていただいております。そのときは概算の見積もりでありましたけれども、1,000万ちょっとかかる見積もりが出てまいりました。ただし、その金額に関しましては、実際に表面的なものは概算で出せるのですけれども、中身に関してはちょっと剥がしてみないとわからない部分もあるというふうなことでございました。結局、最終的に耐震性の関係がございまして、金額面ではなく耐震のほうの関係で、そちらに設置というふうなことを断念したという結果でございます。

以上でございます。

- 松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、答弁を引き続きお願いいたします。
- 山下隆志企業支援課長 大変失礼いたしました。一番最初のプレミアム商品券の購入者の関係でございます。合計の購入者が1,024名でございます。そのうち町内の方が827名です。町外の方につきましては197名ございました。

役場の職員が購入したかどうかの関係でございますけれども、この辺に関しまして情報開示のほうを控えさせていただいておるというふうなことで、実際に購入したかどうかについては大変申しわけないのですが、この場では申し上げられません。

以上でございます。

- 松本美子委員長 答弁漏れになるかと思いますが、議員もというふうな質疑が出ていますので、お願いいたします。
- 山下隆志企業支援課長 失礼いたしました。議員さんの関係でございます。こちらもやはり同じく情報開示されておりませんので、この場では申し上げられません。

以上でございます。

- 松本美子委員長 再質問よろしいですか。
では、続きまして質疑のある方、どうぞ。
どうぞ、渋谷委員。

- 渋谷登美子委員 簡単に結構ですので、101ページの中心市街地活性化支援事業について、毎年なのですけれども、事業効果を伺いたいと思います。

それから、観光施設等管理事業で、川の再生事業によって観光事業での収入をどの程度見込んでいたかというのを伺いたいと思います。

- 松本美子委員長 2件について答弁をお願いいたします。
山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

中心市街地の活性化事業の関係でございます。101ページになるかと思えます。事業のほうの効果という内容でございますけれども、こちらに関しましては内容的にソフトの事業というふうなことでございますので、例えば事業効果として数値的なものですとかというのが今はあわせておりません。事業の内容に関してなのですけれども、こちらの事業において駅前ロータリーの花の植栽、これ年に2回やってございます。あとは駅前の朝市、これは毎月行っております。それと夕市のほう、これは年に1回開催してございます。そのほかには、駅前の空き店舗を利用したレンタルボックスの運営。それと、さくらまつり、イベントの集中日として花火大会も含まれますけれども、そういったものを事業として実施しております。

次に、川の再生事業の関係でございます。川の再生事業を既に行いまして、下流側ですね、親水公園というふうな形で既に維持管理をしている公園がございます。こちらに関しましては、年に4回ほど観光協会の役員が集まりまして維持管理をしている状況でございます。中心としましては、草刈りが主なものになりますけれども、実施をしているような状況でございます。この親水公園に関しましては、当然バーベキューに来られる方、それと地元の散歩コースになっていたりというふうなことで、観光面のみならず事業効果としては波及しているものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 第5次総合振興計画では評価するようになっていきますよね、何人とかいうふうな形で。

〔「はい」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 そういうふうな形のものでは、中心市街地活性化事業はどのように評価して、私はそれきょう持ってきていないので申しわけないのですけれども、どのような形で評価して、ずっとこここのところで続いている事業ですよ。それが、町のほうで評価していくというのはやっぱり必要だったと思うので聞いているのですけれども、これは中心市街地活性化事業第5次総合振興計画の評価項目に入っていないませんでしたか。ちょっとすみません、持ってきていないので。

あと、川の再生事業によっても観光事業での、川の再生事業もわかるし、とてもあれなのですけれども、どの程度の収入増を見込んでいたかというのは、町全体として

の事業効果を図っていく上で、ある程度何人ぐらい人が入ってくる。きのう、月曜日行きましたよね。行ったら、やっぱり雨が降っていても人がいらしているから、それなりに事業効果はあるのだろうなというふうに思うのですけれども、ある程度見込むという形は、人数でも何でも必要かなと思うのですけれども、その辺はいかがだったのでしょうか。評価の形としてはどうなのでしょうね。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、お願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

中心市街地の活性化事業の事業効果でございますけれども、総合振興計画上では、やはり数値的なもので最終的に算定をしていくというものだったかと思えます。この部分に関しましては、やはり最終的には人数等拾い出しをしながら算定をしていくというものになるかと思えますけれども、実際に活性化という部分での効果というもとなる数字といたしましうか、その部分、非常に難しい部分もございまして、ちょっとその辺考えさせていただきます、最終的に数字的に効果を算定していくという考えでございます。

それと、川の再生事業の関係でございますけれども、こちらのやはり同じような形にはなるのですけれども、実際に観光として隣接している部分もございまして、観光面での人口等も考慮しながら算定していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩とさせていただきます。ご苦労さまでした。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時46分

○松本美子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員をお願いいたします。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な

答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 説明書の112ページ、平沢土地区画整備事業に関してですが、昨年度ちょうど保留地が12区画あって、そのうちの7区画を売却したということでありまして、その後その区画のほうの売却は進んだのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

平沢土地区画整理組合の平成26年度の保留地の売却実績でございます。一般保留地が4区画、それから特別保留地が2区画、合計で6区画でございます。一般保留地につきましては855平方メートルでございます。特別保留地につきましては139平方メートル、合わせまして994平方メートルの売却でございました。

以上です。

○松本美子委員長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間孝光委員 今年の3月ですか、26年度の年度末に組合のほうから町のほうに返済をされるべき、そういうものがあつたかなと思うのですが、それがその返済ができなかったということで、減債基金を利用して急遽それを対処したというようなことを聞きますけれども、今その売却したものでそういった返済ができなかったという考え方でよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

返済につきましては、保留地処分金を充てて返済をしていくということは原則でございますが、その期限に、ちょっと正確な金額は覚えていないですが、6,000万円ほどまとめて定期に、定額でお返ししていく約束になっていまして、そこまでお金が手元につくれなかったということで、町の財政と相談をいたしまして、繰り延べをさせていただいたということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑がございますか。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 110ページの橋梁の耐震調査で緊急を要するような、整備をするようなものがあつたのかどうか。

それから、橋梁の点検業務の中で大分悪くなっているとか、そんなような状況の報告はあつたのかどうか、そこらをちょっとお願いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

まず、橋梁耐震調査の関係でございますが、緊急を要するというのに該当した橋梁が1橋ございました。そちらにつきましては、点検をした段階で通行どめという形の措置のとらせていただいております。

それから、橋梁点検業務のほうでございますが、こちらが22橋点検をさせていただきました。診断の区分が4つに区分されてございます。まず、1段階目が健全ということで、こちらが22橋中6橋が健全という状態でございます。それから、第2段階としまして予防保全ということで、特に現在支障はありませんが、近い将来のことを考えると予防的に手を施したほうがよいというふうに診断をしたものが15橋ございました。それから、3段階といたしまして、早期に措置をしたほうがよろしいという部類に入る部分についてはございませんでした。それから、先ほどお話をさせていただきました緊急に措置をしなければならないという1橋につきましては、先ほど申し上げましたとおり、通行どめの措置をとらせていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 その今1橋通行どめの措置をしているというところなのですけども、通行どめだけでいいのかどうか。予算との関係があるでしょうから、でも緊急に工事の方向で、改修の方向で進めるのかどうか、そこの点だけお聞きしておきます。

○松本美子委員長 それでは、菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えをさせていただきます。

そちらの橋につきましては、比較的小規模といたしますか、山のちょうど笛吹峠に行く高城橋というのがありますけれども、そちらの上流のふだん農耕等でお使いいただいている橋でございます。高城橋のほうで迂回して対岸に渡れますので、現在特別支障がないという状況でございます。地元の方につきましても、そういった形でござ

解をいただいておりますのが現状でございます。改修等につきましては、地元のご意見も伺いながら、かけかえをするのか、それともほかの橋の代替でそのまま撤去してしまっても大丈夫なのか、ちょっとその辺はご相談をさせていただきながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 私、2つお聞きいたします。最初に、112ページの上から中段部分ですけれども、東西連絡通路の舗装繕工事負担金ですが、約5,600万ですか、非常に大きな金額なのですが、この目にするところは塗装が屋根等されまして、非常に見えがよくなっているわけなのですが、いつごろできたものを今回修理したのでしょうか。それで、耐用年数は大体どのくらいを考えているのかお聞きをいたします。

それと、2点目が114ページ、一番上ですが、東原第2公園の管理業務委託、後楽会と書いてあるのですが、もしかしたら間違いかもしれないですけれども、これ寿会の後楽会さんかなと思っているのですが、それであれば後楽会さんが、もし自分で率先的にこういうところの業務、あれを受けているのなら非常にすばらしい事業だなというふうに思うのですが、そこら辺のところをちょっとお聞きできればというふうに思いますが。

○松本美子委員長 それでは、答弁を菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

東西連絡通路の件でございますが、こちらにつきましては平成2年に通路として開通いたしましたものを、今回塗装、外装工事のほうを修繕させていただいたというものでございます。塗装等の外壁につきましては一般的な耐用年数というのは、物にもよると思うのですけれども、30年から50年かなというふうに思います。

それから、菅谷東原第2公園の管理業務委託、後楽会でございますが、こちらはちょっと私、寿会という言い方をするかどうか知らないですけれども、菅谷の老人クラブというのですか、あちらの後楽会の方が自分たちでゲートボールとかもされているのですけれども、その中で一緒にその場所も維持管理をしていただいているということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 東西線のところですが、非常に金額大きいのですが、その塗装だけではなくてほかの部分もあるのだというふうに思っていますが、非常に見ばえがいい事業になって、嵐山の駅ではないみたいな感じがして、非常にいいなというふうに思っています。今後もまた違う事業が入るわけですが、ぜひ嵐山のぬきんでた一番いいところと言われるぐらいな感じを持ってお願いできればというふうに思います。

再質問ですけれども、次の後楽会の件ですが、私も何かゲートボールをやっているのを知っています。ですけれども、この事業に対してご自分たちのほうから、ぜひうちのほうに任せさせていただきたいと言ってきたのか、こちらからそのやっている方にこういうふうな消耗品だか労賃だとか、そういうものを提供しますからやってくださいと言ってきたのか、どちらなのでしょう。

○松本美子委員長 それでは、答弁を菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

後楽会の方につきましては、今まで使っていたゲートボール場のほう、町有地のほうを地主さんのほうにお返しすると、その際に代替となるようなところがないかということで町のほう相談を受けまして、東原の区画整理事業地内の公園の予定地のところを、そうしたらそういったゲートボールもできるような形で整備をして、そのときに設置をする際にご相談をさせていただきながら、そこをどういうふうに維持管理をしていきたいと思いますかということでお互いに相談をさせていただいて、そういった形になったということで理解をしております。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 お互いに話し合っただけというふうになったのだというふうなことで、私、非常にこういうふうに寿会さんですとか、いろんなボランティアに近い、ご自分たちでゲートボールするためというのが一番にあるのでしょうか、町の施設をというか、空間の公園みたいなところを維持していく。多少なりともそれについては見返りをして、自分たちの会の運営をやっていく、非常にすばらしいなというふうに思っています。

ほかのところも、今回いろんな草刈りなんかをシルバーに任すというところが非常に多いです。ご自分たちでなるべくやって、そして自分たちの運営費に充てていただ

いたほうがよっぽともいいのではないかなというふうに思うのですが、そういうところも考えて、ちょっとこの問題を出させていただきました。非常にいいことだというふうに思いますので、ぜひ継続してやっていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 初めに、おととい視察に行きましたけれども、その予算というのはどこに載っているのか、ちょっと伺いたいと思うのですが、ちょっと見つからないので。それから、川の再生、まちづくり課ではどこに載っているのか。

それから、112ページの先ほどの東西連絡通路、ここの塗装の目的は鳩害、ハト害の対策だという説明があったわけです。塗装した結果、ハトはその後來なくなったのでしょうか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 よろしいですか。それでは、答弁をお願いいたします。

菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

川のまるごと再生事業につきましては、まちづくり整備課が担当していますので、116ページの川のまるごと再生事業ということでございます。

それから、東西連絡通路の塗装修繕工事の関係でございますが、ハト害対策ということで、塗装工事に合わせまして、ハトが駅にどうしても集まってきてしまっているという状況がございまして、利用者の方にふん害が出ているという中で、塗装工事に合わせまして、ハトが駅舎のいろいろなところに止まりづらくなるような形ということでネットを張ったりとか、ちょっと余り言いづらいのですが、剣山みたいな形でハトが止まりづらいというような対策をとらせていただきました。その結果、利用者の方からハトのふん害が出てくるというような連絡は、その後はいただいていないというふうに理解をしております。

以上です。

○松本美子委員長 どうぞ、2回目ですね、川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。ハト害ちょっと私、こういうことでハトを追い出すことがいいのかというのをちょっと総括でやりたいので、それはわかりました。とりあえず、そちらの説明はわかりました。

川の再生なのですが、きのう見まして、川を横断する飛び石の工事がありましたよね。あれは県だというふうに説明があったのですけれども、町からの要請として、私が前から申し上げているのですけれども、魚のいない川が健全な川なのかということを考えてみると、あれで川を魚が渡るときに、カワウにみんな食われてしまいますよ、魚道がないわけですからね。その辺を、魚と共生するそういうまちづくりというか、川のつくりというのが私は大事だと思うのですけれども、担当課としてはそれは要請をしてきたのかどうか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、菅原まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、川口委員ご指摘のあの飛び石工事が魚の遡上というのですか、そちらのほうを阻害しているのではないかというご指摘かなというふうに思いますけれども、確かに川を横断するために横断でコンクリートの基礎を入れて、そこに渡れるように飛び石を並べたわけでございますが、もともとの河床の高さというのはそれなりに意識をさせていただいて、コンクリートの土台を出させていただいています。そういった意味でいけば、全然影響がないということではないと思いますが、その辺も考慮して工事のほうは施工していただいたというふうに考えております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 116ページの下のほうなのですけれども、嵐山町東原土地区画整理組合保留地購入とあります。多分これ予算書には載っていないので、今見たら予算書には土地購入費21万6,000円は載っているのですけれども、載っていませんので補正予算で買ったと思うのですけれども、何で買ったのか教えていただきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、菅原まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 お答えいたします。

こちらの東原土地区画整理組合の保留地の購入でございますが、当初予算に計上してあったかと思っておりますけれども、こちら東原の土地区画整理事業のちょうど区域境、こちらが民地境になっているわけなのですけれども、民間開発地の境のところに、民間開発の際に公園を設置したところがございまして、ちょうど道路を真っすぐにした関係で、真っすぐつুক্তときにその民地境につきましては真っすぐになっていません

から、余剰地が発生しております。そこが、民地の方についてはお隣の敷地をお持ちの方に保留地の購入をご依頼しまして、公園につきましては町が管理している公園でございますので、町のほうに余剰地のほうを、公園の地続きということで購入をしていただくということで、予算を計上して執行したというものでございます。

以上です。

○畠山美幸委員 ありがとうございます。

○松本美子委員長 よろしいですか。そのほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時06分

再 開 午後 2時07分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、こども課に関する部分の質疑を行います。

説明員にお願いいたします。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、122ページの、施政方針に小中一貫教育をしていきます。玉ノ岡中学校もということで書いてあるのですけれども、これ次年度へ繰り越してしたのでと書いてありますので、これは菅谷中学校のみで終わってしまったのか確認をしたいと思います。

それと、128ページからなのですけれども、128、129につながるのですが、要保護、準要保護児童就学援助費、菅谷小学校は418万4,970円ということで、これ児童数が何人に対して何人かというのがわかれば、菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校と教えていただきたいと思います。

[「中学のページ」と言う人あり]

○畠山美幸委員 中学がちょっとページあれですけれども、中学校も玉ノ岡中学校、菅

谷中学校も教えていただきたいと思います。

以上2点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 最初に、122ページの小中一貫のご質問につきましてお答えさせていただきます。

昨年度は、菅谷中学校、玉ノ岡中学校ともに1名ずつの先生というか、をお願いした内容でございます。それで、この次年度繰り越しというのが今年度を実施していると。ですから、引き続いて実施しているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、128ページからの要保護、準要保護の人数の関係でございますけれども、各学校の生徒児童数につきましては、ちょっと資料を持ってきていないのですけれども、対象人員だけまずお答えさせていただきたいと思います。要保護が14名なのですけれども、そのうち修学旅行に行った6年生がお一人と、それと準要保護の方が62人という内訳でございます。

続いて、七郷小学校でございます。修学旅行費については、お一人を対象になって支出してございます。それから、準要保護につきましては8名が該当されております。

続いて、志賀小学校でございますけれども、要保護がお一人いたのですけれども、修学旅行には行っていませんので、要保護につきましては、この金額の中には修学旅行費ですから含まれておりませんが、準要保護につきましては19名という内容です。

それから、中学校につきましては133ページになるかと思うのですけれども、扶助費の中の援助費でございます。要保護が4名で認定はしているのですけれども、修学旅行については行っていません。それから、準要保護につきましては40名が対象となっております。

続いて、玉ノ岡中学校でございますけれども、134ページ、要保護がお二人、そのうち修学旅行に行かれた該当年齢の方が1人、それから準要保護として19人が対象として支出しておるとい金額にそれぞれなっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 藤永副課長、お願いいたします。

○藤永政昭教育委員会こども課学校教育担当副課長 児童生徒数なのですが、昨年度の

12月10日現在の児童数のほうをお知らせしたいと思います。

まず、菅谷小学校なのですが、431名です。七郷小学校105名、志賀小学校254名、続きまして菅谷中学校268名、玉ノ岡中学校が197名でございます。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 今の要保護、準要保護の件ですが、要保護の方、修学旅行に行っていないという人が結構多いですよ。ほかの生徒はほとんど行っているのかなと思うのです。行けていないというのは、要保護はもう生活保護の方ですから、やはりお金の面を心配して行っていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、144ページの学校給食の関係ですけれども、この給食費の未納の人数は、何人今いるのか。それと、その方の所得というのがおわかりでしたら伺いたいと思います。

125ページに七郷小学校の管理事業があるのですが、菅小、志賀小、菅中、玉中と児童用の図書が購入されています。これ七小だけ購入されていないのですが、これはどういう理由で購入されていないのか。それと、ほかはどのような内容の図書なのかを伺いたいと思います。

それから、122ページの先ほどの小中一貫なのですが、玉ノ岡が実施して、課題としてはどんな課題が出てきたのかを伺いたいと思います。

それと、120ページに奨学金の貸し付けがありますが、返済の滞りがある方がいるのか、まずその点を伺いたいと思います。

それと、82ページにこども医療費のことが載っております。昨年度1,500万円、こども医療のほうで2,200万円、3,782万円ほどと、あと細かくなりますので。去年が3,685万ですから、100万円弱の伸びではありますが、そんなに大きな伸びになっていないかと。一昨年から、その前から、その前の年もそんなに大きな伸びになっていなかったですよ。病気のことでですから流行もあるわけですが、一時から比べると大きく伸びていないというのは、何かしたから大きな伸びにつながっていないのかを伺いたいと思います。

それから、その下に養育医療費給付金、これ未熟児に対しての給付金ですよ。未熟児の方が、この金額だと何人くらい生まれたのかを、ちょっと参考までに伺いたい

と思います。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

1点目の修学旅行の関係でございます。ご存じのように、小学校においては6年生、中学においては3年生、それぞれ行くわけでございます。先ほどこよっと言葉が足りなかったのも、ご理解いただけなかったのかと思うのですけれども、要保護、準要保護、いずれにしても小学校ですと1年生から6年生、中学校は1年生から3年生までの該当人数をお知らせした次第でございまして、その中で小学校では6年生で修学旅行に行った人数をお答えさせていただいたと。中学校についても同様でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、中西給食センター所長、お願いをいたします。

○中西敏雄教育委員会こども課学校給食センター所長 それでは、26年度の給食費の未納についてお答えいたします。

未納者は1人です。小学生なのですけれども、金額にして4,000円です。その世帯の所得については把握しておりません。この未納者なのですけれども、6月の児童手当で、窓口払いで呼び出していただこうと思ったのですけれども、現在まだ児童手当を取りに来ておりません。その関係で、これからこども担当のほうで対処していくということで、確実にもらえるとは確信しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

七小の図書ということでございます。ほかの学校につきましても、30万円以上ということで表にさせていただいたと思うのですけれども、七郷小学校につきましても19万2,186円ですか、19万円ということで改めて表の中にくらなかつたということで、購入しております。各学校の図書の内容につきましても、現在私ども把握しておりません。申しわけございませんが。

〔「七小72冊です」と言う人あり〕

○簾藤賢治教育委員会こども課長 すみません。七郷小学校については72冊の購入がございました。内容につきましても、先ほどもお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、答弁をお願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 小中一貫教育にかかりまして、答弁させていただきます。

昨年度から、玉ノ岡中校区での小中一貫教育の推進を始めたところなのですが、その前2年間、菅谷中学校区で小中一貫教育を行っていたのですが、その成果があるということで、昨年度から玉ノ岡中校区でも実施することになったのですが、課題として挙げられているのは、菅谷中校区と違って、小学校、中学校が離れたところにあると。立地的に距離があるので、交流が制限されてしまうと。そういった中で、今後どのように進めていけばいいのかというのが課題になっているということで報告を受けております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

奨学資金の滞っている方、現在2名いらっしゃいます。ただし、私どものほうの働きかけを継続的にやっています、返済計画どおりにはなかなかいかない部分もありますけれども、何らかの形で少しずつでも入れていただいているのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 前田副課長、答弁をお願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうからこども医療費の伸びと養育費用につきましてお答えさせていただきます。

こども医療費の伸びということでございますけれども、あくまでこども課につきましては、医療機関にかかった領収書によって助成のみでございまして、内容につきましてどういった病気かとか、そういうところまでは分析ができておりません。

また、養育費用につきましても、支給事務をこども課のほうでやっております、実際の養育の内容につきましては、健康いきいき課のほうで補助金申請等細かい事務をやってございますので、内容につきましては支給事務のみとなります。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 わかりました。前にも申し上げたのですが、養育医療の件、そういえ

ばそうだったなと思って、こども課でお金取って、事業は健康いきいき課と。こういう質問のときに、これこども課に載っているのですから、もう健康いきいき課……これからだっけ。

〔「これから」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ああ、これからか。では、まだいいや。では、後でいいですけども、やっぱり一緒のほうがいいと私は思います。それはちょっと胸に置いておいていただいて。

奨学資金の関係ですが、2人の方がいると。取り立てを強めているような言い方を、今課長されたので、その方はきちんと正業について、正業というか仕事についているのか、私そこが大事だと思うのです。ついていても、収入の度合いというのがあるわけですので、支払う能力があるというふうに見て支払いをお願いしているのか、ちょっとそれ伺いたいと思います。わかりましたらでいいですから、仕事をしている場合、所得がどのくらいあるのかを伺いたいと思います。

小中一貫ですが、122ページ、確かに離れていますので交流が制限等されているということで、どうなのでしょう。菅小中との比較からすると、何分の1くらいの交流が制限されているのか、実際になっているのかを伺いたいと思います。

それから、学校給食費の件につきましても、児童手当はかなり広い範囲でもらえるわけですけども、それでも収入との関係をきちんと精査していただくようにしていただきたいというふうに思うのです。ちょっと考え方を伺いたいと思うのです。

それから、要保護、準要保護の件なのですが、この中にいじめとか、今回出されました中で、小学校で不登校は5人と、中学校では11人いるということでしたよね。いじめについては書いていなかったように思うのですが、この中に要保護、準要保護の児童生徒もいるのでしょうか。まず、確認からでいいです。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、82ページの養育医療費給付金につきまして、前田副課長から答弁したとおりなのですが、私どものほうで聞いて把握した数字が、4人が対象で6件という内容の金額だとお聞きしております。

それから、奨学資金の滞っている方2名というお答えをさせていただいたのですが、正業についているかどうか、そこまではちょっと把握していないのですけれど、

ども、取り立てているというのではなくて少しでも、ですから返済計画の書き直しをしていただいたり、できる範囲で随時返済していただきたい。ですから、例えば1万円ずつだとか、そういった金額でも私どものほうはオーケーしていると。ただ、全く1年間、変な話、何も入ってこない。たとえ5,000円でも1万円でも、これは例えですけども、入ってこないというのはいかがなものかということでお話をさせていただきながら、生活実態に合わせて返却していただいているというのが現状でございまして、決して無理に、貸したのだから返せというようなあれはやっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

- 松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、答弁をお願いいたします。
- 大野陽康教育委員会子ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、小中一貫の取り組みにかかわりまして答弁させていただきます。

事業にかかわってなのですが、菅谷中学校区では、26年度は中学校から小学校への学習支援が11時間ございました。玉ノ岡中校区につきましては、小学校が2校あるわけなのですが、それぞれの学校に3時間ずつ、計6時間でございます。ですので、授業時数からいうと、玉ノ岡中学校につきましては、昨年度については菅谷中学校に比べると、半分強というぐらいの実数になるということです。ただ、それ以外の文化祭、合唱コンクール、入学説明会等の交流については、菅谷中学校区、玉ノ岡中学校、同様に行われていました。

以上でございます。

- 松本美子委員長 それでは、中西給食センター所長、答弁をお願いいたします。
- 中西敏雄教育委員会子ども課学校給食センター所長 給食費の未納者の世帯の所得ですけれども、今回の未納者については要保護、準要保護に該当しておりませんので、それなりの所得があると考えております。そういう面から、払える能力はあると考えておりまして、所得を把握するには税務課の課税資料が必要ですので、その場合には税務課と協議する必要があると思います。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤子ども課長、お願いいたします。
- 簾藤賢治教育委員会子ども課長 要保護、準要保護の中で不登校の該当はというようなお話だったと思うのですが、志賀小学校には準要保護の方がお一人、それから玉ノ岡中学校が要保護と準要保護それぞれ1名ずつ、それから菅谷中学校が準要保

護の方が1名いらっしゃるということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 いろいろわかりました。要保護、準要保護について、1つだけ質問したいと思います。

やはりちょっと割合としては、不登校になる割合は高いなというふうに思います。特別にこの児童生徒に対しての目を、きちんと見ていくということをしていただきたいというふうに思います。

それで、最後に1つだけ質問なのですが、この要保護、準要保護の生徒の進学は、全員がされているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

今年の春の進学、高校に限らないのですけれども、専門とか、それぞれ全員進学ということでは聞いております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、質問させていただきます。

最初に、122ページ一番上段、地域ふれあい推進事業ということで書かれています。予算のほうの説明では、学校施設を開放し、地域に根差した学校運営をとということでございます。余りはっきり、これとって大体の事業は浮かぶのですけれども、どんな事業をなさったのか、どのようなものを狙っているのかお聞きをしたいというふうに思います。

もう一点なのですが、133ページの中学校の教育振興費なのですが、菅谷中学校にも玉ノ岡中学校にも同じ事業費が載っておりますが、部活動の外部指導員の報償費ということで、菅中が11名、玉ノ岡が6名で17名ということですが、やる内容はわかりますが、今なかなか指導なさってくれる、できる先生方も少なくなっているという話で、この事業の狙っているところはわかるのですが、どのような外部指導員の方が指導をなさっているのか。それで、今のところ、この事業に対しては全て満足した事業内容になっているのかどうか、そこら辺をお聞きできればというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤こども課長、お願いをいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、122ページの地域ふれあい事業の内容で
ございます。

ご案内のとおり、菅谷小学校、中学校においては門松づくりをしたり、おやじの会、
OB会というのですか、ちょっと名称は忘れましたが、PTAのOBの方や何
かが組織されているという話もございます。そういった中で、いろんな意味で学校を
応援していただくというのが一つ、地域に根差した学校というのが一つの目的である
かと、このようには考えております。

それから、小学校については、特に町の嵐菊会だと思っておりますけれども、嵐菊会と
いう会の菊をご指導いただいたりしながらという活動が主なものになるのかなと思ひ
ます。それは地域の方々に、時には生徒に指導をしていただいて育てていく。その間、
生徒も毎日見ているわけでもないで、花が咲くまで学校に来て面倒を見ていただく
というような内容になっております。目指すところは、地域等に根差した学校経営と
いうようなことが一番なのかなと私は思っております。

それから、2点目の133ページ、中学校の部活動外部指導員報酬の件でございます。
これは、ご案内のとおり武道の必修、柔道の指導者も含んでおりますけれども、ちな
みに菅谷中学校で申しますと、柔道で7名、女子ソフトで1人、吹奏楽で2人、剣道
1人ということで指導者をお願いしてございます。それから、玉ノ岡中学校でござい
ます。男子テニス1人、柔道3人、野球1人という内容になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 地域ふれあい推進事業、小学生の子供だったらわかるのですが、中学
生ということなので、どんなことなのかなというふうに思ったのですが、学校応援団
も含めた感じで進めていると。よく学校応援団の門松づくりなんか写真を見ることも
ありますので、あつというふうな感じで今、頭に浮かんでおりますが、生徒は強制的
ではなくて、こういう事業というか、こういうことがありますから出てくればという
ふうな感じで進めるのだというふうに思いますが、参加者の感じはどうなのか、子供
の反応はどうなのかお聞きできればというふうに思います。

それと、もう一点のほうですが、柔道が今、必修になっているところもあるのでし
ょう、柔道の指導者が多いということでございます。今現在で、いろんな指導をなさ

ってくれているというふうに、指導員のあれも挙がりましたが、十分満足した指導員の体制なのでしょうか、その辺だけ。

○松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、お願いをいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、先ほどの地域ふれあい推進事業に係る学校応援団の取り組みの一部についてご紹介させていただきます。

門松づくりということでお話がありましたが、菅谷中学校で門松づくりを行うのですけれども、菅谷中学校で門松づくりをする生徒なのですが、部活動を中心に参加している様子うかがえると思います。そのつくった門松なのですが、それを菅谷中学校だけではなく菅谷小学校にも寄贈するという形をとり、小中の連携をそこでも図っているという様子が見受けられます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤ども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 お答えさせていただきます。

ご案内のとおり、部活動は原則として学校の先生が見ているというのが中心になるかと思うのですけれども、先生によって異動や何かもございます。そういった中で、必要な指導者ということをお願いをしているわけでございます。満足しているかどうかという話になりますと、学校からの要請でこういった方たちをお願いしているというのが現状でございます。ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 1点だけ再質問しますが、さっき言った学校応援団の話は出ましたが、そのほかに中学校でも学校ファームですか、そこでつくられた作物等を朝市で販売してみたり、そのような地域とのつながりみたいなものも持っているというふうな姿を見えています。今、思い出したので質問しているのですが、そういうことも入るわけですか。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大野主任指導主事、お願いをいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 今の件についてお答えさせていただきます。

学校ファームのお話があったのですけれども、学校ファームで作物を育てているわ

けなのですけれども、ここにも学校応援団の方々の協力を得て行っています。先ほど朝市での販売というのがあったのですけれども、これは菅谷中学校が行っているものなのですが、朝市で収穫物を販売し、その収益を学校の活動に役立てたり、それから災害地、被災地に物資を届けたりと、そういう活動につなげている、そういうところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 小久保教育長、答弁をお願いいたします。

○小久保錦一教育長 長島委員さんのことに関しまして、主任指導主事からお答えがありましたのですけれども、もう一つ私のほうからもつけ加えさせていただきます。

と申しますのは、門松の作製につきまして、私も2年間、呼ばれまして参加いたしました。この会の様子を見ますと、やはり生徒たちが楽しく、そして門松づくりに、指導者のもとに両小学校、中学校の職員、元PTA会長さん等も一緒に参加しながら、門松を両小中学校につくっていると。時間的には非常に2時間ぐらいかかりましたのですけれども、大変いい、友好的な一つの応援団の姿かなと。

終わりますと、先ほど出ました学校ファームで育てた野菜を使ったけんちん汁が振る舞われまして、それらを全員で食べて解散すると。これは非常に、私は心温まるいい会かなということで、恐らくこれからも菅谷小中の連携の一環として、学校応援団の大きな力になる事業というふうに捉えまして、非常に私自身も参加させていただいてうれしく感じました。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございませうか。

質疑の途中ですけれども、暫時休憩をさせていただきます。おおむね、5分再開とさせていただきますので、お願いをいたします。2時55分再開です。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時55分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども課に関する部分の質疑を続行いたしますので、質疑のある方はどうぞ。

吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 では、1点質問します。

ページ数、説明書の121ページですか、小中学校教職員の研修費ということなのですけれども、研修の内容ですか、この内容というのはどのように決めるのかお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

大野主任指導主事、お願いをいたします。

○大野陽康教育委員会 ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 教職員の研修についてお答えをさせていただきます。

例年8月に、町内幼稚園、小学校、中学校の全教職員を対象に研修会を開催いたしております。研修内容は2つです。1つが、今学校現場に求められている内容について、もう一つが人権教育についてです。

昨年度は、1つ目には小中一貫教育にかかわって研修をするということで、県の義務教育指導課の指導主事に来ていただき、今の埼玉県で行っている小中一貫の教育の取り組みについて、いろいろなご示唆をいただいたということでございます。もう一つは人権教育ということで、人権にかかわる内容を嵐山町の教職員で学習したということになります。

以上でございます。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 この前、ちょっとこういうような質問をしたときも人権問題ということで、やっぱり隔年で人権問題の関係をやっているのかということで、この前平成26年度教育委員会点検というので評価報告書ですか、これを配付してもらいました。教育委員会のほうでもいろいろ頑張っているようで、評価のほうもAが多いのですけれども、中にはBという評価が何カ所かあります。これを見ますと、いじめや不登校の防止だとか、ある程度毎年同じところがBになっているわけなのですけれども、やっぱり嵐山町の教育委員会のBというのは課題だなと思っておりますけれども、このようなところを中心に考えてもらっているのかどうかお聞きします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を簾藤ども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会 ども課長 お答えさせていただきます。

点検評価、馬場先生に毎年、この何年かお願いしているわけでございます。どの施策もAでいいのではないかという話もあるのです。ただ、全部Aだとということで、Bを幾つかというようなのが馬場先生のご意見でございます。ただ、ここでBという

評価になっている事業につきましては、今後力を入れていきたいと、このように考えております。

以上です。

○松本美子委員長 吉場委員、どうぞ。

○吉場道雄委員 教育委員会の頑張っている姿がわかりました。

また先日、全国学力テストの結果が公表されました。その中で、いつも上位に位置するのは同じようなところで、県で来ていますが、何年か前ですか、比企郡においてもそのようなところを取り入れながら成果を出している町もありますので、嵐山町もそういうところを幾らか視野に入れて、こういう研修をやっているのかどうかお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、答弁を大野主任指導主事、お願いをいたします。

○大野陽康教育委員会 小ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 今、全国学力・学習状況調査についてお話をいただきました。今年度につきましては、埼玉県が全ての教科で全国の平均を下回るということで、大変新聞でも多く取り上げられました。昨年度なのですけれども、昨年度も実は埼玉県はいろんな教科で下回っていました。ただし、嵐山町につきましては、小学校はやや下回ったのですけれども、中学校は全てで上回っていました。ですので、小学校、中学校の一貫であるとか連携であるとかの成果もそのあたりにあらわれているのかなというふうに思っています。

今後、嵐山町はどのように取り組んでいくかということなのですけれども、これにつきましては我々が出張に行ったときにもいろんな場面で言われてくるのですけれども、やはり一番大切なのは見届けと、それからこの問題、過去の問題が今、ホームページにたくさん出されているのですけれども、ぜひそういった取り組みを行ってほしいと。それについては、学校への指導も行ってほしいと言われておりますので、校長会等を通してそういったことも伝えていきたいと思っています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。まず83ページなのですけれども、子育て支援拠点整備事業で嵐丸ひろばができたわけなのですけれども、嵐丸ひろばができたところで突然に言われて、何で橋上駅のところにつくったのよと、なぜこの場所について反対しな

かったのかというふうなご意見を伺いました。

やっぱり私も、ちょっと位置的にはかなりまずい場所にあるなというふうに思っているのです。頑張っても頑張っても、やっぱり階段を使ったりエレベーターを使ったりして子供と親が行くというのはなかなか厳しい状況があって、私はいつも思うのですけれども、赤ちゃんをおんぶしたり抱っこしたりして階段を上がっていくというのは、母親にとってはとても厳しいことなのですね、荷物を持って。この嵐丸ひろばが橋上駅の施設になった経緯というのを伺いたいと思うのです。

特にご挨拶の中で町長のほうが、監査委員さんに公共施設の有効利用という形でここを使うようにというふうな形のご指摘があったというふうな形で、それで県議会議員の小久保さんも奔走したというふうなご挨拶がありました。私は、これはちょっとまずいのかなというふうな感じがあって、女性の意見を聞かないで、監査委員で施設の有効活用という形での位置決定というのは、やっぱり一番まずいやり方かなというふうに思っていますので、それについての経過を伺いたいと思います。本来ならば、こども課では別の場所を考えていたのではないかなというふうに私は思っています。これは、やっぱりちょっとあの階段を上がってというのは、どう考えても余りいい場所ではないなというのがあります。

次、85ページのファミリーサポート事業の状況について伺います。

それから、119ページの臨時職員賃金10人分で、ああ5人分ですか、これ10人分になっていますよね。これは学校の支援員という形になるのかなと思うのですけれども、どのような形で、今現在、学校の支援員はどのくらい必要になっているのか伺いたいと思います。

それから、120ページになるのですかね、小川町の広域適応指導教室なのですから、その利用状況と、不登校という形が小学校5人、中学校11人でした。具体的にこの子たちは、26年度どのような形で過ごしていったのか伺いたいと思います。

それから、121ページ、発達障害等早期支援対策事業ですけれども、これについては、26年度どのような形で実際に行われてきたのか伺いたいと思います。

122ページの小中一貫教育推進事業、これはとてもよい事業というか、私は報告書を見て、これよくできた報告書だなというふうに思いました。ところが、実際に見ていて、菅谷中学校区の問題と玉ノ岡中学校区の問題は、かなりはっきり論点として書かれていて、それを教育委員会や、それから関係者がどのように把握しているかとい

うことが、これからの事業を実施していく上で大切だと思っているのです。

菅谷小中学校区の場合は問題児が多いということで、恐らくは貧困家庭や母子家庭が多いということ。玉ノ岡中学校区の場合は、先ほどの距離の問題もありますけれども、3世代の家庭が割と多いので、また地域連携みたいな形もあるのかなというふうには見ているのですけれども、そういった問題を嵐山町の中で話し合って、随分いい報告書だなと本当に思ったのです。それが、具体的にではどういうふうに解決に向かっていくような、話し合いのところまでは報告書なので出ていないのですけれども、どういうふうな形になったのか伺いたいと思います。

学校の連携事業というのは、菅谷小学校のほうが多くて、玉ノ岡中学校区のほうが半分強というのは、私はそれほど問題ではないなというふうに感じているのですけれども、具体的な問題把握を各皆さんがしっかり持っていらっしゃることが大切だと思っていますので、その点です。

それと、次に幼稚園なのですけれども、134ページ、臨時職員賃金が10人で998万6,000円だったと思うのですが、これかなり多いなと思ってまして、職員給与が1,707万ですから、その半額以上になってくるわけですよ。その点について、どのように臨時職員の方が入っていったのか。臨時職員の方でやれる事業というのは、やっていけばいいと思うのです。その点について伺いたいと思います。

それから、これは136ページ、就園奨励費なのですけれども、就園奨励費が781万3,400円で58人となっています。これは、前年度に比べますとかなり上がってきて、就園奨励費の基準自体が上がってきたということなのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 子供のひろばの話について、挨拶のという話がございましたので、私のほうからちょっと話をさせていただきます。

この議会でも何度もご指摘をいただいておりますけれども、公共施設の有効利用というのは、もうずっと言われていたのです。それで今、そののところでできる前のときには私立幼稚園に施設をお借りして、おもちゃ図書館、それから社会福祉協議会等をお借りをして運営をしてまいりました。

そういうようなものを全般的に考えた中で、公共施設をどういうふうに使っていったらいいのかということで、今の社協の施設、なごみとか駅の上とかいうようなことが

前々から候補に上がっていたわけです。それで、駅の2階も入り口のところは使えるけれども、奥のところは全くあいてしまっているけれども、町はどうしているのだというようなことをずっと言われ続けてきていまして、そういうものをどう有効利用ができて、どうつなげていけるかというのは、嵐山町の大きな課題で来たわけです。そういう中で、今回のような形に社協、そして子供ひろばというようなことを、公共施設を使ってやっていく。

そして、子供ひろばについてちょっとご批判がありましたけれども、現状では入場者も多くなっているという話も聞きますし、エレベーターもあそこのところにあるしというようなことで、皆様のご理解が議会でもいただけて工事費等を組んで、そして社協のほうもああいう形で移行ができて、今のところ公共施設がうまく使えているというふうに私どもでは思っております。

ですので、どこかのところに何かを新しくつくるという状況ではなくて、公共施設をいかに有効活用するかというのが嵐山町に課せられていた、今もそうですけれども、そういう状況で、その中で決定をして進めさせていただいたということでございますので、ここのところをこう使えというようなことを言われたという話がありましたけれども、そういう挨拶をしたつもりはありません。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 それでは、私のほうからファミリーサポートセンターの内容についてお答えさせていただきます。

平成26年の実績でございますが、サポート会員、保育をする方ですね、サポート会員のほうが35名、利用したいという利用会員のほうが139名、両方会員というのも2名おまして、合計で現在176名会員がおります。内容につきましては、26年は利用件数が年間587件ございました。主なものは、保育所の送り迎え、主にはひとり親の家庭でお仕事なさっているお母さんのお宅で頻繁に使われたというのが、実績としては多くありました。

以上でございます。

○松本美子委員長 続いて、簾藤子ども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会子ども課長 お答えします。

119ページの教育委員会事務局総務の臨時職員賃金でございます。10人の内容でござ

ざいますけれども、学習生活指導員支援員、この方が3人。これからの人数は延べというか、1週間に2人で2日とか3日の体制も含めての人数ということで捉えていただければありがたいのですが、それから特別支援学級の補助員4名と、実質は2人でございます。それから、失礼しました。学習生活指導支援員については、菅小がお二人、実質は1.5人と。菅中はお一人、それで3人ということでございます。延べの人数として10人ということになるかと思えますけれども、知的とか情緒、弱視の方が特別支援学級というような位置づけもございまして、その教室に入らない方、これはご父兄の、保護者の方のご意向もございますので、支援員が必要な方ということで、学習生活指導支援員ということで実施をさせていただいているものでございます。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、嵐山幼稚園長、奥田定男様、お願いいたします、答弁を。
- 奥田定男教育委員会子ども課嵐山幼稚園長 では、幼稚園の臨時職員についてお答えをさせていただきます。

幼稚園については、4クラス、4名の正規職員が配置されております。そのほかに年長さん、年少さん、それぞれ副担任として臨時職員が毎年配当されております。そのほかに、預かり保育を担当する方が1名、つまり臨時職員としては副担任で2人、預かり保育1人、それからさらに事務職員も幼稚園は臨時を置いておりますので、事務職員も臨時職員でございます。

通常ですと、これで間に合うわけなのですが、現在産休、育休で、本採用の2人の職員がお休みしております。その休んでいる職員について、またそれも臨時をお願いしておりますので、実際には入れかわりがありますので、延べは10人になりますけれども、臨時職員の席としては副担任2人、それから預かり1人、教員3人ですね。それから事務職員ということで、産休、育休の関係でちょっとふえております。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、お願いいたします。
- 大野陽康教育委員会子ども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、小川町適応指導教室に係る内容についてお答えさせていただきます。

嵐山町から、小川町の適応指導教室に通級していた児童生徒ですが、平成25年度に5年生児童1名、中学3年生生徒3名通っておりました。昨年度なのですが、小学校6年生1名、中学校3年生1名の2名が通っておりました。小学生につきまし

ては、平成25年度、26年度と続けて適応指導教室に通っていたものでございます。また、3年生の生徒につきましては、昨年度、1年適応指導教室に通ったという状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

簾藤こども課長、お願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 お答えさせていただきます。

発達障害の関係でございます。臨床発達心理士の方を2人ということで、その方にそれぞれ学校を回っていただいております。いろいろな相談に、発達障害の可能性があるというか、要素があるような方を中心に、お二人の方に各学校等を回っていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、答弁をお願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、小中一貫教育に関してお答えさせていただきます。

菅谷中学校区と玉ノ岡中学校区での違いということでお話をいただいたわけなのですが、菅谷中学校区につきましては、もともとは平成23年度に小中一貫教育の関係では生徒指導推進のモデル事業ということで、最初、県の助成を受けて取り組み始めたところですが、生徒指導上の課題がさまざま見られましたので、小学校、中学校連携して、そのあたりを解決していこうというところから小中連携が始まりました。

それを経て学力のほうにシフトしていったわけなのですが、そういった部分で菅谷中学校区の小中一貫、玉ノ岡中学校区での小中一貫では多少違いがあるかもしれません。これにつきましては、先ほど渋谷委員さんからありましたが、報告書の中にそれぞれの推進委員の組織がまとめられているのですが、例えば菅谷中学校区であれば小中連携部会、学力向上部会、生徒指導部会、体力向上部会と、それぞれ部会の中で考えらえる課題であるとか、また課題を受けての共通目標、それを受けての取り組みと、いろいろ取り組んでございます。そういった中で、それぞれの校区の小中一貫教育がさらに充実、推進していけるというものではないかと考えているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いをいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、お答えさせていただきます。

私立幼稚園就園奨励費の増額の内容でございます。25年度に比べまして、4名ほど該当がふえております。それから、金額につきましては200万超、219万円ぐらいですか、ふえているかと思うのですけれども、この基準が変わったとかそういう点ではなくて、これはあくまでも国の基準で支出しているものでございますけれども、実態的には所得が下がっているというか、低い方が多いということで増額、人数の関係もございましてけれども、主たる要因とすると所得が低い方がふえたのかなというような捉え方を私どもはしております。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 子育て支援拠点整備事業ですが、町長のお話ですと、公共施設を有効利用するという形で町長のほうで選択されたということですよ。公共施設というのは、いろんな役割があると思うのです。一つの、例えば子供を育てるものとか。それで、駅の上にある事業というのは駅に適している事業で、観光事業とか、それから私なんかは買い物する場所とか、そういうふうな感じで考えるのです。

子育てする場所というのは、まず地面にくっついているのが基本だろうというふうに私は思うのです。そこのところで、そういった形での独自の判断なのか。それとも町全体で、子育て関係の人と話し合ったのか。社協でも、そういった形の人たちがいますよね。そういった人たちと話し合っ、そこに決定したのか。そういったことというのは、私は携わっている人たちの考え方というのは重要だと思うのです。その部分が、ちょっとなかったのではないかな。

これからもそういうふうな形で、公共施設の有効利用というのは、そこにあるから、ではその面積で何とかなるだろうというふうな感覚のものと、それから絶対に最低限これだけは必要ではないかというふうなものがあると思うのです。その判断は、やっぱりちょっと強引というか、独断し過ぎていて、私たちは議会で、ではここにつくりますよと言ったら、それに反対、もう予算が組んであって補助金がとってあって、それで反対するというのは非常に難しいのではないですか。新しい子育て支援の拠点のセンターをつくりますと言ったら、ここの場所で、これはちょっとまずいのではないですかというふうなことで反対は、私はちょっとあのときしたかどうか覚えていな

いのですけれども、まずいなと思います。

普通の人だったら、これは場所まずいけれども、仕方ないのではないのというふうな感じで言わざるを得なくて、そこまでの決定するまでの過程というのは、やっぱり子育ての場所というのはとても大切な場所で、位置というのは大切なのです。その立地というのをどのように考えていくかというのは、やっぱり私はちょっとその立地の考え方は、公共施設があって有効利用すればいいというふうな考え方なのか、もっと皆さんの意見をしっかり聞いてやっていくという考えなのか、そこのところをはっきりさせていたきたいです。

○松本美子委員長 渋谷委員さん。

○渋谷登美子委員 だら、決算だから余計言うのです。ここのところでしっかりしておかないと、こういう状況また続いていきますから、それを伺います。

〔簡潔をお願いします〕という人あり〕

○渋谷登美子委員 簡潔です、とても簡潔です。町長がおっしゃるように、簡潔と言うけれども、私も簡潔です。

それから、私は反対したかったけれども、反対していませんよ、多分。できないのですよ、あんなの。

ファミリーサポート事業の状況なのですからけれども……

○松本美子委員長 次をどうぞ、お願いします。

○渋谷登美子委員 これ送迎がほとんどで、それで病児保育というのは余りなかったですか、その点を伺いたと思います。ひとり親家庭の方が多くてということ伺いたと思います。

あと、不登校の状況なのですからけれども、不登校の状況は今現在の話では、広域適応子ども教室に行っていられる方以外には、中学生が10人、そして小学生が4人、それぞれの方が登校しなくてもいいのだけれども、どんな感じの状況になっていたか、過ごしていたか伺いたと思います。

それから、発達障害の早期支援対策事業なのですが、どういう事業をやっているかというのはわかるのですよ。私だって、これ見たらわかるのです。だけれども、では発達支援の子供たちはどういう状況に置かれているのかということ伺いたいわけで。

小中一貫教育の報告書なのですからけれども、私、書き方がとても上手だったなという

ふうに思っています。これはどのような形で論点整理されてつくられたのか、何かすぐわかりやすくよかったなと思って、それぞれの校長先生がなさったのか、臨時職員の方がまとめていったのか伺いたいと思います。

あと、就園奨励費のことなのですが、所得の低い方がふえてきたということですね。それは、3年保育の中でそういった方がふえてきたのか、保育園には行かないけれども、そういう形になってきたのか、その点を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 それでは、先ほど公共施設の関係を、町長に最後にいろいろお考えは、またお話しいただきたいと思いますが、これまでの経過につきましてちょっとご説明申し上げて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

渋谷委員さんも、これまでの一般質問をいただく中で、嵐山町の公共施設のあり方、総合管理計画をどう考えているのだと、道路や公共施設も含めて、そういうご質問をいただきました。また、時代の要請も、働く世代が減っていく、人口が減っていく、そういう中で、いかに公共施設を有効活用しながら、長寿命化を図りながら、その町に合った、身の丈に合った運営をどうしていったらいいか。町の、今申し上げた公共施設の総合管理計画は、これから詳細なものはつくりますけれども、基本方針だけは決定したわけです。それは、新しい施設をつくらないと。今ある施設を有効活用を図るのだと。これは、北部の交流センター、吉田集会所、あの辺のことも、全く一貫した方針のもとで取り組んでいます。

今回のこの問題につきましても、アイプラザがご承知のとおり、建築をしてから活用されている状況を見ますと、一時期の3分の1から4分の1まで減ってきていると、そんな状況もございました。それから、おもちゃ図書館も雪害のときに屋根がなくなってしまって、テラスは落ちてしまったと、非常に危険だと。一日も早く解消しなければいけないというふうな課題もございました。

それから、各議員さんからは駅周辺のにぎわいづくり、町の中心市街地をどう考えているのだと、町は。公共施設、新しいものは考えられないのかと、そんなお話しもいただく中で、今申し上げました町の公共施設の総合管理計画の中では、新しいものをつくれなくても、今あるものをどうしたら有効活用を図れるのか。空き店舗も含めて、空き家も含めて、さまざまな高齢者の憩いの場所に使えないとか、いろんな

ことを頭に置きながら取り組んできたわけですが、駅前の変電所のところにある公園も芝生にしたけれども、有効活用の方法が見つからない。大変恥ずかしい話ですが、どう利用していくか方針が定まらない、そんなこともございました。

そういった中で、いかに子育てを、安心して産み育てられる、この嵐山町の子育て環境を整備していくのか、また大きな課題にもなってきたわけです。そういった総合的に物事を考えながら、第1弾として駅の周辺のにぎわいづくり、それが今の嵐丸ひろばであり、駅の外壁の塗りかえであり、今度は第2弾として、またこの総合戦略の中で新しいプランも発表させていただきますけれども、あそこの嵐山町の駅周辺のにぎわいづくり、イメージアップを図るにはこうした方法が考えらえると。それも発表させていただきますけれども、そういった第1弾、第2弾、そしてまたその先の第3弾と、幾つもの計画を持ちながら、町の中心市街地を活性化させていこう、子育て支援を充実していこうと、そういう一貫した考え方の中でございまして、決して何か予断があって物事を進めているわけではなくて、一定の方針を念頭に置きながら、一つ一つ物事を積み上げてきていると、こういうことでございますので、ぜひその点についてはご理解をいただければ大変ありがたいというふうに思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、前田副課長、答弁をお願いをいたします。よろしいでしょうか。町長、いいですか。

では、前田副課長、お願いいたします。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 私のほうから、ファミリーサポートセンター事業の病児、病後児等のお答えをさせていただきます。

病児、病後児の利用件数が6件ございました。それと、先ほどもありましたひとり親の利用の状況でございますが、時間数になりますけれども、ファミリーサポートセンターの平成26年の利用時間でいきますと、一般の方が86時間、ひとり親の方が415時間という時間数のご利用がございました。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、答弁をお願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、最初に不登校児童生徒のことから述べさせていただきます。

平成26年度の不登校の児童なのですが、5名とありますが、4年生が1名、6年生

が4名でございました。中学校につきましては、11名の生徒が不登校状況ということだったのですけれども、1年生2名、2年生3名、3年生が6名という状況でございました。小学校、中学校ともに今年度卒業していったという形になるわけなのですけれども、小学校につきましては残りの4年生が5年生になり、不登校状況が続いておりましたが、1学期に担任の先生が子供との家庭訪問であるとか電話連絡等することによって、少しずつ登校できるようになってきたという状況がございます。中学校につきましても、家庭訪問、電話連絡等々して連携をとりながら、登校できるような支援をしているという状況でございます。

続いて、発達障害の早期対策支援事業にかかわる在籍児童生徒についてなのですけれども、嵐山町には学校に通常学級、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学びの場がございます。それぞれの子供たちの実態であるとか、また保護者との話し合い、合意形成等を図りながら、それぞれその子にふさわしいと思われる学級に在籍しています。そういった中での支援事業ということで行ってまいっております。

それから、小中一貫にかかわっての報告書についてでございます。これにつきましては、各学校から小中一貫にかかわる推進委員の先生が出て推進委員会を組織しているのですけれども、委員長の中学校校長先生を中心に、各学校の委員が中心となってそれぞれまとめたものを1冊、冊子にまとめたものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、簾藤こども課長、答弁をお願いいたします。

○簾藤賢治教育委員会こども課長 それでは、私立幼稚園の就園奨励費でございます。

ご案内のとおり、小川町、東松山等を中心に私立幼稚園に通園をされている家庭に補助するものでございまして、3年保育がほとんど全部だという認識でございます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 先ほど公共施設の有効利用という形で嵐丸ひろばのことを考えていったということで、それで現在は、今の考え方としては新しい施設をつくらない、それは全然構わないと思うのです。ですけれども、合意の持っていき方というのですか、例えばこれに関して言えば、社協の方とか、それから子育て支援をしている方、実際に子供を育てている方、赤ちゃんを持っている方と実際に話し合ってみて、その場に決めていくという過程がありましたか、その点伺いたいと思います。そういう過程

というのは、これからも、もし有効活用していくのであるのならば、住民の人と話し合っていくというプロセスがとても大切だと思うのです。住民や実際にかかわっている方、それとの話し合いがあったのかどうか伺いたいと思います。これとても大切なことですよね。

もう一つ、発達障害の早期支援対策事業なのですが、具体的にはどのような形で捉えられているか。特に今、小学校、中学校だけだったと思うのですが、幼稚園も保育園も対象にされていたと思うのですが、そこら辺での発達障害早期支援対策事業なのですが、もう超早期支援対策事業というのはどこら辺まで考えていたのか伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 この嵐丸ひろばは、お話しございましたとおり社会福祉協議会に業務委託をしているというふうな事業でございまして、社会福祉協議会の基本的な考え方として今までやってきた中で、民間の方が社会福祉協議会にかかわって実施ができて、社会福祉協議会以上に町民の福祉の増進につながるようなものは、それはもう民間にお任せしよう。社会福祉協議会は、民間の方が手を出せない、社会福祉協議会でなければ実施ができない事業を手がけていこう。そういうふうなことで、老人福祉で、ひだまりの丘は外に出して、そして新たな分野として子育て支援にチャレンジしていこうというふうなことで、社会福祉協議会の中でそういったお話し合いをしながら、この事業を社協のほうに委託をするというふうなことになりました。

それから、お母さんたちといろんなお話をしたかということ、この嵐丸ひろばの開設については、直接お話し合いをしたかどうかというのはちょっと私も承知していませんけれども、さまざまな面で、今申し上げましたように、おもちゃ図書館についてはおもちゃ図書館の課題があったと。それから、それぞれ公共施設を使ってやっていた、いろんなパンダとかそういった名前がついている事業、それはそれなりにお母さんたちに評価をされてきたと。ただ、曜日を指定して実施をしている事業ですけれども、今回は同じ場所で、月曜から土曜まででしょうか。必ずそこに行けば子育て支援、お母さんたちと情報交換をしたり、新たな交流も生まれてくる、子育てするお母さん方にとってはありがたい施設というふうに思っております。

使われているお母さん方、帰りにお母さん方がお仲間、奥様方で話し合いしながらエレベーターをおりてくるところの会話を聞いた話なんかもほかの方から伺いまし

たけれども、本当にいいのができてよかったなというふうな評価はいただいているというふうなことでございまして、そのつくることについては、ある面、丁寧な取り組みではなかったのかなと思いますけれども、つくってできたことについての子育て世代の評価というのは、大変評価をしていただいていると、喜んでいただいているというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、大野主任指導主事、答弁をお願いいたします。

○大野陽康教育委員会こども課学校教育担当副課長兼主任指導主事 それでは、発達障害等早期支援対策事業にかかわる内容についてお答えさせていただきます。

先ほど簾藤課長からありましたが、これについては2名の臨床心理の専門家による巡回支援を行っているわけなのですけれども、小学校、中学校だけではなくて、幼稚園にもこの支援には行っております。1回の巡回支援を半日と数えてやっているわけなのですけれども、半日を嵐山幼稚園で3回、菅谷小学校5回、七郷小学校4回、志賀小学校4回、菅谷中学校、玉ノ岡中学校それぞれ2回ずつということで行っております。

ここでの内容なのですけれども、巡回支援で臨床心理の専門家の方の目で児童生徒の様子を見ていただいたり、またそのことを担任の先生であるとか関係職員に伝えていただくこと等を通して、指導方法であるとか内容についてアドバイスをいただき、今後の支援体制づくりへの助言等となっているということでございます。また、コーディネートいただいた指導助言というものにつきましては、嵐山町の就学支援、また就学相談等にも役立てることができております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかにごございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑がないようですので、こども課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。それでは、50分まで休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時52分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員にお願いいたします。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたします。

それでは質疑のある方はどうぞ。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 まず、72ページの一番下のところに難病患者支援事業がございます。

こちらが2015年1月から難病指定が拡大になりましたけれども、何か人数もふえているようですけれども、難病患者さんの拡大分のところで当てはまってきた方がいるのか、以前の難病の中でふえてきたのか、確認させていただきたいと思います。

そして、73ページ、地域福祉人材育成助成金35万円ということで、これは25年度のときに2,000万円の基金を積み立てまして、これから介護士さんとかになっていただける方ということで出のお金だと思いますけれども、何人の方が対象になったのかお伺いいたします。

それから、74ページのところの21のところ、地域福祉人材育成基金管理事業とあります。こちらが、さっきの18節というのかな、これ18節でいいのかな、の地域福祉人材で35万使って、これと連動しているのか。ちょっと残金が違ってくるので、これの内容を教えてくださいたいと思います。

〔「総務課」と言う人あり〕

○畠山美幸委員 ああ、総務か、失礼しました。では、そちらは結構です。

それと、87ページの上段のところに健康増進・食育推進計画委員報酬、こちら8人の方がこういう増進センターで食育推進をしてくださったということなのですから、年間何回をやって、どういう内容だったのか確認をさせていただきます。

それと、89ページのところから90ページにかけて健診状況が載っております。こちらのほうの健診の人数は、ここにはわかるのですが、これにひっかかって再検査ですよという人数は把握をされているのか、確認をしたいと思います。

それと、91ページのところで妊産婦健診事業がありますけれども、こちら大分、受診者数がふえているということは妊産婦さんがふえているのかなと思うのですけれども、対象者は何人いらっしゃるのかお伺いいたします。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

初めに、72ページの難病患者支援事業でございます。こちらのほうは、今年度63件ということで申請がございました。それで、1件当たり1万円ということで63万円ということでございます。昨年が57件でありましたので、6件増加をしているところでございます。この事業ですが、埼玉県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている方が対象という形でございまして、また新しくふえた分ということでも該当されている方もおるかと思うのですけれども、なお特別障害者手当、または在宅重度心身障害者手当等を受給されている方は除かれるということでございます。

続きまして、73ページの地域福祉人材育成事業の関係でございますけれども、今年度35万円ということで支出をしているわけですけれども、内容としましては、資格を取得しまして新規で就職をされた方が4名いらっしゃいます。こちらのほうは5万円でございます、4人で20万円。それと、資格取得という形で、こちらのほうは5人いました。こちらのほうは、1人3万円ということで15万円。合計で35万円ということでございます。

続きまして、87ページの5番、健康づくり事業の中の健康増進・食育推進計画の委員報酬の関係でございますけれども、会議のほうは3回開催をさせていただきました。ここには8人の報酬という形で載せてございますけれども、委員さん全員で13名いらっしゃいました。それで、その差額の5名に関しましては、保健所あるいは教育委員会の関係ということで派遣依頼をさせていただきまして、報酬を支払ってはいないということでございます。内容といたしましては、うちのほうで素案をつくりまして、中の計画内容等協議をしていただいたというところでございます。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、私から、がん検診の精密検査の関係をお答えいたします。

各がん検診におきまして、精密検査対象になった方の人数はこちらで把握しておりますが、全て申し上げてもよろしいですか。

〔「お願いします」と言う人あり〕

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 大丈夫ですか。把握しております。

以上です。

〔「でも、その再検査のことは把握していない」
と言う人あり〕

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 把握しております。

〔「じゃ、教えてください」と言う人あり〕

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 肺がん検診……

○松本美子委員長 委員長を通してからお願いいたしますね。

〔「すみません」と言う人あり〕

○松本美子委員長 はい、どうぞ。馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 肺がん検診7名、胃がん検診15名、それから結核検診が7名、大腸がん検診、集団が23名、個別が30名です。それから、子宮がん検診、こちらのほうが14名、乳がん検診、マンモグラフィーが30名、エコーが13名。

以上です。

〔「妊婦健康診査は」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 妊婦健康診査の対象者ですが、120名です。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 すみません。では、難病の関係なのですけれども、難病がとにかく拡大になったのですよね、今年の1月から。その新たに難病指定に含まれていた方でふえた方というのはいらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、把握をしていらっしゃるなら教えていただきたいと思います。

それと、73ページの件につきましては、多くの方が利用されてよかったなということで、ちなみに町内の仕事場なのか、町外なのかだけはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それと、食育の関係ですけれども、会議を3回やったということで、食育推進計画、どういった計画、何に対しての計画、介護予防の関係のお食事の計画を立てたのか、内容についてお伺いしたいと思います。

それで、今の89ページの再検査の件ですけれども、89ページが集団のページになっておまして、裏が個別になっているので、今ここでなくていいですので、後ほどこの再検査の資料をいただきたいと思うのです。ちょっと今の聞いた限りだと、割かし再検査に挑まれたというか、再検査された方が多いなと思ったので、確認をしておきたいなと思います。その先というのはおわかりにならないのでしょうか、一応確認まで。

91ページの妊産婦さんにつきましては、私今年の資料は持ってきているのですけれども、何人25年度はいたかわからないのです。でも、25年度から比べると相当ふえていらっしゃるって、子供さんを産む方がふえてよかったなと思っているのですけれども、ちなみに25年度のもちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いをいたします。

高橋副課長、お願いいたします。

○高橋喜代美健康いきいき課社会福祉担当副課長 それでは、初めに難病関係についてお答えいたします。

難病でございますが、指定難病につきましては従前56疾病だったものが、平成27年1月に110疾病に拡大されました。拡大されました病名につきまして、大変種類も多うございます。今回25年度の57名の方と、26年度対象63名の方の病名の対象、大変申しわけございませんが、把握しておりませんので、新たに増加になりました疾病の対象の方がいたかどうか、把握は今のところしておりませんでした。申しわけありません。ただし、1月以降に申請を出した方がいらっしゃいますので、その方につきましては新たな疾病の中に入った方もいたかと思われまます。

続きまして、73ページの人材育成基金につきましてお答えいたします。こちらの町内、町外の別でございますが、新規に就職された方の4名のうち、1名の方は町内の事業所への就職、3名の方が町外の事業所への就職でございました。資格取得の方5名のうち、1名の方は町内の事業所にお勤めの方の資格の取得、4名の方は町外の事業所にお勤めの方でございました。

私からは以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

87ページの食育計画の関係でございますけれども、食育推進計画の目標といたしましては3点目標ありまして、1つが食を通じてよい習慣をつくる、1つが食を通じて心を育てる、またもう一つ、食を通じて地域を育てるということで基本目標に掲げてございます。それに基づきまして行動目標を立てまして、内容を取り組んでいくということで、計画のほうを立てさせていただきました。こちらのほうは、小中学校等アンケートも協力をしていただきまして、問題点等協議をいたしまして、目標を立てさせていただいたところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 がん検診の精密検査の結果についてお答えいたします。

がん検診精密検査を受けられた方の一部に関しましては、病院のほうから結果が回ってまいりますので、把握している場合もあるのですが、全員の分については把握しておりません。

それから、妊婦健康診査の昨年度の対象者人数ですけれども、107名です。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 それでは、1点だけ。87ページの食育の関係ですけれども、3点の目標を立てて、26年度で最終的には何を、結果で何か出されたものが、結果としてこういうふうになりましたというものがあるのでしょうか。引き続き27年度も続いているのでしょうか、これ。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

こちらのほうは、健康増進・食育推進計画ということで、これ同時で作成をさせていただいたものなのですけれども、27年度から10年間の計画ということでございまして、こちらのほう推進をさせていただきたいと思っております。5年後、中間評価といたしまして、そちらのほう5年後にまた評価をさせていただきまして、見直すべきところは見直しをしまして、また最後に10年後に最終の評価を検討させていただいて、また見直しをするということの計画をしてございまして、こちらのほうの10年間の計画ということでつくらせていただきました。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方、どうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 71ページの一番上に障害者の作業訓練、これ嵐山郷の件が載っているのですけれども、アイプラザで働いていたわけですよね、障害者の方が。あそこを、目的を変えたわけですので、障害者の働く場がなくなったわけです。新たにほかの何か働く場が、かわりができているのかどうかを伺いたいと思います。

それから、86ページ、在宅当番医制事業運営費、これが大幅に今回ふえているわけですが、その内容を伺いたいと思います。

それから、これが夜間も小児医療を受けられるものでありますよね。夜間受ける子供がふえたのでそういう結果になったのか、あわせて伺いたいと思います。人数をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、87ページの中ほどの運動指導士研修会負担金、これはどういう目的の中身になっているのでしょうか。

それと、90ページの一番下、歯科衛生士派遣委託、これ昨年もあるわけですが、どういふ人を派遣し、どんな活動をされているのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

初めに、71ページの知的障害者地域ふれあい事業の関係でございますが、この事業は嵐山郷内の作業所で、ステップという名称でございますけれども、こちらのほうに2名行っている事業でございます、2人分で62万4,000円ということでございます。駅のところのアイプラザのところの作業をしていてもらったというのは、また違う内容でございます、ここで載っているふれあい事業というのは、あくまでも嵐山郷内の作業所で活動していただいて、在宅で生活する障害者が作業や創作活動ということで提供していただいている事業でございます。これ町単独の事業であります。

それと、障害者の働く場という形でございますけれども、町内ではいろいろB型作業所だとかというのもございますし、障害者支援ということについては、またまちづくり整備課のほうですか、そちらのほうで町内のそういった清掃等も、そういった障害の団体の方に委託をされているというケースもございます。

続きまして、86ページの在宅当番医事業の運営費という形なのですが、今回

この運営費なのですけれども、これは平成26年度と平成27年度、嵐山町が管理町村という形で比企郡内で行っているものでして、実際この金額を430万ちょっと払っているのですけれども、歳入のほうで、ほかの市町村から入ってきているものがございまして、実際には嵐山町の支払い分としては34万7,800円という金額でございまして、それと、時間の関係なのですけれども、夜間のほうはやってごさいません。午後5時までということでごさいます。

続きまして、87ページの中段のところなのですけれども、運動指導士研修会負担金の関係なのですけれども、24万8,377円という形なのですけれども、こちらのほうは新しく新規の養成講習費と、またその認定の試験の受験料あるいは登録料という形で、このような額になるということでごさいます。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、歯科衛生士派遣委託料の関係でお答えいたします。

歯科衛生士派遣委託料なのですが、こちらのほうは埼玉県歯科衛生士会のほうに委託しておるのですが、子供の主に健診、それから相談、そちらのときに衛生士さんを派遣していただきまして、こちらのほうで健診のお手伝いと、あとは歯磨きの指導などをしていただいております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、再質問を川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 障害者の働く場が、アイプラザがなくなった関係で、少なくとも減ったわけですよね。その分が新たにカバーできているのか。減りっ放しで、今終わってしまっているのか、ちょっとそこを確認したかったのです。もう一度お願いしたいと思います。

それと、そうですか、在宅当番医制はわかりました。どこでしたかね、小児救急事業運営費ですか、その上にある夜間の関係は。今、嵐山町ではどのくらいかかったのか、参考までに伺いたいと思っております。

それから、運動指導士なのですが、これはでは具体的にどなたが受けるわけなのですか。やすらぎの場に、民間に依頼しているわけですね、委託しているわけですよね。その分を町の予算で払っているということになるわけなのですか。民間の分を払っているのか、どうなのだろうなと思ったので、ちょっとこれも確認なのです。

90ページの歯科衛生士も、そうすると通常の歯医者さんに行っている歯科衛生士さんに来ていただいているのあれか、その費用か。そうなのだね。了解しました。

○松本美子委員長 それでは、石井健康いきいき課長、答弁をお願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

初めに、71ページの関係なのですけれども、あそこのアイプラザのところで事業をやっていたというのは、団体としては嵐山郷とフレンズというところの団体でございまして、そちらのほうが、自分のところの場所でもやっているのですけれども、時間帯で障害者の方が手があいている方が、またアイプラザのほうで作業をしていただいていたという経緯でございまして、またそちらのほうもアイプラザのところで働く上で、フレンズさん等が自分のところの作業をするのに忙しくなってきたというところの経緯もございまして、そちらのほうから撤退という形の話も聞いております。

続きまして、87ページの運動指導士の関係でございましてけれども、こちらのほうは健康いきいき課の職員1名が、運動指導士という形で資格を取らせていただいたところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 先ほどの在宅当番の関係で、小児救急医療運営事業について説明いたします。

こちらにつきましては、比企地区こども夜間救急センターということで、医師会病院のほうで行っている事業で、嵐山町の実施状況ですけれども、昨年嵐山町では25名のお子さんがそちらのほうに行ったということになっております。

夜間についてなのですけれども、夜間につきましてはその上の病院群輪番制ということで、こちらのほうで休日夜間の2次救急医療ということで、夜間のほうはそちらで対応しております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 障害者の件なのですが、向こうの都合もあるというお話ですので、そういう面もあるのかなと思ったのですけれども、それより経営的にも難しいということの説明があったわけですね、あそこをなくすというときに。それはいいのです。問題は、嵐山町が障害者に対して働く場の提供をきちんとしているのかどうかを私は

確認したいのです。アイプラザがなくなったのはしょうがない、それは。だから、かわりに公園だとか、どこかのトイレだとかというものを提供しているのかどうかを確認したいので、かわりのものをちゃんと用意してやったのですよということなのかどうかを聞きたいわけなのですけれども、それだけです。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 川口委員さんのご質問、大変大事なことでございまして、アイプラザを、先ほどもご答弁申し上げた、ああいうふうな変化があったときに、やはり運営していた喫茶室もフレンズが撤退をするという中で、嵐山郷単独ではできないと。経費もいろいろ、いろんな面があってというふうなことで、やむを得ず嵐山郷のほうもあそこを閉めるようなことになったわけでございます。

あそこでももちろん働かれていた職員の方、臨時の方ですけれども、それとあそこで働かれていた障害者の方、そのことについては、その後どうするのかというのは大変大事でございまして、職員の方についてはその後の町の駅の利活用の中で、きっちり考えていきますよというふうなご回答を申し上げてあります。

障害者の方については、近々嵐山郷に行って、その辺についても確認をしてきたいと思えます。大変大事なお話でございますので、働く場がなくなったという、それだけでは済まない話でございますので、それについてはきちんと対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 2点質問いたします。

最初に、85ページの災害見舞金支給事業なのですが、科目設定になっていまして、万が一のときのということなのでしょうけれども、どういう災害に遭われている方に、何人ぐらいの方にお支払いをしたのか、まず1点目お聞きします。

2点目は、これも予算書には載っていなかったのですが、88ページの下段に骨髄移植のドナーの支援事業が載っています。非常に大切な事業に、今なっているというふうに思いますが、お二人の方がドナーになったということだというふうに思います。それで、入院するわけですから、退院するまでの補助とか、そのようなことではない

かなというふうに思うのですが、予算書にも載っていないものですから、正確なところをお聞きしたいというふうに思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を石井健康いきいき課長、お願いをいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

初めに、85ページの中段、災害見舞金支給事業でございます。こちらのほうは、昨年の大雪の関係でございまして、住家以外の建物、家屋という形で物置等、そちらのほう被害をこうむったという形で、そちらのほうの見舞いという形で支給をさせていただいたところでございます。全壊で38棟、大規模半壊が1棟、あと半壊が2棟、合計で41棟分です。41件分という形で195万円を支給させていただきました。

続きまして、88ページの下段の骨髄移植ドナー支援事業でございます。こちらのほう2名という形でございますけれども、こちらのほうは公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄または末梢血幹細胞を提供した方に対して、通院または入院の日数に2万円を掛けたものを支給をしたということでございまして、これが最高7日間ということになっております。2人に2万円を掛けまして、それと7日という形で28万円ということでございます。あくまでも上限が7日間ということでございますので、28万円ということでございます。こちらのほう半額、県のほうから収入として入ってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 ドナーのほうの関係だけちょっとお聞きしますが、よろしいですか。

○松本美子委員長 はい、どうぞ。

○長島邦夫委員 最大で7日間ということで、今までも何かあったような気がするのですが、昨年全然なかったものですから、たまたま嵐山町にそのような方がいて、県のほうからの指導か何かで補助というか、助成金を出したのだというふうに思うのですが、あくまでも県とのご相談の中で、そのような方がいた場合にこれから助成をしていくというふうな考え方なのですね。

○松本美子委員長 それでは、答弁を石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 答えをいたします。

この事業は、あくまでも26年度から新しく始まった事業でございまして、埼玉県では県内全市町村がこのような補助事業という形で取り組んでいるところでござい

す。

以上です。

○松本美子委員長 長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 すみません。では、そのドナーの関係で、ドナー登録している方の把握というも町のほうでは多少はなさっているのでしょうか。そこだけ聞いて終わりにします。

○松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 ドナー登録の関係についてお答えいたします。

ドナー登録につきましては、嵐山町何人という形では発表されませんので、人数に関しては把握しておりません。ただし、提供をされた場合には、その人数はこちらのほうにフィードバックで戻ってまいります。その中で、申請するかしないかはご本人の意思というか、形になります。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 今、長島委員の質問のドナーの関係なのですけれども、これはあらかじめ登録された方という形で、今お答えもあったのですけれども、これが例えば緊急を要しての募集だとか、そういう形での今回はものだったのでしょうか。

それから、提供した場合の、例えばどこかの病院でそういうことになっているのだらうと思うのですけれども、それにつきましては病院からの連絡によって、これ嵐山町の人だよという形での連絡で知って助成をされていくのでしょうか。

それから、これは町外あるいは町内の方への提供という形では、その辺のところは、埼玉県なら埼玉県の全ての方に対象されるということになっているのでしょうか。そこをお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 骨髄ドナーについてお答えいたします。

まず、登録している方というのは日本骨髄バンクのほうに登録していますので、嵐山町在住とか、そういうことは一切公表されないのです、その中で登録している人

の中から、骨髄バンクのほうで合致する方を指名しまして、その方が実際に提供した場合に入院または通院されます。そのされた方が申請をしない限りは、助成はしないということなのです。

ですので、嵐山町のほうでは、骨髄バンクのほうから嵐山町の方が何名提供しましたという数字はもらえるのですけれども、どなたというところまでは公表されませんので、あくまでその本人が骨髄バンクのほうから情報を得て、嵐山町ではこういう助成がありますよ、申請してみたらどうですかということで情報提供しますので、その段階でご本人が申請していただいて、該当すれば補助金が出るという形になります。

実際は要綱を定めておりまして、その要綱のほうには骨髄バンクの休暇を設けている会社、大きい会社はそういう休暇を設けていますので、有給で休める場合には一応該当しないという形になっておりますが、あくまで申請ですので、その辺はご本人の申請で判断しております。

以上です。

〔「町外、町内問わずですか」と言う人あり〕

- 松本美子委員長 それでは、答弁漏れですので、馬橋副課長、お願いいたします。
- 馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 提供者という……相手の方ということですか。相手の方は、日本全国どなたに提供しても該当します。こちらに関しまして、どなたに提供したということは一切公表されませんので、町のほうでは把握しておりません。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、河井委員、どうぞ。
- 河井勝久委員 そうすると、例えばこのドナーの方が提供したと。提供した当時、病院からそういうことで問われるとか、あるいは自己申請によってという形になるということであると。そうすると、嵐山町がそれを把握しない限りは、提供者についてはこの助成はないということになるのでしょうか。
- 松本美子委員長 それでは、馬橋副課長、答弁をお願いいたします。
- 馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 申請されないと、こちらでもどなたが提供したかということとはわからないのですけれども、先ほど言い漏らしましたが、骨髄バンクのほうから証明書が出ます。何日間通院したとか、何日間入院したという内容の証明書が出ますので、その証明書で助成の日数を決定します。大抵は7日間以上

拘束されますので、証明書が8日間分ですとか9日分ですとか、そういう形で持ってこられます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 予防接種事業なのですけれども、89ページになるのですが、インフルエンザの中3の人に、1人多分4,300円だと思いののですが、102人に補助金出しているのですけれども、新聞報道では慶応大学の研究で、6カ月から11カ月の赤ちゃんと、13歳から15歳の子には予防効果がないというふうなことが発表されました。そうすると、この中3の人たち、予防接種をした人たちはインフルエンザにかからなかったという事実はあるのでしょうか。そこのところを検証しないと、インフルエンザの予防接種、補助事業ですよ。嵐山町の独自事業なので、そこのところは検証したほうがいいかなと思うのですけれども、その点伺いたいと思います。1点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を馬橋副課長、お願いいたします。

○馬橋 透健康いきいき課健康管理担当副課長 中学3年生のインフルエンザの予防接種についてお答えいたします。

この102名の方がインフルエンザにかかったか、かからないかということまでは把握しておりません。ただし、インフルエンザの予防接種自体が、それを接種したことによってかからなくなるということではなくて、重症化を防ぐという意味合いが大きいワクチンですので、その点については予防接種を打ったからといってかからないものではないということで理解をしております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑がある方、どうぞ。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 1点お伺いしておきます。

88ページ、中ほどですが、小川赤十字病院建替建設負担事業で、26年、27年と負担しているわけですが。

○松本美子委員長 場所が違うかな。

〔「課が違う」と言う人あり〕

○松本美子委員長 課が。

○安藤欣男委員 課が違う。ああ、これ総務課か。失礼しました。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 それでは、質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結をいたします。

以上で、歳入歳出、実質収支に関する調査及び財産に関する調書など添付書類の質疑は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後 4時35分)

決算審査特別委員会

9月10日（木）午前9時30分開議

議題1 「認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の審査について

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
中嶋	秀雄	総務課長
青木	務	地域支援課長
山岸	堅護	税務課長
金井	敏明	町民課長
石井	彰	健康いきいき課長
山下	次男	長寿生きがい課長
村上	伸二	文化スポーツ課長
植木	弘	環境農政課長 農業委員会事務局長兼務
山下	隆志	企業支援課長

菅	原	浩	行	まちづくり整備課長
新	井	益	男	上下水道課長
内	田		勝	会計課長
小	久保	錦	一	教育長
簾	藤	賢	治	教育委員会こども課長
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監査委員

◎開議の宣告

○松本美子委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時36分)

◎諸般の報告

○松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑並びに平成26年度決算事業現地調査を終了いたしております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けしたいと思い、総括質疑につきましては3名の方から届け出をさせていただいております。

初めに、第10番、渋谷登美子委員、次に第8番、川口浩史委員、最後に第5番、畠山美幸委員の順で行います。

それでは、渋谷委員からどうぞ。

○渋谷登美子委員 5点ほど伺います。

まず、1番目なのですが、嵐山町の自殺者数というのは少ないほうではないのです。平成26年は6名亡くなっていて、24年が3名、25年が3名という形でした。一度だけ自殺対策に対するの予算がとられたと思うのですが、その後はどうなっているかよくわからないのですけれども、その把握とか対策はどこが担当していたのか伺いたいと思うのです。この自殺があるとやっぱり厳しい状況に地域や家族もなってくると思うのです。その点について伺いたいと思います。

次に、各公共施設の光熱費なのですが、24年から26年度までの主要な施策で光熱費として出ているものをピックアップしてみました。だんだん、だんだん金額が

上がっていて、光熱費ですから電気料と水道料とガス代が入っているのですけれども、26年度は1億円まではいかなかったのですけれども、9,706万というふうな形になっています。

小学校では、わずかではないのです。中学校は確実にエアコンが入ったことで上がったのかなと思うのです。20万から30万。小学校はその前にいろいろ水道代のことがあって、下がってまた上がっているという感じなのですけれども、各公共施設の光熱費について伺いたいと思うのです。電力自由化があって、公共施設の場合はもう既にある程度選んでいるのですけれども、今後のこともありますので、どのような形に選択していくかということもあって伺いたいと思います。

次に、マイナンバー法施行に係る26年度中の経費と事務量と進捗なのですけれども、進捗がどんどん、どんどん変わっていくので、うまくどの程度まで進んだということが言えないと思うのですが、とりあえず27年度に施行するという形になっていますので、そこまでの間にどの程度進んだか、実際に職員はどの程度負担があったか伺いたいと思います。

次は4番目なのですけれども、教育委員会の会議回数と審議した内容、そして合議のあり方について伺いたいと思います。

5番目なのですけれども、だんだん職員の人数が減ってきていて、職員の給与も減額というか、人件費が総額では減ってきているのです。ところが、非常勤職員が少しずつふえていて、私ちょっと計算してみたら、これ違うのかなと思って、ピックアップしたのが、やり方が違うかもしれないのですけれども、総合では社会保険料と合わせると7,100万円ぐらいになっているのかなと思うのですけれども、それでの効果と、アウトソーシングを実際にやっていて、アウトソーシングはどのぐらいの割合になっていて、その効果というのを伺いたいと思います。

人件費は、25年度では職員給与が6億9,031万円で、臨時職員はそれの10%ぐらいになっているのかなというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

5点です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 質問項目1につきましてお答えをいたします。

平成26年の嵐山町での自殺者は6人であり、前年の4人から2人増加しております。

町では平成26年度の自殺対策事業として、ゲートキーパー養成講座の開催とリーフレット、啓発品の配布を実施いたしました。ゲートキーパー養成講座は、臨床心理士、精神保健福祉士の方を講師に迎え、民生委員・児童委員、保健推進委員対象の講座と役場職員、社会福祉協議会職員対象の講座を実施いたしました。参加者は合計187名でありました。

リーフレットにつきましては、自殺予防週間に合わせ広報9月号に折り込みをし、毎戸配付いたしました。また、啓発品として自殺予防のメッセージ入りのメモ帳を購入し、嵐山まつり等で配布をいたしました。

自殺対策事業の実施による効果を1市町村のみの自殺者数で捉えるのは難しいと思いますが、埼玉県の平成26年度の自殺者は1,378人であり、県単位では自殺対策事業を実施してから5年間で毎年自殺者は減少している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

- 松本美子委員長 それでは続けて、簾藤こども課長、お願いいたします。
- 簾藤賢治教育委員会こども課長 私のほうからは、2番、4番、5番につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、最初の2番の光熱水費の流れについてという中で、小中学校の電力の供給につきましてお答えをさせていただきたいと思います。ご案内のとおり、東日本大震災に伴う福島第一・第二原子力発電所の被災により、平成24年4月から東京電力の電気料金が値上げされたということを受けまして、電力の自由化による特定規模電気事業者からの電力購入を検討して、経費削減が見込まれるということで今、PPSの会社と契約をしております。基本的にはキュービクルのある施設ということで町全体の中で検討した結果、こども課に関する施設といたしますと、各小中学校、それから給食センターということで6施設になるかと思えます。なお、幼稚園につきましてはキュービクルが設置されておりませんので、高圧電力を供給していませんので除外をされております。

ご質問のエアコンによるというようなお話もあったかと思うのですが、ご案内のとおり昨年9月から実施したわけなのでございますけれども、かなり寒くて、ほとんど使う機会がなかったというのが9月の現状でございます。それと冬場につきましては既存のストーブを使うということで、運用基準、マニュアルをつくってございます。

そんな関係でエアコンに由来するかどうかは別として、調べさせていただいたとこ

ろ、毎月のデータ的に言いますと、エアコンを入れた月以前から若干ずつ電気につきましては上がっているという傾向がございます。

なお、一概には言えないのですが、メーターが1つでございますので、体育館の夜間の使用の頻度とか、また志賀小につきましては合併浄化槽から公共下水に切りかえたと、そういったことも要素として上がるのかなとは思っておりますけれども、志賀小につきましては前年の同じ月で比較していきますと、志賀小だけが減額をされてきているという現状がございます。これはクラス数の話もあるのかどうかわかりませんが、対比した結果を申しますと、菅谷小学校、七郷小学校、菅谷中学校、玉ノ岡中学校ということで、それから給食センターということでいきますと、当然若干上がっているわけですが、東京電力との比較をさせていただきますと、1年間を通じて言いますと113万5,546円の削減がなされたというデータ的には考えてございます。

次に、4番目の教育委員会の合議制、協議のあり方についてということでございますが、平成26年度の教育委員会点検評価報告書の一番最後のページになるかと思っておりますけれども、教育委員会開催状況ということでご報告を申し上げておるところでございますけれども、年間9回、それで臨時の教育委員会を1回、計10回開催してございます。おおむね月1回程度というようなことになっておりますけれども、緊急の問題等が発生した場合には、教育委員会を臨時に開くというのが前提でございます。

なお、協議内容でございますけれども、学校評議員の委嘱とか教科書用図書の採択、それから報告事項、また中学生の自転車通学におけるヘルメットの着用についてとか、教職員の人事異動方針、細部事項についてご協議いただいたり、なお昨年是新教育委員会制度についての研修と対応をるるご協議いただいたという内容になってございます。

次に、5番目のアウトソーシングについてでございますが、私どものほうの学校給食施設について答弁させていただきたいと思っております。平成26年度の職員並びに調理に係る費用といたしますと、所長の報酬として204万円、事務の臨時職員1人の賃金として60万8,575円、そして調理等業務委託費として2,620万5,840円の計2,885万4,415円でございます。

そして、調理等を直営で行っておりました平成20年度の決算といたしますと、一般職員給与として4,604万5,845円、この中には給料、職員手当等、それから共済費等が

含まれております。それと、臨時職員賃金として982万8,587円の計5,587万4,432円となります。年度も違いますし、状況も違いますので一概には言えないのですけれども、単純計算でいきますと2,700万円超が減額となっております。施設につきましては、全く施設が違ってきていますので対比する意味がないのかなと思ってございます。

以上でございます。

○渋谷登美子委員 それでは、続けて村上文化スポーツ課長、答弁をお願いいたします。

○村上伸二文化スポーツ課長 では、質問項目2につきまして、文化スポーツ課所管の施設についてお答えさせていただきます。

文化スポーツ課所管では、B&Gの海洋センター、ふれあい交流センター、北部交流センター、知識の森町立図書館の4施設につきまして、平成24年7月1日に日本ロジテック協同組合と電力供給契約書を締結し、平成24年8月1日より供給開始を受けております。変更の経緯につきましては、先ほどごども課長のほうでご答弁いただいた内容と同じものでございます。

平成26年度の実績でこちらの4施設の使用電力量、計でございますけれども、30万3,100キロワット時、電気料金で944万6,062円、東京電力の料金との差額ということで48万5,857円の削減というふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、青木地域支援課長、続けて答弁をお願いいたします。

○青木 務地域支援課長 それでは、私からは3点目のマイナンバーにつきまして、お答えをさせていただきます。

平成26年度に要した費用といたしましては、まず制度導入に伴うシステムの改修を行ったものでございます。内容といたしましては、総務省分といたしまして住民基本台帳、地方税務、宛名の各システムの改修、厚生労働省分といたしましては障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、それぞれの各システムの改修を行ったものでございます。また、中間サーバーシステムに要する経費負担も行ってございまして、費用の総額といたしましては1,099万7,400円でございます。この費用のうち945万3,000円を国庫補助金といたしまして収入をしたものでございます。差額につきましては、154万4,000円という金額になるものでございますが、この一部につきまして交付税措置がされているというふうに理解をさせていただきます。

また、職員の事務量についてというご質問でございますが、なかなかこの事務量に

つきまして時間数で算出をするということは大変難しい状況でございます。町のほうといたしましては、この番号制度を円滑に導入するために全町的に取り組む必要があるだろうということがございまして、平成26年2月に職員で構成をするプロジェクトチームを発足をしております。このプロジェクトチームの会議を平成26年度におきましては、合計で5回ほど開催をしたところでございます。会議におきましては、関係業務の洗い出しから始め、特定個人情報評価、こういったものの検討を行ったものでございます。また、本年の3月には全職員に対して当該制度の理解を深めていただくよう研修を行ったものでございます。

進捗状況についてというご質問でございますが、何とか平成26年度に予定をしていた業務につきましては、実施ができたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 松本美子委員長 続きまして、山下企業支援課長、答弁をお願いいたします。
- 山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからは5番目のアウトソーシング、花見台工業団地管理センターにつきまして、お答えをさせていただきます。

花見台工業団地管理センターにつきましては、平成22年度から指定管理者として花見台工業団地工業会との協定締結により実施をしているところであります。ご質問の経費と効果であります。維持管理経費につきましては指定管理前との差はございませんが、人件費に関しましては仮に職員や臨時職員が常駐をしたものと仮定をすると、その人件費分は削減効果として算定できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 松本美子委員長 それでは、中嶋総務課長、続けてお願いをいたします。
- 中嶋秀雄総務課長 私のほうからは、臨時職員の関係についてお答えをさせていただきます。

臨時職員の人数でございますけれども、26年度、臨時職員さんにつきましては、途中で増減がございます。例えば、海洋センターにおきましてプールの監視員等については短期的な雇用ということもありましたり、交代があったりするということで、とられているのは3月末ということで考えていただければと思いますが、その時点での臨時職員の人数は59名でございます。そして嘱託員としてお願いしているのが11名でございます。特にこの臨時職員の数なのでございますけれども、若干27年度になるとさらにふえている。議員さんからもお尋ねがございましたように、職員で育児休暇等

をとっている場合、こういった場合に補充をするということもございます。

ちょっと59人の内訳を申し上げますと、この内訳としまして、要は常勤的に毎日週5日間勤務をしていただく職員、これが26年度につきましては21人でした。59人のうちの臨時的な職員としては36.2%が常勤的な職員。そして、この常勤的な職員のさらに内訳を申し上げますと、その前に全体的な59人の内訳で、特に多い課、これはこども課です。こども課が27名、そして続いて文化スポーツ課、こちらが11名という形になっております。

こども課で多いと申しますのは、まずは常勤的な職員としてはさわやか相談員さんや学習生活指導の支援員さん、こういった業務。それから、給食の配膳員さん、この方が週5日で各学校に、そして幼稚園の教諭、去年、幼稚園教諭で2名育児休暇をとっておいりましたので、その職員の代替といいましょうか、臨時的な対応として5人が交代で勤務という形。それから幼稚園バスの運転手さん、この方たちが4名、この方たちが日を交代しながら週2日程度で交代している。こういった人数でこども課だけで27名。

そして、続いてやはり多いのが文化スポーツ課でございまして、文化スポーツ課の図書館の勤務、この中で嘱託員も入れますが、嘱託員が司書的な方が2人、そして、それ以外の週に3ないし4日という形で交代勤務をしていただいている方が7名というような状況でございます。

そういったことで、臨時職員の対応につきましては、こういった常勤的なものと、それから非常勤的に交代勤務でやっていただいている方、こういった形で構成がされているということでございます。今後の臨時職員の関係でございますけれども、職員の再任用制度というものも今年度から、今年度からといいましょうか、27年から再雇用制度を実施しております。そういったことも含めて、適正な臨時職員さんの雇用について考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、再質問をどうぞ、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町の自殺者数のことなのですが、これはゲートキーパーの養成をしたということですが、実は数字を出すのが、私は総理府のほうから1年間の全国の統計の中で市町村というのがあって、その市町村の中からいろんな状況でいつ亡くなったとか、どんな状況だったとかいうのを出してきて、やっとなったのです。そう

いうふうな状況にあって、どこかで交通事故に関しては非常に地域的な問題といっても、事故という形なのでそれほど皆さん抵抗がないかと思うのですけれども、自殺というのも、もうそろそろはっきり公表していくという形をとっていったほうがよかったのではないかなと思うのです。特に6人というのはかなり大きい数字で、比企地域はかなり多いです。私見て、比企地域がやっぱり多いなというふうに思いました。

東松山保健所単位で出されているのも、24年度までだったかどうかちょっと今、定かではないのですけれど、そういった形で割と出しにくい、特に同居者がいるという方も結構いたりして、年代的にもばらつきがある。職業的にも、職業がある人、それから無職の人、非常にばらつきがある。だから、これゲートキーパーの人というのも、これはなかなか厳しい状況に自分が携わって、知っている人だったりすると本当に厳しい状況になってくるなというふうに思っているのですけれども、それぞれゲートキーパーの方たちはどのようにお感じになって、25年4人が平成26年6名になったということを受けとめられたのか、伺いたいと思います。

あと、各公共施設の光熱費についてなのですけれども、東京電力ではない形に変更していただいて、とてもありがたいなというふうに思っています。それで、これで見ますと、やっぱり照明灯はすごくふえています。これは、ふえているのはしょうがないのだと思うのです、本数がふえているので。今回、LED化になっていくので、また減っていくのだと思うなというふうに思っているのですけれども、これを光熱水費という形ではなくて、電気料という形で出すということはできないですか。それは結構これからエネルギーという感じで見えていくときに、大切な問題なのではないかなと思うのです。水道料に関しては嵐山町の会計に入っていきわけですけれども、電力料は直接支払っていくものなので、その点について伺いたいと思います。これだと、光熱水費でしか出ていないので、私としてはチェックの仕方が難しいなというふうに思っています。

マイナンバー法施行に係る経費と事務量と進捗に関しては、全職員がかかわれるようにプロジェクト会議を5回開催して、いろいろな講演をされたということで、では具体的にはどのぐらい業務量があったかというのはわからないというのが問題かなと思ってくるのですけれども、いろいろなこととリンクされているので難しいのだと思うのですけれど、私はこれに関してはもう少し把握されていてよかったのかなと思うのです。

でないと、国がこうしなさいというふうに言ったことに関して、全部職員が引きずり込まれていて、本当にこれやっていっていいものかどうかはまだわからない状況で、多くの反対がある中で、国がやれと言ったものは地方自治体もやっていかななくてはならないという状況になっていますよね。それに関して、では職員はどのくらい時間数をとられているかというふうなことは、ある程度これから国がやれと言ったことに関しては、どの程度時間がとられるかというのをやっていかないと、中央集権と地方分権との兼ね合いがあると思うので、その点については実際にどの程度かかったかというのはいくらもわからないものかどうか伺いたいと思います。

次に、教育委員会のあり方なのですが、私がちょっと気になりましたのは教育委員会で実際に行ったことというのは、極めて事務的なことでありますよね。あるけれども、教育委員会が実際にやったというふうには、教育委員会と話し合っただけというのが平成26年度では人材教育のあり方というふうな一つのものの。

それから、「嵐山町いいとこスピーチコンテスト」についてもそういうふうな形であって、そのやり方というのを伺っていますと、校長先生と教育長が話し合っただけで、そしてそれが教育委員会に了承されたという形になってきていると思うのですが、私は教育委員会というのは合議する機関であって、教育委員長というのがあると思うのです。その点について、問題が大きいかなというふうに思っています。

実際に教育委員会でやられたものというので、先ほどお話ししていただいた26年度の教育委員会の評価、すみません、今、持ってきていないのであれなのですが、あと小中一貫教育の報告書などとても立派だと思うのです。それに比べて、もう一つ教育長がやっていたというのは、教育長と教育委員会の兼ね合いというのはここではどうなっていたのか伺いたいと思うのです。

私は教育委員会がやったという、教育委員会が承認したとかそういうふうな形のもの、教育長のものとは分けて考えていかないと、これは教育委員会に関してご迷惑というか、実際に校長会と話し合っただけいろんなことをやっていたというのとも違うみたいだし、個人的にやっていって、それをまとめて了承したというのが人材教育育成計画でしたか、そういうふうな形になっていて、それがホームページにぼんと出てきていて、ではこれはどこで了承したのだろう、誰がここをこういうふうな形のものでやっていくことに決めたのだろうということが全くわからないし、議会でもこういったものは見たことがないというものが、現実に教育行政の中で行われている

というのは、私はかなり問題が大きいなと思っているので、その点について教育委員会と教育長のかかわりのあり方について伺いたいと思います。

それから、アウトソーシングの割合と職員給与、そして臨時職員です、非常勤職員のことなのですけれども、これが全くどこにも出てこないのです。それで決算カードを見ますと、人件費は職員給与と、それから市町村議員の給与と2役ですか、町長と副町長の給与がここに入ってくるわけなのですけれども、そのほかのものは物件費になってきますよね。非常に失礼な計算の仕方だと思うのです。

実際にこれからどんどん人口減少になっていって、なおかつ職員は必要になってくるという状況でアウトソーシングや、それから臨時職員でやっていかざるを得なくなってくるときに、この割合というのが、今、私も計算してみたのです。全部足し算、足し算というか、ピックアップして。そういうふうな形でしか認めることができない。それだと全体的な推移というのは見えないです。それをどこかで出していくというふうな方法が必要であると思うのですが、その点について伺いたい。どこにも出ていないですよね。これ質問しないと出てこない状況というのは、余りいい状況ではないなというふうに思うのですけれども、その点について伺います。

○松本美子委員長 それでは、順次答弁をいただきます。まず、石井健康いきいき課長、お願いいたします。

○石井 彰健康いきいき課長 お答えをいたします。

自殺者数に関しましてですけれども、これは埼玉県警察統計による資料でございまして、あくまでもこれ発見地ということになってございまして、全てが全て住民登録をしている方というふうには限られていないということでございます。ちなみに近隣の人数でございまして、東松山市で22名、滑川町で2名、小川町で10名というふうな数字になってございます。

また、自殺者数については、このゲートキーパー養成講座を受けていただいた民生委員・児童委員、あるいは役場職員等、この数については受け止め方はさまざまだと思うのですけれども、これから町民と接する機会が多い方たちでございまして、悩んでいる人に気づいていただきまして声をかけ、また話を聞いていただいて必要な支援をしていただくというふうな形で対応していただければというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続きまして小久保教育長、お願いいたします。

○小久保錦一教育長 それでは、お答えさせていただきます。

テーマに対する協議の方法というのについて、まず私のほうから最初に申し述べさせていただきます。教育委員会、月1回程度開催させていただいておりますけれども、全て教育委員会は教育委員長の司会進行のもとに行われております。私は、教育長という立場ですけれど、教育委員の1人ということで、その会議にいつも参加させていただきまして、教育委員会と教育委員会の間の教育長がかかわった会議等の報告をさせていただいているというのが私の立場でございます。

また、毎日出勤しておりますので、議会事務局と同じように教育委員会事務局がございまして、事務局職員の監督が私の責任かなど。教育行政全般には教育委員長が最高責任者と、こういう形に今なっているわけでございます。そういう中で、毎月担当からテーマに対する内容のご説明をさせていただきまして、それぞれの5人の教育委員がいるわけですけれども、教育委員より質問を受けまして、質問を受けたことに対して担当が回答し、内容によっては全員から委員長の指示で意見を問われる場合もございまして、最終的には全員一致の同意を得て承認したり決定するというのが、毎月1回やっている教育委員会でございます。

そういう中で、一般質問でもお答えをさせていただいたのですが、今回、渋谷委員さんから質問出されております「嵐山町人材育成教育ビジョン」につきましましては、ちょっと詳しく申し上げたいと思うのですが、平成26年度早々の4月4日、第1回の校長・教頭研究協議というのがあるのですが、そのところで本年度、26年度嵐山町人材育成教育、その当時はグランドデザインという名前で提示したのですが、1学期中に作成したいと。それに伴いまして、校長先生方にご理解をいただき、一緒になって作成しようというのが発端でございます。

と申しますのは、やはり教育委員会というのは、児童生徒あるいは園児を管轄するところですから、絶えず校長先生、園長先生と一緒に教育を進めていくのが、この教育委員会の立場でございます。そういった中で、上からではなくて一緒になって嵐山町は、この前申し上げましたとおり、文化的・歴史的遺産の宝庫でございます。そういった中で、将来嵐山からすばらしい人材を育成するにはどういった教育を小中で行ったらいいかについてご提案したところ、校長さん方からわかりましたと。それでは、それについてまず具体的な案を指導主事と私で作り、それを校長会に提示して

行うことでどうでしょうかということでも申し上げたところ、それで結構だということになりました、こども課長も含めまして素案を指導主事と一緒につくらせていただきました。

なぜかという、案がなければ話が進みません。ところが、嵐山町は、ご承知のとおり小学校3校、中学校2校それぞれ独特の特色あるいい教育活動を行っています。その中に人材育成に係る教育内容が相互しているのです。それを一括まとめて、それぞれの小中学校にあったこのグランドデザインをつくっていかうではないかということで始めました。それが5月16日に、指導主事と第1回の案の協議をしたのですが、なかなかまとまりませんでした。そこから課長の意見もいただきながら、それではどんな案にしたらいいかということそれぞれの校長先生方にお聞きしていこうということで、私が学校を訪問しまして、6月17日から20日の間にそれぞれの小中学校の校長先生と、今こんな素案があるのだけれども、どうでしょうかということでお聞きしたところ、意見をいただきました。

その中から素案をもとに校長先生方のご意見をまとめまして、6月23日の校長会のときに第2次まとめの表示、素案を提示させていただきました。そのときに校長先生方からほとんど意向を尊重した素案でしたので、内容的には皆さんに見ていただいた内容なのですが、意見の中から校長会長と教育長で修正案をつくっていただけないかということになりました。そこで、校長会長さんと何回か協議しながら、指導主事も含めながら、第2次素案をつくりました。それができ上がったのが、6月の下旬でございます。

そして、7月14日の校長会で、その素案を提示したところ、それぞれの校長先生方、学校の意向も入れてありましたので、文言的には少し修正は必要だろうということで、文言を修正しながら7月14日に提示させていただきました。そこで、校長先生方の同意をいただいたわけでございます。

そのあと、やはり有識者等の意見も聴取いただきながら、夏季休業中にそれぞれ文章、表現を見直ししながら、再考に再考を重ねまして8月29日の教育委員会のときに、そのほぼ完成したものを教育委員の皆様へ提示いたしました。教育委員さんたちには、このときには表現内容は報告事項という形で理解いただいておりますので、教育委員さんに事前に案をお渡ししまして、教育委員さんたちにも見ていただいております。

8月29日のときに、一応ここに会議録もごございますけれども、8月29日には、このことについて説明を申し上げまして、その後、これらについて委員さんから幾つか質問がございました。それらも最終的には了承いただきまして、8月29日において教育委員さんがこれはいい案というふうに判断するので、保護者にも配付したらどうかというふうなご意見が委員さんからも出ました。

私どもは、最初は保護者にまでは配付するつもりではなかったのですけれども、教育委員さんたちが、これはやはり地域、家庭、また学校が連携して行うビジョンなので、そのときにはグランドデザインはビジョンという表現に変えました。これを各家庭に配付していったほうが、なお親御さんにもわかっていだろうということで、配付をさせていただきました。それは、9月29日の最終校長会の折に、保護者への配付を教育委員会の決定でお願いしたらどうかということになりまして、教委の意向を申し上げましたところ、校長先生方はわかりましたということで、10月初旬に各家庭にこの「嵐山町人材育成教育ビジョン」を配付させていただいた経緯がございます。

だから、今回の人材育成は、ある意味では校長会と教育委員会で協議しながらしたもの最終的には教育委員さんの全員一致の同意をいただいて進めたということでございます。その一つが、皆さんにもお話し申しました「いいとこスピーチコンテスト」なのです。嵐山町のいいところを子供たちにコンテストして、やはり広くこれを進めていこうというのが狙いでございました。506名の児童生徒が作文を書いていただきまして、発表会をやりました。少し問題点がなかったわけではございませんけれども、それがビジョンの一つの取り組みだったわけです。

また、ちょうどこれで1年たつところでございますので、それらをまた修正できるところは、今後、校長会と連携し、また教育委員さんとも話し合いをしながら、これを修正できる文言については修正していくことがいだろうということで進めているところでございます。十分教育長と教育委員会のかかわり方が、先ほど申しましたように、教育長がリーダーシップとってやっていることではありません。教育長は教育委員の一人として教育委員会の中で行っているということでございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

十分な説明でなかったと思いますけれども、以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからは、光熱水費の記載の方法と、それから賃金の記載の関係についてお答えをさせていただきたいと思います。

渋谷委員さんからは、この主要な施策の表記ということで、光熱水費をそれぞれに、光熱水費というのではなくて、電気料、水道あるいはガスという形で分類をして表記したらどうかというご意見でございました。一応主要な施策の説明書については、特にどこまでということは、やる気になればどこまでもできるというのが実際のところですが、今原則としては、節、細節までを表記をさせていただいているというのが表現でございます。

光熱水費につきましては、いわゆる細節の部分に当たりまして、例えば消耗品、需用費の中の消耗品、光熱水費、修繕料という細節の部分に当たります。その細節の部分をもさらに分類をしていきますと、光熱水費でいきますと水道料ですとか、電気、それからガスというような分類になるわけでございます、その細節をもさらに表記していくということになりますと、かなり全てのものを表記するという形になりますものですから、光熱水費だけを3つに分けるということであれば可能かと思うのですが、それ以外の細節をもさらに分類して表記をするということになりますと、全体的なことでは相当な主要な施策の説明書になってしまうということで、できればこの細節ぐらいまでで表現は置かしていただければありがたいなというふうには思っております。その中で特に電気料というものを光熱水費だけを分類するというのは、ちょっと今どうかなというふうには思っております。

それからもう一点、賃金の表記でございます。確かに賃金につきましては、この決算の主要な施策の説明書の中では賃金の総額というものが出てまいりません。実は、予算書のほうでは、28節で節ごとに予算では計上してありますので、そちらをごらんいただきますと賃金の総額が幾らというものが見ていただける。しかしながら、この決算の主要な施策の説明書の中では、先ほど委員さんのほうからありましたように、歳出では区分としては議会費、総務費という事項別の決算、それとあとは人件費、物件費、扶助費というようないわゆるその分類です。そういった形で出されておまして、賃金の総額というものは決算上出てこないというのが現在でございます。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように節としての賃金というものが出てまいりまして、その中で、それぞれの事業費の中で見ていただきますと、その賃金分が出てくるということに現在なっております。その総括表を予算に対応するような

需用費、いわゆる節ごとの分類の総括表、そういったものが出せるかということについてはちょっと検討させていただきまして、予算でそういったものをあらわしておりますので、節ごとの決算の報告といたしまして、そういったものがこの時点で出せるかどうか、それについてはちょっと検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、続きまして青木地域支援課長、答弁をお願いいたします。
- 青木 務地域支援課長 私からは、3点目のマイナンバーにつきまして答弁申し上げたいと思います。

委員さんのほうから、実際にこの業務を進めるに当たって、制度を導入するに当たって、どのくらい時間が費やされているのか、こういったことをやはり把握をする必要があるのではないかというような再度のご質問でございます。先ほど私のほうがプロジェクトチームを開催していますということで申し上げました。例えば、単純にそのプロジェクトチーム、事務局を含めて15名の職員が5回開催しました。出席をしました。1回当たりの会議がおおむね1時間半くらいで終了しているのですけれども、それを単純に掛け算をしていきますと、これが600時間というふうになります。ただ、これはあくまでも会議の開催時間のみでございまして、当然会議を開催するには、それに当たっての準備があり、終わってから持ち帰っていろいろ検討をそれぞれが行うと。本当に多くの時間を費やしているものかなというふうに思っております。

職員は、日々さまざまな業務を行っておるわけでございます。こういった国の制度改正だとか、あるいは新たな制度の導入だとか、こういったことがあります。確かに職員の負担というものは過重になってくるなというような印象は持っておりますが、ただ、こういったものも含めて、我々の行わなければならない業務というふうに捉えております。答弁にならないかもしれないのですが、なかなか委員さんのお話のように時間数であらわすということは難しい状況だということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

- 松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。3回目です。
- 渋谷登美子委員 嵐山町の自殺者数なのですが、内閣の、私、今ちょっとここにあると思うのですけれども、内閣府に行くと自殺者数というのがあって、26年度確定値と

いうのが出ているのです。それで見ると、住所地と、それから発生地という2つに分かれている。かなり細かく出ているのです。これ内閣府でも、自殺の問題というのは日本はとても多いので、大きな問題だと思っているために、いつ亡くなったか、女性か男性か、これだけのすごく大きな分類になっています。

それが県のほうから、県では県警の資料でしかとれないというのは、やっぱり県がそれなりに余り事業として行っていないこと、私はとても大切なことだと思っているので、これは割とまめに見るといえるのか、たまに見るのですけれども、交通事故死よりも自殺者数のほうが多くて、交通事故死が年間1万2,000人で、そして自殺者が3万人をやっと、このぐらいで、去年かおととして3万人を切ったという状況です。これの対策に関しては、かなり真剣に地域でやっていかななくてはいけないのだけれども、そこまで入ってっていないというのが現状なのかなと思うのです。それで、大変なことなので民生委員さんや児童委員さんがこれにかかわっていくといたり、いろいろなことが大変なことだと思うのです。

ですけれども、嵐山町では少なくとも去年は6人亡くなっています、嵐山町の住所の人が。これは、私は非常に厳しいことだと思うのです。地域での触れ合いとかいろんなことを言いながらも、自分で死ななくてはいけないという状況というのは、そのところはやっぱり嵐山町全体でどういうふうな状況だったかというのを一遍把握してみる必要があると思うのです。

内閣府の自殺者対策というのに行くと、かなりしっかりしたものが出ています。今持ってきていないのですけれども、きょう置いてきたと思うのですけれども、ずっと一覧になってPDFと、それからエクセルの表になっています。そういった形のものがあるので、少なくともそれを確認していただくようお願いいたします。27年6月ぐらいで出されていたと思います。それはそのようなことで、要望という形をお願いいたします。でも確実にやっていただきたいと思うのです。

次に、各公共施設の光熱費についてのものなのですが、今どこの企業でもビックデータを公開するというのをやっていますよね。ご存じないですか。市町村でもビックデータを公開していく、それが一つの流れになっていて、それを利用していろいろな形で企業が産業を興したりとかいろいろつくっていきますよね。そういうふうな形で主要な施策に出せなければ、こういったものは別に隠すものでも何でもありませんよね。なので、ビックデータとして公開してほしいと思うのです。私はいつも思うのです

けれども、人口にしても何でも全部エクセルでないので、これは全部もう一回移しかえさなくてはならない。それで、自分でもう一度再度計算していかなくてはならないということがあります。

光熱費に関しては、これはもし細目ですることが、主要な施策の説明書に、私はエネルギーの問題としてとても重要なことであると思うのです、ほかのことに比較すると。なので、ここにも出してほしいし、そういうふうな形で公開するということは前提として考えていただきたいのですが、これは嵐山町全体のことになりますので、それについて副町長に後でご答弁いただきたいと思います。

3番目も同じようなことです。マイナンバー法に係る事務量についても、今まで全然、多分どういうふうな形でかかっているかということをおぼつかないと思うのです。できないと思うのですけれども、これ市町村の職員が何でこんなことに煩わされなくてはならないか、市町村がやっけていかなくてはならないので煩わされて、ほかのことが、仕事ができなくなってしまうのだらうというふうな思いがとても強くあります。

例えば、それは別のことだったらいいけれども、マイナンバー法はとても多くの人が反対していることを無理やりやっけてきているわけです。実際に政権が崩れたときには、多分また違う方向になっていくのだらうなというふうにするのです。なので、こういった時間数というのも、ある程度ピックアップできるようにしていくべきだと思いますので、その点についてもあわせて副町長にお願いいたします。

教育委員会のあり方なのですけれども、私、今まで3人の教育長さんに会いました。こういうふうなものは初めてです、申しわけないけれども。それで全てのことに關してですけれども、社会教育委員に關しても、学校給食に關してもある程度きっちりしたことを話し合っけてもらっています。こういうふうな形で教育長は教育委員会の一員であると言いながら、教育長が全てリードしているわけですね、今。確実な問題、本当に必要な学校の問題というものは、教育委員会の主事の方が押さえているのだらうなというふうにするのですけれども、この「いいとこスピーチコンテスト」と、それから「人材育成教育ビジョン」に關しては、教育長の意見が余りに強く出っけて、そして校長先生や、それから教育委員会とお話を一応進めたというふうにおっかけていますけれども、私個人から見て教育委員会の方で、教育委員の人が論語についての知識というものは余り持っけていらっける方はいないなというふうにおい

すし、校長先生自身も教育管理ということに関しては専門的であると思いますけれども、こういった人材教育に関していいなと言われたら、教育長が示されたビジョンに関して、それに、ここのところが問題ではないですかというふうなことが言えるだけの知見があるというふうには、私には思えないのです。

特に私は論語の問題というのですか、あれの問題というのは、非常に大きいなと思っていて、今までなかったです、こんなの。こういうことは、今までの教育長の中ではなかったです。しっかりと民主主義教育をどのような形で進めていくかという視点に立っていました。ところが、今の人材教育育成ビジョンは民主主義教育ではないです。「いいとこスピーチコンテスト」も民主主義教育のように見えませんが、実はそうではなくて、私は子供たちが書いたものを校長先生や各学校が評価して、それは私は必ず手が入っているな、入ってきた作品にはある程度の教師の手が入っているというのがわかります。これは私もそのようにされてきたからわかるのです。そういったものをまた上に上げてきて、さらにそれを評価していく。子供は、今評価されるということにとっても敏感です。

嵐山町の教育状況というものに関して、私は今の教育委員会と教育長のあり方というのは、かなり問題なのではないかなというふうに思っています。教育委員会の方が、これどういうふうな意見を出されたのか伺いたいと思うのです。教育委員の方が、私がちょっと見た感じで全ての方が論語の素養があって、そして教育委員会の戦後教育と戦前教育の違いということの素養を持ってらっしゃるかということ、そうでもないと思いますし、校長先生が、基本的には校長というのは教員ですから、公務員ですから、一応日本国憲法は知っているはずなのですけども、日本国憲法と大日本国憲法の違いということまで知見として持っていないと思うのです。

そういうところで教育長がご自分の教育ビジョンをつくって、そしてこれでいいですかというふうに言われたときに、どのような対応をなさるかということなのですが、これ私非常にまずい状況にあると思うのです、教育委員会が。その点で、町長としては、これをすつとやって、それで皆さんが、教育委員会の委員さんがいいと言ったからこれでいきますというふうな形でホームページに載せたり、親御さんに配付していくということは、私は問題があるのではないかなというふうに思うのですけれど、その点について伺います。

それと次です。臨時職員と、それから人件費の問題です。人件費は必ず物件費とし

て出てくるわけですね、決算カードの中では。そうすると、人件費が物件費になって出てくるというのは非常に失礼な話であって、これはいつになったら変わっていくのかわからないのですけれども、嵐山町独自ではビックデータとして、これも公開していくというような方向が必要だと思うのです。申しわけないのですけれど、予算書はとっていないです。予算書というのは、実際に実施されたかどうかかわからないですから。決算書は、私もしっかりと保管しています。決算関係の書類は保管しますし、総務省でも決算書類という形で出してくれています。やっぱりこの部分では、人件費というのはこれからとても大きな問題になってくると思うのです。その点について、どこかで出していくという方向性はあって、これも副町長に伺いたいと思います。

以上です。

- 松本美子委員長 それでは、質疑の途中ですけれども、50分まで休憩とさせていただきます。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時51分

- 松本美子委員長 それでは、会議を開会いたします。

渋谷委員さんの総括質疑3回目でございますけれども、答弁から入らせていただきます。

安藤副町長、お願いいたします。

- 安藤 實副町長 委員さんからご質問がございました光熱水費の中の電気料、それから臨時職員の賃金、そういったものを主要な施策の説明書、この作成の中で調査をし、公表はできないかというふうことでございます。委員さんおっしゃられるとおり、今ビックデータの活用というのは、これは時代の要請で、我々もこの時代にどう取り組んでいくかというふうなことも大変大事な要素です。それから、今回、決算をいろいろご審議をいただいているわけですけれども、行政を行うもの、1円でも安く経費を節減をして事業効果を上げていくというのは大事な我々の仕事です。そういう意味では、決算書が、経費が幾らかかって、効果がどうであったのか、そのところは職員としてもいつも頭に置いて分析をしていかなければならないというふうに思っております。そういったものを通じて監査委員さんからご指導いただき、そしてまた新年度にそれを生かしていくというふうなことも大事なことでございます。

ただ、限られた職員の中で、どこまでそれが細かく分析をできるかというふうなことは、先ほど課長が申し上げたとおりある程度限界があるのだというふうに思います。そうしますと、今、財務会計システムというものが入って、OA機器を使って我々仕事をしておるわけでございますけれども、将来のビックデータの活用というところまで頭に入れると、その辺のシステム上のことも改善を図っていかなければならないのかなというふうにも思いますし、限られた、例えば今の光熱費の中の電気料というふうなことであれば、事前にお話をいただければ、そういったものも調査をさせていただくというふうなことは決してできないわけではございません。そういった面では委員さんの決算審議を通じて明らかにしなければならぬものというのは、そういった形でお話をいただければ、将来に向かっては、そこの完成をするまで、今申し上げたような方向に到達するまでは、今のシステムでやらなければなりませんので、そういったことは事前にお話をいただければ準備はできるのかなというふうに思っています。

大変これからのことでございますので、ぜひ研究をさせていただいて、我々にとってもいい、それからご審議をいただくのにもいいもの、そういったものをつくり上げていきたいというふうに考えています。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 教育委員会のあり方、現状について、町長の考え方ということで質問いただきました。結論から申して全く問題ありませんし、このまま進めていただきたいという考え方を持っております。

教育については、10人いると十人十色、100人いると100人みんな違った考え方、個人的な考え方を持っているというふうに昔から言われております。それで、教育委員会のあり方についても、あり方、こうあるべきだという考え方というのは、それぞれ個人の人がみんな持っているわけです。しかし、あるべき姿という、これはこうなさいというのは言うまでもないですけども、地教行法、この中のところにきちんと決められていて、それに沿ってやらなければいけないわけで、先ほど教育長答弁していましたような状況、課長が答弁したような状況で嵐山町では行われているということでございます。ですので、法にはきちりそのとおりやっていますし、大勢の町民

の方からも教育委員会が信頼をされて、学校教育がスムーズに運営できるというのも教育委員会の皆様方、先生方のご指導がいただけるからであって、ありがたいことだと、全く問題ないというふうに私は思っています。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員さんの総括は終わります。

続きまして、次に川口委員、どうぞお願いいたします。

○川口浩史委員 渋谷委員さんが根幹的なところを質問しましたが、私は今の町の枝葉末節なところを質問して、よく考えたら川口さんの言うとおりでなというもののばかりを4点ばかり質問したいと思っております。

初めに、駅の塗装について行ったわけですが、その目的がハトの追い出しであったわけですが。私は、ハトとの共生を進めるまちづくりというのを追及していくべきだというふうに考えているのです。その私の考えに同調できると思うのですけれども、まずお考えを伺いたいと思います。

2番目に、観光協会の場所について、26年度に質問でもいたしました。1,000万円ほどかかると。さらに耐震云々ということでお話がありました。あそこ場所に匹敵するような場所があるのなら、私はそれでいいのですけれども、もっと安く借りられれば、お金かけないで借りられればいいのですけれども、そういう場所がないのであれば、私はあそこを借りるのが、観光についてこれから、これからというか、今までも力を入れてきているわけですが、さらに力を入れていく当町として、あそこが一番いいのではないかなと思います。それで、耐震工事等への国、県からの補助はあるのかもあわせてお聞きをしたいと思います。

3番目に、プレミアム商品券についてです。これは昨日、お話がありましたように、町内の人は827人、町外が197人とパーセントでいうと町内が8割強、町外がほぼ2割という状況だったわけです。圧倒的には町内が多かったわけですが、それでも町外の人がいるというのはどうなのかなと、町の予算を使って30%プラスさせているわけですから、第1回目の分については町内優先に私はするべきではなかったかというふうに思うのです。

そして、職員や議員も購入したというふうに聞いているわけですが、職員の場合はやはり主催者側になるわけですので、やっぱり申し合わせで自粛をすべきではなかったかと。議員もうまみだけ得てやっつけてはだめです。基本は、私は生活困窮者自立支援法が今年4月から施行されたわけです。この考えに立って、所得の少ない人ほど

この恩恵を受けられるように私はすべきだというふうに思っておりますが、今回はちょっとその質問は避けました。少なくとも職員や議員が先頭に立ってこういうものを購入するなんていうのは恥ずべきことだと私は思っておりますので、考え方について伺いたいと思います。

4番目に、川のまるごと事業です。これはもう前もご質問しておりますので、皆さん方は少々食傷ぎみになっていると思いますが、でも私は大事なことだと思って質問いたします。

魚が住まない、住んでいない川が、私は健全な川だなんて思っておりません。魚が住まないようなつくりをしては、これはだめです。あそこ魚道がないわけですので、鎌形の都幾川の田んぼに水を引くあその部分には、きちんと魚道が整備されているわけです。そういうことから、なぜこちらはしないのかということをお伺いしたいです。1回や2回ではないのですから、これ質問しているのは、皆さん方の中に、きちんと魚の住む川も実現していこうという考えがないから、こんな工事をやってしまうのです。ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

菅原まちづくり整備課長、お願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、お答えをさせていただきます。

東西連絡通路の外装塗装工事にあわせまして、ハトの飛来防止の措置を講じさせていただいたものが26年度の事業でございます。ご質問のとおり、まちづくりにおいて自然との共生は重要な課題と理解しております。しかしながら、東西連絡通路の役割を考えますと、環境を維持するためにはやむを得ない措置であったというふうに解釈しております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて安藤副町長、お願いいたします。

○安藤 實副町長 観光協会の関係ですけれども、駅前とか最適地ではないか、全く同感というか、そのように我々も考えております。

それから、観光協会役員さん、昨年来、この問題について種々ご協議をいただいた中でも、役員さんもそこがいい場所だと、そっちの方向で考えようよというふうなことになっている、これもお聞きしています。昨年進めた方向性については、決算審議だったのでしょうか、課長からご答弁申し上げました。非常に残念な結果だったので

けれども、いろんな方にご協力いただいて、それから全部お貸しいただく方にも多大なご迷惑をおかけしたのかなというふうなことで、実現はできなかったわけですが、嵐山町の観光協会の特異性というのでしょうか、嵐山町の観光協会はどんなものなのというふうなところをちょっとお話しさせていただきますと、埼玉県の中でほとんどの観光協会、市町村から補助金をもらって運営しているのです。それが、嵐山町は補助金をもらわないで運営されています。比企郡を見ても、東松山市は3,000万円市から補助金をいただいている。小川町は330万円、そのほかにもときがわ町は300万円、郡内でもそういうふうな状況です。それがまず嵐山町の観光協会というのは歴史もありますし、今補助金をいただかないで運営ができています。利益が出れば町に寄附までする、そんな団体になっています。

予算規模なのですけれども、平成26年度、決算まだきちんと数字聞いていませんが、26年度予算が6,700万、これは埼玉県内でも上位にランクづけされますし、県内でも常にトップでございます。それから会員が200人、これは東松山市と同数でございます。郡内でもトップクラスというふうな観光協会です。ですから観光協会が、これから嵐山町に人の流れをつくってくれる。つくる、あるいは活性化を図る。駅周辺のにぎわいづくりを行う。さまざまな役割が期待をされておまして、町も昨年来進めたプランについては実現できませんでしたが、その精神は生かしながら、どうすれば将来にわたって観光を町の起爆剤にして、農業等とも連携を図りながら、どうしたら嵐山町の活性化につなげるのか、そういう方向で今後、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、山下企業支援課長、答弁をお願いいたします。

○山下隆志企業支援課長 それでは、私のほうからプレミアムつき商品券につきましてお答えをさせていただきます。

今回のプレミアムつき商品券につきましては、町内の消費喚起による地域経済の活性化を目的に、町内及び町外の方を対象として実施をしたものでございます。しかしながら、当商品券の販売直後から多くのご意見やご要望をいただき、町及び商工会といたしましては、不満を改善点というふうに捉えまして、丁寧な説明によりご理解をいただけるよう対応をさせていただいております。そして、皆様からいただきましたご意見、ご要望につきましては、商工会とともに反省点、改善点の精査の後、今後

生かしてまいるという考えでございます。また、職員あるいは議員さんの購入に関しましては、販売上の制約は特にございません。それぞれの方の考え方次第かと思っております。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、菅原まちづくり整備課長、答弁をお願いいたします。

○菅原浩行まちづくり整備課長 それでは、私から川のまるごとの再生について、お答えをさせていただきます。

川のまるごと再生事業は、槻川の清流と河床の玉石によって醸し出される風景そのものを貴重な資源と捉え、その清流と多様な生態系を保全することを基本に計画をされたものでございます。したがって、従来の自然環境の保全に心がけて設計をされているものと考えております。

具体的には、自然石の素材の飛び石の土台となりますコンクリートの基礎につきましては最小限のものにとどめ、大水に対して、その基礎を守るための根固め工においては、槻川の河床と同様の玉石で大型の自然石を金具で連結いたしました根固めを用いております。そのことによりまして、埋め戻す槻川の玉石が定着しやすくなるように、もともとの河床を復元してございます。そういった工法を使っておりまして、実際に従来の河床そのものの高さというのは変わってございませんので、委員がご指摘されている、ご心配いただきました魚の魚道がなくなっているというような状況ではございません。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ハトの件からなのですが、新聞の、東京の西葛西駅前と千葉県市川市の行徳駅というのですか、ここの駅前の大きな木、こっちに書いてあるのは西葛西駅前の写真だと思うのですが、クスノキにムクドリがたくさん来てしまうということなのです。行徳駅、市川市のほうは、木の枝先を切ったり、ネットを張って止まりにくくして飛来数を減らしたということなのですが、江戸川区の西葛西駅前のほうは、追い出しは抜本的な解決にはならないと考えたと。1つの場所からいなくなっても、周辺の同じような場所に移るだけだから、逆に被害は拡散するということで、鳥にはここで暮らす権利を認め、むしろ人に対して現状への理解を求めるようにしていくようにしたと。実際に広場をムクドリとの共生の場と考えてほしいと呼びかけを始

めたというのです。

それで、専門、日本野鳥の会の方も、行政の施策には野生動物と住民がどうつき合っていくのかという観点も必要である。野鳥からふんをひっかけられたら驚くけれども、その程度の緊張感は都市生活の中にもあっていいのではないかということで、こういう考え方を野鳥の会の専門家は大変評価をしているのです。女性の方はどう思っているか。もうなれましたよと。最初はびっくりしましたけれども、なれましたよと。帽子の上にふんを落とされたこともあるし、雨が降ると臭いしということを行いながら、もうなれましたということで、こういう施策に共感というか、していただいたわけですね。

私は、確かにふんを落とされて気持ちのいい思いなどしないと思うのですけれども、ハトとの共生をするということは、やっぱり自然を大事にしていることになると思うのです。そういうことをこの嵐山町がやらなくて、何でこんな都会のほうでやられていいのかと。嵐山が追い出して、都会でそういう理解を進めるなんていうのは逆ではないかというふうに、私はこれ読んで思ったのです。嵐山でこそ、動植物と共生を持った町としてやっていこうではないかという、そういう考え方を町民に、あるいは観光客にも理解していただくと、それが大事ではないかなと思うのです。課長は多分まだ頭かたいでしょうから、町長か副町長かどっちかにお答えをいただければと思います。

2問目、観光協会、今ご説明というか答弁いただいて、私はあそこと同等の場所が余りお金かけないで借りられるのであれば、それはそれでいいのですけれども、ちょっとなさそうでありますので、そう考えると、やはりあそこに少々お金をかけてでも移ったほうが、観光に力を入れている嵐山町だということが観光客には一番理解されるのではないかと思うのです。ぜひそれをお考えいただきたいと思うのです。確かに安くない費用がかかりますので、国、県からの補助金というのではないのでしょうか。これどこの課になるの、そちらでいい。では、ちょっとそれを伺いたいと思います。

プレミアム商品券です。消費を喚起というのは、そういう目的でやるというのは前もお話ししていましたから、それはわかっているのです。やはり町の予算使っているのですから、優先度は町民にあるというふうに私は思うのです。売れ残った場合は、それは拡大していいのですけれども、第一優先は町民です。そう考えなかったら、何で嵐山町の予算使ってやるのですかという話になるわけで、どうもそこが理解されてい

ない。それについても、だからどっちか。課長ではちょっとどうも頭がかたいのだよな、私から見ると。同じ答弁になってしまうと思いますので、町長か副町長にお答えいただきたい。

職員、議員、私もそれはわかっていますよ、制約何もないというのは。そういう中で、事実上主催者側になる職員が先頭切って買っているようではまずいでしょうと。順番からして生活困窮者、この方が本当は一番に購入すべきものです。それを職員や議員が先頭切って買っていてはまずいということを私は再度申し上げたいと思います。ご理解いただけないでしょうけれども、ご答弁だけちょっとお願いしたいと思います。

川のまるごとなのですが、今、魚いないのです。魚いなくなってしまったから、前と同じではだめなのです。

〔「ふえてきたよ、魚は」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質問を続行してください。

○川口浩史委員 前は、6貫目だとか何かわからない、昔の数字で言われたからわからないのだけれども、そんなにいたアユが、今はもう1キロもいやしないのです。放流しているからいるだけのことで、前と同じ状況ではだめなのです。みんなカワウに食われてしまうのだから、だから困っているのです。本当はカワウから逃げられる深さがあって、石があって、そういうのが理想なのだけれども、当面は魚道だけはきちんと整備しなければいけないのではないですかと。もうああいうふうにつくってしまったから、少しはしようがないというふうには思いますけれども、これからの川づくり方として、魚の住む川を目指すべきではないですかということ再度申し上げたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長、お願いいたします。

○岩澤 勝町長 生あるものが共に生きる、これは基本中の基本だと思うのです。ですから……

○松本美子委員長 すみません、マイク入れていただいて。

○岩澤 勝町長 基本中の基本だと思うのです。ですので、委員さんおっしゃるとおりだと思うのです。ハトにしてもムクドリにしても東ねて殺してしまうというのではなくて、やっぱり一緒に人間と自然の中で、それが自然の景色にもなりますし、その地

域の特徴にもなっていくと思うのです。ですので、それは本当にあるべき姿だと思うのです。さっき魚の話もありましたけれども、魚もいなくなりました。けれども、魚道をつくれ、その何がという、そういうことだけでそうなったのかなというようなこともあるわけです。委員さんおっしゃる魚がいっぱいいたところの水量はどうだったかというようなことも考えたりとか、いろんなことを考えた中で魚がいなくなりました。

ですので、ハトにしても魚にしても、重ねて言いますけれども、生あるものは一緒に生きられればいいのです。けれども、何でそういうことをしなくてはいけないか、共に生きる、その我慢の限界というのをみんな持ってしまうものですから、それをどうしろ、こうしろというのが行政のほうに話も来てしまうということだと思うのです。

1番も課長答弁言いましたけれども、環境を守る、これも行政の大きな仕事であるわけです。駅のところで、委員さんが帽子の上にふんが落ちてもちよっと我慢すればというような話ありましたけれども、我慢ができる人と、ちよっとお出かけをするのでおしゃれをしてきてというところにぼつんと落っこったときに、まあいいや、ハトだからというふうにみんな思ってくれると、ハトが幾らいても問題にならなかったと思うのです。けれども、駅の改修というので、一番駅、東上線の工事部の人もそうですけれども、ハト対策というのが一番の仕事なのです。そういう中で今回あって、乗客とふん、ハトと人、確かに難しい問題ですけども、限界点というのがあると思うのです。そういうことで今回の場合には、ネットを張ったりして、とりあえずそのところには住めないようにするということです。

それから、魚がないというのも、今、何で一番いないかなという、上のほうから飛んでくるウというのが、毎年毎年幼稚園の子供たちと一緒にいっぱい魚を放しているわけですけども、遠くのほうで見ているのです。それもやっぱり共生です。生き物の共生なのです。それで、先ほど来話も出ておりましたけれども、イノシシにしても鹿にしても、これも共生なのです。ですから、どこのところまでどうやって、何をどうやるのがどうなのだというようなことになってしまうわけですけども、行政は町民の皆さんの要望をやるべきことはやらないといけない。どっちに重きを置くかということになると思うのです。大原則は、委員さんおっしゃるように、生あるものは共に生きる、これは大原則、全くそのとおりだと思いますけれども、行政としてやる

べきことは現在やらなければいけないことをやらせてもらっている、そういうことで1番と4番のそういう形をお願いをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、続けて答弁をお願いいたします。

安藤副町長、お願いいたします。マイクをすみません。

○安藤 實副町長 それでは、駅前の観光協会の件ですけれども、耐震の補助ですけれども、耐震の調査と、それから改修補助制度あるわけですけれども、これ木造の住宅というふうなことでございまして、店舗は対象外というふうなことでございまして、

それから、観光協会の駅前に移転の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、昨年来浮上していた場所ではなくて、駅に直結した場所、そこに新たな拠点、それから先ほど申し上げましたように観光と農業、さまざまな連携を図りながら、情報発信機能を持ちながら、今後の新しい時代にどう対応していったらいいか、そういったものも頭に置きながら、新たな拠点を考えていけないかというふうなことを地方創生の中で人の流れをつくる、地域経済を活性化する、そういうふうな流れの中で一定の方向を出していきたいというふうにご考えております。

それから、プレミアムの関係でございますけれども、課長からご答弁申し上げておりますけれども、非常に全国的にもいろんな課題がございまして、町にあった苦情ですとか要望については、今後の商品券の発行等で、ぜひその点で改善をさせていただきたいというふうに町としては考えております。

これほど過熱をしたプレミアム商品券になるとは、商工会も町も考えていなかったと。これは嵐山町に限らず、全国的にそうでございます。全国の自治体の97%がプレミアムの商品券を発行したというふうなことでございまして、例えばその間に入った金融機関が職員に事前に頒布していたとか、あるいは商工会なり商工会議所の職員だとか市役所の職員が不正にかかわっていたとか、あるいは大量に商品券が市場に出回ってしまったとか、あるいは商店として登録をした方が自分で買って、それを流用したとか、不正は嵐山町はまだそういうふうなお話幸い全く聞いておりませんので、これから12月末に向かってどのくらいこの事業効果があらわれるのか、商工会には町が経費を持ちながら、今回のプレミアムの発行を通じて、各商店が誰か商品開発をいただいたり、仕入れ品を、メニューをふやしたり、それから商工会とすれば450人の会員、さらに拡大が図れないか、今まで商工会に入っていない方についても勧誘の

運動を進めたりして、力を合わせてこの町の商工業、特に商業の活性化をこの機会に図っていこうというふうなことが全くの大きな狙いでございますので、委員さんご心配いただいた件については、今後の商品券の発行等にぜひ生かさせていただければというふうに思っています。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、3回目です。どうぞ。

○川口浩史委員 先ほどもお話ししましたけれども、ハトの件で西葛西駅前のところに、写真でもあるのですが、すごいムクドリの、ムクドリは安全なところへ大群で押し寄せますので、それがあって、その人たちに対して広場をムクドリとの共生の場と考えてほしいということをごこの駅の利用者に呼びかけたということなのです。そういう中でこの女性は、雨が降ると臭いし、ふんも落とされてと言いながらも、もうなれましたということまで理解をしてきているわけです。私は、この発信です。この共生をしようという発信をしようかやめるかで、すれば私は大方は理解をされるというふうに思いますよ、女性の方でさえこうですから。ぜひ町長、そういうふうにおっしゃったので、なかなか公認はしないでしょうから、今後のまちづくりとして動物との必要なとき、必要というか、ハトもいいなっていうときだけハトを認めておいて、ここには困るなという、そんな勝手なことを人間がやってはいけないというふうに私は思いますので、要望でいいですので、何かありましたら。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 きのう、植木課長のほうから答弁がありました。これすばらしい答弁だなと思って聞いていたのですけれど、イノシシが、鹿がという話が出てくる。それで里山が荒れてしまっている。それで幾ら買う。委員さんは、去年も買ったではないというような感じがありました。何でそんなにやってというような感じがありましたけれども、一生懸命皆さんとってもらってやっているわけですが、アライグマがやらない。

しかし、話の中で里山が荒れてしまっているのだと。それで里山をおくりに奥山があると。それでそういうあれは、奥山のほうに住んでいたのが、奥山がだんだん近くなってきてしまって、里山が奥山になってしまったので、こういう状況なのだ。それを嵐山町では里山を前のように復元をしていこうという取り組みをやっていきたいという答弁をしたわけです。ですから、委員さんおっしゃるような状況で嵐山町やって

いきますときのうから言っているわけです。そここのところを聞いておいていただかないと、ちょっと違うのかなと。そういう形でやっているのだけれども、それをなお超えて状況が大きく変わってきているというような状況だと思うのです。ですから、基本は自然を守り環境を整えなのです。そういうことでやっていくというのは、嵐山町の全ての町民がそう思っているわけですから、ぜひ川口委員さんもきのうの答弁をもう一度思い返していただいて、やっていただければありがたいと思います。重ねてお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、川口委員の総括質問を終わります。

続きまして、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 総括質疑1問だけです。よろしくお願いします。

平成22年度まで嵐山町では、ISO14001を認証取得していました。ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、方針・計画（プラン）、（2）として実施（ドゥー）、（3）として点検（チェック）、（4）として是正・見直し（アクション）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していこうというものであります。しかし、現在は実施していません。

例えば、何かをコピーする場合、裏面まで使うなどして少しでも紙の無駄を省くことがあります。そして使い終わったコピー用紙は、リサイクル工場でリサイクル用紙にするというように環境活動の一つです。現在、消耗品費のコピー用紙の利用はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 私のほうからお答えをさせていただきます。

委員さんご質問のとおり、嵐山町では平成22年度までISOの14001を認証取得しておりました。この関係は、いろいろ環境貢献を行うというのが一番の目的でございます。それに対応しまして1つ例えてコピー用紙を挙げていただきましたが、この環境方針の中にはさまざまな活動目標がございました。

例えば、公用車の燃料使用量を把握して現状維持に努めるとか、アイドリングストップの推進であるとか、相乗りの奨励であるとか、あるいは紙の使用量を把握して現状維持に努める、こういった中で、特にコピー用紙の関係につきましては2点目標を持っておりまして、1点目はまず購入に関してでございます。コピー用紙はグリーン

購入の手引きというのがございまして、環境に優しい資源を購入するのだということで、コピー用紙の購入条件は基本的には、いわゆる古紙の配合率が100%、そして白色度が70%というのが当初の目的で設定されておりました。

しかしながら、古紙の配合率が100%で使っておりましたらば、コピーの機械が故障がちであったり、なかなかうまくいかないというところがございまして、その当時から70%、古紙の配合率が70%以上というものを使っております。これについては環境の検査があるのですけれども、そういった理由でその辺を下げるのはよろしいのではないですかという、こういった評価もございました。それは今でもやっております。

それと同時に、省エネルギー、省資源リサイクル推進の手引きというものの中に、コピー用紙の紙類の使用量を抑制するという項目がございまして、その中の項目が無駄紙使用の削減を徹底する。そして、両面コピーを徹底する。重複資料の作成を抑制する。刊行物は適正部数を作成する。それから、書類のペーパーレス化を進めるために、パソコンのネットワーク化を実施するというのがこの目標でございました。これに基づきまして、今、委員ご質問のとおり、コピー用紙等につきましては、こういった内容を徹底して管理をしまいったというのがISO14001の目標でございました。

今、それを実施しなくなったというのは、そういったものが職員の中に徹底できるようになった。そして、それが一つの職場の中でもう習慣化されたということもあって認証は取得をしない、自主的な規制に移行するというので今に至っているわけがございまして、その当時行いました実施の要領といたしましては、例えばコピー用紙に関しては、事務室をちょっとごらんいただきますと、今でもございます。リサイクルボックスというのがございまして、コピー用紙については雑誌類、それから裏紙利用の、裏面利用のもの、それから廃棄するもの、そしてシュレッダーにかけるものという形で、リサイクルボックスがそれぞれの課に設置されておまして、それによって分別をしております。裏面利用も実施しておりますし、両面のいわゆる印刷というものも実施をしております。そういったことで、その当時、ISO認証を受けていた当時と、今現在の紙の利用に関しては全く変わっていない、継続をして実施をしているというのが実態でございます。

リサイクルに関しましても、コピー用紙等についてはリサイクル業者のほうに引き取りをお願いをして再生紙として活用を図っているというところがございます、何ら根本的な原則ややり方についてはその当時と全く変わっていないというふうに考え

ております。ただし、使用料はふえております。この内容としますと大きくは2点ございます。

まず1点目は、コピー機の利用を行うために、行うためにというよりも、印刷関係、今までですと、例えば基本計画ですとか、そういったものを業者委託をしていた部分、それをいわゆる庁内で印刷を必要部数だけ行うというふうにいたしました。例えば私が3月までおりました地域支援課で地域防災計画を改訂いたしました。以前ですと、業者委託の中で印刷部数200部とか、そういった印刷を含めた委託になっておりましたが、改定の内容だけを委託をいたして、その改定後のものについてはデジタル版でいただいて、必要部数だけ町で印刷をするというような形になりましたので、それから人権施策の基本方針なんかも作成いたしました、そういったものも基本的には委託ではなくて、自分のところで作成をし、必要部数を印刷するという形にいたしました。そういったことで部数はふえております。

それからもう一点は、いわゆる国や県からの資料の町への伝達が変わったということです。昔ですと、昔といいますか、以前ですと国や県の資料というのは、県がある程度国から来た資料を市町村分にまとめて、あるいは少し簡略化して、そしてペーパーで市町村に送ってくれました。そういったことで、町でそういった資料を打ち出すということが基本的にはなかったのですが、今はそうではなくて、国からも県からも全てデジタル版でその資料というのは送られてきて、紙では送られてきません。それも全部市町村が打ち出すという形になりますので、今まで紙で送られてきたものを回覧という形で見ればよかったものを全てデジタル版で送られてきますので、その辺が大きく分量がふえている。それを結果的には市町村で打ち出しますので、その分がふえているということで、年々そういった努力はしておりますが、増加をしているということも事実でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今の説明で大体わかりましたけれども、コピー用紙の注文状況一覧というものを会計課さんからいただいております、平成22年度を1とするならば、平成23年は1.22、24年が1.15、平成25年が1.39、平成26年度が1.51ということで、今回26年度が一番使用量が多かったということでございました。

今、ご説明にあったとおり、コピーの印刷を今まで業務委託していたものが、町で

出しているという、デジタル版でもらって印刷しているということと、国や県の伝達方法が変わったということは理解しました。先ほどのリサイクルボックスの設置などいろいろ取り組みも承知はしておりますが、しかしながらやはり22年から4年間経過しまして、ISOを知らなかった新しい職員も何名かいると思うのです。先輩の職員の方がこうなのだよというご指導はいただいているとは思いますが、やはり先ほどの渋谷委員さんの質問にもありましたとおり、ISOの中には、いろいろな紙、ごみ、電気の削減なども入っております。ISOというのは、そもそもは環境に優しい方法で処分するのではなくて、初めから環境に悪影響を出さない仕組みをするのがISOなのだよと書いてあります。

一番目に見えてわかりやすいものだったので、私としてはコピー用紙ということで限定をさせていただいたわけなのですけれども、やはり時代の流れで、ゆとりで育った子供たちというのは、ちょっとのんびりしているところもあったりするのかなと思いますので、引き続きISOをやれとは申しませんが、例えば国で示されておりますエコアクション21というものがござります。こういうものなどはISOに比べて10分の1の費用、さっきインターネットで調べましたら、100人から300人の職員がいる企業、こういう自治体とかであれば10万8,000円だったかな、という費用で何かエコアクション21というものが会員になれるような、認証がとれるというようなものがありましたので、こういうようなもので取り組んでいく。先ほど言ったプラン・ドゥー・チェック・アクションというものが全部ここに網羅されているのですけれども、こういうところでの考え方というものはどうなのか、確認をしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

それでは、中嶋総務課長、お願いいたします。

○中嶋秀雄総務課長 お答えさせていただきます。

今、エコアクション21という委員さんからのこういったものもあるよというご提案をいただきました。内容的に承知しておりませんので、どういったものかちょっとお答えできないのですが、いずれにいたしましてもこのISO14001を継続いたしまして、このときにさまざまな取り組みを行いました。そして、それが既に達成されているものもあるし、中には継続をしているものもある。それと大事なことは、今、委員さんがおっしゃられたとおりでございまして、それをもとに経験した職員が、いかにそういった精神をもとに、今後いわゆる電気料の削減でありますとか、きょうも渋谷

委員さんからもご提案をいただきましたけれども、そういったことに常に取り組んで、そういった意識を持ってやっていくということは非常に大事なことであり、それがやっぱり職員としての使命でもあろうというふうに思っております。

今のご提案をいただいたものについては、今後ちょっと見させていただきたいと思いますが、いいところはいいところで必ず引き継いで、そして後進の職員に伝える。これは職場研修の一番の大事なところでございますし、新採用職員研修の中においても、いわゆるこういったコピーの使い方から、両面コピーの仕方、それから基本的な考え方、そういったものを教え込んでおります。そういったことを継続して、今後もやってまいりたいというふうに考えております。

○松本美子委員長 3回目です。畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 先ほどのエコアクション21のことは、私も前もって説明して何えぼよかったのですが、課長も承知していないということですので、4番目にしましては環境活動レポートというものをまとめて公表もするということになっておりますので、いろんな面で先ほどビックデータとかというお話もありましたけれども、町の公表のものとしてはいいものになるのかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。要望です。

○松本美子委員長 以上で総括的質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成26年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○松本美子委員長 挙手多数。

本案は認定すべきものと決しました。

◎散会の宣告

○松本美子委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前11時45分)

決算審査特別委員会

9月11日（金）午前9時30分開議

- 議題1 「認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 2 「認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 3 「認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 4 「認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の審査について
- 5 「認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定について」の審査について
- 6 「議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて」の審査について

○出席委員（11名）

1番	森	一人	委員	2番	大野	敏行	委員
3番	佐久間	孝光	委員	4番	長島	邦夫	委員
5番	畠山	美幸	委員	6番	吉場	道雄	委員
7番	河井	勝久	委員	8番	川口	浩史	委員
9番	安藤	欣男	委員	10番	渋谷	登美子	委員
11番	松本	美子	委員				

○欠席委員（なし）

○委員外議員

青柳賢治 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	村田泰夫
主査	久保かおり

○説明のための出席者

岩澤	勝	町長
安藤	實	副町長
山岸	堅護	税務課長
田畑	修	税務課課税担当副課長
大島	真弓	税務課収税担当副課長
金井	敏明	町民課長
太田	淑江	町民課保険・年金担当副課長
山下	次男	長寿生きがい課長
太田	直人	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
近藤	久代	長寿いきがい課包括支援担当副課長
新井	益男	上下水道課長
藤原	実	上下水道課管理担当副課長

深	澤	清	之	上下水道課施設担当副課長
清	水	延	昭	上下水道課下水道担当副課長
小久保	錦	一		教 育 長
柳		勝	次	代表監査委員
清	水	正	之	監 査 委 員

◎開議の宣告

- 松本美子委員長 ただいま出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

- 松本美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたのでご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

- 松本美子委員長 認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括して行います。

それでは、どうぞ。大野委員。

- 大野敏行委員 1点だけ、お尋ねしたいと思います。

169ページの保養施設利用助成についてです。被保険者には、この利用助成を使える権利があるのですが、昨年、大人が243名、子供が4名、今年が大人281名、子供3名ということで、大人の人数が大分ふえております。たしか私の記憶ですと、2回まで使えたかなという気がするのですが、この281名の中の実態はどうなのでしょう。ほとんどの人が1回だけの使用であるのか、2回使っている人もいらっしゃるのか、そこら辺のところもしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

- 松本美子委員長 それでは、答弁を金井町民課長、お願いいたします。

- 金井敏明町民課長 それでは、ただいまの質問に対しましてお答え申し上げます。

保養所の利用につきましては、昨年度、団体利用が11組ございました。それで、2回使えるのかなというご質問でございますが、連泊でご利用いただけるということがございまして、連泊利用が14名、それから2泊のご利用の方が53人ということで

ざいます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 パーセントにすると、26年度は被保険者の5.36%と。広報等でも、利用制度がありますよということでは広報されていると思うのですが、どうも私が聞いた話というか耳に入ってくる話ですと、そんな制度があったのかいと、使っている人は使っているけれども、ほとんどの人が知らないよねというような話が充分聞こえてきて、こういう利用制度があるのだよということをもうちょっと被保険者のところに知らせて、権利があるのだよというようなことは知らせてもいいのかなというような気がするのですけれども、それはそこに全く無関心の人はそうなのでしょうけれども、そこら辺のところをもうちょっと積極的にされてもいいかなと思うのですが、その点についてだけお伺いしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁お願いいたします。

○金井敏明町民課長 委員さんのご指摘のとおり、広報等でご案内させていただいたり、あと窓口に関係のパンフレットというのですか、冊子を置いたりさせていただいてるところなのですけれども、今後また利用者がふえるように、そういった形で広報等、工夫しながら進めていければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 説明書のほうなのですが、154ページから156ページにかけての具体的な人数と、それから保険料のことについて、まず最初に伺います。

ゼロ歳から6歳までの人数と、69歳までの人数と、74歳までの人数、そして1人当たりの医療費を伺います。

それと、国民健康保険料ですけれども、6割軽減の方と4割軽減の方と人数、それが全体の比率のどのくらいになるかということをお伺いしたいと思います。

それから、153ページで見ますと、生保に入った方が19世帯、そして生保から抜けて国保に入った方が7世帯という形になっていますけれども、かなり厳しい状況にあるのだなというのがわかるのですが、この生保から抜けた方は、やっぱり軽減のほうに入っていらっしゃるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、162ページになると思うのですが、余り見たことがないなと思ったのが1つあって、諸収入で一般被保険者返納金と、それから退職被保険者返納金というのがあるのですけれども、保険者の過年度不当利得による返納金というのは、どういう状況で不当利得による返納金があるのか、伺いたいと思います。

それと、164ページになります。これは受診の診療分による不当利得なので、ドクターがそういうふうな形になったと思うのですけれども、164ページに、164ではなかったかな。違ったかな、すみません。ありますね、下のほうに。不当利得による返納分というのがあるので、それを一般医療は18万9,047円、退職医療は1万1,235円なのですが、どこら辺の医療機関で行われたことなのか、伺いたいと思います。

あと、療養給付費と高額療養費のうちに、精神疾患の方がどのくらいいらっしゃるのか、伺えればと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 まず、減額の割合のところから申し上げます。医療分につきましては、6割軽減の世帯が604世帯で821人、4割世帯が329世帯で613名でございます。それから、後期支援金分も6割世帯が604世帯で821人、4割世帯が329世帯で613人、これ6割、4割、後期と医療も同じでございます。それと、介護納付金分の6割のところは248世帯、267名でございます。4割が140世帯で、171名でございます。

それと、164ページになりますか、こちらの人数ということでございますが、義務教育就学前の方の人数が118名、ゼロ歳から69歳が3,637名で、全体が4,888人ということになります。

それと、あと不当利得の関係でございますが、不当利得の受診分ですが、国保の保険証の資格がない人ということで、それで受けてしまったということの内容でございます。

申しわけございません。精神疾患の関係でございますが、高額の中で見ますと3名ですか。それと、全体の中で件数でいいますと、精神および高度の障害ということで入院の中での割合というのが21.9%、細かくなりますと入院と医療の分析の中で入院と外来がございまして、入院の中では1番が循環器系、2番が新生物、3番目が精神ということになってございます。外来では、尿路性器、2番目が循環器、内分泌、それと入院と外来を合わせますと、上から3位まで申し上げますと、慢性腎不全、これ

透析がある方というのですか、2番目が高血圧症、3位が糖尿病ということで続いてございます。

私のほうからは、以上です。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 では、お答えいたします。

生活保護の方が廃止になって軽減になるかどうかということなのですが、前年度所得で生保廃止になるわけですので、所得が多ければ軽減にはならない方もいますし、その所得を見て、軽減するかしないかで決まります。生保の方が廃止になっても、前年の所得を見て廃止になった関係で、前年の所得が軽減に該当すれば軽減になりますし、所得がそれを上回っていれば軽減はかからない、一般の方と一緒に計算されます。

以上です。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。今、軽減世帯でいくと、大体30%ぐらいが軽減世帯に入るというふうに考えていいのですか。世帯数でいくと、3,035世帯で6割が604で、4割が329だから、30%よりも多いぐらいですか。そこのところを確認したいと思います。

それと、もう一つなのですが、1人当たりの医療費というのは、6歳未満から、7歳から69歳、70歳から74歳、大体どのぐらいになるか伺いたと思います。

あともう一つ、一般被保険者返納金で国保の保険証の資格がない方にいただいたということは、これは3割負担分ではなくて、7割分か8割分を返納してもらったということですね。その国保の保険証の資格がない方という方は、どのような方だったのですか。24件と退職が2件で、1件当たり6,674円だなと一般のほうは思っていたのですが、どういう形になったのか。

それから、医療費の不当利得の受診による診療分というのは、医療機関は件数的にはどのぐらいあったのか、伺いたと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

最初に、先ほどの減額の割合ということでございますが、割合にしますと32.2%と

いうふうになります。

それと、医療費の1人当たりの金額ということでございますが、まず就学前の方につきましては約13万円、それと6歳から69歳の範囲のところで計算させていただきますと約28万9,000円、費用額の全体で見ますと約33万4,000円ということになります。

それと、不当利得の関係でございますが、不当利得で資格のない人といいますのは、社会保険の関係の方ということです。

それと、それがそれぞれの医療機関ということでございますが、順に申し上げますと、中村産婦人科、それから野崎クリニック、東松山成恵会、あと埼玉医科大学病院、この4つの機関ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 洪谷委員、どうぞ。

○洪谷登美子委員 社保から国保に移るときに、社保の資格がなくなって国保の資格を取ってなかったということですか。ごめんなさい。そこのところがよくわからなくて、ちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明町民課長 こちらに関しましては、社会保険と国保の資格を両方持っていたということ。手続に来なかったと。社会保険に移ったときには、本来は手続に来ていただいて、国保の資格を喪失するわけなのですけれども、本来、国保を持っているというのは資格があるという意味ではなくて、両方に入った形で納めていただいてしまっている方ということで、本来は社保のほうが優先になりますので、そういった意味での資格がないということで、それでの不当利得ということになります。

以上です。

○松本美子委員長 太田副課長、お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 では、不当利得の関係でもう一点だけ追加で。社会保険の手続をしていて、社会保険証がすぐには来ないのです。1カ月、2カ月ぐらいかかるのです。そうすると、その保険証が来て国保を抜ける手続をするわけなのですけれども、その1カ月、2カ月の間、お医者さんにかかってしまって、その分は社会保険なのですけれども、国保でかかってしまったので、その分を返してもらう、そういうケースもあります。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

島山委員、どうぞ。

○島山美幸委員 まず、153ページの中段にあります転出の人数ですけれども、昨年が142人でしたけれども、今回は152人ということで、10人ふえているのですけれども、年齢的なものというのはわかるのでしょうか。お幾つぐらいの方々が転出したかというのがわかれば教えていただきたいのと、あと大体就職が決まった方とか、そういう方かなとは思いますが、確認をさせてください。

それと、164ページの上段のところの1款のところ、ジェネリックの啓蒙のための印刷製本パンフレットとあるのですけれども、こちらが昨年度に比べて、25年度に比べて減っております。25年度のときは、4種類のを全部と、あと保険証の中に入れるものを3,000部つくりましたという答弁がございましたけれども、今回何が減ってしまったのか教えていただきたいと思います。

それと、169ページ、ジェネリック医薬品差額通知委託料、こちらが1万3,119円ということで、昨年の倍ぐらいになっているのですけれども、コールセンターに支払うお金があるとか、あと1通につき幾らみたいな形で年に2回やっていますというような答弁が昨年あったのですけれども、内容のほうを詳しくお伺いしたいと思います。

それと、170ページの基金現在高180万4,192円ということで、昨年1,100幾らあったのですけれども、1,000万減っておりますので、ここの確認をしたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁を金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

153ページの転出の関係でございます。こちらの人数の差が10名ということでございますが、具体的な年齢区分というのは、申しわけございません。把握してございません。

それと、164ページの需用費の関係で、ご指摘のありましたとおり、昨年に比べて金額のほうは減ってございますが、内容的には、この中でパンフレットということで幾つか列記してございますが、嵐山まつり用のパンフレットとか、啓発品ですか、チラシとかウエットティッシュを300枚、国保の知識というパンフレットは400枚つくったわけでございますが、ジェネリックの医薬品の普及用のパンフレットに関しましては、去年と同じ部数3,000部をつくってございます。需用費の印刷製本費でございま

すので、ほかのものでの差額が生じたのかなというふうに考えます。

それと、169ページのジェネリックの医薬品の差額通知の委託料ということで、こちらにつきましては国保の連合会に委託をしまして、通知のほうを作成していただいた分ということで、通知の送付が年2回、9月と3月に出してございます。去年が、9月に出したのが54通、それから3月が69通だったかと思えます。失礼しました。去年、25年度です。26年度につきましては、啓発をさらに進めるということで、該当者の方というのですか、9月が174通、それから3月に129通差し上げてございます。差額通知の作成の金額が1万2,231円となります。

また、通知の中に、ジェネリック医薬品の利用のパンフレット等を入れるわけですが、そこに問い合わせの電話番号、要はコールセンターがございまして、コールセンターの番号がございまして、そのところをご利用いただくということで、全国的な案分にもよる場合があるということなのですが、こちらのほうの利用料が888円ということになってございます。こちらのコールセンターの利用につきましては、消費税込みで1人当たり16銭の利用料が発生するというところでございますが、利用する全国の保険者の利用保険者数で案分することになっているので、利用料が変動する場合もあるということでございます。

それと、170ページ、基金の関係でございまして、こちらにつきましては平成26年度当初は1,180万1,702円の基金がございました。利子のほうが2,490円ついたわけなのですが、ただ26年度の運用の中で、資金の不足というのですか、その中で1,000万円の取り崩しがございました。それら出入りをトータルいたしまして、26年度の末として現在高、残っている金額が180万4,192円というふうになるものでございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 人数の減の、年齢はわからないということなので、こちらはわかりました。

それと、あとジェネリックの関係は、では25年は何か4種類を1,000部つくりましたよなんてお話があったのですが、では26年度に関しましては、嵐山まつりとかの啓発用としてはウエットティッシュだとかそういうものになったということなので、減額の理由は、ではそこにあったのかなと思えますので、こちらも理解しました。

それと、ジェネリック薬品の通知の件ですけれども、9月と3月に国保の国保証が

来ますけれども、その中に今年度も、私、きのう届きましたけれども、シールがついていて、今回何かちょっと高かったなと思ったのですけれども、そういうものに使ったということが理解できたのですけれども、25年度が54通と69通、しかしながら26年度は、すごくこれ部数がふえているわけなのですけれども、3倍近くになっていますよね。ということは、今までよりも国保の通知をする人数がふえたということで理解してよろしいのか、そこを再度確認したいと思います。

あと、積立金のほうは承知しました。

○松本美子委員長 それでは、答弁を金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、ジェネリックの関係でございますが、お答え申し上げます。

まず、結論から申し上げますと、人数がふえたということでございますが、差額通知書の作成の条件といたしまして、生活習慣病、高血圧とか脂質異常症、それから糖尿病等に関する薬剤、これらを使っている方ということで抽出をいただいているということで、それとあとジェネリックの医薬品に切りかえた場合、自己負担額が300円以上削減の効果があるという方を対象に抽出しているということで、人数のほうはふえたということです。

それと、あと26年度までは、委員さんご指摘のとおり、啓発パンフレットの一部のところに、名刺大のジェネリックの医薬品を希望しますというカードみたいなのがはがせるようになっていて、カードで26年度もさせていただいたわけなのですが、今年、27年度から、名刺大の大きさぐらいの範囲の中に4枚シールがありまして、そのシールを診察券、一緒に出すときに、2枚一緒に出すのではなくて、診察券を1つ出せば済むようにということで、シールを、大きさでいうと名刺の4分の1ぐらいになってしまうのですけれども、診察券に張っていただいたり、お薬手帳というのですか、そちらに張っていただいて、ご希望の方がぜひ有効利用していただけるということで、そういった形で今年度はさせていただきます。

あともう一つ、参考までに医薬品の利用率の推移というのですか、利用率で申し上げますと、これは嵐山町が26年度は利用率、町村の中では60.58%ということで、町村の中では1位です。県内、市を含めた中では、八潮市、三郷市に続いて県内で3位ということで、この利用率に関しましては嵐山町は高いほうの結果になってございます。

以上です。

○松本美子委員長 畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今、1人当たり300円以上安くなりますよという抽出をしていらっしゃるというお話があったのですが、それは町の職員が一人一人の状況を見てやっているのか、確認させてください。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁お願いいたします。

○金井敏明町民課長 町の職員ではなくて、国保の連合会のほうで、いろんなデータとかに基づいて計算をしていただいて、該当者を抽出していただいている。それなので、先ほど申し上げました委託料という形をお願いしているところでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 国保税のところ、国保税のところというか保険証のところ、短期証と資格証明書の発行数をお聞きしたいと思います。

それから、国保税の、多分わからないのだと思うのですが、今年は、今年とはいうか、26年度大幅に減っているわけです。昨年度は若干ふえていたわけなのですがけれども、人数も減っているということが要因だと思うのです。ただ、昨年もそうですから。一般的に景気がよくて、収入も安倍総理は民間に上げろということで、国保ですから民間ではありませんけれども、上がっているというふうに見られているのですけれども、この下がっているのは、収入も国保に加入しているような方は下がっているというふうに見ていいのか伺いたいと思います。

それから、157ページの中ほどに総務手数料というのがあるのですが、800円ですから金額はわずかですけれども、ちょっとどういうものなのかを伺いたいと思います。

それから、特定健診は、嵐山町はどのくらいの率になっているのでしょうか。今年でもう何年目でしょう。本来というか、政府が言っているのは、もう何パーセントにするべきなのかをあわせて伺いたいと思います。

それと、先ほど基金の件がご質問あったわけですが、1,000万円の繰り入れをしたと。繰り入れているのが町からは3,000万円ぐらいでしたか、かなりしていますよね。これで県に行くわけですがけれども、県に行くと、県は県で、また国保会計を維持するために当然のことながら引き上げると思うのです。そうすると、国保加入者にその負

担は押しつけられると。県に行けばいいということで、皆さんが楽になるというだけで根本的な解決にはならないわけです。そのことだけ、ちょっと認識はあるのか。何か県に行けば展望があるようなことを今まで答弁であったわけですが、ちょっとその認識だけ伺いたいと思います。

○松本美子委員長 申しわけございませんけれども、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時11分

○松本美子委員長 大変失礼いたしました。開会をさせていただきます。

川口委員さんのほうの質疑が終わりましたので、答弁から入らせていただきますけれども、お願いいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、私のほうから順次お答え申し上げさせていただきますと思います。

まず初めに、資格証明書、短期保険証等の発行状況ということでございますが、平成27年3月末現在で、資格証明書につきましては6世帯、それから短期保険証の発行交付につきましては175世帯の方が該当でございました。平成25年度に対しまして、資格証の世帯につきましては2世帯減、それと短期証の発行世帯につきましては12世帯の減で175世帯でございます。それと、その中で、175世帯のうち更新に来ていただいた方の世帯が102世帯、それから未更新の世帯は73世帯となっております。

それと、続きまして157ページの総務手数料ということでございますが、800円ということで、こちらにつきましては国保の資格があるという証明でございまして、1通200円で、発行手数料が4件ありまして800円ということでございます。

それとあと、国保の都道府県化、広域化ということでございますが、将来、運営とかが県のほうになるということでございますが、町のほうには納付金ということで示されて、いずれ来るのかと思うのですが、今のところ納付金の額が幾らになるとか、そういったことは来ておりませんが、やり方的にはやはり今までと変わらず、町の国保の運営につきましては同じような業務を行うということになってございます。

私のほうからは以上です。

○松本美子委員長 それでは、山岸税務課長、答弁お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 それでは、川口委員のご質問ございました国民健康保険税についてお答えを申し上げます。

主要な施策で申し上げますと、155ページになるかと思えます。こちらの上の表です。(1)の収納状況の中の収入済額、こちらが、平成26年度については平成25年度に比較して減少しているというご指摘をいただきました。26年度を25年度と比較いたしますと、1,390万4,695円収入済額が減少しております。率にいたしますと、マイナス2.9%です。この収入済額が減少した最も大きな理由でございますが、これは、その左の欄になります。調定額そのものが減少しているということでございます。26年度は5億8,038万8,204円でございます、25年度と比較いたしますと2,155万7,373円、3.6%の減少となっております。この内訳を申し上げますと、現年分が1,578万7,000円、3.2%の減少、滞納繰越分が577万373円、5.2%の減少となっております。

この現年分の調定額が減少した理由でございますが、一般被保険者保険税と退職被保険者保険税、こちらで若干理由が異なっております。一般被保険者については、所得割、資産割、均等割、平等割、それぞれございますが、これをトータルして比較いたしますと、26年度については25年度に対して482万円ほど増加しております。ここから6割軽減、4割軽減、それから限度額の限度超過額、それとそういったものを差し引きますと、最終的には調定額保険税自体が、先ほど申し上げ……失礼しました。一般被保険者のほうは、約800万ほど減少しております。

今、申し上げましたとおり、減額前、軽減前のもは前年を上回っておりますけれども、最終的なものは前年を下回るということですので、結果、軽減額がふえているということになります。特にふえているのが、4割軽減の部分でございます。こちらは26年度に改正がございまして、4割軽減の範囲というのでしょうか、その条件が緩和されたというような形になっております。25年度までは、世帯主以外の被保険者数で24万5,000円を掛けて、それから基礎的な控除の33万足したものが限度になっておりましたけれども、26年度からは世帯主も含めてその額を算定するというので、範囲が広まっておりますので、その結果、4割軽減については約400万ほど軽減額がふえております。こういったことが主な理由で、結果的に調定額が800万ほど減っているということです。

退職者医療のほうでございますが、こちらについては課税人数の減少などによりまして、控除前の額、軽減額前の額自体も減っております。そういったことがございま

して、退職被保険者のほうの税額についても約770万ほど減少しているということでございます。こういったことから、現年分については1,578万7,000円の減少となっております。

滞納繰り越し分については、その前年の収入未済額が滞納に影響してまいります。年々この収入未済額が減ってきておりますので、その積み上げの結果、25年度と26年度比較しますと577万373円の調定額が減っているということです。結果的にこういった形で調定額が3.6%減少していることが、この収入済額が減っている主要な理由となっております。

なお、先ほどごらんいただきました155ページの上の表の一番右の欄を見ていただきますと、収納率がございます。この収納率については80.80%ということで、対前年度で0.58%の増加となっております。63市町村中、上から6番目という状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうすると、今の国保税の関係なのですが、4割軽減、1人世帯でも軽減されるようになりましたので、なるほどと思って今伺ったのですが、そうしますと、今の説明ですと収入はふえていると。ただ、収入もふえているけれども、軽減額が大幅にふえたので、全体として大幅な減額になったと、そういう理解でよろしいのか伺いたいと思います。

それで、先に短期資格が若干減っているということで、これをどう見るかなのですが、これはもう少し分析したいと思うのですけれども、どうなのでしょう。国保に入るべき人が、生保にも行けないと。事実上、国保にも入っていないという世帯とか人数とかというのは、町民課ではわかるのでしょうか。ちょっとそれを伺いたいと思います。

それで、県にこれから、何年度でしたか、29年度でしたか、県に行くのは。県に行って、広域化になった場合、根本的なものは何も解決するわけではないわけです。県の全体で国保会計を見て、そうすると嵐山なんかも多分引き上がるのだと思うのです。なかなか厳しいことを国保の加入者に負担させるということになると思いますので、それをどう認識されているかというのを私はちょっと聞きたい。ちょっとこれ、課長、答弁難しいでしょうから、町長に。県に行っても、この厳しさは変わらないという認

識を引き続いて加入者への負担が上がるということでお持ちなのか、国保加入者が負担させられるという厳しさというのは引き続きあるのだというふうにお持ちなのかどうかを伺いたいと思います。

それで、特定健診はちょっと答弁漏れでしたので、伺いたいと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 失礼いたしました。特定健診の状況でございますが、平成26年度につきましては、対象人数が3,869名でございました。そのうち特定健診ということで受診された方が970名いらっしゃいまして、割合にしますと25.1%となります。また、健診ということで人間ドックや他の機関、農協や消防等のほうから健康診断等を受けたということで結果をいただければ、それも特定健診の割合に入るとということで、まず人間ドックの関係の方が365名、それと農協さんとかの健診でデータをいただいた方が32名いらっしゃいまして、実施人数といたしましてカウントできる人数が、合計で1,367名いらっしゃいます。それらを先ほどの対象人数で割りますと、全体で35.33%ということになります。前年度が、平成25年度が31.88だったもので、3.54ポイント26年度は増加したということの状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、岩澤町長、答弁をお願いいたします。

○岩澤 勝町長 国保の保険者の変更ということで質問がございました。どういう認識を持っているかということなのですが、ご承知のように何も変わらないのではないかという話ありましたけれども、根本全く変わらないと思うのです。かかる人というのは変わらないわけですから、それで何でこういうふうにするかということなのです。

ですから、その保険者は変わる。それで、保険に加入している人は変わらないわけです。国保加入者の構造的な問題というのがあるわけですから。それで、加入者が変わらなくて、保険医療費だけはどんどんふえていくということで、保険者の弱い保険者が多く、それで国保自体が運営ができなくなってくる。そうすると、日本の誇りとする国民皆保険というのが根底から崩れてしまうという一番大きな懸念というのがあるわけですから。それを国保の保険者を変えて、国からではなくて、市町村から県に変える。そして、その中で、変えた中で、国保全体を見直して、国民皆保険というのをしっかり

り日本の誇りとして維持をしていく体制をつくり直すということだと思っております。ですので、根本変わらないではないかという、全くそのとおりだと思っております。保険者、お医者さんにかかる人というのは、今までかかっていた人は、これからもかかるだろうし、高齢化になってきて、かかる人もふえてくるだろうし、高齢者がどこまで伸びるか、限界のところがあるわけですが、そういうような状況まで今のままもたない。保険者がもたない。ですから、そのところで保険者を強い県にしていく。そういう中で、医療費の見直し、さっきジェネリックがあったりとか、いろんなことをやっていく。そして、それを国はどこまでサポートをできるかということだと思っております。

それで、根本的に、例えば赤字だからといって、国保の保険料を上げるといったときに、どこまで上げられるかという大きな問題があるわけです。国保の保険料を上げただけでは、医療費の増加に対応がとてできないわけです。ですので、やはり強い保険者にしていく。そして、国が今まで以上にかかわった体制をしっかりとって、それで国民皆保険を維持していく、こういうために変わっていくのだというふうに認識をしています。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明町民課長 失礼しました。先ほど1点答弁漏れがございまして、国保に加入していない世帯がどのくらいあるかということであったかと思うのですが、こちらのほうにつきましては把握がちょっとできませんので、そういったことをご理解いただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、続けて山岸税務課長、お願いいたします。

○山岸堅護税務課長 川口委員ご質問の所得が下がったことが、それでは調定額に影響しているのではないかと、そういうふうに考えられるのではないかとということでご質問をいただきました。

調定額自体、収入済額もそうですが、先ほどご説明したものが減額の主な理由ではないかというふうに考えております。

参考でございませけれども、世帯の平均所得について、この調停上といいますか、課税上のこういった数字を利用して、1世帯当たりの平均所得というのを出してみますと、25年度が約166万8,000円です。26年度が174万円ということで、約7万2,000円

増というような数字となっております。

以上です。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうですか。国保税はわかりました。若干ふえてはいるということなのですが、しかし所得とはいえ、174万円はなかなかきつい数字だなと思います。250万円までいっていないのではないのですか、収入が。では、それはいいです。

まず、国保に入っていない総件数とかはわからないのでしょうか、こういう入っていない方が何人もいるなという認識はあるのでしょうか、実際に。いや、そんなのはほとんどいないですよということでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

広域化の件ですけれども、町長とここでこれ以上やり合うつもりはないのですけれども、医療費の上昇が今後も考えられるわけです。そうすると、それに伴って国保税も引き上げられるということが考えられるわけです。これは町であろうが、県が主体であろうが。それではもう本当に加入している人は、どこまで耐えられるのかというのがまさにあるわけで、平均所得が174万でしょう、上がったとはいえ。こういう方々に、平均174万円でのどの程度の負担になっているかな。20～30万円の負担になっているのですか。20万円ぐらいの負担になるでしょうか。

そういう負担を今、現実に負担してもらっているわけですが、これをまださらに上げるということにつながっていくこの制度そのものが、今の国のやり方では私はだめだというふうに思うのです。医療費の45%を、前は医療費も事務費も含めて見ていたわけですが、それを医療費にだけ特化して、さらに今は、そこからまた削減をしている。30数パーセントに落としてしまっているわけですが、もとに戻していく方向に少しでもしていけないと国保は維持できないというふうに私は思います。これはいいです、町長。後でまた別の機会にやりたいと思います。

国保加入者が、入っていないという人が恐らく何人かというか、何十人かはいるというふうに思っているかどうかだけちょっと確認したいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 認識ということですが、社会保険なり国保のほうにどちらか入っていただくということで、入っていない人につきましてはほとんどいないのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 それでは、1点お伺いいたしますが、164ページのパンフレットをつくってジェネリック医薬品の普及に費用をかけているわけです。先ほど答弁がありましたように、効果はあるのだと思うのですが、医薬品、薬の費用を少しでも下げるとというのが目的ですので、どのくらい下がっているのか、わかりましたらお伺いをしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

ジェネリック薬品といいますが、やはり種々種類もあるでしょうし、1個1個の価格の差、そういったものもございますでしょうし、また個人個人によって処方される数、量とか、そういったものが違ってくるかと思えます。今、具体的に幾ら削減になるかということに対しましては、現在ちょっとわからない状況でございますが、連合会のほうにも今、確認中でございますので、もしわかりましたら後ほどご報告させていただきます。ご理解いただければと思えます。よろしく申し上げます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 それでは、わかり次第ひとつ知らせてください。

ジェネリックを使うことによって、いかに医療費を下げるかということにもつながるといって来ているわけですが、逆の見方をしますと、実際私もあったのですが、ジェネリック医薬品を使っています。ずっと長く使っていて、どうも若干数値が上がってきたということですので、ジェネリックではないものを使ったほうがいいのではないですかというふうに言われまして、今はそれを使っています。医療機関によっては、そういうそれぞれ個々対応があるということは、そこまでは認識はないのですか。個々のことですから、それはわからない。

ジェネリックを使うことによって、逆に病気が、効果がなくて、薬だけは投与しているということで、いかに安くても効果がないものをどんどん、どんどんくれていたってしょうがないのではないかなと思うのですが、このジェネリックの効果というものを引き上げて、なおかつ新しい薬品がどんどん出てきますよね。それは、新しい薬品というのは開発されて、それなりに高いのでしょうけれども、効果があると。だか

ら、その辺は医療機関がどういう認識を今持っているのでしょうか。それは、何かそういうことでは、医師会との意見交換みたいのはあるのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

ジェネリック薬品を普及していくということで、一方的に金額が下がることだけを考えてやっていくのも、ちょっと一理、委員さんのご指摘のとおり、本人の方の体質だとか、そういった体の状況というのもございますので、一概にそればかりがいいということではないかと思いますが、医師との意見交換等もやっているところですけども、具体的にその辺の話はちょっとしたことがないので、今後またそういったことも踏まえて検討させていただければと思います。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第2号 平成26年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで、休憩とさせていただきます。では、50分までとさせていただきます。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時51分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 まず、ごめんなさい。ちょっとすぐ出てこない。これページ数言わないで言います。特別徴収の人の人数と、それから普通徴収の人の人数を伺います。

それと、軽減対象があるのですけれども、軽減対象のうちで被扶養者であった人の対象者数ということです。それで、これ見ていますと、軽減対象者が、対象者ではない人。その人が、26年は34%になっていて、軽減になっているのです、対象ではない人が。対象ではない人は、25年は42%だったのですけれども、非常に軽減対象者が66%になっているのは、軽減率がとても幅が広いのだなということもあるのですけれども、これは埼玉県全体ではどんな感じになっているのか。嵐山町のこれ特徴なのかどうか、75歳以上になると、ひとり暮らしの女性の高齢者も多いので、所得がとても少ないと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それと今度は、これも後期高齢の話なので難しいのですけれども、医療費負担額が1割の人の人数と、医療費負担額が3割の人の人数というのを伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

金井町民課長、お願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、お答え申し上げます。

特別徴収と普通徴収の人数の関係でございますが、26年度分で特別徴収は1,749名、それと普通徴収が474名でございます。合計2,223名でございます。

それと、軽減率の状況でございますが、軽減者総数を年度末の被用者数で割ったときの割合というのが軽減率と見まして、26年度は62.7%ということになりますが、埼玉県の全体の平均というのがちょっと手元にないのでわからないのですけれども、近隣町村、例えば滑川町さん、小川町さんと比較して、全体の人口に占める割合等の違いもございしますが、例えば滑川町さんでいいますと、これ比較いたしますと、7割軽減のところ、こちらの手元の表ですと嵐山町が863に対して滑川町が582名と、それから5割軽減、嵐山町191のところ滑川町では143、それから2割軽減が嵐山町185に

対しまして滑川町さんだと105名、それから被扶養者の5割軽減のところで見ますと、嵐山町154のところ、滑川町さんのほうでは134というような状況で、大体割合的には同じような状況なのかなというふうに思います。

〔「その人数はわかりませんよね」と言う人あり〕

○金井敏明町民課長 そうですね、人口の違いがありますので。

〔「小川なんかもまずいな」と言う人あり〕

○金井敏明町民課長 小川の対象者人口というのが、7割のところ、1,752名、嵐山のほうはさっき申し上げました863ですけれども、5割のところ、411名、それと2割軽減が435名、それから5割のところ、332名ということで、対象者数の合計で見ますと、嵐山町が1,393に対して、滑川町が964、それから小川町は2,930ということになってございます。被保険者数というのが、もとの数字が違うので、具体的な割合がどうかというのは、ちょっとわからない状況でございます。

もう一つ、1割と3割の人の人数ということでございますが、1割が2,125名、それと3割が98名でございます。その割合につきましては、4.4%ということに、1割の方が98%ということなんです。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 嵐山町の後期高齢者の病気は、主なものはおわかりですか。

それと、176ページに連合会への納付金、一番上の表ですけれども、854万円ほどふえているということであるのですが、この方は単に人数だけの増加ではないですよね、所得も入りますので。ちょっとその辺の割合が、所得がふえている方がわかりますか。結構ふえたとか減ったとかというのはわかりますか。そこを伺いたいのですけれども。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁をお願いいたします。

○金井敏明町民課長 それでは、病気の種類ということでございますが、後期高齢者の関係で、入院と入院外がございまして、入院につきましては件数の順位で申し上げたいと思うのですが、循環器系の疾患というのが500件、それと2番目に精神及び行動の障害というものが243件で2番目です。3番目に新生物、これはがんとかだと思えますが、それが149件で、件数では3番目と続いてございます。

入院外につきましては、1番がやはり循環器系の疾患ということで、こちらの件数につきましては1万534件、それと2番目が消化器系の疾患ということで4,310件、目及び付属器の疾患というのが3番目で3,528件でございます。入院と入院外を合わせました合計、こちらも件数の合計で申し上げますと、循環器系の疾患というのが1万1,034件、それと2番目が、ちょっと順位変わりました消化器系の疾患で4,455件、それと3番目が目及び付属器系の疾患ということで、以上となっております。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁お願いいたします。

○太田淑江町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えいたします。

広域連合への納付金の増の関係なのですけれども、保険料納付金のところは、前年よりも今年、26年度は減っております。保険料納付金のところは減っているのですけれども、基盤安定の負担金の関係が5割軽減のところかふえた関係で基盤の負担金がふえましたので、その分がふえたので今年度納付金が多くなったということだと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑のある方。

畠山委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 177ページの平成25年度保険料還付金なのですが、これ対象人数はわかりますか。

○松本美子委員長 それでは、金井町民課長、答弁お願いいたします。

○金井敏明町民課長 お答え申し上げます。

保険料還付金の対象人数ということでございますが、4件分で4名ということでございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第3号 平成26年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○松本美子委員長 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで、休憩いたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時06分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっております。直ちに
質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、介護予防の事業について2点ほどお聞きをいたしますが、
最初にシニアのいきいき講座の事業、198ページです。

臨時職員さんと栄養士さんが、いわゆるさまざまなプログラム、運動機能のプログラ
ムだとか栄養改善のプログラム、または認知症予防のプログラム等をつくり、いろ
んな支援をしている講座も教室を開いているのだというふうに思いますが、どんな教
室なのか、お聞きをいたします。

それで、下のほうに委託料もあるのですが、業者さんに事業の運營業務の委託とい
うことで出して、その内容が教室の運営ということですが、内容をお聞きしたいとい
うふうに思います。

次に、200ページの脳の健康教室ということで、これはやっぱり認知症予防という
ことで開いている教室だというふうに思いますが、サポーターさんが136名いらっしゃ

やいまして、事業をやっているこのサポーターさんの仕事の内容とか、そのようなものをお聞きいたします。

それと、一番下にやっぱり委託料で教室の事業委託料とありますが、教室の実施の内容、またその点を参加者等ともあわせて内容をお聞きをしたいというふうに思います。

以上、2つですが、お願いいたします。

○松本美子委員長 それでは、山下長寿いきがい課長、答弁お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

初めに、私のほうからちょっとお答えをさせていただきまして、細かい部分につきましては近藤課長のほうからも答弁させていただきたいと思います。

まず、198ページのシニアいきいき講座の関係でございます。こちらの内容でございますが、シニアいきいき講座というものとシニアいきいきステップアップ講座というものを実施してございます。

まず初めに、こちらのほうのシニアいきいき講座ですけれども、これは介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されることを目的といたしまして、1号被保険者を対象として実施をするものでございます。内容としましては、栄養、口腔相談、それから調理実習、体操、レクリエーション等でございます。実施につきましては、前期、後期と2回に分けてまして行っております。前期が5月から10月の全10回、それから後期が11月から3月の全10回、こちらはなごみで実施をしてございます。実際の参加の人数でございますけれども、26人、延べで200人参加をしてございます。

それから、もう一つのシニアいきいきステップアップ講座の関係ですけれども……

〔そっちはいいです〕という人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長 こちらはよろしいですか。

〔そこまで言わなくていいです〕という人あり〕

○山下次男長寿生きがい課長 はい。

委託の関係は、副課長のほうからお答えさせていただきます。

それと、200ページの脳の健康教室の関係でございますが、こちらのほうにつきましては一次予防事業ということで、1号被保険者を対象に簡単な読み書き、計算に関する学習を継続するというところで、脳の活性化を図って認知機能の低下を防ぐというようなことを目的として行っております。こちらにつきましては、9月から3月で全

23回実施をしてございます。こちらもなごみで実施をしておりますが、1月からは増進センターのほうで実施をいたしました。こちらのほうの参加は、実人数が20人、延べ420の方が参加をしてございます。学習サポーターにつきましては、実人数が10人、延べ136の方に参加をしていただきました。こちらも委託の関係につきましては、副課長からお答えさせていただきます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、答弁をお願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、シニアいきいき講座の委託料につきましてお答えいたします。これは運動機能向上のためのプログラムを行うに当たりまして、健康運動指導士が1名、それから副指導員が1名という形で、指導者の派遣というか、指導者の委託をしているものでございます。

続きまして、脳健康教室につきましては、こちらは公文学習センターというところに委託をしております、これは一部委託です。委託の内容は、公文で開発しました脳健康教室のプログラムを利用するというものと、それから教材を公文教育センターのほうから取り寄せて行っているという部分の委託になってございます。

サポーターさんのお仕事なのですけれども、サポーターさんは1人につき2人の参加者さんを受け持ちまして、学習教材、簡単な計算の教材だったりとか、読み書きの教材を参加者の方がやっているところで、ちょっとわかりづらいところをサポートしたりとかということを受け持っていていただいています。延べ136人なのですけれども、実人数では10人サポーターさん、登録していただいている状況です。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 それでは、再質問します。

最初、シニアのいきいき講座のほうですけれども、いきいき講座を介護の計画の中にも書かれて、終了した方が次にステップをするということで、それはわかっていますからいいです。

いきいき講座の内容なのですけれども、随分いろんなものを行っているのだなと。延べ人数、そんなに教室にいる方というか、その講座を運営している方がそう多い人数ではない。何百人という数字が書いてありましたからあれだったのですが、延べ人

数で200人、26名で200人ということなので、これはわかりました。

それで、今度はその下の委託料なのですが、よろしいでしょうか。委託料のシンコースポーツさんというところに、教室を運営するのだけれども、指導者を呼ぶ委託をして、こちらで教室を開いているということなのではないでしょうか。そういうふうに取り扱ったのですが、その確認だけでもう一度お願いいたします。

それと、脳の健康教室、どのようなことをやるのかなというふうに思っていましたら、サポーターさんのお役目というのは、簡単な読み書きだとか計算等をする内容に対して、脇についていて補佐をしてくれるサポーターさんだというふうに取り扱いました。それで、教室の内容ですが、特にプログラムについては公文さんという業者さんをお願いをしているのだと、そのようにお聞きをしました。脇につくというふうなことになりますと、非常に大切なことだなというふうに思います。何か指導する。ただ我々が読み書き、計算を頭で計算して、それを指導するというか、ついていて見てあげるといえるのは、自分の子供であればわかりますけれども、これから脳の衰えていくのを活性化させるということですから非常に難しいかと思うのですが、そこら辺のサポーターさんの何か資格みたいなものがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上、2点だけ。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、答弁をお願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、シニアいきいき講座の委託の関係なのですが、教室の運営全体を委託しておりまして、会場をなごみという形で貸し出しをして、その事業者に来ていただいて運営をしていただくという形態になっております。

続きまして、脳の健康教室のサポーターさんについてなのですが、特に資格というものはありませんが、学習に入っていただくに当たりまして、サポーターの説明会を1回、それから、このときに研修会というのですか、サポーターの役割とかを勉強していただいております。その後、実際に教室がスタートするとき1回と、教室の中間地点で1回、実地研修ということで公文の本部の指導者が来て、そのサポートの仕方を指導していただいているような状況でございます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに。

大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 すみません。1点だけ、お尋ねしたいと思います。

185ページの施設介護サービス受給者についてです。介護老人福祉施設でお世話になっている人で、平成25年に比較して、26年度は要介護2と要介護3はふえているのですけれども、要介護4、要介護5、この人数がかなり減っているのです。要介護4が、25年30名に対して、26年が21名。要介護5が、25年35名に対して、26年28名ということで減っておるのですけれども、この減った実態、これが実際に入院してしまったのか、自宅介護に切りかえたのか、はたまたお亡くなりになってしまったのか、そこら辺の実態は、もしわかったら教えてもらいたいと思います。

それともう一つ、(9)のサービス未利用者の数なのですけれども、この認定者数はふえているのですけれども、未利用者の数がかなりふえているのです。これ、ふえている理由としては、先ほど質問があったこういった健康教室だとか、いろんな支援事業の中でやっていることが功を奏して、そういう方がそんなにふえていないということなのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、山下長寿生きがい課長、答弁をお願いします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、介護老人福祉施設の関係の昨年と比較した中での介護度別で増減ということでございますが、そちらのほうで、例えば死亡ですとか、入院ですとか、自宅に戻ったとか、その辺の内容については、ちょっとこちらのほうで今、把握していない状況でございます。

それから、サービスの未利用者の状況でございます。昨년이174名、今年が184名ということで、10名ほどの増加でございます。その理由ということでございますけれども、今、大野委員さんがおっしゃったようなことも、一つ要因にはなっているというふうにも思います。例えば、認定だけをとっておいて、何か急にいざという時のためにすぐ使いたいというような方ですとか、それから入院をされてしまっている方、また住宅の改修ですとか福祉用具の購入、そういった面で使いたいということで認定をとられている方もいると思います。それから、先ほど言われた介護予防事業等、それからいきいき課のほうでもやっています健康事業とスポーツ事業、いろいろなこういったことをやっている成果というのも一つの要因として、こういった利用者の方も多くなっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 再質問を1点だけさせていただきます。

要介護4とか5とかという方には、大変な経費もかかっているのだろうなというふうに思います。この人たちの実態がどうなってそうなるのかということは、やはりある程度知っておく必要があるのかなというふうには思うのですけれども、それを知るすべというのはないのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、どうぞ。

○太田直人長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 要介護4・5のお話でございますが、実態という面では把握ができない状況ではあります。施設利用の方ですので、介護認定をするわけなのですけれども、通常1年、認定を受けてから1年後に更新をかけていく。ただ、施設入所の方ですと、状態が安定している、安定しているという言い方はちょっと変なのですけれども、例えば介護4の状態と比較的病院に入院しているときよりは状態が安定しているという中で、最長2年認定期間が延ばせるわけなのです。ですから、その2年の間に要介護5に近い状況になってしまうということは想定されます。ただ、それが具体的に何名いるとかというのはちょっと把握はできないのですけれども、その認定期間中で変動があるということは想定されます。

以上です。

○松本美子委員長 大野委員、どうぞ。

○大野敏行委員 福祉施設に入ってしまったものに対しては、町としては、その後はどうなったという報告とか、そういうことは施設からはいただけないというか、それをこちらのほうからわざわざ知る必要はないということなのか、もともとそういうシステムでないということなのか、それだけ最後にお聞きしたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いします。

○太田直人長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えします。

入所後の生活につきましては、施設の中で、在宅サービスと同様に1カ月の施設生活の計画を立てる責任者がおるわけです。その方が、入所されている方々のそれぞれの計画を立てているわけなのですけれども、それについては在宅サービスと違っていて直接町のほうには返ってこないのです。ただ、例えば事故がありましたとか、そういったものにつきましては、事故報告ということで、どんな原因で、どうい

う対応をしましたという報告は後で来ます。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 ちょっとばらばらしているのですけれども、まず介護の認定率、嵐山町は13.9%かなというふうに思うのですけれども、私が計算した限りで。それで、全国的に、全国の認定率、県の認定率、近隣の認定率、昨年伺ったので、それをまず伺いたいと思います。

それから、介護保険の認定者でひとり暮らしの人の割合、ご夫婦の割合、それから家族で認定されている人の割合というのは出ていますでしょうか。それを伺いたいと思います。

あと、171ページになるのですけれども、施設介護を利用されている方の65歳から74歳の人数、171になります。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ごめん、これ前のだ。では。すみません。でも、これ171ではなくても、そっちの資料に出ていますよね。持っていらっしゃるんですよね、普通。施設介護を利用されている方の65歳から74歳の人数、それから75歳以上の人数と、あとの居宅介護なのですけれども、居宅介護のそれぞれの段階の利用率を伺います。

あと、201ページに配食サービスが出ているわけなののですけれども、配食サービスの利用状況を具体的に伺います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

1番目と3番目につきましては私からで、2番目につきましては太田副課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、認定率の関係でございますが、今年、27年の3月末現在の認定率ということでお答えをさせていただきたいと思います。まず、全国でございますけれども17.9%、それから埼玉県が14.1%、嵐山町は14.2%、それから滑川町が13.7%、小川町が16.6%、ときがわ町が16.5%、吉見町が14.1%、川島町が14.8%、東秩父村が18.4%、鳩山町が10.7%、東松山市が15.1%。全国、県、近隣の状況がこんな感じになってご

ざいますが、嵐山町は14.2%ということで、ほぼ埼玉県の認定率と、14.1%と同じような状況になっているということでございます。

それから、世帯といたしましては、夫婦ですとかひとり暮らしの関係につきましては、ちょっとすみません。資料がございません。申しわけございません。

それから、3番目の関係です。配食サービスの関係でございますが、こちらにつきましては1食410円分の町の負担ということでございまして、昼食分につきまして実人数で21人の方、1,914食78万4,740円でございます。それから、夕食分といたしまして、実人数が28人、3,993食、163万7,130円の支出となっている状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 施設ごとの利用者の人数ですよね。老人福祉施設、いわゆる特別……

〔それは言っていないです〕という人あり〕

○太田直人長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 違いましたか。

〔もう一回いいますね。いいですか〕という人あり〕

○松本美子委員長 はい。

○渋谷登美子委員 施設介護の65歳から74歳の人数、後期高齢者と前期高齢者の人数割合を知りたいということです。

それと、もうごめんなさい。もう一つ、居宅介護の段階的な利用率をお伺いします。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 すみませんでした。

施設サービスの関係ですけれども、まず人数から申し上げますと、27年2月の実績でいきますと、特養は全体で84名使っていただいたのですけれども、65歳から69歳が6名、70歳から74歳が7名、75歳から79歳が9名、80歳から84歳が17名、85歳から89歳が25名、90歳以上が20名という形になっております。今、委員さんのご質問で割合ということなのですが、6名と7名で13名が前期高齢者という形になるかと思っておりますので、15%ほどの方が前期高齢者という形で特養を利用されています。残りの方、85%が後期高齢者という形かと。

続きまして、在宅サービスでございます。在宅サービスにつきましては、これがや

はり2月の利用分としまして、要支援1が居宅サービス分では48.4%、要支援2で42.1%、要介護1で43.1%、介護2で53.7%、介護3で58.5%、介護4で56.9%、介護5で53.9%の利用率となっております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。全体的に、昨年比べて認定率が上がったのですね。そういうふうに考えていいのかなというふうに思っているのですけれども。

それと、一昨日ですか、地域包括支援センターのお話を聞いたときに、非常にひとり暮らしの人とか困難事例が挙がっているということで、それで介護の認定者でシングル、独居の人、ご夫婦の人、それからご家族で認定されていたりするととても大変なのかなと思って、それを伺ったのですけれども、それは全体的にはそういうふうな人数としては把握されていないというふうに考えていいのですか。そこのところを結構重要なのではないかなと思うのですけれども、ちょっとなと思っていました。

それから、居宅介護もなののですけれども、利用率、24年に比べる、ごめんなさい。25年のを入っていないのですけれども、要支援はふえているのですけれども、そのほかは全体に利用率というのが下がっているような気がするのですけれども、これは利用率自体が下がっているという、わずかですけれども、下がっている感じがするのですが、それはやっぱりあれですか、お助けサービスが出てきたとか、いろんなこととかも地域の関係ができてきたから利用率が下がってきているのか、そこのところがちょっとわからないのですけれども、全体的に所得も低くなっているから利用率が下がってきているというふうな感じに見るのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、山下長寿生きがい課長、答弁お願いします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

初めに、ひとり暮らしですとか夫婦暮らしの率ということで、私が資料を持っていないということでお答えさせていただきました。近藤副課長のほうがありましたので、そちらでお答えさせていただきます。すみません。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、答弁お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 介護度別のひとり暮らしの数というのは出ていないのですけれども、ひとり暮らしの高齢者のうちの認定を受けている人の人数は、私のほうで把握しておりますのでお答えさせていただきます。ひとり暮らし

の方が511人、これは平成26年度の民生委員さんの社会調査から拾った人数でございます。511人中、107人が要介護認定を受けてございます。細かい介護度別というのはちょっと出せていないのですが、以上です。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いします。

○太田直人長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 過去の数値と比べてのお話かと思いますが、予防のほうは確かにふえているような傾向がございます。介護につきましては、先ほど課長のほうで答弁をした未利用者というところもかかわってくるのですが、例えば病院に長期入院をし始めたりしたケースで、病院のほうで介護認定をしておいてくださいということで、認定だけは取っているけれども、介護は使わなかったというようなことも……

〔「居宅介護」と言う人あり〕

○太田直人長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 居宅です。それから、退院を目的として介護認定をする方というのも結構いらっしゃるのです。ただ、実際に病状が改善しなくて、結局最終的に医療保険のほうを継続して使っているというようなこともありますので、そういった意味でいきますと、被保険者数に対して認定者数もふえていくというところがあるのですけれども、実際のサービスには結びつかないというようなこともあります。

あとは、先ほど課長がお話しした住宅改修ですとか、福祉用具の部分で認定を取りたいといったこともありまして、居宅の先ほど申し上げたパーセンテージの中には、住宅改修だけとか福祉用具だけの方というのは実際には入っていませんので、そういった部分でも若干影響が違ってきているのかなというふうには私どもも考えております。

以上です。

〔「ちょっと、すみません。答弁漏れがあるみ

たいです」と言う人あり〕

○松本美子委員長 答弁漏れがあるようですので、山下長寿生きがい課長、答弁をお願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 失礼しました。ちょっと答弁のほうで漏れてしまったことがございました。

認定率の関係で、昨年と比較して全体的に下がっているかどうかということだった

のですが、昨年は多分データが平成25年9月現在というような形の中で回答させていただいたと思います。それで、今私のほうで申し上げましたのは、27年3月現在ということで申し上げたわけでございますけれども、その比較をしますと、ほぼ全国、県、近隣ともに認定率につきましては下がっているという状況になってございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 実は、私も全然ちょっと認識が足りなかったのかなと思うのですが、居宅介護は病院に入っていらっしゃる方も居宅介護を利用されるということがあるということですね。それで認定されて、通院という形になってくるというふうに考えていいということなのですか。今のお話を伺っていると、どうもよくわからないのですが、病院に入っている方でも居宅介護の対象になるというふうに考えて、そしてその方たちは、病院で生活しているので居宅介護のサービスを利用しないで、ほかの、退院したときのために住宅改修などをしていって、それで家族が介護していくというふうなパターンになるのでしょうか、ちょっと伺いたい。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁をお願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 すみません。私の説明が不適切でした。

病院に入院中のお話は、要介護認定の話です。入院期間中は介護保険利用できませんので、医療保険なのです。ただ、病院側として、退院を目的に介護の認定を取っておいてくださいと。認定を取ることで、退院後にすぐサービスが使えるだろうという想定のお話です。ただ、実際にそういう方もいらっしゃいますけれども、そのまま、入院のままで介護サービスは使わずに、医療のほうのサービスだけを使っているケースもあるので、認定者としての数は出ていますけれども、利用率には結びつかないという方もいらっしゃるということです。すみません。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方。

河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 ページが198と199ページの「めぎせ100歳元気元気事業」なのですが、1つは198ページにあるのと、それから199ページの一番下段にある2つの事業で書いてあるのですが、この2つに分けている理由は何なのでしょうか。

それから、198ページのめぎせ100歳の関係で、委託料で2つの指定地域でそれぞれ

事業を展開されているわけでありますけれども、この2つの地域のそれぞれの参加の人数はどのくらいだったのでしょうか。

それから、199ページの関係で実施地域というふうになっているのですけれども、幾つの実施地域で事業が展開されたのでしょうか。

さらに、この2つの事業のそれぞれで事業費がかなり違っているのですけれども、これは志賀2区と平沢2区とのどんな事業が展開されているのでしょうか。この差はどういう形で出てきたのか、その内容についてお聞きしておきたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

198、199にわたりまして、「めざせ100歳元気元気事業」ということで2つに分けているということでございますが、その理由としましては、まず198ページ、この志賀2区と平沢2区につきましては、その事業が始まって、町のほうで積極的にかかわり合いを持ってやっている。これ199ページのほうの事業につきましては自主地区ということで、こちらにつきましては事業が一度終わりをまして、その後、自主的に活動をしていただいているところへも、町から支援をやっているということで、2つに分けさせていただいているというようなことでございます。

それから、参加の人数等でございますが、まず198ページの志賀2区のほうでございます。これにつきましては、実人数が51人、延べ481人の参加でございました。この実施の時期でございますけれども、6月から9月で週1回、全12回、こちらを町民ホールのほうで実施しております。それから、平沢2区のほうでございますけれども、実人数で42人、延べ326人の参加でございます。こちらのほうは、1月から3月で週1回、全11回を開催してございます。こちらは、場所は平沢2区の集会所で行ったものでございます。

それから、199ページの関係でございますけれども、こちらの地区につきましては3地区ございます。まず、鎌形のたのしみ会様という名前なのでしょうか、22回。それから、吉田2区のにこにこ会、これが11回。それから、菅谷2区で元気の会ということで4回を開催して、そちらのほうの支援をしておるところでございます。

それから、詳しい内容につきましては、副課長のほうから答弁させていただきます。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、答弁をお願いします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

めざせ100歳の平沢地区と志賀2区との違いということなのですが、教室の内容は、おおむね週に1回なのなのですが、3カ月間継続する事業となっております。内容的には運動に関するもの、それから口腔の相談、それから栄養相談、レクリエーション、そのようなものを組み合わせて実施しております。内容については、両地区とも同じ内容を行っているのですが、日数が若干違っていて、志賀2区が12回で平沢2区が11回となっていて、回数が違ってまいります。この回数の違いによりまして、委託料の差も出てきているという状況です。

それから、すみません。自主地区の回数につきまして、ちょっと課長のほうから答弁がありましたが、1つ訂正をさせていただきたいのですが、鎌形のたのしみ会が、残念ながら平成25年度で一時活動休止となっております。現在町のほうで補助をしている実施地区は2地区となっております。ただ、本当に自主的に町のご支援を受けないでやっている地区もございまして、それが杉山地区、川島1区、菅谷7区、菅谷1区ということで、この4地区は自主的に活動しております。

以上です。

○松本美子委員長 河井委員、どうぞ。

○河井勝久委員 そうすると、3カ月、3カ月という形でそれぞれ継続されているわけなのですが、参加している人たちの中から、かなりの効果はあらわれてきているのでしょうか。そこら辺は、歯の場合なんかで、それぞれこういう形でいろいろと指導もされてきているのでしょうか、そういう面でも回復やなんかが見られるような形になってきているのでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、近藤副課長、お願いいたします。

○近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 教室の効果ということなのですが、教室が最初に始まる時に、体力測定とライフスタイル調査とあって、日常生活の状況を調査しております。そして、教室が終わった後、また再度同じ調査をしまして、その効果を比較しております。ただ、ちょっとこれ健康いきいき課の事業なものですから、私のほうで効果の細かい内容というのを資料を手元に持っていないのでお答えすることができないのですが、ただ、やはり皆さん3カ月続けることで、幾らか体力が向上したりとか、あと生活面でも少し張りが出てきたりとかというような効果はあらわれていると伺っております。

以上です。

- 松本美子委員長 河井委員、どうぞ。
- 河井勝久委員 参加している人の年齢なのですけれども、一番若い人と一番お年寄りとは、何歳ぐらいの人が参加しているのでしょうか。
- 松本美子委員長 近藤副課長、答弁をお願いします。
- 近藤久代長寿生きがい課包括支援担当副課長 この事業は65歳以上の方が対象になっているのですけれども、申しわけございません、私のほうでちょっと年齢の構成のほうは把握しておりませんので。
- 松本美子委員長 そのほかの質疑はございますか。
畠山委員、どうぞ。
- 畠山美幸委員 196ページだけになりますけれども、2款3項1目の審査支払手数料、1件当たり65.0円と書いてあるのですが、25年度は75.0円でした。10円の差はどうして出たのか、お伺いします。
それと、2款4項1目のところの高額介護サービス費、次の高額介護予防サービス費、引き続き高額医療合算介護サービス費、そして高額医療合算介護予防サービス費ということで、項目が4項目にわたってあるのですけれども、この内容につきまして、それぞれどのようなサービス内容になっているのか伺いたいのと、あと対象人数が何人なのか、お伺いします。
- 松本美子委員長 それでは、山下長寿生きがい課長、答弁をお願いします。
- 山下次男長寿生きがい課長 それでは、2点ばかりのご質問いただきましたが、初めの1点目につきましては私のほうから、2点目につきましては太田副課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。
まず初めに、審査支払手数料の関係でございますが、昨年度は確かに75円ということで、これが1万5,320件の114万9,000円でございます。今年65円の1万5,914件で、103万4,410円ということでございます。こちらのほう、多少ここにも書いてございますけれども、余剰金といいましょうか、こういうものがございまして、単価的にも下がってございます。余剰金を利用した請求ということで、本来の額より下がった請求が国保連合会のほうから来て、支払いをさせていただいたものでございます。
以上でございます。
- 松本美子委員長 それでは、続けて太田副課長、お願いいたします。
- 太田直人長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 高額介護、介護予防並びに高額合

算、介護予防含めてなのですからけれども、まず高額介護サービス費、制度的には介護保険の一部利用者負担1割分が一定の金額を超えた場合に、その超えた部分について給付をする制度でございます。これは嵐山町独自ではございまして、全国共通になっております。

その内容につきましては、課税、非課税の区分があるのですが、1段階でいきますと、生活保護の受給者等の方ということで1万5,000円以上、これが1、2段階なのですからけれども、3段階につきましては非課税の方という形で、2万4,600円の利用料を超えた場合に、その超えた部分を後日償還するというものです。その中で、使っていただいたサービスが予防のサービスなのか、介護のサービスなのかで、項目上分けさせていただいております。

それと、合算ですけれども、こちらは平成20年から始まっている制度ですが、介護保険の先ほどの利用者負担分と医療保険の利用者負担分の年間の負担分を合算したものが一定の基準を超えた場合に、医療と介護からそれぞれ超えた分を案分して償還する制度でございます。

対象者ということですが、3月に支給をさせていただいている方でいきますと、112名が対象になっております。それから、合算のほうでございますが、こちらは80名の方が対象となっております。予防の合算のほうにつきましては1名です。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 ささまざまな介護予防を展開しながらも認定者がふえ、利用者がふえ…利用者もふえているのですよね、23人。ふえているということであるわけです。187ページの利用者がふえているわけですからけれども、保険給付費が減っているわけです。利用者がふえているのに、保険給付が減るとというのが理解ができませんけれども、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから、201ページの配食サービスの下に認知症早期発見啓発事業委託料5万1,000円、余り金額的に多くないので、どういう早期発見ができるのかなと思うのですが、内容的なものをちょっと伺いたいと思います。

それと、厚労省が居宅介護の場合、家族にどの程度の負担がいつているのかを調査しているのですよね。配偶者が26.2%、子供が21%、そして男性が31%、女性が68%

で、こういう率はおおむね理解できる、こういう状況かなと思うのですけれども、ほとんど終日介護にかかわっているというのが、要介護5の場合は56%、要介護4で54%、中度の3で36%ということなのです。前にも家族介護の負担のことをお聞きしたことがあるのですけれども、前の課長に。実態はあるのでしょうかけれども、デイサービスだとかいろんなのがあるから、そんなに負担になっていないよというお答えのような感じだったのです。厚労省がこういうふうにご認識されているのか、実態として。そこをちょっと伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

認定者数、それから利用者数がふえているのに、給付費が減っているのはなぜかというようにご質問だったかと思います。ちょっと194ページをごらんいただきたいと思いますが、中段に2款1項5目施設介護サービス給付費というのがございます。施設のほうに入所している方に出す給付費でございますけれども、こちらのほうが実際平成25年度は3億8,133万8,810円でございます。それが、26年度につきましては、3億3,536万3,078円とここに記載してございます。比較いたしますと4,597万5,732円、12.1%の減というようなことになってございます。ですから、ほかの給付費といろいろ条件がございますけれども、大きな要因といたしましては、こちらの給付費が減ったということが要因かと思えます。こちらについては、介護老人福祉施設ですとか介護老人保健施設、それから介護療養型医療保健施設、それぞれのほうに入所している方の費用でございます。これが原因になっているのかなというふうに考えております。

続きまして、認知症の201ページですか、事業の認知症早期発見啓発事業の委託料の関係でございます。こちらにつきましては、昨年度の、26年8月から、町のホームページからパソコンですとか携帯電話を使っただいて認知症の簡単なチェックといいたいでしょうか、そういったようなことができるようにいたしました。そのチェックシステムで、自分で入っただいて、幾つかの質問といいたいでしょうか、あるわけなのですけれども、2つございまして、「これって認知症？」というのと、「わたしも認知症？」というような2つの項目ありまして、それを自分で簡単にチェックをするというようなものでございまして、実績といたしますと昨年8月から始まりまして、これは全国で2番目に開始したようなものでございます。現在では26団体で実施をして

いるようなものだと聞いてございます。アクセス数につきましては、8月から3月までの合計で7,190件。それで、「これって認知症？」というほうが3,742件、それから「わたしも認知症？」というほうが3,448件のアクセスがございました。こういったことをしていただいている事業といたしましょうか、委託点でございます。

それから、介護者の家族の関係の負担についてどう考えているかなというようなご質問だと思いますが、確かに家族の方でそういったような方がいらっしゃいますと、それを介護される方というのは、それなりの負担は確かにあるものだというふうには思います。そういったものを少しでも軽減をしていただくということで、デイサービスですとか、ショートステイですとか、そういったものをご利用していただきながら、本来、居宅といたしますか、自宅で、住みなれた地域で、安心して安全に暮らせるというのが一番いいわけでございますので、家族の方については大変なというふうには思いますが、そういったことでやっていただけているのが一番いいことなのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 そうすると、保険給付費が減ったのは、これは単純に言うと、施設介護から居宅介護のほうに移ったというふうに見ていいのでしょうか、人数的に。

それで、居宅介護の件なのですが、私の知り合いで認知症になられた方がいて、嵐山町ではデイサービスないのですよというふうに言われてしまったのです。その方は、町外に今、行っているのですけれども、嵐山町の状況として、その辺十分整っているのかなと、そのお話を聞いて思ったのですが、いかがでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

山下長寿生きがい課長、お願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきたいと思います。

確かに保険給付費の減につきましては、入所の方が減になったのが原因だというふうには思いますが、その方が居宅になられたのかとか、施設でお亡くなりになられたかという、そういった実態につきましては、ちょっと把握していない状況でございます。

それから、デイサービス等の関係につきましては、副課長のほうからお答えさせていただきます。

○松本美子委員長 それでは、太田副課長、答弁お願いいたします。

○太田直人長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 デイサービスの事業所ということですが、一応町内に6カ所ほどございます。デイサービスの利用につきましては、予防であっても、介護であっても、居宅介護支援事業所、ケアマネジャーさんが計画を立てて、どこの事業所ということが選択できるはずですので、そういった意味では嵐山にないということはない。むしろ多いほうだと思います、嵐山の規模で言えば。

以上です。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第4号 平成26年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで、休憩をさせていただきます。再開は午後1時30分とさせていただきます。

休 憩 午後 零時08分

再 開 午後 1時28分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直

ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 207ページに、下水道の水洗化人口と人口普及率と水洗化率と出ているのですけれども、今現在で下水道に接続していない世帯数が多い地区はどこになるか伺いたいと思います。この前の上水道の調査がありましたけれども、ファミリーフーズの近辺というのが一時基準値以下というか、水質の基準値以上だったということがありましたけれども、そういった部分になるのか、伺いたいと思います。

あと、浄化槽も、大体どの地域がどこら辺まで進んでいて、浄化槽に接続になっていない地域がどこら辺になるのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、清水副課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 それでは、お答えいたします。

水洗化率の関係なのですが、今現在、下水道区域におきましては工事の負担区というのがございまして、嵐山町には19の負担区がございます。平成6年から今現在まで随時下水道の接続整備を行い、供用開始をさせていただいているところでございますが、比較的新しい川島地区が平成20年度以降整備を進めてきておるところです。その川島地区、新しい部分の地域のほうが、接続率のほうが、まだ期間もたっておりませんので、古い区域よりも多く接続がえをされていないところがまだ多いと思っております。今現在、接続がえをされていないところが、全体で766件ございます。

浄化槽に関しましてですが、浄化槽区域は、その下水道区域以外の嵐山町全域になりますので、多い少ないというのが、今のところ転換が、全部で308基転換しているのですけれども、少ない区域といいますと、大蔵、根岸、將軍沢あたりが、今のところ転換が進んでいないという状況でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 使用料で見ますと、下水道は平成26年4,383件、そして浄化槽は492件だと思うのです。その中で、アパートなどもあると思うのですけれども、そういったものを含めて、この4,383と浄化槽も492という形になっているのか。今のお話だと、浄化槽は308基が変換になっているということですよ。そうすると、たしか492の使用料をもらっていると思うのです、210ページだと思うのですけれども。かなり差が

出てきて、そこの部分というのは新設ということになるのですか。転換と新設があってということで、そこのところで4,383で766件まだ布設替え、下水道に加入していないところがあるとなると、766足す……ごめんなさい。これ出しておけばよかったのですけれども、5,149世帯が下水道に本来ならば接続して行ってほしい世帯数になりますよね。だから、水洗化率は83.3になっているのだけれども、水洗化率とこれとが多分一致しないのだろうなというふうに思っているのですけれども、どうなのでしょう。これは使用料をいただいているのが26年度4,383件、これでいいのだろうなというふうに見たのです。これはアパートなども含めて1カ所というふうな形で見ると、その辺を伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁を清水副課長、お願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました766件というのは、下水道エリアのみになっております。それで、浄化槽区域なのですけれども、先ほど申し上げました308件と492件の差が寄附浄化槽ということになっております。寄附浄化槽と新設、あるいは転換の浄化槽を合わせまして492件ということになっております。

このPFI事業を開始するに当たりまして調査いたしましたところ、町管理型浄化槽に転換すべき浄化槽というのを調査いたしましたところ、963件ございます。大体1,000件を第1期、第2期の整備計画で、1,000基を浄化槽のほうに転換していただくという計画を立てております。嵐山町の全体の浄化槽が、浄化槽区域内に2,260基ございます。2,260基で、今現在、合併処理浄化槽にかわっているものが1,460基ございまして、約65%の合併処理浄化槽の整備率ということになっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 下水道なので、下水道区域ではないと下水料は出せないで、当然残っているのが766件というのはわかるのです。それで、4,383件、多分私が写しているのであれだと思うのです。これはアパート区域なんかもあるわけなのですけれども、アパートには、アパートとかありますよね。それは、1世帯1世帯で考えていくのか、1つのアパート全体で何基というふうに考えていくのかでまた違ってくると思うのですが、それも含んで、全部合わせて4,383世帯の使用料をもらっているということなのか。でも、そうですよね、使用料だから、個人で払うのだから。残りが766件とな

ると、私は、すみません。市街化調整区域にはもう少し世帯数があったと思うのですが、ここの兼ね合いというのはどういうふうにと考えたらよろしいのでしょうか。

○松本美子委員長 それでは、清水副課長、答弁をお願いいたします。

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

766件が下水道エリアの未接続の世帯になります。その中に下水道使用料の4,384戸というのが、アパートで個人個人で数えた総数でございますので、アパートが10世帯のアパートですと10、この使用料では10となりますけれども、浄化槽的には1基というカウントになっております。

〔「わかりました……」と言う人あり〕

○清水延昭上下水道課下水道担当副課長 以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑のある方はどうぞ。

川口委員、どうぞ。

○川口浩史委員 209ページの一番下の下水道使用料の件なのですが、昨年の収入未済額が988万5,442円と、今年の滞納繰越分の収入未済額が110万8,760円ということで、昨年の収入未済額の大半は、これは入金をされたという理解でよろしいのでしょうか。

それと、不納欠損の理由を伺いたいと思います。

それと、浄化槽は、今回62基ということですよ。目標というか、計画からすると少ないと思うのですが、これはなかなか進まない要因というか、何かつかんでいるのであれば伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井上下水道課長、お願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、お答えいたします。

滞納繰越分調定額1,120万3,593円、収入済額が989万4,055円ということで、88%の収納率ということで大半の収納は済んでいるかなというふう考えております。

それから、不納欠損額20万778円、この内容でございますけれども、平成20年度分の関係の不納欠損でございまして、転出先居所不明23件、12万5,682円、死亡1件、2,100円、破産1件、7万2,996円という内容でございます。

それから、浄化槽の転換実績62基ということ、目標に比べて少ないということでございますけれども、確かに目標基数に比べますと少ない状況でございます。先ほど清水副課長が申し上げましたけれども、平成22年度にPFI事業を実施するに当たりま

してアンケート調査を実施したわけですが、そのときの実施をするのに当たってのアンケートの回収が、56.9%のアンケートの回答がありました。この必要サンプル数384件に比べてかなり上回っておりまして、95%の信頼度があるというアンケート調査がありました。

このアンケートの調査の結果、今後、浄化槽をどのように実施していくかという細かい内容の質問に対して、必要と答えた人が76.8%という回答があって、高い回答率があったわけですが、その中で実施時期について希望を聞いております。1年以内に実施したいというのが37.6%、3年以内が20.1%ということで、ここで約60%の人が1年から3年以内の間に実施したいというのがありました。5年以内に希望するというのが12.6%、ここで8割近い方が5年以内には終わりにしたいと。その基数が300基、表ぐらいな件数なのです。平成26年度まで、この22年度当時に実施したアンケートでいきますと、5年以内に希望するという方がほぼ終わってしまったというような数字になっておりまして、今後はまだ未定だとか、10年以内には実施したいかという家庭に対して、今、掘り起こしをやっているのが現状でございます。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第5号 平成26年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで、休憩とさせていただきます。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時45分

○松本美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件
を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 874ページに有収水量及び水道料金という形で出てきますが、工業用の……すみません。374ページ、ごめんなさい。

○松本美子委員長 もう一度すみません。ページをお願いします。

○渋谷登美子委員 374ページです。失礼いたしました。

工業用の水量が前年度よりも少なくなっているのです、若干ですけれども。その理由を伺いたいと思います。

それと、26年度の水道事業業務報告書のほうで、全部で14件の工事がありますけれども、配水本管施設費というのですか、それで大体老朽管はどの程度かえることができたのか、何パーセントぐらい終わったのか、伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、決算書374ページの有収水量に関してお答えいたします。

有収水量を比較させていただきますと、家庭用が162万1,806立方メートルで、構成比は全体のうちの61.56%、工業用のほうは49万7,694立方メートルで19.31%となっております。平成25年度に比べて、家庭用の有収水量はマイナスの9,460立方メートル、工業用では1万892立方メートルとなっております。こちらのほうを比較させていただいても、工業用のほうが家庭よりは有収水量が減っているわけでございます。この理由といたしましては、やはり平成26年の4月から始まりました消費税増税の駆け込み需要の反動が少し出ているのかなと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 それでは、新井上下水道課長、答弁をお願いいたします。

○新井益男上下水道課長 それでは、水道管の布設の関係のご質問につきましてお答えいたします。

平成26年度に延長3,510.9メートルの布設替えをいたしました。ただ、この中で新たに布設した延長もありまして、平成25年度末と平成26年度末で全体延長が1,101メートルほど伸びております。割合とすると、平成25年度末の耐震管の割合でいきますと、平成25年度末の耐震管が8.9%の割合でした。平成26年度末の耐震管の割合としましては10.7%という割合にはなっております。ただ、全体延長も1,100メートルほど伸びておりますので、距離に比べて割合はそんなに伸びないというような状況もあります。

以上でございます。

○松本美子委員長 渋谷委員、どうぞ。

○渋谷登美子委員 すみません。私、水道関係で、工事関係で消費税の反動というのがよくわからないのですけれども、それやっぱり水道料も、水道というのは工業に必要なものであるため、それが消費税の反動という形で抑えるということがちょっと理解しにくいのですが、その点はどのように考えたらよいのか伺いたいと思います。

○松本美子委員長 それでは、藤原副課長、答弁をお願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

消費税の増税の反動減といたしましては、工業団地が有収水量の占有率というのは大きいわけでございますけれども、その工業団地の中のそれぞれの企業が消費税増税前までは操業度がすごく上がっているわけなのですけれども、やはり需要が落ち込みますと、それだけ操業度が低くなりますので、水道料も低くなったというふうに見ております。

以上でございます。

○松本美子委員長 そのほかに質疑ございますか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 374ですが、給水単価が前年よりか64銭マイナス。ただ、給水原価は上がっているのです。このところは、どういう理由になっているのかわかりましたら。総配水量が減っていますから、それからの数字で、こういう給水原価を割り出して上

がってしまっているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしておきますけれども。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 それでは、お答えいたします。

平成26年度は、いわゆる会計基準の変更というものがございまして、やはりその引当金とかそういう経費が、今までかかっていないものがかかってございます。そうしたものと、あと大きく見ますと路面復旧費等の経費が前年度よりはちょっと多うございまして、その辺の影響で原価のほうが上がってしまったという形になっております。

以上でございます。

○松本美子委員長 安藤委員、どうぞ。

○安藤欣男委員 そうすると、総配水量が減ったとか、そういう関係では影響は出てこないのですか。というのは、今後、人口減少で水道の利用が減ってきて、そうした場合に給水単価のほうはどうしても上がってきてしまうのかなというふうに思うのですが、その辺はどうなのですか、リンク的には。

○松本美子委員長 それでは、答弁を藤原副課長、お願いいたします。

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 お答えいたします。

供給単価のほうは、総配水量が下がりますと、やはり……

〔「高く取る……」と言う人あり〕

○藤原 実上下水道課管理担当副課長 要するに水道料金の部分としてお願いするほうの単価といたしましては、やはり人口減少等でどうしても低くなっていく。総配水量も下がれば、やはりその分売り上げも下がりますので、低くなっていくという傾向でございまして。逆に給水原価のほうは、やはり経費のほうが上がりますと、水道を送り出すのにかかる費用の面でございますので、費用が上がるとどうしても原価のほうは上昇してしまうという影響で、そういった影響が出ているものと思っております。

以上です。

○松本美子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより認定第6号 平成26年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○松本美子委員長 議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○松本美子委員長 討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成26年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○松本美子委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○松本美子委員長 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件及び議案第48号の審査は全て終了いたしました。

5日間にわたりまして、慎重審議大変お疲れさまでございました。

柳代表監査委員、清水監査委員、岩澤町長をはじめとする町理事者の皆様には、大

変更多用のところご出席をいただき、まことにありがとうございました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子委員長 異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 1時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

委員長